

平成28年度

包括外部監査の結果報告書

〔 試験研究機関の財務に関する事務の執行について 〕

平成29年3月

福井県包括外部監査人

野 波 俊 光

目 次

第1章 外部監査の概要	
Ⅰ. 外部監査の種類.....	1
Ⅱ. 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
Ⅲ. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由.....	1
Ⅳ. 監査対象機関.....	1
Ⅴ. 監査対象期間.....	2
Ⅵ. 主要な監査目標.....	2
Ⅶ. 監査実施期間.....	2
Ⅷ. 訪問日一覧表.....	2
Ⅸ. 外部監査人および補助者.....	3
X. 重要な用語の説明.....	3
XI. 利害関係.....	3
第2章 監査対象の概要	
Ⅰ. 試験研究機関の組織上の位置づけ.....	4
Ⅱ. 試験研究機関の分類.....	5
Ⅲ. 試験研究機関に関する福井県の重点政策.....	9
第3章 総論	
Ⅰ. 研究活動管理事務.....	10
Ⅱ. 収入事務.....	15
Ⅲ. 支出事務および契約事務.....	17
Ⅳ. 財産管理事務.....	25
Ⅴ. 研究活動の財源.....	47
Ⅵ. 組織運営関係.....	52
Ⅶ. 規程等の整備.....	54
Ⅷ. 監査の結果一覧.....	55
第4章 各論	
Ⅰ. 工業技術センター.....	56
1. 工業技術センターの概要.....	56
2. 研究活動管理事務.....	68

3. 収入事務.....	87
4. 支出事務.....	99
5. 契約事務.....	106
6. 財産管理事務.....	115
II. 農業試験場.....	122
1. 農業試験場の概要.....	122
2. 研究活動管理事務.....	131
3. 収入事務.....	147
4. 支出事務.....	155
5. 契約事務.....	163
6. 財産管理事務.....	167
III. 園芸研究センター.....	172
1. 園芸研究センターの概要.....	172
2. 研究活動管理事務.....	180
3. 収入事務.....	182
4. 支出事務.....	186
5. 契約事務.....	193
6. 財産管理事務.....	196
IV. 食品加工研究所.....	200
1. 食品加工研究所の概要.....	200
2. 研究活動管理事務.....	205
3. 収入事務.....	210
4. 支出事務.....	212
5. 契約事務.....	217
6. 財産管理事務.....	220
V. 水産試験場.....	224
1. 水産試験場の概要.....	224
2. 研究活動管理事務.....	231
3. 収入事務.....	243
4. 支出事務.....	245
5. 契約事務.....	254
6. 財産管理事務.....	258

VI. 栽培漁業センター.....	262
1. 栽培漁業センターの概要.....	262
2. 研究活動管理事務.....	268
3. 収入事務.....	270
4. 支出事務.....	274
5. 契約事務.....	283
6. 財産管理事務.....	286
VII. 内水面総合センター.....	289
1. 内水面総合センターの概要.....	289
2. 研究活動管理事務.....	294
3. 収入事務.....	297
4. 支出事務.....	300
5. 契約事務.....	308
6. 財産管理事務.....	313
VIII. 畜産試験場.....	317
1. 畜産試験場の概要.....	317
2. 研究活動管理事務.....	323
3. 収入事務.....	335
4. 支出事務.....	339
5. 契約事務.....	346
6. 財産管理事務.....	350
IX. 総合グリーンセンター.....	355
1. 総合グリーンセンターの概要.....	355
2. 研究活動管理事務.....	361
3. 収入事務.....	372
4. 支出事務.....	375
5. 契約事務.....	383
6. 財産管理事務.....	387
X. 建設技術研究センター.....	391
1. 建設技術研究センターの概要.....	391
2. 研究活動管理事務.....	396

3. 収入事務.....	404
4. 支出事務.....	406
5. 契約事務.....	411
6. 財産管理事務.....	414
XI. 衛生環境研究センター.....	417
1. 衛生環境研究センターの概要.....	417
2. 研究活動管理事務.....	425
3. 収入事務.....	430
4. 支出事務.....	432
5. 契約事務.....	440
6. 財産管理事務.....	444
XII. 原子力環境監視センター.....	449
1. 原子力環境監視センターの概要.....	449
2. 研究活動管理事務.....	454
3. 収入事務.....	459
4. 支出事務.....	460
5. 契約事務.....	466
6. 財産管理事務.....	473

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（監査テーマ）

試験研究機関の財務に関する事務の執行について

III. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

福井県は、現在12の試験研究機関（県の出先機関として7機関、附置機関が5機関）を有している。各々の試験研究機関は、産業振興および技術開発を目的とした研究事業を通じて、県内産業の育成・発展を図るとともに、県民生活の向上に寄与してきたところである。

一方で、事業の特性上、成果がどのような形で県民に還元されているか見えづらい面があり、「目的とした成果、効果をあげているか」「より効果のでる方法はないか」「無駄なコストはかかっているか」という点において県民の関心は高いといえる。

平成27年度は、5カ年に亘って推進された「第三次行財政改革実行プラン」の最終年度であり、重点施策の一つである「試験研究機関の機能強化」の達成状況を検証する状況にもある。

以上により、試験研究機関の財務に関する事務の執行を監査対象とする。

IV. 監査対象機関

以下の県の試験研究機関を監査対象とした。

- ・工業技術センター
- ・農業試験場
- ・園芸研究センター
- ・食品加工研究所
- ・水産試験場
- ・栽培漁業センター
- ・内水面総合センター
- ・畜産試験場
- ・総合グリーンセンター
- ・建設技術研究センター
- ・衛生環境研究センター
- ・原子力環境監視センター

(※) 県の行政組織では、園芸研究センターは農業試験場の附置機関として、食品加工研究所は食料産業振興課の附置機関として、栽培漁業センターと内水面総合センターは水産試験場の附置機関として、建設技術研究センターは福井土木事務所の附置機関として、それぞれ位置付けられている。

V. 監査対象期間

原則として平成27年度(必要に応じて過年度および平成28年度についても対象とした)

VI. 主要な監査目標

主要な監査目標は以下のとおりである。

- ・事務の執行および事業の管理の適正性
- ・事務の執行および事業の管理の経済性、効率性、有効性

VII. 監査実施期間

平成28年5月1日から平成29年3月31日

VIII. 訪問日一覧表

各試験研究機関等への質問・インタビューは、平成28年7月22日から11月30日にかけて、以下のスケジュールで実施した。

日付	時間	施設名
平成28年7月22日	9:00~12:00	工業技術センター(テスト訪問)
平成28年8月18日	9:30~17:00	原子力環境監視センター
平成28年8月25日	9:00~16:40	衛生環境研究センター
平成28年8月29日	9:00~16:15	建設技術研究センター
平成28年9月1日	9:00~16:10	食品加工研究所
平成28年9月2日	9:00~16:40	工業技術センター(1回目)
平成28年9月6日	9:00~16:20	畜産試験場
平成28年9月8日	9:00~16:30	農業試験場(1回目)
平成28年9月12日	9:30~15:15	園芸研究センター
平成28年9月13日	9:00~16:20	工業技術センター(2回目)
平成28年9月20日	9:00~16:40	総合グリーンセンター
平成28年9月23日	9:30~16:00	栽培漁業センター
平成28年9月26日	9:30~16:00	水産試験場
平成28年9月27日	9:00~16:00	内水面総合センター
平成28年10月4日	9:00~16:00	農業試験場(2回目)
平成28年11月30日	9:00~12:30	県庁(財産活用推進課、財務企画課、地域産業・技術振興課)

IX. 外部監査人および補助者

・包括外部監査人

野波俊光（公認会計士）

・補助者

藤井宏澄（公認会計士） 木村善路（公認会計士） 廣部貴子（公認会計士）

松川浩一（公認会計士） 齋藤栄慶（公認会計士） 谷川俊太郎（公認会計士）

安岡聖知（公認会計士）

X. 重要な用語の説明

本報告書の中で繰返し使用される以下の用語については、それぞれ次のような意味で用いている。

【使用されている用語の説明】

・「指摘事項」と「意見」について

本報告書の中で「指摘事項」としているものは、監査手続を実施した結果として、法令、規則、条例等に違反していると認められるもの、違法ではないが専門的見地から改善を要すると認められるもの、社会通念上適当でないと認められるものである。一方、「意見」としているものは、その他の観点からの外部専門家としての所感および提言である。

・3Eについて

3Eとは、**Economy**（経済性）、**Efficiency**（効率性）および **Effectiveness**（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができたか」、効率性は「同じ材料でどれだけものを算出できたか」、有効性は「その産出物によってどれだけ効用を生み出せたか」を意味する。

【本報告書における記載内容の留意事項】

・端数処理について

報告書の数値は、原則として金額については単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率については小数点 2 位以下を四捨五入して記載している。したがって、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

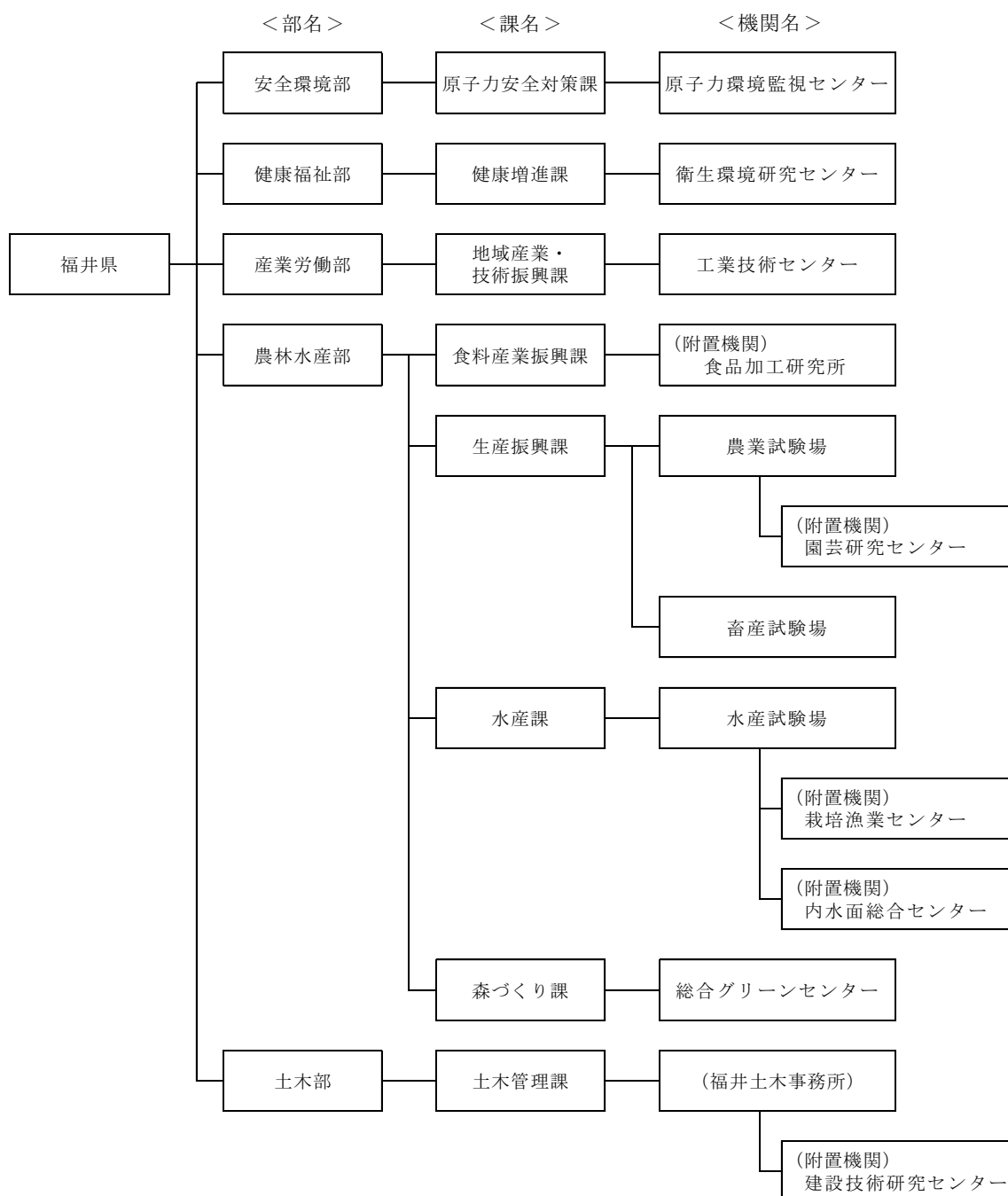
XI. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

I. 試験研究機関の組織上の位置づけ

福井県は、5つの部（8つの課）に、附置機関も含め計12の試験研究機関を設置している。各試験研究機関の組織上の位置づけは次のとおりである。



II. 試験研究機関の分類

公設の試験研究機関（以下「公設試」という。）は、その目的および役割から、工業系、農林水産系、土木・建築系および衛生・環境系の4つに区分することができる。このうち、産業振興を直接的な目的とし、具体的な受益者を想定しているのは工業系と農林水産系であり、他方、土木・建築系および衛生・環境系は広く県民一般の公益に資することを目的としている。

県内の公設試の、平成27年度職員数、歳出総額、保有財産額および分類をまとめると、次のとおりとなる。

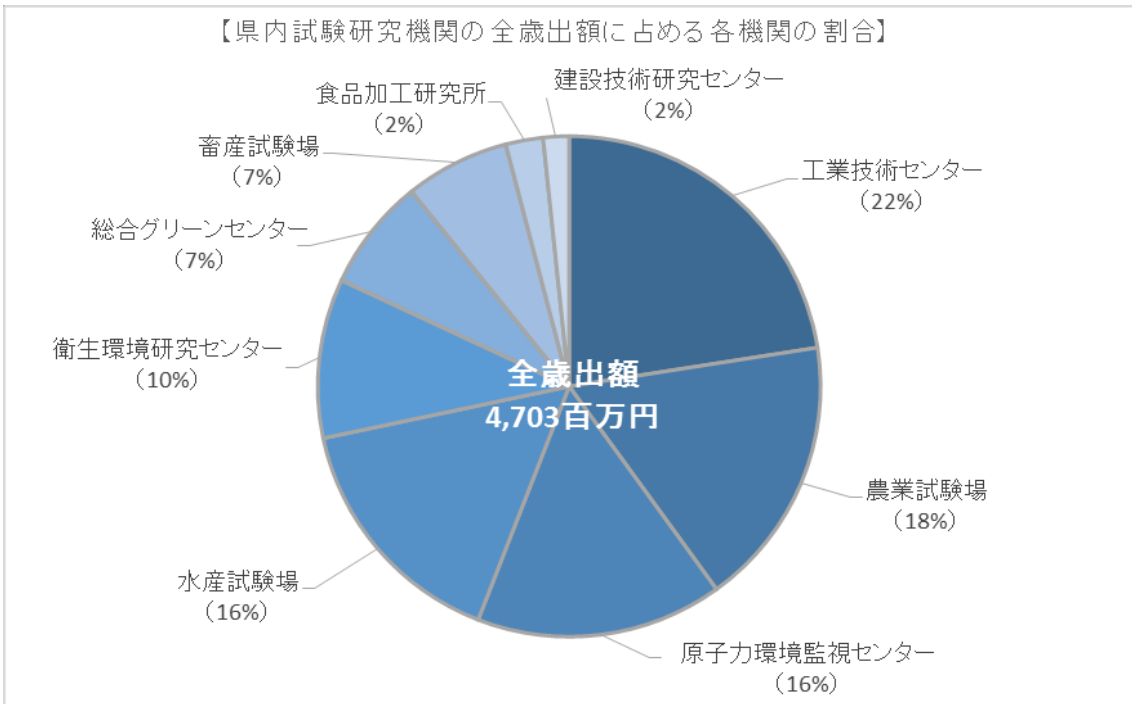
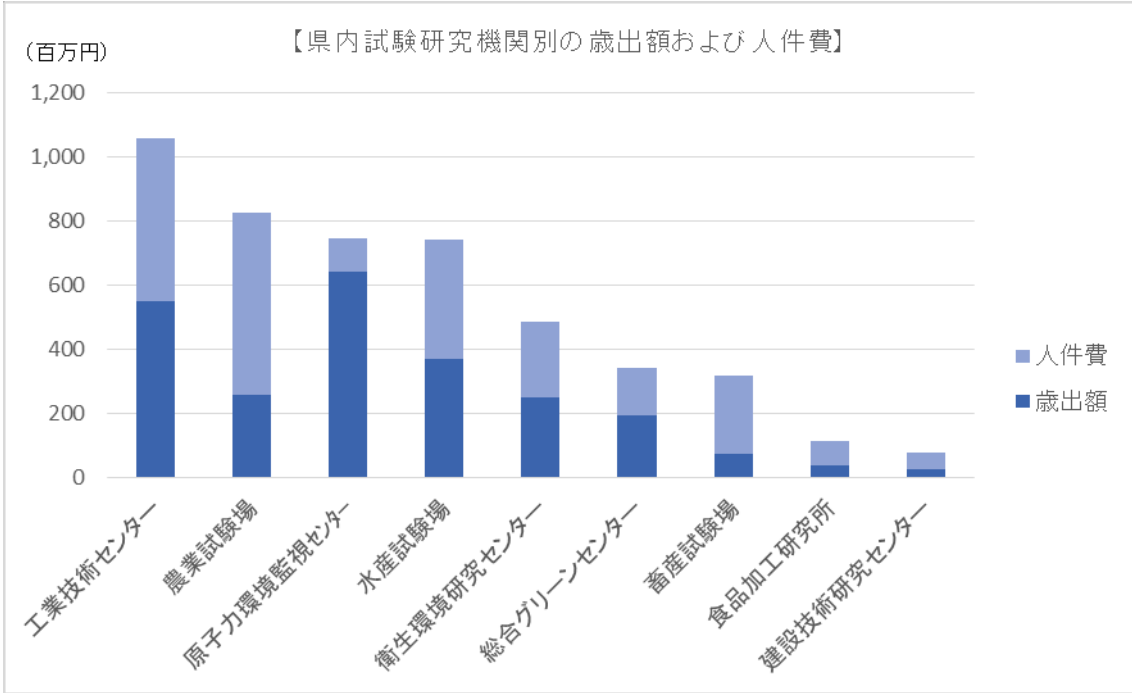
機関名	職員数 (名)	歳出総額（百万円）			保有 財産額 (※3)	分類	
		歳出額 (※1)	人件費 (※2)	合計			
1.工業技術センター	68	551	508	1,059	10,067	産業 振興系	工業系
2.農業試験場	48	257	567	824	2,132		農林 水産系
3.園芸研究センター	26						
4.食品加工研究所	13	38	75	113	560		
5.水産試験場	31	368	374	742	2,708		
6.栽培漁業センター	7						
7.内水面総合センター	7						
8.畜産試験場	33	75	241	316	1,054		
9.総合グリーンセンター	22	192	149	341	2,463		
10.建設技術総合センター	6	26	52	78	287	土木・建築系	
11.衛生環境研究センター	34	248	236	484	1,259	衛生・環境系	
12.原子力環境監視センター	13	643	103	746	4,777		
(合計)	308	2,398	2,305	4,703	25,307		

(※1) 各試験研究機関の業務年報等より記載

(※2) 県からの聴き取りを基に監査人が集計。各試験研究機関の歳出額には（臨時職員等を除き）職員人件費が含まれていない。したがって、公設試の実質的な歳出総額は（※1）との合算額になる。

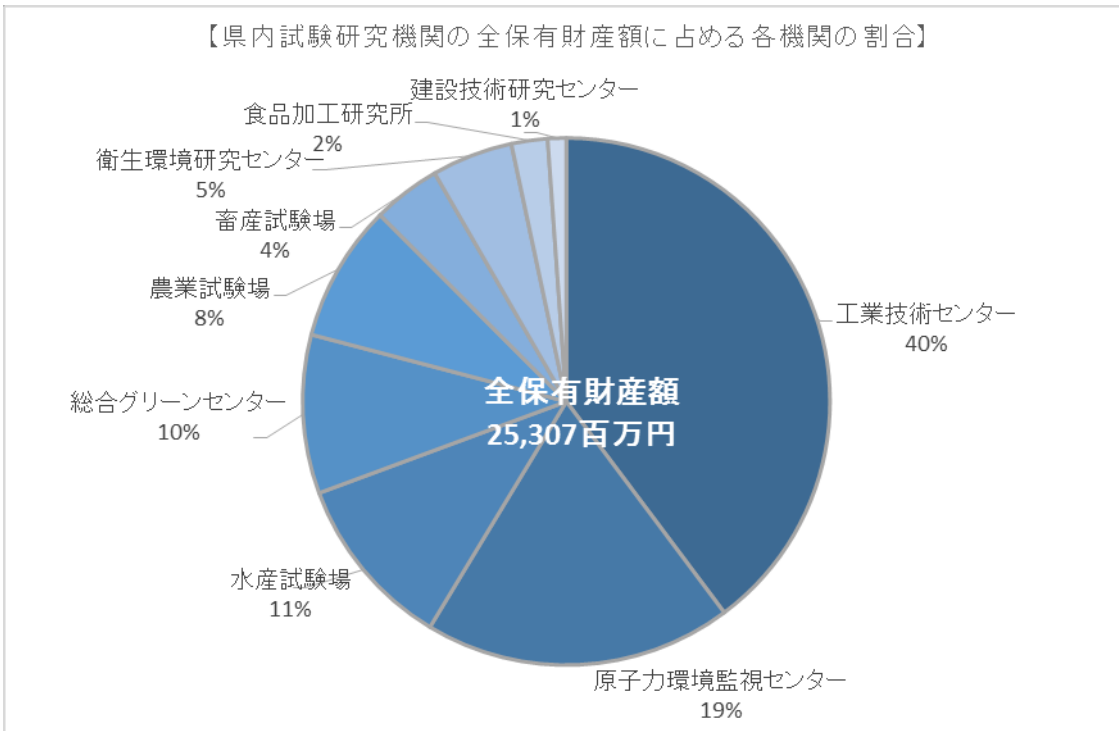
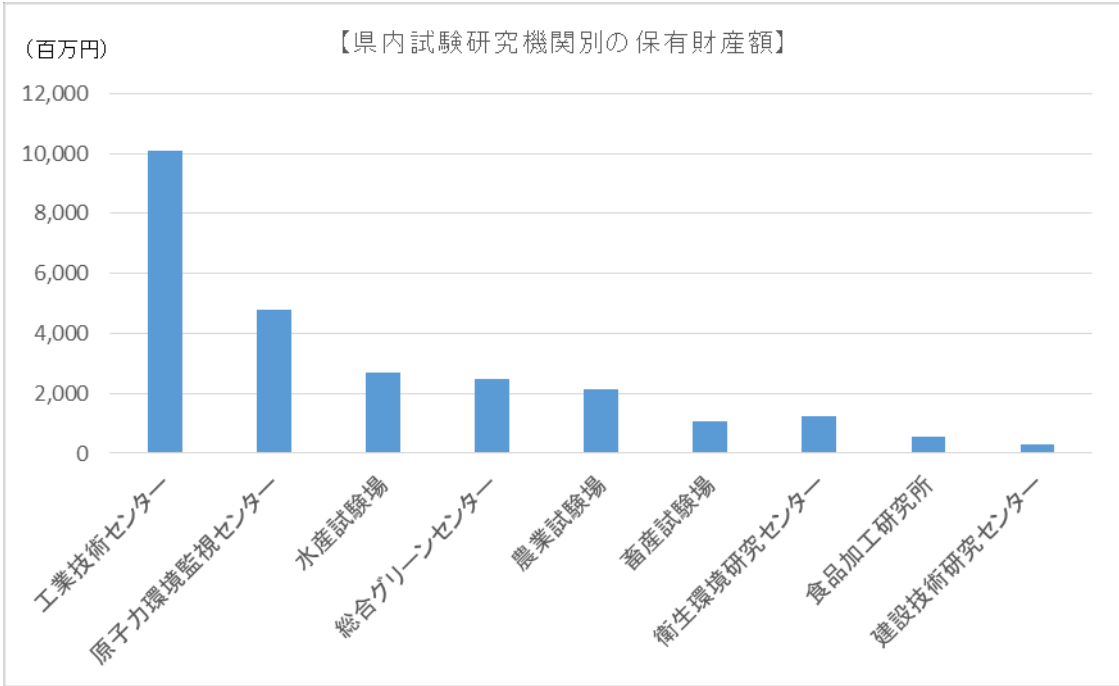
(※3) 各試験研究機関からの聴き取りを基に外部監査人が集計した金額である（詳細な内訳については、第4章「各論」の「財産の状況」を参照）。

各公設試ごとに、業務内容や全業務内での研究開発業務にかける比重は様々であるが、概していえば、産業振興系および土木・建築系の公設試は研究開発業務を中心に行い、衛生・環境系の公設試は行政調査を中心に行っている。ただし、産業振興系の公設試の中でも、研究開発業務とその他の業務（依頼試験業務等）とのバランスは一律ではなく、又、衛生・環境系の公設試で研究業務に積極的に取り組んでいる分野もある。

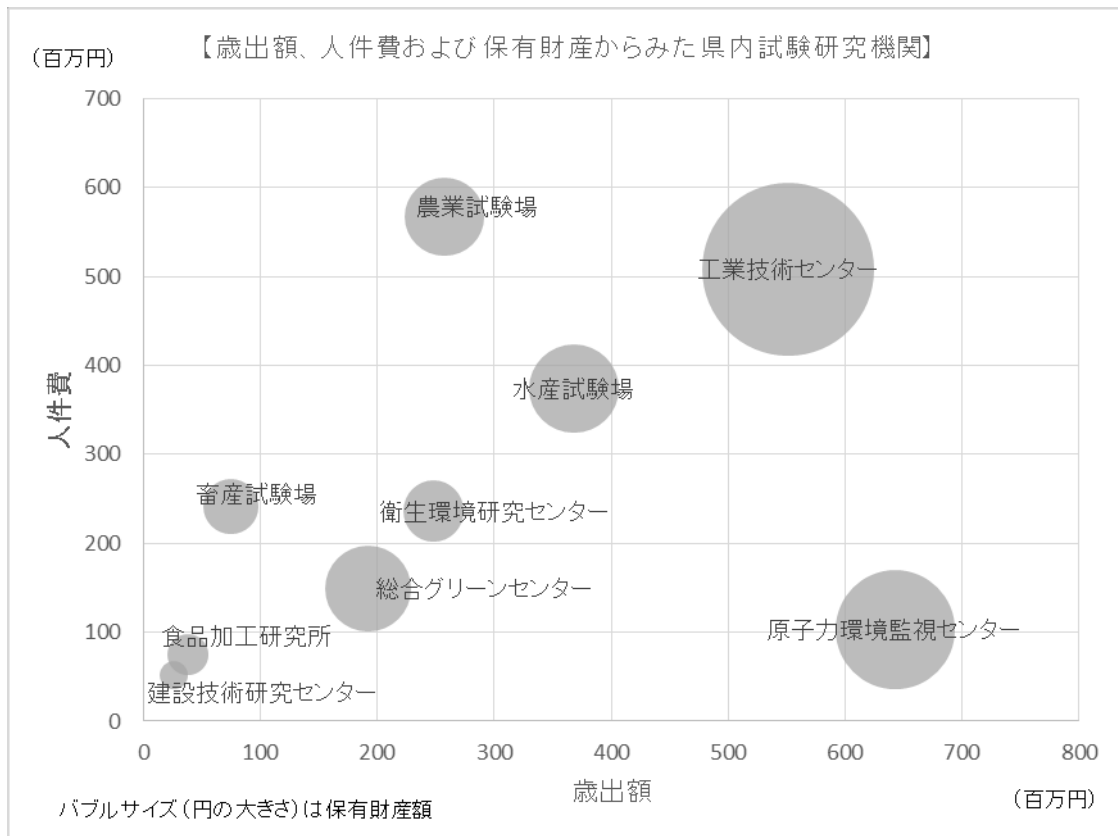


(職員人件費を除いた) 歳出額が最も多額なのは原子力環境監視センターであり、人件費が最も多額なのは農業試験場であるが、歳出総額ベース(歳出額および人件費の合算値)では工業技術センターの支出額が最大である。

(※) 農業試験場には園芸研究センターを、水産試験場には栽培漁業センターと内水面総合センターをそれぞれ含むため、上記グラフ上の試験研究機関の数は9となっている(次頁以降のグラフも同様)



保有財産額は工業技術センターが最も多く、県内試験研究機関の全保有財産の 40%を占める。次いで原子力環境監視センターが多く全保有財産の 19%を占め、これら 2 機関で全保有財産額の過半を占める。



工業技術センターは、歳出額、人件費および保有財産の全てが多額であり、豊富な資本によって大規模な研究が展開されているといえる。原子力環境監視センターは、歳出額および保有財産は多額であるが人件費は比較的少なく、資本集約的な研究機関であるといえる。農業試験場は、人件費は多額だが保有財産は県内公設試の中でも平均的な水準であり、労働集約的な試験研究機関であるといえる。

Ⅲ. 試験研究機関に関する福井県の重点政策

福井県が平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に亘って推進してきた「第三次行財政改革プラン」では、公設試に関する重点政策が掲げられている。以下、関連部分のみ抜粋する。

第三次行財政改革プラン 平成 23 年 7 月（平成 24 年 3 月 一部改訂）

【最適な行政運営の推進】

- 限りある行政資源を最大活用し、複雑化・多様化する行政サービスを効率的に提供できる最適な行政運営を推進します。
 - 現場機能の強化・効率化
 - ◇ 試験研究機関の機能強化
 - 研究テーマの設定から研究の成果までをわかりやすく「見える化」
 - より県民の利益につながるようニーズ調査に基づくテーマ・目標設定や企業・県民など利用者による評価を実施
 - 特許権や品種登録など知的財産権の積極的な取得・活用を推進
- 試験研究の「見える化」について
 - 当初予算時における次年度の研究課題等の公表や研究成果の一斉発表会、各種広報誌による試験研究成果の PR、小中学校の体験学習・遠足の受入れ等を強化し、より「見える化」を進めます。
- 研究開発テーマ・目標の設定や評価について
 - （現状）研究テーマは各試験研究機関が外部委員を含む評価委員会を開催し、課題設定時から成果普及後までを評価しています。
 - 今後は、これに加え、より県民の利益につながる研究開発とするため、ニーズ調査を踏まえて研究開発テーマ・目標を設定するとともに、企業・県民など利用者からの評価を実施します。
- 中期的な目標の設定について
 - 特許権など知的財産（平成 23 年 4 月現在、123 件取得）を活用した企業の新製品開発の支援やさらなる知的財産の取得、消費者志向に合ったコシヒカリに代わる新しい品種の開発等、試験研究機関ごとに中期的な目標を定めて研究開発に取り組みます。

第3章 総論

I. 研究活動管理事務

1. より効果的な研究テーマ（研究課題）の設定を

（1）研究結果（アウトプット）と研究成果（アウトカム）との違い

地方財政の状況が厳しさを増す中、公設試の研究活動には相当規模の支出予算を伴うことから、活動に対する一定の「成果」が地域住民より求められる。ここで、研究活動における「成果」とは、研究活動の成否自体（当初意図した研究結果が出たかどうか）を単に意味するのではなく、県内事業者への波及効果、すなわち「県内事業者への技術の普及」「製品化による売上増加」「技術革新によるコスト削減」等を通じた産業振興への貢献度を意味する。換言すれば、普及してこそ「成果」と呼ぶことができ、研究の結果自体は成果ではなく、研究の「結果（＝アウトプット）」と「成果（＝アウトカム）」は厳密に区別されなければならない。

そして、研究活動から「成果」が生まれるかどうかについては、研究活動の初期段階であるテーマ企画プロセスが大きな影響を与える。

（2）研究テーマ企画プロセスの重要性

研究活動のプロセスは、研究テーマの企画プロセスと実行プロセスとに分けられる。前者においては、より「成果」に結びつく良いテーマ（研究課題）をいかに発見し採択するかが業務の中心となり、想定する受益者（県内事業者）のニーズを十分に把握した上で研究課題に落としこむことが重要となる。後者においては、研究リソースの供給および管理が業務の中心となり、研究課題の実行過程においていかに研究活動の生産効率を高めるかが重要となる。

テーマ（研究課題）自体がニーズを十分に把握、反映したものでなければ、その後どれだけ生産効率を高めて何がしかの研究結果を産出したとしても、研究より得られた結果が事業者に普及される可能性は低く波及効果も限定的なものとなってしまう。

（3）外部評価委員会の果たす役割

テーマ企画プロセスにおいては、公設試内の技術職（研究員）を中心に構成される内部評価委員会による内部評価、および有識者を中心に構成される外部評価委員会による外部評価、の2段階を経てテーマ（研究課題）は採択、予算化される。

科学技術の進展、経済のグローバル化が進む中、公設試の行う研究活動は専門性が高く、研究内容を理解するには高度な専門的知識を要する。そのため、研究内容についてウェブ等で開示がどれだけ進んだとしても、県民が研究活動の妥当性を直接的に判断するのは困

難な面がある。ここで、外部専門家によるチェックというフィルターを介して「いまどのような研究を行っているのか」「研究テーマは県民のニーズに即したのか」「研究を継続する意味はあるのか」「研究テーマは成功したのか否か」について県民は間接的に妥当性をチェックし公設試の研究活動について理解を深めることができる。この意味で、外部評価委員会の果たす役割は極めて重要である。

(4) 今後の課題

県内公設試 12 機関を全て往査し、各種資料の閲覧および関係者への質問を実施したところ、日々の技術指導や相談業務、事業者からのアンケートによる情報収集等を介して個々の研究員が業界ニーズを丁寧に把握しようとする姿勢が認められた点は高く評価できる。あえて言うならば、公設試に馴染みのない未利用企業へのアプローチの余地はまだあるはずなので、積極的なプロモーション等を行うことにより更なる利用企業拡大を推進し、引き続き県内事業者の情報収集やニーズ把握に努力されることを期待したい。

他方、外部評価委員会の果たす機能の十分性という点においては複数の公設試でいくつかの課題が認められた。主なものとしては、「外部評価委員会にかけられる課題の選定が適切か」「外部評価委員会が適切に開催されているか」「外部評価委員の評価が適切に行われているか」の 3 点が挙げられる。具体的には以下のとおりである。

- ① 評価対象とする研究課題の選定基準が不明確
- ② 欠席者が生じた状態での外部評価委員会の開催
- ③ 評価票のコメント欄の記載が不十分であり最終評価の根拠が不明確

まず、①についてであるが、物理的に全ての研究課題を外部評価対象とするのは現実的ではないため、各公設試においては一定の選定基準を設けている。一部の公設試では機関長に一任されていた。外部評価の対象か否かでは県民への開示レベルが異なる一方、外部評価の対象とした場合には相応の人的・物的コストがかかることに鑑みて、外部評価対象の選定は明確な根拠のもとに実施すべきである。規程にて選定基準を明確化しておくことが望ましい。また、一部の公設試では、研究予算が一定金額以上の研究課題を外部評価対象としていた。金額基準は、課題の重要性を決定する有力な判断材料ではあるが、「金はかかっていないが人手はかかっている」等の質的に重要な課題が評価対象から漏れてしまう可能性がある。質的重要性にも一定の配慮が必要である。

次に、②についてであるが、外部評価委員会は（民間会社の）株主総会のような「個性のない多数の者の出席に基づく、多数決で物事を決める会議体」とは異なり、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、欠席者がいる場合は、別途説明の機会を設ける等の対応が必要と考える。

最後に、③についてであるが、外部評価委員会の事前評価は「課題選定に資する」、中間評価は「研究継続の是非」、事後評価は「今後の研究活動の参考にする」ものとなるため外部評価委員会の果たす役割は重要であり、特に事前評価は研究課題の採択そのものに直結するため極めて重要である。今回、研究課題に対する評価コメント欄が白紙であったり極めて簡潔な記載であるものが散見されたが、良い評点、辛い評点いずれの場合であっても「なぜその評点になったのか」についてのコメントが不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。その結果、そもそも効果が望めない研究テーマを採択してしまったり、研究テーマが適切でないと判明した後も研究の中止が行われない可能性も否定できない。コメントが不十分な原因としては「そもそも外部評価委員の専門性が研究課題と適合していない」「課題評価に費やす絶対的な時間が不足していること」等が考えられるため、より柔軟な評価委員の選定（例えば本場と附置機関で外部評価委員を分ける）や、十分な評価時間の確保等について検討すべきであろう。

2. 費用対効果について

(1) 研究活動における費用対効果の考え方

大学や国立研究機関と異なり公設試は科学的真理を探求する場ではないので、取り組む研究課題は、(基礎研究であれ応用研究であれ)産業振興を直接的な目的としたものとなる。すなわち、研究目標は、県内事業者の製品やプロセスの革新や改良を最終出口とした新技術の開発にあり、研究成果は経済的効果として把握されることとなる。

すなわち、県における一般的な事業は必ずしも売上や利益といった経済的効果が当てはまらず便益概念を要する場合がほとんどであるのに対して、公設試の研究活動は、対象産業の売上増加額やコスト削減額等を直接的または間接的に捕捉することが可能である。このような経済的効果は、当該研究に投下された資本(支出額)との関係すなわち「費用対効果」の観点から評価されなければならない。

費用対効果とは、ある費用をかけたとき、どれだけ効果があるかということ測定する指標である。逆に言えば、ある効果をあげるのに、どれだけ費用がかかったかをみる指標ともいえる。事業の特性上、研究活動に費用対効果という発想は馴染まないという考えも確かにあるが、地方財政の状況が厳しさを増す昨今の状況を考慮すれば、公設試といえども費用対効果と無関係に活動することはできない。個々の研究成果の顛末を明らかにし、期待される成果はでたのか(効果面)、成果がでたのであれば費用はそれに見合っているかどうか(費用面)を、定期的にチェックする体制の構築が必要である。

県内公設試 12 機関を全て往査し、各種資料の閲覧および関係者への質問を実施したところ、効果面の測定および費用面の測定それぞれにおいて以下のような課題が認められた。

(2) 効果面における課題

研究成果の普及状況は、外部評価委員会における追跡評価によって検証されている。期待どおりの効果が得られていないと評価された研究課題について、追跡評価報告書上「問題点と今後の対応」として触れられてはいるものの、その後のフォローアップまで制度上要求されていない機関が複数あった。この場合、追跡評価の形骸化にもつながりかねず、時の経過とともに研究成果の顛末が曖昧になる恐れがある。

追跡評価が低評価となる原因は「設定した課題がそもそもニーズに適合していなかった」または「普及方法に課題が残っている」のいずれかである。原因を明らかにした上で、今後の改善努力次第で普及拡大が見込める研究課題については、追跡評価を1回限りで終了するのではなく、一定期間後に再び追跡調査を実施し、評価委員会の再度の評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくべきであると考えます。

普及の可能性が乏しいと判断された研究課題については、外部評価に再度かける必要はないが、今後の課題設定に活かすためにも詳細な原因分析および成否の結論付けを行った上で、外部評価委員会への報告事項とすべきである。

(3) 費用面における課題

公設試の研究活動には「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」といった多種多様な行政資源が投入されている。その中でも「ヒト」に関するコストである人件費は、12 公設試合計で約 23 億円（平成 27 年度実績。職員人件費のみ）発生しており重要性が特に高い。しかしながら、県の各所属全てに共通することではあるが、個々の公設試の歳出において、この人件費が決算額には計上されない。その結果、公設試の研究事業（研究課題）のコストにも含まれておらず、どの研究課題にどれだけの人件費が発生しているのかが全く把握されていない。そのため、費用対効果の測定が極めて困難な状況にある。

たしかに公設試の研究職は研究活動のみに専念しているわけではなく、業務のウェイトとしては技術相談対応等の間接業務の方が場合によっては大きいかもしれない。社会的役割として技術相談等の支援業務は重要であるし、研究テーマ設定にあたり地場産業のニーズを把握する上でも研究以外の間接業務は不可欠であろう。間接業務に関しては特定の成果を念頭に置いておらず、費用対効果の考えは馴染まないかもしれない。しかしながら、公設試の本来的業務は研究活動であり、限りある財源の中で活動を展開する以上、正味の研究活動に関しては費用対効果の因果関係を明らかにする必要がある、最大のコストである人件費の発生態様を研究事業（研究課題）ごとに明らかにする必要がある。

そこで、研究職をはじめとした公設試の職員人件費を研究事業ごとに紐付けする必要があるが、ひとつの考え方として民間企業における原価計算の計算手法が参考になる。すなわち、職員人件費を年間の総作業時間で除して人件費単価を算出し、「人件費単価×研究活動に携わった作業時間＝人件費」を各研究事業に配賦するという計算手法である。

公設試の現場では、研究職が属人的に作成している研究メモや簡便な業務日報はあるものの、「どの研究課題に」「何時間費やしたのか」の情報は記入されておらず、上記の原価計算を行う上では不十分なものである。業務日報に研究の所要時間の情報を加えることにより、ムダな業務がないか、間接作業により研究テーマに集中できる環境が阻害されていないか、といったマネジメントツールとしての活用が期待され、副次的な効果として人件費はどれくらいかかっているかという原価計算目的も充足できる。現場への負担が大きくなることを条件に、業務日報の充実化について検討すべきであろう。

II. 収入事務

1. 適切な単価設定について

(1) 手数料・使用料収入

手数料・使用料は、公設試の施設等を利用する者から徴収する収入である。下記 a 表は、平成 26 年度の手数料・使用料の金額と、歳入全体に占める割合を北陸 3 県で比較したものである。

a 表<平成 26 年度 歳入内訳(北陸 3 県)> ～総務省 HP 地方財政状況調査より～
(単位：千円)

	福井県	構成比	石川県	構成比	富山県	構成比
使用料	2,980,711	0.7%	4,189,268	0.8%	7,280,567	1.3%
手数料	1,421,401	0.3%	1,879,620	0.3%	2,126,367	0.4%
歳入総額	453,743,844	100.0%	539,721,961	100.0%	547,211,372	100.0%

設備や施設の規模や数の違いもあるため単純な比較はできないが、福井県は他県に比べ歳入総額に占める手数料・使用料の金額・割合が低くなっている。

次に、福井県工業技術センターの 1 件当たり手数料・使用料収入を示したのが下記 b 表である。

b 表<福井県工業技術センター／1 件当たり手数料・使用料収入 (平成 26 年度) >
(端数切捨て)

依頼試験	手数料収入 (千円)	18,266	設備利用	使用料収入 (千円)	33,429
	件数 (件)	6,223		件数 (件) 数	4,742
	1 件当たり収入(千円)	2.9		1 件当たり収入(千円)	7.0

他県の公設試の 1 件当たり手数料・使用料収入のデータとの比較ができないため一概には言えないが、福井県が他県と比べ歳入総額に占める使用料・手数料の金額・割合が低くなっている原因のひとつとして、使用料・手数料の単価設定が考えられる。手数料・使用料に関しては県の条例で時間当たり・あるいは件数当たりの単価が設定されているが、当該単価が過少となっている可能性はないだろうか。これらの単価が適正な水準であるかどうかの検討が必要と考える。

適正な価格水準とは、提供したサービスに応じたものである必要がある。公設試は営利を目的としていないことから、低価格でのサービスが県民の利益につながるといった考え

方もある一方で、県民全体の利益の公平性といった観点から考えた場合、受益に応じた一定の費用負担を求めることも考慮していくべきであろう。

では、適正な価格とは何か。ここで、適正か否かを判断するための基準となる物差しが必要となる。物差しのひとつとして、サービス提供にかかるコストが考えられる。コストの中には、現金支出を伴う経費ばかりでなく、設備・機器の減価償却費や人件費も含まれる。サービス提供に全体でどれだけのコストがかかっているかを正確に把握し、これを参考にすることで、適正価格の水準を検討することが可能となる。

(2) 受託事業収入

受託事業収入は、受託事業上の発生経費を積算して委託先に報告することで、当該発生経費分の収入を得るものである。複数の公設試で、受託事業収入に関する発生経費の明細表を確認したが、いずれも労務費や間接経費が計上されていない。

労務費については、研究は通常の業務の範囲内で行われるものであり、当該受託研究のために特別にアルバイト等を雇うことで別途人件費が発生したりすることはないこと、間接経費のうち減価償却費については、機械の使用状況（使用日数・時間等）を把握することが困難であること等を理由に計上していない。受託事業には労務費等を積算せずに公設試の参画を求めているケースも中にはあり、単純に公設試側だけの要因とは言い切れない面もたしかにある。

しかし、研究コストのうち最も大きな割合を占めるのは人件費や大型設備の減価償却費であり、これらのコストを認識および測定した上で受託事業の収支バランスを把握することは、試験研究機関の収入業務における経済性の観点から重要である。委託先へ請求する・しないの判断に係わらず、各受託事業のコスト構造を把握した上での受託額決定、という思考が肝要である。

2. 高額機器の利用実績について

高額機器のうち、最近5年間の利用実績に乏しく、公設試の収入にほとんど貢献していないものが散見された。すなわち、試験研究目的で当初取得した高額備品につき、その後他の試験研究業務に利用されることなく、その一方で依頼試験や機器貸出等による活用実績にも乏しい高額機器があった。高額備品はメンテナンスにも多額の支出を伴う場合が多く、利用実績に乏しい高額備品に多額の修理費がかけられているケースもあった。

長期的な観点から、取得費用（イニシャルコスト）および維持費用（ランニングコスト）を入念に見積もり、将来の使用見込を慎重にシミュレーションした上で、費用対効果を十分考慮して投資意思決定すべきと考える。

Ⅲ. 支出事務および契約事務

1. 契約方法について

県が契約を締結する場合の契約方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つに大きく分けられる。それぞれにメリット、デメリットがあるためどの契約が適しているのかについて、よく検討したうえで契約方法を選択する必要があるが、地方自治法により原則として一般競争入札による契約が求められており、指名競争入札や随意契約は例外的な方法とされている。県では、原則に従いできる限り一般競争入札による調達を行うよう努力している。その結果、一般競争入札を行っているにも関わらず入札参加者が1者のみという案件が散見されるようになっており、今一度調達方法の在り方を検討する必要があると考えられる。

(1) 試験研究機関における契約方法の在り方

公設試においても、原則として一般競争入札とする県の考え方に間違いはない。しかし、入札参加者が毎回1者でかつ長年にわたり同じ業者と契約している案件があり、一般競争入札とすることが原則であるという前提に立ったうえでさらに合理的な契約方法がないかを検討する必要がある。

外部監査としては、一般競争入札に付しても参加者が増加しない案件について、その理由を以下の3つに分類できると考えている。

- ①既に市場価格を大幅に下回る水準での契約がなされており、新規参入業者にとってうまみ（利益）がない案件となっているため。
- ②仕様書の内容により実質的な参入が困難となっているため。
- ③県内では1者しか取扱業者が無く、事実上独占状況であるため。

①の既に市場価格を大幅に下回る水準での契約がなされている場合、契約方法の見直しは特に必要ないと考えられる。但し、市場価格を下回る価格での調達となっている可能性もあるため、品質が確保されているかについての検証は必要である。

②の仕様書の内容により実質上参入が困難な場合、仕様書の内容を見直すことで一般競争入札の参加者数が増加することが見込まれる。また、仕様書の作成に民間のノウハウを利用できるよう、随意契約とはなってしまうものの公募型プロポーザル方式により提案を提供してもらう方法も考えられる。

③の県内で1者しか取扱業者がない場合は、実質的に随意契約となってしまうが、契約方法の見直しは特に必要ないと考えられる。但し、都市部においては競争相手も存在する可能性があるため、他県の状況などが調査可能であれば他県の動向を把握し、契約金額の妥当性を検討する必要がある。

公設試では、特殊な備品や特殊な業務の委託が存在しており、一般競争入札に適さない

契約案件が県の他の部署に比べて多い。現状では、原則として一般競争入札としており問題はないが、上記②の場合にはさらに改善できる可能性がある。その前提として、入札参加者数が1者である場合に、その要因を分析するような仕組みが必要であろう。なお、指名競争入札が原則として5者以上の参加者数を求めており、整合性を図るためにも一般競争入札においても5者以上参加することが望ましいと考えられる。

(2) 今後のあるべき契約方法の在り方

外部監査で契約方法を検証した結果、原則的に一般競争入札による契約が徹底されており、随意契約による特定の者からの調達には合理的な理由がある場合を除き実施されていないことが確認された。しかし、一般競争入札とする場合の事務的な負担の増大や、最低価格を調達先とすることによる質の低い財・サービスを受けるリスクは存在しており、さらに改善できる余地はあるものと考えられる。

一般競争入札のデメリットをカバーできる総合評価方式や公募型プロポーザル方式を積極的に取り入れることによってさらに公平かつ効率性、経済性の高い調達が実施することができるものと考えられる。

【以下は、上記意見に関する参考情報である】

・外部監査対象とした公設試での契約方法の状況

県では原則である一般競争入札とすることを徹底しており、公設試でもその方針に変わりはない。そのため、結果として入札参加者が1者のみとなっている場合があった。また、入札参加者が1者でかつ長期間（5年以上）にわたり同じ業者と契約している案件も存在していた。

①契約方法別の請負率

契約方法	件数	平均請負率
一般競争	116	91.13%
指名競争	14	97.68%
随意契約	40	97.73%
総合評価	1	94.00%
総合計	171	93.22%

注：平成27年度の契約金額1,000千円以上の委託、工事請負、備品購入契約を抽出

契約方法別では一般競争入札、総合評価方式、指名競争入札、随意契約の順で請負率が低かった。

②一般競争入札の参加者数別請負率

入札参加者数	件数	平均請負率
1	68	94.59%
2	21	88.68%
3	9	82.30%
4	8	89.68%
5から9	6	93.98%
10以上	4	63.55%
総合計	116	91.13%

請負率について、参加者数が増えるほど低くなるような単純な傾向は見られない。しかし、参加者数が2者から4者の場合明らかに1者より低くなっている。

・各契約方法の概要とメリット・デメリット

①一般競争入札の概要とメリット・デメリット

一般競争入札は「公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法」（総務省 HP）と定義づけられている。以下はその概要である。

（総務省 HP より）

○入札の公告

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告しなければならない（地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の6第1項）。

○入札参加資格等

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない（令第167条の4第1項）。
- ・談合関与者等を3年間以内排除することができる（令第167条の4第2項）。
- ・工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができる（令第167条の5第1項）。
- ・事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を参加資格要件として定めることができる（令第167条の5の2）。

○落札者の決定方式

予定価格の制限の範囲内において最高（収入を伴う場合）・最低（支出を伴う場合）の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができる（地方自治法第234条第3項）。

- ・低入札価格調査制度（令第167条の10第1項）
- ・最低制限価格制度（令第167条の10第2項）

- ・総合評価方式（令第 167 条の 10 の 2 第 1 項および第 2 項）
（長所）
- ・機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。
- （短所）
- ・契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。
- ・不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。

上記をまとめると、一般競争入札は、機会均等が高く、公平性や経済性が高いため、調達コストを最も削減できる可能性がある一方で、事務手続は煩雑であり、正当な能力がない業者が選定されてしまうリスクが最も高い方法であると言える。そのため、市場にある程度普及しており、供給業者がたくさん存在し、取引金額が高額な調達取引については合理的な方法である一方、特殊性が高く、供給業者が限られるような調達取引には向いていないし、契約金額が低い場合についても事務コストを補うだけのメリットが得られない可能性が高く、向いていないと言える。

一般競争入札のまとめ

推奨される調達取引	推奨されない調達取引
取引金額が高額	取引金額が低額
一般的な商品・サービス	特殊な商品・サービス
取扱業者数が多い	取扱業者数が少ない

②指名競争入札の概要とメリット・デメリット

指名競争入札は「地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式」（総務省 HP）と定義づけられている。以下はその概要である。

（総務省 HP より）

- （概要）
- 指名競争入札によることができる要件
次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札によることができる（地方自治法第 234 条第 2 項、令第 167 条）。
 - ① 契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
 - ② 契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

○指名通知

指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項と併せて通知しなければならない（令第167条の12第1項、第2項）。

○入札参加資格等

・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない（令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第1項）。

・談合関与者等を3年間以内排除することができる（令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第2項）。

・あらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件（令第167条の5第1項の規定事項）として定めなければならない（令第167条の11第2項）。

○落札者の決定方式

原則、予定価格の制限の範囲内において最高（収入を伴う場合）・最低（支出を伴う場合）の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができる（地方自治法第234条第3項）。

・低入札価格調査制度（令第167条の10第1項）

・最低制限価格制度（令第167条の10第2項）

・総合評価方式（令第167条の10の2第1項、第2項）

（長所）

・一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。

・一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。

（短所）

・指名される者が固定化する傾向がある。

・談合が容易である。

上記をまとめると、指名競争入札は、一般競争入札に比べ、機会均等が低く、公平性が低いものの、事務手続負担が軽く、正当な能力がない業者が選定されてしまうリスクが低い方法であると言える。そのため、特殊性が高く、特定の供給業者に限られる場合には合理的な方法である一方、一般的な商品・サービスの調達取引には向いていない。

指名競争入札のまとめ

推奨される調達取引	推奨されない調達取引
特殊な商品・サービス	一般的な商品・サービス
取扱業者数が少ない	取扱業者数が多い

③随意契約の概要とメリット・デメリット

随意契約は「地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法」（総務省 HP）と定義づけられている。以下はその概要である。（総務省 HP より）

（概要）

○随意契約によることができる要件

次のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる（地方自治法第 234 条第 2 項、令第 167 条の 2 第 1 項）。

- ① 契約の予定価格が自治令別表第五で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- ③ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
- ④ 地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

（長所）

・競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。

・契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。

（短所）

・地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

上記をまとめると、随意契約は、機会均等がほとんどなく、公平性が低いものの、事務手続負担が相当軽く、正当な能力がない業者が選定されてしまうリスクがほとんどないが恣意的な価格により調達される可能性が高い方法であると言える。そのため、特殊性が相当高く、供給業者がほぼ1者に限られるような調達取引や、契約金額が低い場合に合理的な方法である一方、供給業者が数者存在する場合や、取引金額が高額な調達取引については向いていない。

指名競争入札のまとめ

推奨される調達取引	推奨されない調達取引
相当程度以上特殊な商品・サービス	一般的な商品・サービス
取扱業者が1者しかない	取扱業者を数者以上確保できる

④総合評価方式による一般競争入札の概要とメリット・デメリット

一般競争入札は、原則として予定価格の制限の範囲内において最高（収入を伴う場合）・最低（支出を伴う場合）の価格をもって申込をした者を落札者として落札者となることとなっている。そのため、単純な価格の勝負になってしまい、不良な財・サービスの提供が排除できない。そのデメリットを補うために競争入札の落札者決定方法として総合評価方式がある。総合評価方式によれば、価格だけでなく、過去の実績や対象物の品質などの定性的な評価も落札結果に反映されることとなるため、一般競争入札のデメリットである不良・不適格業者の混入する可能性を排除することができる。その一方で、事務コストは一般競争入札に比べ高く、相当高額な調達取引においてのみ適用されるべき方法となる。

総合評価方式による一般競争入札のまとめ（一般競争入札に比べ）

推奨される調達取引	推奨されない調達取引
取引金額が高額	取引金額が低額
調達対象の特殊性が高い	調達対象の特殊性が低い

⑤公募型プロポーザル方式による随意契約の概要とメリット・デメリット

随意契約では、業者の評価を特に行わないため、業者決定の過程が不明瞭であるが、公募型プロポーザル方式によれば、業者の提案力や技術力を評価する過程が明確であり、業

者選定が明確化されるため、通常の随意契約に比べ公平性が高い。その一方、事務手続は煩雑になるため、あまり低額な調達取引には向いていない。

公募型プロポーザル方式による随意契約のまとめ

推奨される調達取引	推奨されない調達取引
過去に調達の実績がなく、仕様書の作成が困難	仕様書の作成が容易
随意契約と比べると	
取引金額が高額	取引金額が低額
競争入札と比べると	
調達対象の個別性が高く、汎用性が低い	調達対象の個別性が低く、汎用性が高い

IV. 財産管理事務

1. 知的財産権について

取得した知的財産権各々の現時点における支出額（報償費や手数料など）、実施料収入等の収入、その収支差額および顛末を記載した一覧表等の資料がないので、当該公設試においてどの知的財産権がどのような経済効果をもたらしているのかの判断が現状では困難である。

知的財産権の収支管理を効果的に行うために、各公設試の全ての知的財産権を記載し、個々の知的財産権に関する収支状況と顛末が把握できるような一覧表を作成するのが望ましい。特許権取得・廃棄に際しては費用対効果を勘案すべきであるが、取得・廃棄に至った判断過程は記録に残し、明らかにすべきである。

2. ナレッジマネジメント思考の浸透と実践

地方自治体は知識の宝庫であり、かつ、多くの情報が収集・加工・発信される。しかし、職員は 2、3 年で職場を異動し、また組織が大きくなるにつれ部局間の交流は少なくなり、知識やノウハウは個人に蓄積し、組織として十分に活用されない傾向が強い。そのような組織としてのマイナス面は克服していかなければならない。特に公設試は、その業務内容が① 試験、研究、調査、分析・検査、② 技術開発・改良、③ 生物資源の生産・育成・提供、④ 知識・技術に関する相談・研修・指導・普及、⑤ 情報の収集・提供、⑥ 成果の普及・振興などであり、知識・情報・ノウハウと正面から向き合うものであるため、上記のようなマイナス面はあってはならない。

知識・情報・ノウハウを有効に活用するためには、ナレッジマネジメント（**Knowledge Management**：以下「**KM**」という。）思考を浸透させ、それを形として実践することが必要となる。**KM**とは、個人の持つ知識や情報を組織全体で共有し、有効に活用することで業績を上げようという経営手法である。この場合の知識・情報とは単なるデータである「形式知」だけではなく、経験則や仕事のノウハウといった、普段はあまり言語化されない「暗黙知」までを含んだ幅広いものを指す。**KM**を浸透させ実践することにより、個人の能力の育成や、組織全体の生産性の向上、意思決定スピードの向上、業務の改善や革新の場の提供が実現できるとされている。

しかし、住民に密着した行政サービスを提供し知識・情報のウェイトが大きい巨大なサービス業といえる地方自治体である県には**KM**に関して直接定めた規程等や専門に取り扱

う部署はない。また、KM 思考が強く求められる各公設試においても、一つ一つの規程等やルール、IT ツールなどは KM を具現化したものといえるが、各機関における全体的な知識・情報・ノウハウの管理が明確な KM の考え方のもとで体系化・システム化されているとは感じられなかった。公設試については、「VI 組織運営関係」で後述する縦割り組織（各公設試が各部課の出先機関と位置付けられていること）の弊害の一つの現れとも言える。

KM は 1980 年代より IT 化の進展に伴い注目度が増してきて多くの組織がその浸透・実践を試みてきた。しかし、知識を情報と同列視し、KM とは単に情報を効率的に蓄積・伝達・使用することであるという誤った認識に基づいて IT 投資により KM の展開を試みて、期待した成果を上げることができなかった事例が多い。知識を扱う人間の思考や行動も含めた知識創造の本質の理解なしには、単なるツールの開発にとどまってしまう可能性があり、その共有や活用を進めても効果をあげることができない。KM を導入する際には、知識創造の本質の理解のもと、知識を共有する組織風土になっているか、欲しい知識とは何か、その知識をどこからどのような手段で入手しどのように活用するか、を十分に考えなければならない。

公設試は、一元的管理組織のもと、職員の知的資源を組織として有効活用するために、組織内の KM に関する方針や規程等を策定し、KM を実践し推進する体制を構築することを検討してみても良いのではないだろうか。

【参考情報】

以下は、「自治体職員の知恵を集める — ナレッジマネジメントのすすめ — 社会システムコンサルティング二部 上席研究員 石井 良一」を簡単にまとめたものである。

【 自治体におけるナレッジ・マネジメント 】

《 SECIモデル(暗黙知と形式知が相互変換しながら生み出される知識創造の4つのプロセス) 》

- ・暗黙知 … 知ってはいても言葉に変換しにくい経験的・主観的な知。
- ・形式知 … 言葉によって伝達できる客観的な知。

① 暗黙知 → 暗黙知	Socialization : 共同化	経験をともにすることによる暗黙知の共有
② 暗黙知 → 形式知	Externalization : 表出化	対話や共同思考によるコンセプト創造
③ 形式知 → 形式知	Externalization : 表出化	形式知の組み合わせによる新たな形式知の創造
④ 形式知 → 暗黙知	Externalization : 表出化	文書やマニュアルによる追体験

出所) 野中郁次郎、竹内弘高(1996)「知識創造企業」

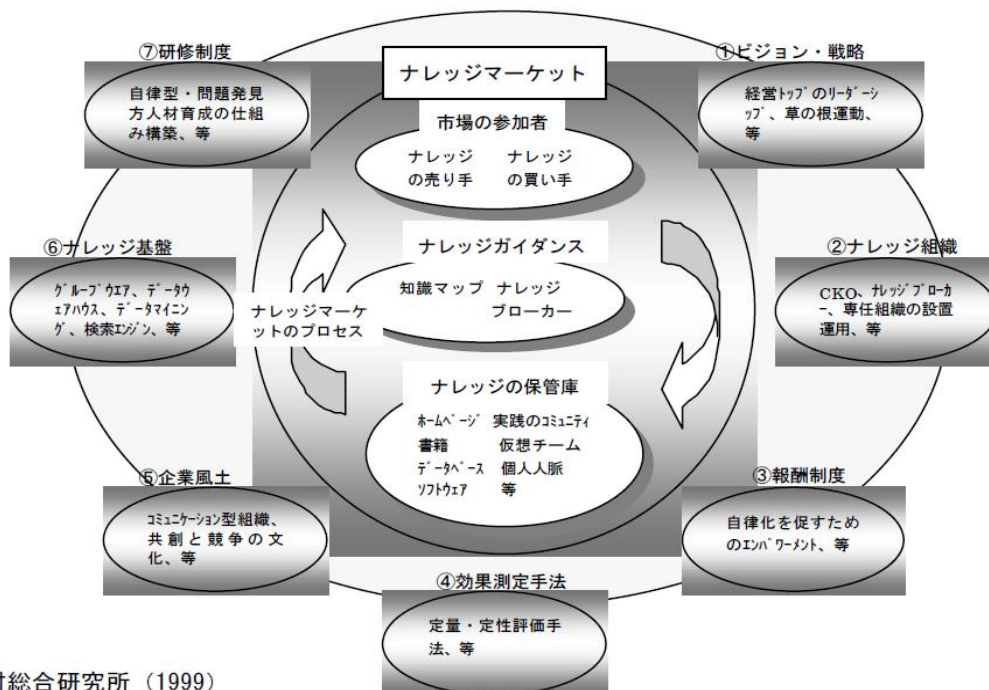
《 ナレッジマーケットの構成 》

ナレッジマーケット …

組織内外におけるもろもろの知恵と知識を、ナレッジの流通機構の創設により組織知として在庫管理し、明示的なマーケットとして、必要とする就業者が、必要なナレッジを、必要なときに、必要な場所で、必要なかたちで取り出せるようにしたもの。

- ・知識マップ：情報の所在や個人スキルなどをガイダンスするもの
- ・ナレッジブローカー：ナレッジの所在を教えてくれるスタッフ
- ・CKO：Chief Knowledge Officer

図2 ナレッジマーケットの構成



出所) 野村総合研究所 (1999)

◀ 自治体版 ナレッジマネジメント ▶

< 自治体でナレッジマネジメントが求められる背景 >

- ① 1個人主義、縦割組織の打破
- ② 世代間断絶の緩和
- ③ 学び考える自律型創造的職員の形成
- ④ 市民サービスの改革
- ⑤ 行政風土の改革

< 自治体 ナレッジマーケットの構成 >

区分	主なコンテンツ	
	形式知	暗黙知
ナレッジの 保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局ホームページ ・ 各種統計資料 ・ 法令、要綱 ・ 事務所掌 ・ 週間ニュース、ホットピック ・ 議会、部長会、三役会議事 ・ 首長方針 ・ 政策形成支援 データベース ・ 政策シミュレータ ・ 先進事例視察 データベース ・ ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子メール、メーリングリスト ・ 電子会議室、チャット ・ 実践のコミュニティ(自主研究グループ) ・ 業務処理ノウハウ ・ 事務改善事例、ベストプラクティス ・ 大規模プロジェクト実施ノウハウ ・ 職員提案箱(アイデアゲネレーター) ・ 個人人脉 ・ 専門家情報 ・ 市民の声コミュニケーションシステム
ナレッジガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索エンジン ・ 職員紹介(業務経歴、特技、興味、等) ・ データマイニング ・ ガイダンスセンター(ナレッジプロカー) 	

< ナレッジマーケットを支える 基盤 >

区分	方向
① ビジョン、戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナレッジ交流を促進するためには、首長の思い、リーダーシップ、イニシアティブが必要である。 ・ まずは、ナレッジ経営への改革のメッセージを伝えることから始まる。
② ナレッジ組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナレッジ組織として、ナレッジ総括責任者(Chief Knowledge Officer)、サポート組織(ナレッジプロカー等)、各部門におけるナレッジマネージャーがある。 ・ ナレッジ総括責任者は、ナレッジマーケットを作り、質の高いナレッジが創造され、蓄積されるようマネジメントする役割を有する。 ・ ナレッジ組織は、総務部門に配置することが望ましい。
③ インセンティブ制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報をよく発信した職員については評価を高めたり、首長表彰などのインセンティブを用意することが望まれる。
④ 効果測定手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナレッジマネジメントの実施効果を、職員満足度、生産性の向上、ナレッジポータル利用頻度などにより定期的に測定して改善する仕組みを持っていることが必要である。
⑤ 組織風土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のナレッジを出すことに最初はおおいに抵抗があると思われるが、お互いに出し合うことで生産性が増すことを理解し、オープンな組織風土の構築が必要である。
⑥ ナレッジ基盤 (情報システム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナレッジマネジメントについては、職員一人ひとりへのパソコンの装備が欠かせない。 ・ 企画総務部門などある程度整備された部署から段階的に進めることが望ましい。 ・ 検索エンジンに加えて、類似語検索、データマイニングなどのツールの導入も期待される。
⑦ 研修制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナレッジマネジメントの活用、応用方法など研修を行うことが望ましい。

＜ 自治体における ナレッジマネジメントの展開 ＞

	コンピュータネットワーク	フェースツーフェース
人と人との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子メール、メーリングリスト ・ 電子会議室、チャット ・ 実践のコミュニティ(自主研究グループ) ・ 業務処理ノウハウ ・ 事務改善事例、ベストプラクティス ・ 大規模プロジェクト実施ノウハウ ・ 職員提案箱(アイデアジェネレーター) ・ 個人人脈 ・ 専門家情報 ・ 市民の声コミュニケーションシステム ・ 職員紹介(業務経歴、特技、興味、等) ・ ガイダンスセンター(ナレッジプロカー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議 ・ 教育研修 ・ コミュニケーションルーム ・ ガイダンスセンター(ナレッジプロカー)
人と情報との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局ホームページ ・ 各種統計資料 ・ 法令、要綱 ・ 事務所掌 ・ 週間ニュース、ホットピック ・ 議会、部長会、三役会議事 ・ 首長方針 ・ 政策形成支援 データベース ・ 政策シミュレータ ・ 先進事例視察 データベース ・ ソフトウェア ・ 検索エンジン ・ 類似語検索、データマイニング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館政策情報センター ・ 公文書管理 ・ 統計センター

3. 財産管理事務全般に関する共通事項

(1) 用語の定義、規程等に関する事項

全ての試験研究機関に共通する以下の事項に関して述べる。

- | |
|---|
| ① 財産の定義
② 財産の管理に関する県および公設試の規程等と対応
③ 県の施策等と現状
④ 県の財産管理体制
⑤ 監査対象とした所有財産とその種類別一覧 |
|---|

① 財産の定義

国は「地方自治法 第9章 財務 第9節 財産」において、財産を次のように定義している。

・「財産」の定義：第237条1項

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(注)「債権」「基金」については、県の公設試において所有していないので、これ以降省略する。

・「公有財産」の定義：地方自治法第238条第1項

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。
--

- | |
|---|
| 一 不動産
二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
七 出資による権利
八 財産の信託の受益権 |
|---|

・「公有財産」の分類：地方自治法第238条第3項、第4項

- | |
|--|
| 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。 |
|--|

・「物品」の定義：地方自治法第 239 条第 1 項

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

また、県は「福井県財務規則 第四章 物品会計」において、物品について次のように規定している。

・「物品」の分類：福井県財務規則第 121 条第 1 項

物品の分類は、次のとおりとする。

- 一 美術品
- 二 備品
- 三 消耗品
- 四 郵便切手類
- 五 原材料品
- 六 生産製作品
- 七 動物

・「重要物品」の定義：福井県財務規則第 121 条の 2 第 1 項

前条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 7 号に掲げる物品で一点または一組の取得価格または評価額が百万円以上のものは、重要物品とする。

ただし、前条第 1 項第 2 号に掲げる物品のうち、自動車および船舶（総トン数二十トン未満のものに限る。以下同じ。）については、一点または一組の取得価格または評価額にかかわらず、重要物品とする。

以上、財産の構成と県の公設試の所有財産について図示すると、次のようになる。

				県の公設試における所有：		あり	なし	
財産	公有財産	1 不動産				○		
		2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機				○		
		3 前二号に掲げる不動産及び動産の従物				○		
		4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利					○	
		5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利				○		
		6 株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利					○	
		7 出資による権利					○	
		8 財産の信託の受益権					○	
	物品	次の各号に掲げるもの以外のもの 1 現金(※1) 2 公有財産に属するもの 3 基金に属するもの	1 美術品 2 備品 3 消耗品 4 郵便切手類 5 原材料品 6 生産製作品 7 動物	重要物品	自動車		○	
					船舶(※2)		○	
上記以外の物品(※3)						○		
			重要物品以外の物品		○			
債権	—					○		
基金	—					○		

(※1) 現金に代えて納付される証券を含む。 (※2) 総トン数20トン未満のもの
(※3) 取得価格または評価額が100万円以上のもの

財産のうち、公設試における特徴的な財産として、知的財産権と毒劇物を挙げるができる。

・「知的財産」「知的財産権」の定義：知的財産基本法第2条第1項、第2項

1 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを「産業財産権」といい、特許庁が所管している。

・「毒物」「劇物」「特定毒物」の定義：毒物及び劇物取締法第2条

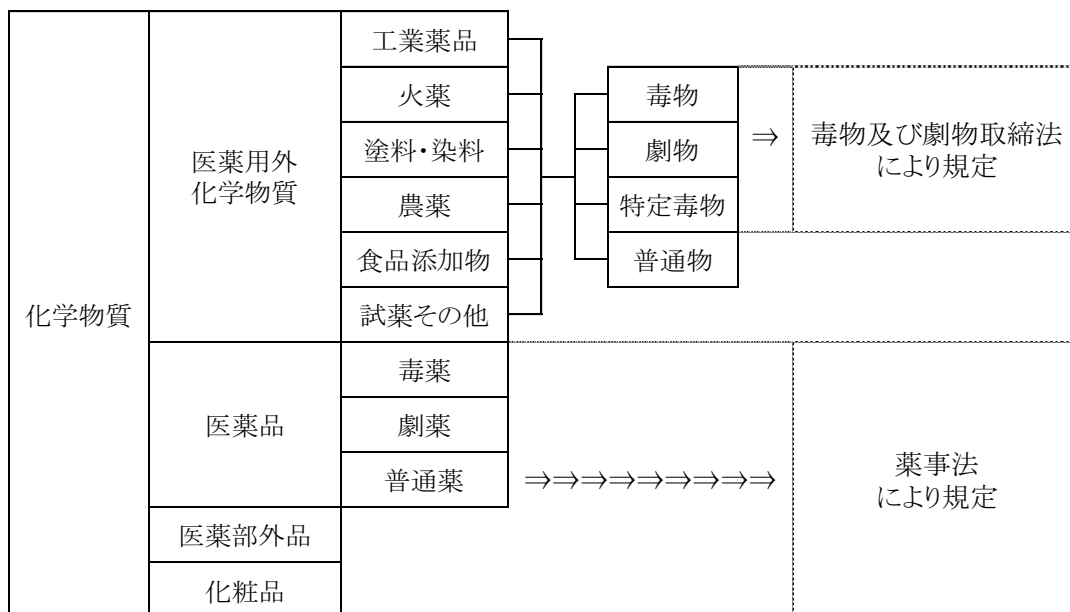
1 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であって、別表第三に掲げるものをいう。

上記の定義における別表第一、第二および第三については省略する。

毒物・劇物・特定毒物と化学物質との関係を示すと、以下のようになる。



② 財産の管理に関する国、県および公設試験研究機関の規程等と対応

i) 公有財産等に関する規程等

a. 国の法律等

国は、「地方自治法」において、第 238 条の 4 で「行政財産の管理及び処分」について、第 238 条の 5 で「普通財産の管理及び処分」について規定している。

b. 県の規程等

県は、公有財産、債権および基金の公有財産等の管理については「福井県公有財産等管理規則」を設け、第一章総則の第 1 条において「第一条 公有財産、債権および基金の取得、管理ならびに処分については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。」と規定している。

(福井県公有財産等管理規則)

< 目次 >

第一章 総則

第二章 公有財産

第一節 通則 (第三条—第六条)

第二節 取得 (第七条—第十一条)

第三節 管理 (第十二条—第三十一条)

第四節 処分および交換 (第三十二条—第三十六条)

第五節 公有財産台帳および報告 (第三十七条—第四十一条)

第三章 債権（第四十二条—第六十一条）

第四章 基金（第六十二条—第六十五条）

また、県は、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」において、普通財産の交換、譲与または減額譲渡、無償貸付けまたは減額貸付けと行政財産の無償貸付けまたは減額貸付けについて規定している。

c. 公設試験研究機関の独自の規程等

食品加工研究所において「施設管理運営規程」を設けている。

ii) 物品に関する規程等

a. 国の法律等

国は、「地方自治法」第 239 条第 2 項～第 5 項において物品の管理及び処分について規定している。また、物品の出納・保管については「地方自治法」第 170 条第 1 項、第 2 項および「地方自治法施行令」第 170 条の 3、4 において規定している。

b. 県の規程等

県は「福井県財務規則」を設け、第一章総則の第 1 条において「県の財務に関しては、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」と規定し、物品については「第四章 物品会計」において規定している。

（福井県財務規則）

<目次>

第四章 物品会計

第一節 通則（第二百一十一条—第二百二十四条）

第二節 取得（第二百五条—第二百二十八条の二）

第三節 出納保管（第二百二十九条—第三百八条）

第四節 処分（第三百九条—第四百五条）

また、県は、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」において、物品の交換、譲与または減額譲渡、無償貸付けまたは減額貸付けについて規定している。

c. 公設試験研究機関の規程等

物品の貸与や備品機種の選定に関する規程等、試験研究に必要不可欠で特殊なもの（実験動物、病原体、育成品種、原種など）に関する規程等を設けている公設試がある。

iii) 知的財産に関する規程等

a. 国の法律等

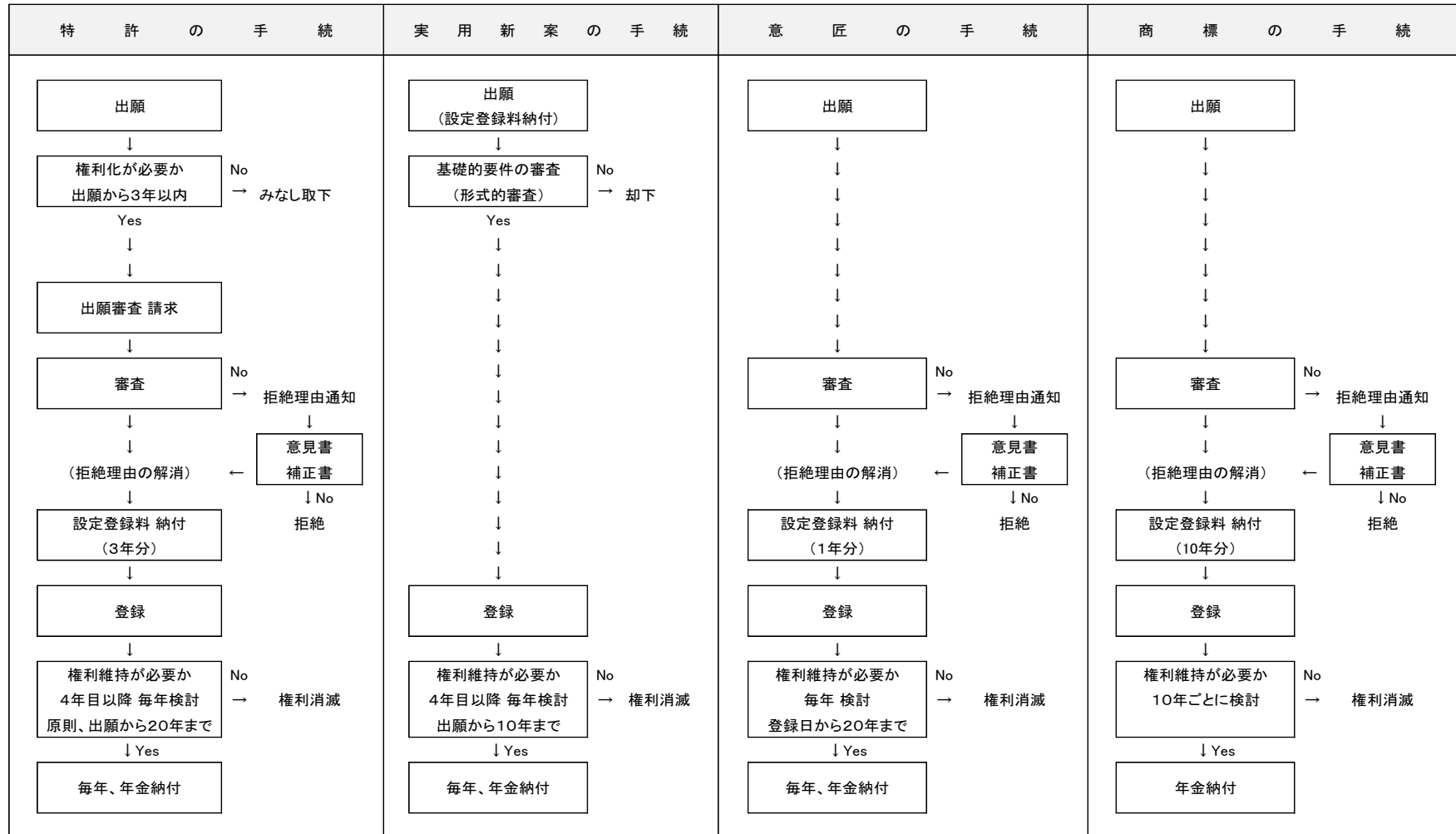
「知的財産基本法」は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進することを目的とし、そのために行うべき施策について定めた法律であるが、「① 財産の定義」で定義した「知的財産権」の分類および保護期間は以下のとおりである。

知的財産権		ア	イ	法律	保護期間
産業財産権	特許権	○		特許法	出願から 20 年
	実用新案権	○		実用新案法	出願から 10 年
	意匠権	○		意匠法	登録から 20 年
	商標権		○	商標法	登録から 10 年
著作権	著作者人格権			著作権法	著作者死後 20 年
	著作財産権	○			
	著作隣接権				
その他	回路配置利用権	○		半導体集積回路の回路配置に関する法律	登録から 10 年
	育成者権 (植物新品種)	○		種苗法	登録から 25 年 (樹木 30 年)
	商品表示・商品形態		○	不正競争防止法	
	営業秘密	○			
	商号		○	商法・会社法 ・商業登記法	

ア：知的創造物についての権利 イ：営業標識についての権利

知的財産権の手続の概要は次のページのとおりである。

【 知的財産権の手續 】



b. 県の規程等

県は「福井県職員職務発明規程」を設けている。これは、試験研究機関において試験研究に従事する職員が職務に関連して行った発明の取扱いについて規定し、職務発明をした職員としての権利を保障することにより、職員の発明および研究意欲の向上を図ることを目的とするものである。それ以外に知的財産に関する規程等はない。

c. 公設試験研究機関の規程等

工業技術センターが知的財産活用委員会、農業試験場が知的財産権審査会に関する設置要綱を設けているが、この2機関以外は知的財産権に関する規程等を設けていない。

iv) 毒劇物に関する規程等

a. 国の法律等

「毒物及び劇物取締法」は、毒物および劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする法律であり、毒物、劇物、特定毒物を指定し、製造、輸入、販売、取扱いなどの規制を行うことを定めている。

b. 県の規程等

県は「毒物および劇物取締法施行細則」を設けている。この規則は、毒物及び劇物取締法の施行に関し、毒物及び劇物取締法施行令および毒物及び劇物取締法施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めたものである。しかし、規定されていることは、毒物劇物取扱者試験、特定毒物使用者・実地指導員の指定・届出などであり、毒劇物の取扱管理に関する規則ではない。それ以外に毒劇物に関する規程等はない。

c. 公設試験研究機関の規程等

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物劇取扱責任者の設置義務はないが、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第22条第5項）。

非届出業務上取扱者に関する「毒物及び劇物取締法」の規定は次のとおりであり、必要な措置を講ずることを義務付けている。

		規定	規定の内容
取扱い	盗難・紛失の 予防措置	第 11 条 第 1 項	盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
	(貯蔵・陳列等 する 場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長 通知	他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること
			盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
	飛散等の 予防措置	第 11 条 第 2 項	建物の外部に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
	飲食物容器 の使用	第 11 条 第 4 項	飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。
運搬	運搬時の 予防措置	第 11 条 第 3 項	外部に運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
表示	容器被包 の表示	第 12 条 第 1 項	容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。
	貯蔵・ 陳列場所 の表示	第 12 条 第 3 項	貯蔵又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。
技術上 の基準	(※1)	第 16 条 第 1 項	保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。
事故	飛散等の場合 の届出と 応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。
立入等検査等	業務上取扱者への立入検査	第 17 条 第 2～5 項	省 略
非届出業務上取扱者	準用規定	第 22 条 第 5 項	第 11 条、第 12 条第 1 項及び第 3 項、第 16 条の 2 並びに第 17 条第 2 項から第 5 項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第 1 項に規定する者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うもの（※ 2）について準用する。

（※ 1）技術上の基準として以下のものがある。

・廃棄に関する基準

政 令：毒物及び劇物取締法施行令 第 40 条

局長通知：毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について

（その 1～その 10）

・貯蔵に関する基準

局長通知：毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準

（その 1～その 3）

課長通知：毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準の運用等について

・運搬に関する基準

政 令：毒物及び劇物取締法施行令 第 40 条の 2～5

省 令：毒物及び劇物取締法施行規則 第 13 条の 2～5

局長通知：毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について

・運搬事故時における応急措置に関する基準

局長通知：毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準（その 1～その

9）

（※ 2）厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うもの

「毒物及び劇物取締法施行規則」

第十八条の二：法第 22 条第 5 項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、全ての毒物及び劇物とする。

非届出業務上取扱者においても、各事業所の実情に応じた危害防止対策を有効に実施するためには、各事業所における毒物または劇物の管理・責任体制を明確にし、もって毒物または劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした事業者の自主的な規範である「毒物劇物危害防止規定」を策定するのが望ましい。

県の公設試においては、毒物および劇物の取扱いがない機関以外の全ての機関において自らが取り扱う毒劇物に応じて独自の取扱管理および危険防止に関する規程等を設けている。

③ 県の施策等と現状

i) 公有財産について

a. 県の施策等

(イ) 平成 28 年度開始時固定資産台帳の整備（統一的な基準による地方公会計の整備促進について）

福井県では、平成 20 年度決算からは、新地方公会計制度の導入に向けて、よりの確な財政情報を提供するために国が示した「総務省方式改訂モデル」（地方公共団体の事務負担等を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを許容しているモデル）の手法を活用して、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の財務書類 4 表および連結財務諸表を作成し、公表してきた。

しかし、このような財務書類は複式簿記によらないため検証可能性が低いほか、固定資産台帳の整備が進んでいない場合には貸借対照表の固定資産計上額に精緻さを欠く等の課題があった。

そのため、総務省は各都道府県知事に対し、平成 26 年 5 月に、「今後の地方公会計の整備促進について」を通知し、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したのち、平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を通知し、同時に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表した。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しており、総務省は、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう要請している。

(ロ) 福井県公共施設等総合管理計画の策定

行政サービスを将来にわたり適切に提供し続けるためには、公共施設等の老朽化や利用状況などの実態のほか、人口の推移や財政状況など取り巻く環境について、現状や課題を的確に把握・分析し、これを踏まえて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、機能を十分に発揮させることが必要である。このような必要性から、総務省は地方公共団体

における取組みを推進するため、行動計画として位置付ける「公共施設等総合管理計画」の策定を全ての地方公共団体に要請した。

県はこの要請に基づき、長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置の実現を図るため、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とし、庁舎、学校等の建物のほか、道路橋梁、農業水利施設等のインフラ施設、病院、水道事業等の公営企業に係る施設など、本県が保有する全ての公共施設等を対象とする「福井県公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定した。

b. 現状

財産の管理においては、財務書類作成の前提となる固定資産台帳を整備する必要があり、県は現在、平成 28 年度開始時の固定資産台帳を整備中である。

ii) 知的財産について

a. 県の施策等

県は、平成 17 年 3 月に「福井県知的財産活用プログラム」を策定し、県内の産・学・官が一体となって知的財産の創造・保護・活用に取り組むことにより、本県産力の強化を図ることを目標とした。産学官連携については、平成 17 年 3 月に福井県産力戦略本部が「最先端技術のメッカづくり基本指針」を公表して、メッカづくりを一体となって中長期的に推進するための産学官における課題を明らかにするとともに、目指すべき技術・市場分野や重点方策など、今後県として取り組むべき施策の基本方針と具体的方策を示した。

その後、平成 22 年には、福井県経済新戦略検討会議より概ね 10 年先を見据えながら当面の 5 年間にとるべき戦略的プロジェクトをまとめた「福井経済新戦略」が示された。

さらに戦略策定後の社会経済環境の変化に対応させるため、福井県経済新戦略推進本部会議により中間的な見直しが議論され、その結果、平成 27 年 4 月に「福井経済新戦略（改訂版）」が取りまとめられた。本戦略では、平成 32 年までに「福井の強みに磨きをかけ、現行の戦略を次の段階に高める」ために必要となる「技術革新によって新しい商品・サービスをつくる」などの対応策を定め、行動することとしている。

また、県は平成 23 年 7 月の第三次行財政改革実行プランにおいて、試験研究機関の機能強化のひとつとして特許権や品種登録など知的財産の積極的な取得・活用を推進することをあげ、試験研究機関ごとに中期的な目標を定めた。

b. 現状

上記 a. の「福井県知的財産活用プログラム」において記載された県として取り組むべき施策のうち、公設試に係る具体的方策に対する当年度までの県の対応は、次ページの一覧表のとおりである。

1. 県研究機関における知的財産基盤の強化

福井県知的財産活用プログラム(H17/3)における具体的方策		方策の分類			プログラム策定後 現在までの 対応	
視点	内容	新規	拡充	制度見直し		
知的財産の創造推進	大型の産学官共同研究プロジェクトや地域特性を活かした研究等を進めることにより、本県企業にとって有益な知的財産の創造を積極的に推進する。特に、「最先端技術のメッカづくり基本指針」に沿った技術分野での知的財産創造に注力する。		○		共同研究や受託研究を通して、地域全体で知的財産の創造を推進し、効率的かつ効果的に管理・活用する体制を構築 ○「最先端技術のメッカづくり基本指針」策定【H17】 ・開繊技術や金属接合技術など特に重要な発明について 国内のみならず国際特許取得を推進 ○「福井経済新戦略」を策定【H22】 ・成長分野に重点を置く産業構造への転換を推進 ○「ふくいオープンイノベーション推進機構」設立【H27】 ・県内の企業や大学・高専・公設試等の研究機関に金融機関を加えた産・学・官・金により構成 ・各種競争的資金を獲得した大型プロジェクトを推進 ・設立後、共同研究・受託研究数が大幅に増加(年間376件、前年比約2割増) ○産総研・NEDO・福井県3者協定を締結し、研究推進体制をさらに強化【H28】	
	研究課題の選定に当たっての事前評価や、研究着手後の進捗管理における中間評価、研究終了後の成果の検証を行う際の事後評価など、現在の外部評価手法の評価基準等を見直し、より知的財産の創造を重視した研究推進体制に転換する。				○	○経営マネジメント会議の活用 ・外部評価手法を補い強化するため経営マネジメント会議を設置【H16】。 外部評価委員会による評価に加え、目標値の設定、進捗管理等を実施。 ⇒ 特許を含む研究成果の確実な創出を図る
	研究者への報奨のあり方を巡る社会情勢を踏まえて、県職務発明規程(県職務育成品種規程等を含む)における報奨基準等の見直しを行う。				○	○県職務発明規程、県職務育成品種規程の改正【H18】 ・全国的な水準および国の研究機関の基準に合わせて報償基準等を見直し ⇒ 研究者の発明への意欲創出
	県立大学や研究機関における共同研究規程等について、共同研究相手方との知的財産権の持ち分に配慮するなど、企業が安心して利用しやすいものとして整備する。				○	○共同研究実施要領の改正【H17】 ・共同出願契約書の雛形を整備 ⇒ 共同研究相手方との知的財産権の持分、手続、費用などの記載の明確化
知的財産の保護強化	県研究機関の研究者に対し、知的財産に関する基本的な研修を実施するとともに、内外からの相談に応じることのできる職員の育成を行う。		○		○知的財産に関する研修を実施(特許庁事業を活用) ・明細書や手続き補正などの書類の作成を研究者自身が行い、内外からの相談に応じることのできる職員を育成	
	海外での研究成果の権利化や権利侵害に対応するため、弁理士や総合商社等の外部専門家を活用する。		○		○国際出願に係る弁理士への委託 ・国際出願明細書および図面の作成・優先権に係る手続き ・外国語翻訳・国際事務局への手続き・現地代理人への連絡 ○重要特許出願に係る弁理士への委託 ・出願書等の作成・拒絶に対する意見書等の作成・契約等に関する相談	
	県立大学や研究機関の研究成果の権利化やその維持に関して、取扱い規程(研究成果の権利化の要件、取得した知的財産権の適切な取捨選択、実施許諾方針等)の整備を行う。				○	○知財活用委員会を設置【H20】 ・研究成果の権利化やその維持について検討 ① 新規性の有無 ② 産業上利用することができる発明か否か ③ 権利化の可能性 ④ 県内産業振興への寄与
知的財産の活用推進	県研究機関毎に知的財産に関する部署・職員を明確にするとともに、それら職員による知財強化チームを組織し、知的所有権センターとの連携のもとで、保有特許等の一元的な情報提供や県が保有する知的財産権を活用した県内企業への技術移転を促進する。		○		○各公設試に知的財産担当者を配置(工業技術センター、建設技術研究センター、農業試験場) ○特許流通アドバイザーによる企業訪問での特許流通マッチングや相談・指導を実施(H16年度208件⇒H17年度435件。以降同水準) ○特許流通アシスタントアドバイザーの配置【H19～H22】 ・企業訪問による特許流通マッチングや相談、指導を拡充 ○「知財総合支援窓口」を工業技術センター内に設置【H23～】 ・中小企業の知財の課題等を一元的に受け入れ、専門家・支援機関等と共同でワンストップサービスを提供	
	こうした取組みによって、併せて知的所有権センターの機能を拡充する。				○	○シーズ・ニーズのマッチングを強化 ・工業技術センターの一般公開(例年、科学技術週間に合わせて実施) ・職員による企業訪問(年間約200件) ・研究会活動(8研究会) ・IR(イノベーションサーチ)交流会(年間約60件)
	技術シーズ発表会等を通じて、県保有の知的財産と企業ニーズとのマッチング拡大を図る。			○		

2. 知的財産に関する企業支援の拡充

福井県知的財産活用プログラム(H17/3)における具体的方策		方策の分類			プログラム策定後 現在までの 対応
視点	内容	新規	拡充	制度見直し	
知的財産の創造促進	県と産業支援センターが一体となって、県内企業が参画する国等の公募型産学官共同研究プロジェクトを積極的に推進する。		○		共同研究や受託研究を通して、地域全体で知的財産の創造を推進し、効率的かつ効果的に管理・活用する体制を構築 ○「最先端技術のメッカづくり基本指針」策定【H17】 ・開繊技術や金属接合技術など特に重要な発明について国内のみならず国際特許取得を推進 ○「福井経済新戦略」を策定【H22】 ・成長分野に重点を置く産業構造への転換を推進 ○「ふくいオープンイノベーション推進機構」設立【H27】 ・県内の企業や大学・高専、公設試等の研究機関に金融機関を加えた産・学・官・金により構成 ・各種競争的資金を獲得した大型プロジェクトを推進 ・設立後、共同研究・受託研究数が大幅に増加(年間376件、前年比約2割増) ○産総研・NEDO・福井県3者協定を締結し、研究推進体制をさらに強化【H28】
知的財産の活用促進	企業、大学・公的研究機関、産業支援機関を含めた地域全体での知的財産権の効率的かつ効果的な管理・活用を図る観点から、県内大学等との協議を進めるとともに、信託制度等の活用を図る。		○		共同研究や受託研究を通して、各企業・機関がもつ知的財産権を、地域全体で、効率的かつ効果的に管理・活用する体制を構築 ○「最先端技術のメッカづくり基本指針」策定【H17】 ・開繊技術や金属接合技術など特に重要な発明について国内のみならず国際特許取得を推進 ○「福井経済新戦略」を策定【H22】 ・成長分野に重点を置く産業構造への転換を推進 ○「ふくいオープンイノベーション推進機構」設立【H27】 ・県内の企業や大学・高専、公設試等の研究機関に金融機関を加えた産・学・官・金により構成 ・各種競争的資金を獲得した大型プロジェクトを推進 ・設立後、共同研究・受託研究数が大幅に増加(年間376件、前年比約2割増) ○産総研・NEDO・福井県3者協定を締結し、研究推進体制をさらに強化【H28】
	知的所有権センターについて、県研究機関と連携し知的財産権の流通による技術移転などの相談機能を拡充する。 また、ライセンス契約や知的財産権の侵害に対する訴訟等に関しての相談機能を強化するため、弁理士や弁護士等外部専門家の活用など体制の整備を進める。		○		○特許流通アドバイザーによる企業訪問での特許流通マッチングや相談・指導を強化(H16年度208件⇒H17年度435件。以降H22まで同水準) ○特許流通アシスタントアドバイザーの配置【H19～H22】 ・企業訪問による特許流通マッチングや相談、指導を拡充 ○国際出願に係る弁理士への委託 ・国際出願明細書および図面の作成 ・優先権に係る手続き ・外国語翻訳 ・国際事務局への手続き ・現地代理人への連絡 ○重要特許出願に係る弁理士への委託 ・出願書等の作成 ・拒絶に対する意見書等の作成 ・契約等に関する相談

産業支援機関：福井県知的所有権センター、発明協会県支部、(公財)ふくい産業支援センター

④ 県の財産管理体制

県の財産管理に関しては、主として総務部の財産活用推進課が次の業務を行っている。

- ・ 県有財産の管理に関すること
- ・ 公有財産の取得、管理および処分に係る効率的な運用の調整に関すること
- ・ P F I の導入の推進に関すること
- ・ 福井県県民ホール（アオッサ 8 階）に関すること
- ・ 県庁舎、県公舎の管理に関すること
- ・ 自動車の集中管理に関すること

なお、知的財産権の管理については、各公設試の所管部署が担当している。所管部署は次ページの一覧表のとおりである。

⑤ 監査対象とした所有財産とその種類別一覧

外部監査において、物品のうち監査対象としたものは、一点または一組の取得価格または評価額が百万円以上の重要物品である備品と管理方法が特有である動物、図書およびリース資産であり、それ以外の物品は質的・物的重要性が乏しいため監査対象外とした。

また、財産のうち債権、基金および物品に属する美術品を所有している試験研究機関はない。

監査対象とした各公設試が所有する財産および重要財産の内訳は次ページの一覧表のとおりである。

【 公設試験研究機関の所有財産 】

	機関名	工業技術センター	農業試験場		食品加工研究所	水産試験場			畜産試験場	総合グリーンセンター	建設技術研究センター	衛生環境研究センター	原子力環境監視センター		備考	基準日				
			本場	園芸研究センター		本場	栽培漁業センター	内水面総合センター					監視センター	福井分析管理室						
			所管	産業労働部 地域産業・技術振興課	生産振興課		食料産業振興課	水産課			生産振興課	森づくり課	土木部 土木管理課	健康福祉部 健康増進課	安全環境部 原子力安全対策課					
職員数		人	68	48	26	13	31	7	7	33	22	6	34	13		H28. 3. 31				
公有財産	不動産	土地	m ²	38,309	293,834	79,283	11,592	×	32,055	13,867	2,966,982	250,412	3,310	11,195	×	×	敷地面積	H27. 4. 1		
			千円	713,322	368,330	7,163	97,373	×	170,522	204,000	229,240	1,744,834	144,355	138,812	×	×	評価額			
		建物	m ²	29,142	11,326	3,474	2,440	3,139	7,676	4,763	19,867	9,770	1,062	5,719	944	1,531	延べ面積	H27. 4. 1		
			千円	948,701	159,144	61,609	109,830	54,857	232,165	201,496	343,747	253,556	113,778	132,106	64,311	79,766	評価額			
		貸付財産	千円	×	238	×	×	×	×	×	163	×	×	×	×	年間貸付料収入	H28. 3. 期			
		使用許可財産	千円	8	42	28	0	×	23	129	295	×	0	6	×	×	年間使用料収入	H28. 3. 期		
	借受財産	千円	0	360	×	×	862	4	562	598	×	×	0	50	×	年間借受料支出	H28. 3. 期			
	船舶等	船舶	千円	×	×	×	×	107,415	×	×	×	×	×	×	×	×	20総トン以上	H27. 4. 1		
		浮桟橋	個	×	×	×	×	58	×	×	×	×	×	×	×	×	フロート数	H27. 4. 1		
	不動産の従物	立木竹	工作物		47,229	12,101	168,157	1,975	1,408	680,910	46,481	60,235	39,426	640	6,889	35,966	598	評価額	H27. 4. 1	
			果樹	千円	×	2,835	5,408	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	評価額	H27. 4. 1
			庭木	千円	×	1,484	578	5,759	×	×	×	×	×	×	240	×	×			
			立木	千円	7,188	3,875	2,456	×	396	36	5,270	1,615	166,332	169	322	×	×			
	知的財産権	特許権	件	139	2	1	8	1						11			登録済の件数	H28. 3. 31		
		実用新案権	件	3		1														
		意匠権	件	2																
		商標権	件																	
		品種登録	件		12	5						1								
		著作権	件	1																
	計	件	145	14	7	8	1	0	0	0	1	11	0	0	0					
物品	重要物品	自動車	千円	2,339	7,564	2,254	×	3,017	5,554	6,225	188,774	4,504	1,512	32,728	63,170	95,309	取得価格	H28. 4. 1		
		船舶	千円	×	×	×	×	249,144	×	413	×	×	×	×	×	×		H28. 4. 1		
		上記以外	千円	8,348,363	1,044,143	284,914	345,214	540,756	115,490	83,165	231,200	254,638	27,542	948,412	4,437,940			H28. 4. 1		
	管理方法が特有のもの	動物		×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	魚類を含む	H28. 3. 31		
		図書目録		○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×		H28. 12. 31		

(注) ・ 数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。
 ・ 「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないことを表している。
 ・ 面積・金額は表示単位未満で四捨五入している。

【 各公設試験研究機関の重要物品(自動車・船舶を除く)の内訳 】

	計		工業技術センター		農業試験場		園芸研究センター		食品加工研究所		水産試験場		栽培漁業センター		内水面総合センター		畜産試験場		総合グリーンセンター		建設技術研究センター		衛生環境研究センター		原子力環境監視センター			
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%		
油絵	5,700	0																					5,700	0.6				
02 いす類	3,925	0									2,500	0.5								1,425	0.6							
03 箱、棚、台類	35,490	0.2	17,826	0.2	3,862	0.4	1,184	0.4	2,307	0.7					1,408	1.7				1,039	0.4			1,225	0.1	6,637	0.1	
04 事務用機器類	1,505,144	9.0	134,930	1.6	11,996	1.1																	3,412	0.4	1,354,806	30.5		
06 音響、照明用具類	12,389	0.1	3,378	0.0			3,686	1.3			2,625	0.5			2,700	3.2												
07 写真、光学用具類	524,172	3.1	337,237	4.0	26,748	2.6	2,030	0.7	14,383	4.2	5,584	1.0	6,453	5.6	10,041	12.1	11,305	4.9	6,300	2.4			93,810	9.9	10,279	0.2		
08 測定、測量、標示用具類	2,327,820	14.0	602,608	7.2	135,387	13.0	15,353	5.4	37,274	10.8	253,955	47.0	17,659	15.3	4,706	5.7	69,964	30.3	5,168	2.0	5,861	21.3	34,365	3.6	1,145,516	25.8		
09 装飾、造作用具類	26,922	0.2	17,201	0.2																9,721	3.8							
11 暖、冷房用具類	23,123	0.1			9,056	0.9					2,700	0.5								9,288	3.6					2,079	0.0	
13 衛生用具	1,300	0.0																		1,300	0.5							
14 医療機械、器具類	62,312	0.4			8,216	0.8							12,147	10.5	2,058	2.5	39,891	17.3										
15 ちゅう房用具類	80,788	0.5	1,324	0.0	15,164	1.5	1,564	0.5	57,307	16.6	2,467	0.5			1,365	1.6	1,597	0.7										
16 電気、通信機械類	1,817,012	10.9	57,466	0.7	125,876	12.1	3,696	1.3	8,735	2.5	39,515	7.3														1,581,723	35.6	
17 工作機械	612,992	3.7	608,319	7.3	4,673	0.4																						
18 木工機械類	98,833	0.6	35,122	0.4																								
19 建設機械類	9,253	0.1					9,253	3.2																				
20 産業機械類	3,320,026	19.9	2,758,921	33.0	149,615	14.3	61,852	21.7	26,424	7.7	133,200	24.6	48,367	41.9	14,728	17.7	27,299	11.8	42,441	16.4	7,696	27.9	6,219	0.7	43,260	1.0		
21 鑑定、分析、試験用具類	6,182,712	37.1	3,772,615	45.2	553,550	53.0	184,670	64.8	198,781	57.6	96,635	17.9	29,244	25.3	46,158	55.5	81,144	35.1	108,612	41.9	13,984	50.8	803,679	84.7	293,637	6.6		
23 運搬具類	4,654	0.0	1,411	0.0			1,626	0.6					1,617	1.4														
29 標本、見本類	7,206	0									1,575	0.3								5,631	2.2							
合計	16,656,080	100.0	8,348,363	100.0	1,044,143	100.0	284,914	100.0	345,214	100.0	540,756	100.0	115,490	100.0	83,165	100.0	231,200	100.0	254,638	100.0	27,542	100.0	948,412	100.0	4,437,940	100.0		

(注) ・以下の中分類の重要物品の残高は 0 である。

「01 机類」「05 印章類」「10 被服、寝具類」「12 レクリエーション用具類」「24 船舶類」「25 その他の船舶類」「26 文化財類」「27 警察、消防用具類」「28 図書」「30 学校教材用具類」

・金額は表示単位未満を切り捨てて記載、比率は小数点2位以下を四捨五入して記載している。

V. 研究活動の財源

全国的に公設試の財源は厳しい状況にある。福井県の公設試の歳出はどういった財源によって賄われているのか、公設試の中でも歳出規模の大きい工業技術センターと農業試験場について歳入歳出バランスを検討した。

a 表<平成 27 年度 工業技術センター歳入歳出> ～業務年報(平成 27 年度)より～
(単位：千円)

歳入	金額	構成比	歳出(事業別)		金額
国庫支出金 ※1	235,733	42.8%	管理運営費	管理運営費	163,656
一般財源	203,972	37.0%		臨時職員等給与費 ※3	4,637
使用料・手数料	49,053	8.9%		小計	168,293
諸収入 ※2	47,905	8.7%	技術指導・普及事業	技術情報化推進事業	3,486
財産収入	14,437	2.6%		3D プリンタ人材育成	1,335
				県有知的財産管理活用事業	20,437
				評価試験事業	47,127
				試験研究等評価事業	140
				県民衛生プロジェクト	1,979
				オープンイノベ強化	8,942
				医療産業創出支援事業	120
				小計	83,566
				研究開発事業	地域資源活用共同研究事業
				地域科学技術振興研究事業 ※4	219,893
				研究開発事業	10,638
				伝統工芸品新機能開発事業	4,489
				一般研究事業	6,911
				戦略的基盤技術高度化支援事業	13,979
				炭素繊維基盤技術開発事業	20,537
				橋渡し研究開発事業	2,448
				戦略的イノベーション創造プログラム事業	8,885
				越前瓦産地支援事業	706
				小計	299,241
合計	551,100	100.0%		合計	551,100

※1 国庫支出金の約 9 割は特別電源所在県科学振興事業補助金（以下「特電」という。）による。

「特電」とは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力発電施設等の所在する都道府県（電源立地地域）に対し、当該都道府県内における科学技術振興のための試験研究および基盤整備事業を支援するための補助金を交付するものである。

※2 受託事業収入 45,838 千円他。

※3 正規職員の給与はここに計上されない。

※4 研究開発事業の 73.5%を占める地域科学技術振興研究事業費の財源は特電である。

b 表<平成 27 年度 農業試験場歳入歳出> ～農業試験場作成資料より～※1
(単位：千円)

歳入			金額	構成比	歳出		金額
国庫補助等	農林水産省	研究関係	5,261	2.1%	臨時職員等給与費※2		6,349
		事業関係	7,796	3.0%	研究費		78,357
		小計	13,057	5.1%	事業・普及費		7,075
	他省庁	研究関係	39,492	15.3%	機械費		30,068
		事業関係	0	—	施設費	研究用	49,319
		小計	39,492	15.3%	管理経費		86,294
計			52,549	20.4%			
農林水産省関係独立行政 法人からの受託	研究関係	5,000	2.0%				
	事業関係	0	—				
	小計	5,000	2.0%				
一般財源			188,780	73.3%			
その他	使用料・手数料	86	0%				
	財産収入	9,959	3.9%				
	諸収入	1,088	0.4%				
	小計	11,133	4.3%				
合計			257,462	100.0%	合計		257,462

※1 農業試験場作成の資料に、包括外部監査人が適宜修正を加えている。

※2 正規職員の給与はここに計上されない。

上記 a 表、b 表から明らかなように、公設試の歳入に占める国庫の割合が高くなっている。工業技術センターでは歳入全体の 4 割を超えている。逆に、使用料・手数料、諸収入（受託収入他）、財産収入といった公設試独自の収入はわずかであり、公設試の中で、比較的割合が大きい工業技術センターでも 20%程度である。

次に、県全体での歳入の状況を明らかにするために、総務省発表の地方財政状況調査より福井県の歳入内訳を示したものが下記 c 表である。比較のため、石川県、富山県の歳入内訳も示している。

c 表<平成 26 年度 歳入内訳(北陸 3 県)> ~総務省 HP 地方財政状況調査より~
(単位：千円)

	福井県	構成比	石川県	構成比	富山県	構成比
地方税	101,975,814	22.5%	139,911,977	25.9%	129,068,731	23.6%
地方譲与税	16,867,897	3.7%	24,083,801	4.5%	22,829,484	4.2%
地方特例交付金	253,136	0.1%	430,853	0.1%	353,264	0.1%
地方交付税	134,619,843	29.7%	132,547,788	24.6%	131,587,534	24.0%
交通安全対策 特別交付金	227,264	0.1%	334,541	0.1%	324,065	0.1%
分担金及び負担金	4,169,700	0.9%	3,610,215	0.7%	2,911,602	0.5%
使用料	2,980,711	0.7%	4,189,268	0.8%	7,280,567	1.3%
手数料	1,421,401	0.3%	1,879,620	0.3%	2,126,367	0.4%
国庫支出金	82,422,317	18.2%	67,127,314	12.4%	59,060,806	10.8%
財産収入	1,260,097	0.3%	2,604,960	0.5%	1,667,191	0.3%
寄付金	49,438	0.0%	74,682	0.0%	397,022	0.1%
繰入金	18,104,579	4.0%	17,340,969	3.2%	24,198,403	4.4%
繰越金	8,138,917	1.8%	14,520,607	2.7%	26,047,339	4.8%
諸収入	24,197,730	5.3%	49,346,366	9.1%	50,967,897	9.3%
地方債	57,055,000	12.4%	81,719,000	15.1%	88,391,100	16.1%
歳入総額	453,743,844	100.0%	539,721,961	100.0%	547,211,372	100.0%

c 表より、福井県は他県と比べて国庫支出金の金額と割合が高いことがわかる。更に、国庫支出金の内訳を示したのが d 表である。

d 表<平成 26 年度 国庫支出金内訳(北陸 3 県)> ~総務省 HP 地方財政状況調査より~
(単位：千円)

	福井県	構成比	石川県	構成比	富山県	構成比
義務教育費負担金	10,628,359	12.9%	14,665,840	21.8%	13,553,324	23.0%
生活保護費負担金	401,950	0.5%	802,731	1.2%	226,118	0.4%
児童保護費等負担金	684,490	0.8%	872,275	1.3%	1,436,455	2.4%
障害者自立支援 給付費等負担金	425,489	0.5%	781,797	1.2%	521,240	0.9%

	福井県	構成比	石川県	構成比	富山県	構成比
私立高等学校等経常費 助成費補助金	501,986	0.6%	709,223	1.1%	460,239	0.8%
公立高等学校授業料 不徴収交付金	2,304,981	2.8%	1,521,774	2.3%	1,514,515	2.6%
高等学校等就学支援金 交付金	1,402,998	1.7%	1,920,516	2.9%	1,528,877	2.6%
普通建設事業費支出金	12,516,460	15.2%	11,075,719	16.5%	11,864,107	20.1%
災害復旧事業費支出金	2,757,755	3.3%	1,353,959	2.0%	1,100,294	1.7%
委託金	1,022,439	1.3%	1,564,015	2.3%	1,322,249	2.2%
財政補給金	350,000	0.4%	-	-	-	-
電源立地地域 対策交付金	23,540,196	28.6%	1,837,250	2.7%	709,083	1.2%
石油貯蔵施設立地 対策等交付金	167,287	0.2%	65,491	0.1%	50,844	0.1%
社会資本整備総合交付金	17,470,084	21.2%	18,930,186	28.2%	17,303,224	29.3%
その他	8,247,843	10.0%	11,026,538	16.4%	7,470,237	12.7%
国庫支出金総額	82,422,317	100.0%	67,127,314	100.0%	59,060,806	100.0%

国庫支出金の中でも電源立地地域対策交付金の金額と割合が高いことがd表より明らかである。

「電源立地地域対策交付金」とは、発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付することで、発電用施設の設置に係る地元の理解促進等を図ることを目的として、当該都道府県・市町村等へ交付されるものである。

参考までに、福井県の平成22年度から平成26年度までの国庫支出金の推移を見ると、いずれも電源立地地域対策交付金が多額で推移していることが次のe表からわかる。

e表<平成22~26年度国庫支出金推移(福井県)>～総務省HP 地方財政状況調査より～
(単位：千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
義務教育費負担金	11,939,048	11,826,574	11,689,754	11,187,690	10,628,359
生活保護費負担金	452,637	417,738	391,873	410,817	401,950
児童保護費等負担金	1,307,943	1,073,645	616,495	611,312	684,490
障害者自立支援給付費等負担金	334,410	382,072	388,161	401,298	425,489

	H22	H23	H24	H25	H26
私立高等学校等経常費助成費 補助金	480,919	493,278	484,076	509,432	501,986
公立高等学校授業料不徴収 交付金	1,926,057	1,879,968	1,849,668	1,765,642	2,304,981
高等学校等就学支援金交付金	778,678	788,460	797,632	820,424	1,402,998
普通建設事業費支出金	16,029,681	9,694,708	9,428,804	12,111,121	12,516,460
災害復旧事業費支出金	91,027	1,085,306	1,609,768	2,500,649	2,757,755
委託金	1,424,157	1,847,031	1,625,790	983,637	1,022,439
財政補給金	0	0	0	0	350,000
電源立地地域対策交付金	12,993,841	12,744,694	13,431,233	16,416,239	23,540,196
石油貯蔵施設立地対策等 交付金	167,722	167,379	169,008	169,473	167,287
社会資本整備総合交付金	8,371,903	13,102,213	8,743,229	16,149,098	17,470,084
地域自主戦略交付金	0	4,482,689	8,484,560	0	0
地域の元氣臨時交付金	0	0	0	11,351,142	0
その他	15,314,262	14,704,925	7,920,691	12,365,092	8,247,843
国庫支出金総額	71,612,285	74,690,680	67,630,742	87,753,066	82,422,317

特電は電源立地地域対策交付金の中に含まれている。公設試における研究のための資金源としては特電が重要な割合を占めており、工業技術センターでは国庫支出金収入の9割を占めている。

以上の資料よりわかるのは、福井県の公設試が使用料・手数料、財産売却収入といった公設試独自の収入以外、特に国庫収入に大きく依存しているという現状である。しかしながら、公設試が研究の財源としている特電は、国の原子力政策の見通しが不透明な昨今、その過度な依存については将来の資金源の縮小という大きなリスクがある。公設試の財源は限られており、今後は縮小の可能性もある。国庫による財源を所与の収入と考えず、今後は独自の財源を増やす手立てを考えるとともに、限りある財源を有効活用しようとする姿勢が重要ではないか。

各公設試は、研究のための財源縮小に対する危機意識を共有し、安定的・継続的財源確保に向けての創意工夫を行うことが必要である。具体的には、①他県の状況も勘案し、使用料・手数料等が適正な金額となっているかを見直す。②不要な資産、ほとんど使用されていない資産を把握し、売却可能なものについては売却を検討する、③外部の競争的資金を積極的に獲得し研究活動資金源に一層の多様性を持たせる、といった方法が考えられる。

VI. 組織運営関係

1. 県の試験研究関連業務の効率的な組織運営形態について

現在の各公設試と所管部課の関係は以下のようになっている。

所管部課		試験研究機関
安全環境部	原子力安全対策課	原子力環境監視センター
健康福祉部	健康増進課	衛生環境研究センター
産業労働部	地域産業・技術振興課	工業技術センター
農林水産部	食料産業振興課	食品加工研究所
	生産振興課	農業試験場
		園芸研究センター
		畜産試験場
	水産課	水産試験場
		栽培漁業センター
内水面総合センター		
森づくり課	総合グリーンセンター	
土木部	土木管理課	建設技術研究センター

すなわち、各公設試は県の縦割りの5つの部とその下の8つの課における試験研究機関として各自業務を行っている。その中でも、地域産業・技術振興課の産学官連携推進グループは、科学技術振興施策の総合調整および推進に関する業務を行っているが、各公設試の各種業務を一元的に管理するという役割は担っていない。

各公設試は、業務の対象は工業技術、建築技術、植物、動物などそれぞれ異なるが、① 試験、研究、調査、分析・検査、② 技術開発・改良、③ 生物資源の生産・育成・提供、④ 知識・技術に関する相談・研修・指導・普及、⑤ 情報の収集・提供、⑥ 成果の普及・振興といったような業務について共通する部分も少なくない。

しかし、現在において、部課をまたいだ各公設試の間の交流・連携は少なく、シナジー効果が十分発揮されているとはいえない。会議体としては、機関長会議が年に1回だけ定期的に行われている（平成28年1月に開催された2時間半の機関長会議では次のようなことが議事録に記載されている。「各試験研究機関の連携による効果的・効率的研究の推進として研究プロジェクトを行いたい、各機関の試験研究内容を把握していないので、それができない。研究員の研究内容をデータベース化して共有する必要がある。この点は毎年問題点として挙がっているような気がする。」）。

公設試の物品管理については、①図書に関して、図書目録を作成してデータベースとして活用している機関、作成しているが活用していない機関、作成していない機関があり、作成していても外部からはアクセスできない、②毒劇物に関して、各機関が個別に取扱管理規程を作成しており、同一の管理事項に対して規程が統一されておらず、また、必要と思われる規程が不足している、といった問題点が見つげられた。

このように機関相互の連携や協力が不十分であることが内部で指摘されながら何年もの間この問題が解決されないことや、各公設試の業務の内容が同一でありながら規程や管理方法が統一されていないことは、各公設試が「各部課の試験研究機関」と位置付けられた縦割り組織の弊害といえる。

このような弊害を失くして各公設試が業務目的の達成に向けて効率的に組織を運営する方法の一つとして、各公設試を一元的に管理できる組織すなわち研究専門部課または総合研究機関を設置して柔軟で戦略的な管理運営体制のもとに業務を行う方法が考えられる。

また、これをもっと進めた形として、公設試の全部あるいは一部の組織運営を民間化した形態すなわち公設試における公設民営方式の導入や地方独立行政法人化の実施およびそれを視野に入れた統廃合を行っている県もある。

一方で、各部課の政策と公設試の業務の関連性をより重視するならば、組織の見直しには至らずとも、公設試間の横の連携を充実強化させるしくみを取り入れて効率的な組織運営を行うことは可能かもしれない。

いずれの方法を採用するにせよ、公設試間の横の連携を強化することにより、分野を超えた研究課題を設定して横断的に取り組む研究プロジェクトなどの連携・協力体制の構築が容易になり、行政部門・普及組織との連携や県の産業政策等との調整も柔軟かつ効率的に行うことができる。また、業務に関する知識・情報・ノウハウの共有化を推進し、異分野の研究員間の交流を促進することにより、新たな気づき・アイデアが生じ知識や能力が向上し、組織が活性化することが期待できる。その他、同一業務の標準化・効率化、既存の人材や施設・設備の柔軟な活用、経費の削減などの効果をもたらすこともできると思われる。

県の試験研究関連業務の効率的な組織運営のため、公設試全体のあり方やわが県の産業の特徴、業務の範囲、職員の身分、導入・運営コストを考慮し、それぞれの方法のメリットおよびデメリットを幅広く検討し、公設試間の横の連携の強化を推進することが望まれる。

VII. 規程等の整備

各公設試の規程等をひとつおり目を通した結果、規定に旧機関名が記載されていたり、規定の中の様式と現在使用している様式が一致していなかったり、必要と思われる規定がなかったりといった規程等の不備が散見された。

これは、規程等（規程・規則・基準・要領・マニュアル・手順書・指示書等）を維持管理するための規程がないことが原因と考えられ、発見された項目以外にも誤っていたり現状に合致していない項目の存在を否定できない。

内部統制は、組織内の規程等に示されることにより具体化されて、組織内の全ての者がそれぞれの立場で理解し遂行することになる。規程等はそのような内部統制の有効性の確保のほか、業務の標準化による効率化、法令遵守および内部・外部監査の判断基準として必要不可欠のものである。しかし、そのような役割を果たす規程等に対し、その必要性や内容の現状への合致性を検討し、適時に必要な規程等の策定や既存の規程等の改訂・更新を行うシステムが組織内に組み込まれていない場合には、規程等を軽視する風潮が組織内に醸成され、規程等が形骸化し、不正が発生するリスクが高くなる。

このようなリスクを軽減するために、規程等の制定、改廃および公布について必要な事項を定め、かつ規程等を体系的に整備して業務管理の正常化と合理化を図ることを目的とした規程等管理規程を制定し、これを遵守するのが望ましい。

なお、規程等管理規程には次のような事項に関することが規定されるべきである。

- ・当規程を定める目的
- ・規程等の分類、体系化、階層化
- ・規程等の遵守・周知徹底義務
- ・効力の発生・消滅の時期、タイミング
- ・規程等の制定、維持管理における体制（規程等の管理統制責任者、策定・更新担当者）
- ・規程等の制定・改廃・公布の手続
- ・規程等の維持管理（改訂・更新）手続の手順、実施時期（定時更新・随時更新）

VIII. 監査の結果一覧

包括外部監査で発見された指摘事項および意見の一覧は次のとおりである。詳細な内容については「第4章 各論」を参照。

指摘事項・意見	試験研究機関												
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
研究活動管理事務								○					
課題解決研究の採択件数の向上													
技術移転における実用化技術の件数向上		○											
部長判断での課題採択時の理由の記載									○				
研究職の在籍期間と研究期間との対応			○		○		○	○	○	○			
業務日報の充実化	○	○		○	○			○	○	○			
外部評価対象となる研究課題選定方法の検討	○												○
外部評価委員会の開催時期	○	○											
外部評価委員会の定足数のルール化・見直し	○				○			○		○			
外部評価委員会の欠席者へのフォロー		○						○		○			
評価結果に伴う課題採択可否等のルール化	○												
現状の運用と適合した評価基準の整備									○				
評価票コメント欄の充実化		○			○		○	○	○	○	○		
評点より導かれる総合判定ルールの運用					○								
外部評価委員への研究課題説明方法の見直し									○				
外部評価委員の評点の総合評価方式の検討										○			
経済効果の測定方法の見直し	○			○	○								
追跡評価実施後のフォローアップの実施		○						○	○				
追跡評価による成果普及検証の実施											○		
成果普及の定義の明確化												○	○
出先機関と附置機関との役割分担の検討			○										
集客施設としての機能強化							○	○					
収入事務						○							
受託事業における積算方法の見直し	○												
より適した機器等の処分判断に資する規程整備	○												
研究活動における多様な財源の確保	○												
随意契約理由書の添付		○				○		○					
随意契約理由書の充実化		○	○										
資産譲渡時における譲渡原価の把握		○	○				○						
資産の譲渡単価変更時のルール化								○					
費用対効果を重視した高額機器の購入判断										○			
支出事務		○						○					
消耗品の在庫管理		○						○					
出先機関および附置機関の予算歳出の管理			○	○	○	○	○	○			○		
執行何の起案日、決裁日と請求書日との不整合				○									
契約事務		○											
研究設備仕様性能選定委員会議事録の充実化	○												
研究設備仕様性能選定委員会の開催	○												
予定価格の算定基準の明確化	○												
請負率100%の場合の要因分析	○												
入札参加者数が1者の場合の要因分析	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
単価契約の時期の見直し		○											
単価契約の単価変更時のルールの明確化					○		○						
船舶の検査業務委託における設計価格の見直し					○								
借地契約における自動更新条項付帯の検討							○						
請負率50%未満の場合の要因分析													○
財産管理事務		○	○		○	○					○		
知的財産権の収支管理	○	○		○	○						○		
毒劇物取扱管理規程の整備	○	○		○	○			○	○		○	○	
データ管理による圃場の有効利用		○											
重要物品の処分判断のルール化				○									
借受土地の明細表および台帳への記載								○					

【試験研究機関の名称】

- A：工業技術センター
- B：農業試験場
- C：園芸研究センター
- D：食品加工研究所
- E：水産試験場
- F：栽培漁業センター
- G：内水面総合センター
- H：畜産試験場
- I：総合グリーンセンター
- J：建設技術研究センター
- K：衛生環境研究センター
- L：原子力環境監視センター

【留意事項】

出先機関で既に触れた指摘事項及び意見について
附置機関での記述は原則として省略している。
この場合には、上記にて「○」は付していない。

第4章 各論

I. 工業技術センター

1. 工業技術センターの概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県工業技術センター設置条例、福井県行政組織規則第97条
所管課	産業労働部地域産業・技術振興課
設置年月	昭和60年4月
設置目的	工業の技術に関する試験、研究、調査および指導等を行い、工業の振興発展を図る。

(2) 所在地

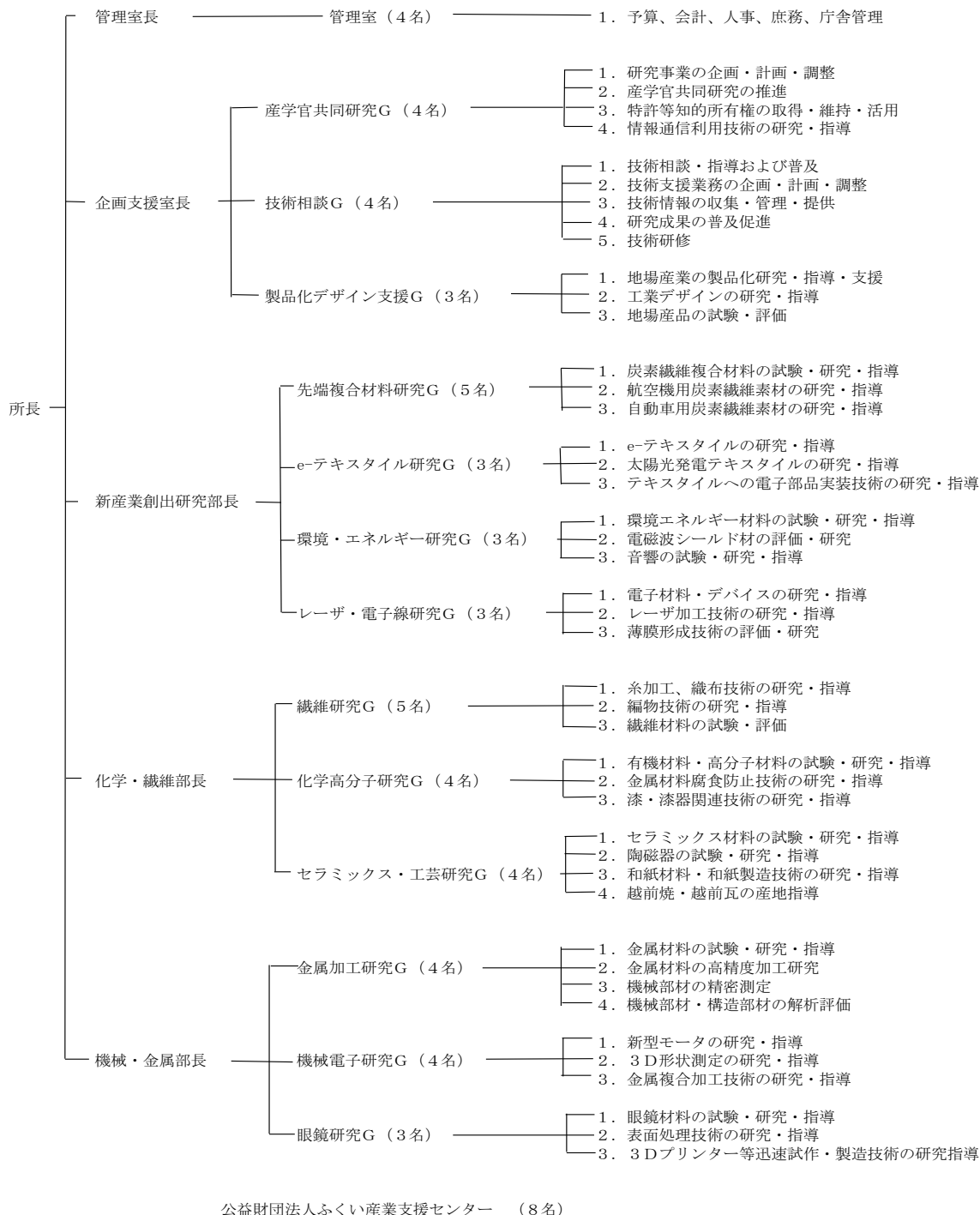
施設	所在地
工業技術センター	福井市川合鷺塚町61字北稲田10
窯業指導分所	丹生郡越前町小曾原6字

(3) 沿革

年月	概要
明治36年12月	工業試験場 設置（福井市簸川中町）
昭和22年6月	窯業試験場 設置（丹生郡宮崎村小曾原）
昭和27年4月	工芸指導所 設置（福井市尾上上町）
昭和27年12月	工業試験場を繊維工業試験場に改称
昭和43年4月	工芸指導所を工業試験場に改称（福井市若栄町に移転）
昭和52年4月	繊維工業試験場 新庁舎落成（福井市川合鷺塚町）
昭和58年3月	窯業試験場 新庁舎落成（現 丹生郡越前町小曾原）
昭和60年4月	工業技術センター 設置（繊維工業、工業、窯業の各試験場を統合）
平成3年5月	窯業指導所 設置（丹生郡越前町小曾原）
平成5年5月	工業技術センター 新庁舎落成（福井市川合鷺塚町）
平成21年4月	窯業指導所を窯業指導分所に変更

(4) 組織 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

(G : グループ)



(5) 主な業務

①工業に関する試験、分析、検定および鑑定等
②工業の技術に関する研究、調査、開発、指導および相談
③工業の技術に関する情報の収集および提供
④工業に関する技術者の能力の開発
⑤その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	4	5	5	5	5
技術職 ※	61	60	57	58	59
臨時的任用職員	0	0	3	1	2
事務補助員	1	1	1	1	1
再任用職員	4	4	2	2	1
非常勤嘱託	1	1	1	1	1
合計	71	71	69	68	69

※技術職は平成24年度末の定年退職者が多かったため、25年度は一時的に職員数が減少。以降、毎年計画的に採用。職種別一覧表は次頁に記載。

※技術職員職種別一覧表

(単位:人)

職種	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
紡織	5	5	3	3	3
染色	1	1	1	1	1
化学	16	16	15	15	15
機械	12	10	9	9	10
金属	3	3	3	3	3
機械・金属	4	5	7	7	7
高分子工学	7	8	8	8	7
電気	4	4	4	5	6
電子情報工学	2	2	2	2	2
工芸デザイン	3	3	3	3	3
デザイン	2	2	2	2	2
職業訓練	1	1	0	0	0
情報処理技術員	1	0	0	0	0
計	61	60	57	58	59

②在籍期間の状況

(単位:人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	1	0	0	0	3
技術職	2	2	4	11	41
事務補助員	0	1	0	0	0
嘱託	4	0	0	0	0

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

③資格者の状況

(単位:人)

資格の種類	人数
博士課程	10

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価の実施
1	繊維構造体を使用した生体代替品の開発	生体適合材料である PEEK 繊維やチタン繊維を使用し、細幅ジャガード織機による多層構造織物の技術により人骨の弾性に近い人工骨を作製する。また、生体細胞の接着性向上のため、レーザで試作サンプル表面を凹凸加工する。	H26～27	未
2	インプラント材料へのセラミックスコーティング技術の開発	エアロゾルデポジション法によりセラミックス膜をコーティングし、インプラントに適した表面特性(表面凹凸化と親水性の両立)を目標とする。成膜条件により、最適条件を検討する。	H26～28	未
3	金属光造形複合加工法におけるサポート生成効率化の研究	光造形中に金属造形物が工具とブレードから受ける力を考慮し、人工骨や人工関節など凹凸や面積の小さな面を含む形状に対応でき、最小限の材料による除去が容易な構造のサポートを自動的に生成するツールを開発する。	H26～28	未
4	超音波による医療器具加工要素技術の開発	超音波を利用した金属部材の要素加工技術を開発し、これまで不可能であった微細な加工を実現することで、医療器具の加工コスト削減と利便性を向上させる。	H26～27	未
5	靱皮繊維を用いたインテリア和紙の高度化開発	産地が優位性をもつ靱皮繊維和紙について、特性分析を行い他素材繊維との混抄技術を確立することで、インテリア和紙の開発を行う。	H26～28	未
6	竹材を活用した居住空間調音技術の開発	竹を加工し音響管の効果を持たせることにより、音場をコントロールする技術を確立することで、調音パネルを開発する。	H26～28	未
7	漆の透明性向上に関する研究	ウルシオールから着色原因物質の除去方法を確立し、様々な色が発色する透明性の高い漆を製作する。	H26～28	未

8	高強度多層和紙の開発	原料の組み合わせや加工によって、高強度・低伸縮性を付加させた積層和紙の開発を行う。	H27～28	未
9	同相雑音抑制技術の開発	ノイズフィルタを、磁性材料を小型化してケーブル全体に分布させることでケーブル自体が同相雑音抑制効果をもち、ケーブルに誘導する同相雑音をケーブル内で漸減させることで制御部に侵入させない抑制技術を開発する。	H25～27	事前評価 H24.8.27
10	陶磁器表面への薄膜作製技術の開発	越前焼工業協同組合が新たに推し進めている「土ごころ」製品の販路拡大を図るため、素地の風合いを保ちながら吸水性を無くすための薄層コーティング技術の開発を行う。	H25～27	未
11	楕形電極(IDA)センサの開発研究	微細な楕形構造の電極部を、印刷、めっきおよびレーザーによる微細加工技術により作成し、環境・エネルギー分野の腐食モニタリングや医療用途に向けた有害物質高感度検出機能や耐久性に優れたセンサを開発する。	H26～28	未
12	電磁波シールド材の低周波領域評価技術の開発	電磁波シールド材の性能評価を容易に行う手法として、低周波成分を効率的に含む雷サージパルスをシールド材に照射し、その透過特性をFFT解析により周波数変換することによって、シールド材の効率的な性能評価を実現する技術を開発する。	H26～28	事前評価 H25.8.27 中間評価 H27.8.31
13	炭素系硬質薄膜コーティング技術の開発	切削工具製造コストの約 1/3 を占める硬質薄膜コーティングについて、工具のような立体形状に対応した冷却機構などを最適化し高速処理を可能にすることにより低コスト化を目指す。	H26～28	未
14	プリントドエレクトロニクス技術を応用したスマートファイバーの開発	インクジェット印刷によるプリントドエレクトロニクス技術を応用して画面や凹凸のあるテキスタイルや繊維上への電気配線の描写技術を研究し、エレクトロニ	H27～29	事前評価 H26.8.25

		クス機能を追加した高機能繊維の開発を目指す。		
15	バイアス織物の開発	県内繊維産業の新たな市場を開拓するために、自動車部品で使用が期待されるバイアス織物の製造方法と素材の賦形性評価法に関する開発を行う。	H27～29	事前評価 H26.8.25
16	医療機器のための高精度加工研究	医療分野で活用されるチタン等の仕上げ加工において、非回転工具とパラレルリンクロボットを用いた加工技術の確立を図る。	H27～29	事前評価 H26.8.25
17	サングラスの防曇性付与に関する研究	防汚性や耐擦傷性、防曇性などに優れた新規の高機能性コーティング剤を用いて、プラスチックレンズに適したコーティング剤の選定および最適コーティング技術を検討するとともに、防曇性や防汚性(耐指紋性)に優れた高機能性サングラスレンズの開発を行う。	H27～29	事前評価 H25.8.27
18	新巻線モータの開発	移動体用モータの小型・高出力化を目指し、Fβ巻線モータ製造方法の高度化と、Fβ巻線技術を応用した新しい巻線方式による加工技術を開発する。	H27～29	事前評価 H26.8.25
19	軽量・耐熱性プラスチック複合材料の開発と成形技術の研究	高耐熱性プラスチックであるポリフェニレンサルファイド(PPS)に、エアロゲルといわれる低密度で高断熱な無機粒子をフィラー(充填材)として高濃度かつ均一に分散させる混練技術確立し、PPS成形材料の軽量化と高断熱化を図るとともに、開発した軽量・高断熱 PPS 樹脂の成形技術確立する。	H25～27	事前評価 H24.8.27
20	加工形状の3次元CAD化における曲面形状自由変形アルゴリズムの開発	設計データの曲面変形手法を使ったフィッティング技術を用いることで、眼鏡枠の試作と金型製作時に手加工した場合の形状を設計データに反映する自動化技術を開発する。	H25～27	事前評価 H24.8.27

21	3D プリンタによる試作用プラスチック成形型の開発	3D プリンタによるコンピュータ造形モデルの高度強化を図ることで、簡易金型にかわる迅速、低コストの試作用プラスチック成形型を開発する。	H25～27	未
22	越前瓦の軽量化研究	瓦の形状や厚みによる強度との相関性を研究し、また瓦用坯土に発砲原料等を添加して製品内部に独立気孔を作る研究をすることで、耐凍害性を維持した軽量化瓦の開発を行う。	H26～28	未
23	レーザを用いた複合材料加工技術の開発	機械ドリルでは行えない切断加工、小径穴加工について、レーザを利用した技術開発を行う。	H25～27	事前評価 H24.8.27
24	CFRP と金属の高強度接合技術に関する研究	県内眼鏡業界が得意とするチタン合金等の高強度金属と医療・介護の分野で期待の大きいCFRP(炭素繊維強化プラスチック)を高強度に接合する技術とその信頼性評価技術を開発する。	H25～27	事前評価 H24.8.27
25	CFRP 切削加工に対応した長寿命・高品質加工エンドミルの研究開発	センター独自の刃先構造を持つ切削加工工具(エンドミル)を開発し、高品質加工と長寿命化を実現するための工具形状と加工条件の確立を図る。	H27～29	事前評価 H26.8.25
26	熱可塑性繊維とリサイクル炭素繊維による不織布製造技術の研究	マトリックスとなる熱可塑性繊維とリサイクル炭素繊維を混合し不織布化することにより、マトリックスの含浸性がよく、物性に優れ、さらに安価な複合材料化できる中間基材を開発する。	H26～28	未
27	定置型蓄電システム用超高速回転CFRPフライホイールローターの開発	福井県の炭素繊維の独自加工技術を活用し、新たに薄層プリプレグシートを用いた高精度積層技術やCFRP円盤薄層積層成形体の成形技術を確立することで、高品質かつ高速回転到達可能なCFRPフライホイールローターを開発する。	H26～28	中間評価 H27.8.31

28	炭素繊維複合材の VaRTM 成形に最適なマトリックス樹脂設計に関する基礎研究	熱硬化性樹脂に関する研究を高度化させ、“各種熱硬化性樹脂の熱的・力学的試験のデータベース化”を図り、さらに“VaRTM 成形に適したマトリックス樹脂および基材の開発”を実施する。	H27～28	未
29	レーザ加工技術を活用した越前箆笥(木製品)の開発	「越前箆笥」の特徴の1つである、打ち刃物の鍛造技法を取り入れた鉄製金具等において、フォーカス位置、および照射パルス条件を抽出することで、レーザ加工による隆起部形成技術を開発し、手仕事では不可能な意匠性を金具に付加する。	H27	未
30	3D 特殊編物を用いた静音化向け吸音パネルの開発	高通気性、高耐久性、抗菌消臭などの多様な機能をもつニットを活用し、その経編構造を工夫した吸音素材の製造技術開発を行い、開発素材の吸音性について音響評価を行う。	H27	未
31	小型蒸気発電装置の実用化研究	ルーツ式ブロワを逆利用した小型蒸気発電装置の実用化を目指し、蒸気タービンの耐久性の検証や発電効率の実証を行う。	H27	未
32	意匠性を有する再帰反射経編テープの開発	経編の編み組織を活かすことにより、意匠性に富んだ再帰反射経編テープの開発を行う。	H27	未
33	色漆を用いた漆器の歩留まり率の向上に関する研究	より埃の発生しない環境作りと色漆の粘度調整・管理によって、色漆を用いた漆器の歩留まり率の向上を目指す。	H27	未
34	吸音性発砲和紙を活用した天井壁紙用吸音クロス材の開発	平成 23～25 年度まで工業技術センターで行った「吸音性発砲和紙の開発」で得られた研究成果をもとに、天井壁紙用吸音クロス材の開発を行う。	H27	未
35	水簾粘土の新規発色に関する研究	越前焼の水簾粘土の4種類の原土のブレンド比率を変えて鉄分の含有量を調整し、冷却還元焼成における素地の発色の変化を調査する。	H27	未

36	ケガ防止効果の優れたプラスチック容器の開発	ケガ防止効果の優れたプラスチック容器の開発を目標として、容器形状を検討し、試作容器を設計・製作する。また、ケガ防止効果の評価方法を検討し、評価装置を設計・製作し、形状の異なる容器を数値比較する。	H27	未
37	蛍光X線を用いた塗装用膜厚管理方法	眼鏡枠の塗膜について、簡便な非破壊方式による塗装膜厚管理方法、および短時間で結果が得られる実用的な塗装耐久試験方法の開発を行う。	H27	未
38	ハイブリッドプリプレグ基材の開発	耐衝撃性や破片の飛散防止効果に優れた、より優位性が高い複合材料を新たに提案することを目指して炭素繊維と有機繊維を用いたプリプレグ基材の試作および成形品(FRP)の評価を行う。	H27	未
39	スポーツウェア用太陽光発電テキスタイルの試作開発	スポーツウェア用の太陽光発電テキスタイルの開発を行う。	H27	未
40	大出力レーザーによる厚板切断加工技術の開発	ラバルノズルやダブルスリットノズルのCFD解析を行い、より高速で吐出圧の高い流体ノズルの解析を実施する。また、解析したノズルを製作し、レーザー切断試験を実施する。	H27	未
41	世界最大出力レーザーによる次世代重電産業での超厚板溶接技術開発	重電産業の超厚板溶接における溶接部の現象を解明しつつ照射ビームを最適化し、ビームプロファイルの監視、溶接点近傍の気流制御技術などにより超厚板材料に対し、省エネと高品質な高速溶接を実現する。	H25～27	未
42	プレス式水冷システムを用いた双晶組織成形制御による高音質なシンバル用高錫濃度ブロンズ合金の開発	シンバルの残響余韻・音色に影響するブロンズ結晶組織を微細化するための技術開発を行う。	H27～29	未

43	エネルギー使用合理化技術開発等(革新的新構造材料等技術開発)「熱可塑性 CFRP の開発および構造設計・加工技術の開発」	超軽量自動車を実現するための熱可塑性 CFRP に関する共通基盤技術の開発を目的とし、炭素繊維不織布による中間基材の開発を行う。	H25～34	未
44	航空機用高生産性革新 PMC の製造・品質保証技術の開発	航空機用等の樹脂・FRP 部材の実用化を加速するために、新規樹脂開発、高成形サイクル・低価格成形手法の開発、大型 FRP 製造技術およびその関連基盤技術の構築を目指す。併せて、FRP の付加価値を高めるための高分子材料や複合材料周辺技術開発も行う。	H26～30	未

(8) 収支の状況

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	41,892	42,230	43,752	51,964	49,052
財産収入	8,069	10,344	8,650	9,456	14,176
諸収入	6,172	17,209	31,243	41,666	47,904
歳入合計	56,134	69,784	83,646	103,087	111,133

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	369	68	59	140	10,695
労務費	3,986	3,543	0	0	0
商工費	631,190	520,522	531,015	565,960	540,404
土木費	62	0	15,856	0	0
歳出合計	635,608	524,133	546,931	566,100	551,100

職員人件費※					508,489
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	38,309	H27.4.1	
					千円	713,322		
			建物		m ²	29,142		H28.4.1
					千円	948,701		
			貸付財産		千円	×	H28.4.1	
			使用許可財産		千円	8		
	借受財産		千円	0				
	2	不動産の 従物	工作物		千円	47,229	H27.4.1	
			立木竹	果樹	千円	×		
				庭木	千円	×		
				立木	千円	7,188		
	3	知的財産権	特許権		件	139	H28.3.31	
実用新案権			件	3				
意匠権			件	2				
商標権			件	×				
品種登録			件	×				
著作権			件	1				
物品	4	重要物品	自動車		千円	2,339	H28.4.1	
			上記以外		千円	8,348,363		
	5	その他	動物			×	H28.3.31	
			図書目録			○	H28.12.31	

(注) ・数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

工業技術センターは、地域に開かれた県内産業の総合的な試験研究機関として、独創的な技術や最先端技術研究といった「研究開発」、技術普及や産業財産権の活用といった「技術移転」、技術相談・指導や分析・試験・加工といった「技術支援」の三本柱で業務を推進している。

工業技術センターは“産業振興系”の公設試に分類され、「工業技術センターは、あなたの会社の技術部です」をキャッチフレーズに、県内事業者の売上増・コスト削減を通じて産業振興を推進することを究極の目的としている。

行政活動をまとめると、以下のようになる。

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
産業振興系 (工業系)	歳出予算(※) 551 百万円 人件費 508 百万円	研究開発 技術支援 ・技術指導 ・技術相談 ・依頼試験 ・機器貸出	技術移転 ・普及講習会 ・特許出願 ・共同研究	・製品化による売上増加 ・技術革新によるコスト削減 等	県内の工業事業者

(※) 歳出予算 551 百万円の中には、本庁計上分の人件費 508 百万円が含まれていない。したがって人件費を含めた上での支出予算は 1,059 百万円となる。

行政活動における業績概念

評価指標	業績概念	説明
投入 (input)	費用 投入量	事業に投入される予算 事業に投入される職員労働・消耗品・備品・施設等
結果 (output)	産出量	行政が社会生活に供給する財またはサービス
成果 (outcome)	効果量 効用量	事業などの行政活動が社会の状態に与える変化 行政活動に対する国民(住民)の満足、主観的評価

(参考文献：稲沢克祐「公会計(新訂版)」同文館出版)

① 「研究開発」業務について

研究開発業務は、次の2つの研究（3つの事業）を軸として推進されている。

- a. 新規産業の核となる分野や将来必要と予想される新たな技術分野で、その成果を基に産学官連携プロジェクトなどへの展開がはかれる研究（独創的技術創出推進事業）
- b. 企業・社会的ニーズに即応するための技術開発研究（地域産業技術高度化事業、新分野展開推進事業）

福井県工業技術センターの事業体系は以下のとおりである。

大分類	目的	具体的な事業名（※）
地域産業技術高度化事業	現技術の高度化による地域産業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・製品化技術高度化事業（国庫） ・越前瓦の産地再生支援事業（県単）
新分野展開推進事業	新技術の導入による新分野への進出・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸品新機能開発事業（県単） ・炭素繊維技術利用拡大事業（国庫）
独創的技術創出推進事業	独創的新技術による新産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・地域科学技術振興研究事業（国庫） ・新成長産業創出事業（国庫） ・炭素繊維複合材料開発ステップアップ事業（国庫）
研究開発基盤整備事業	科学技術振興機能の充実強化 研究開発基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・技術情報化推進事業（県単） ・技術指導研修事業（県単） ・評価試験事業（県単） ・「科学技術体験」事業（県単） ・一般研究事業（県単） ・地域技術基盤設備整備事業（国庫）
産学官連携研究開発プロジェクト	産学官連携研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源活用共同研究事業（県単） ・戦略的基盤技術高度化支援事業（受託） ・炭素繊維革新技术開発事業（受託） ・戦略的イノベーション創造プログラム（受託） ・JST 研究成果展開事業（受託）

（※）括弧内は財源を表す

研究関連の事業費のうち最大のものは「地域科学技術振興研究事業（219,893千円）」であり、これだけで研究開発事業全体（299,241千円）の73.4%を占める。財源は「特別電源所在県科学技術振興事業補助金（特電）」である。

【意見】

安定的かつ継続的に試験研究活動を行う上では、研究活動資金源に一層の多様性を持たせる必要がある。地元企業からの受託研究や共同研究、国からの競争的資金等の外部資金獲得を強化し、より多様性のある財源確保の方針を打ち立てる必要がある。

② 「技術支援」業務について

直近5年間の技術支援件数の推移は以下のとおりである。(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
技術指導	80	79	79	70	70
技術相談	9,495	9,554	9,756	9,993	9,598
依頼試験	4,714	4,970	5,748	6,223	6,831
設備利用	4,301	4,627	4,679	4,742	4,805

依頼試験および設備利用は増加傾向にあるが、技術指導および技術相談は横ばいで推移している。利用度を更に上げる上で、延べ利用者数だけではなく実際の利用者数についても考慮した上で、利用者拡大に引き続き努めていただきたい。未利用企業の多くでは、公設試の支援内容を詳しく知らないことが未利用の原因とも考えられるため、公設試の存在を様々な方法でアピールし、利用企業の裾野が広がるような積極的な取り組みを期待したい。

③ 「技術移転」業務について

直近5年間の技術移転件数の推移は以下のとおりである。(単位:件)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
研究成果普及講習会	21	14	13	14	28
外部発表					
職員の発表	42	49	44	40	51
講師の派遣	14	21	31	26	28
企業訪問	221	212	208	180	186
産業財産権					
特許出願	15	13	13	18	7
保有特許	93	108	129	146	144
実施許諾契約	19	19	25	26	26
共同研究	13	13	12	12	12
特許権実施料収入額(千円)	5,697	7,919	8,005	9,144	12,952

特許権実施料収入が増加基調にあることから保有特許が積極的に活用されていると言うことができ、実施許諾を通じての県内企業への技術移転および公設試の自主財源確保という両面において高く評価できる。

(2) 監査要点

- ① 試験研究機関の組織形態および組織運営は、県の基本方針や計画に合致しているか
- ② 研究課題の選定手続は適切か
- ③ 試験研究の進捗管理は適切になされているか
- ④ 研究課題の評価手続は適切になされているか
- ⑤ 研究成果は有効に活用されているか

(3) 監査手続

- ① 試験研究機関の組織形態および組織運営について質問し、県の基本政策や計画との整合性を検討
- ② 関連する法令規則および内部資料等を閲覧し、研究課題の選定プロセスを検討
- ③ 関連する法令規則および内部資料等を閲覧し、試験研究の進捗管理プロセスを検討
- ④ 関連する法令規則および内部資料等を閲覧し、研究課題の評価プロセスを検討
- ⑤ 関連する法令規則および内部資料等を閲覧し、研究課題の成果普及の測定および事後検証プロセスを検討

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、監査結果として指摘すべき事項は、下記(5)④v)に記載の事項を除き発見されなかった。

(5) 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の2つのことを意味する。

- ・ 研究課題を実行することにより、成果 (outcome) に結びつく割合を高める (=有効性)
- ・ 研究課題の実行過程において、活動 (input) が結果 (output) に結びつく割合を高める (=効率性)

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の2要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

研究課題の選定プロセスをまとめると次のとおりとなる。

1	日々の技術指導・相談等の活動を介して、個々の研究員が業界ニーズを把握
2	経営マネジメント会議にて、県の産業振興施策ニーズに基づく中期研究開発方針発表
3	研究グループよりニーズ調査提案書が作成され、研究テーマ事前検討会にかけられる
4	研究グループは研究計画書を作成し、内部評価委員会の評価を受ける
5	研究課題評価報告書の指摘を受けて、研究グループは研究計画書を修正
6	外部評価委員会による事前評価を受ける
7	外部評価委員会の指摘を受けて、修正後の研究計画書を所管課に提出
8	研究課題の実施決定

i) 業界ニーズ把握の有効性

業界ニーズを吸い上げる主なチャンネルは以下のとおりである。

- a. 技術指導・相談、依頼試験や職員の企業訪問による企業からの生の声の把握
- b. 産地組合、団体からの要望把握
- c. 工業技術センターが事務局運営する技術研究会での把握
- d. 関連団体との連携による把握（公益財団法人ふくい産業支援センター等）
- e. インターネットホームページによる要望把握
- f. ふくいオープンイノベーション推進機構における事務局業務、IR 交流会による把握

工業技術センターが事務局運営する技術研究会は「福井県繊維技術協会（会員数約 130 名）」「眼鏡素材研究部会（会員数 24 団体）」等、全 8 つに上がり、上記（1）②で記載のとおり技術指導・相談および依頼試験件数ともに一定水準で推移していることから、業界ニーズ把握の有効性について特に問題は認識されなかった。

ii) 県の産業振興施策ニーズの反映

県の産業振興施策ニーズは以下において明記もしくは議題に上がっている。

- a. 福井経済新戦略
- b. 最先端技術のメッカづくり基本指針
- c. 福井県技術開発事業化ロードマップ
- d. ふくいオープンイノベーション推進機構戦略会議

「工業技術センターの中期研究開発方針（平成 27 年度予算編成に向けて）」によれば、【福井県工業技術センターは、本県産業の中核的試験研究機関として「福井経済新戦略」に謳われた基本理念の実現に資するために、その基本戦略に基づき、『福井モデル「新たな成長産業」の展開』と『福井の文化と生活に根付く「ふるさと産業」の元気再生』の実現を目指した取り組みを推進する】ことが研究方針として掲げられている。

工業技術センターの研究課題の枠組みは、次の 3 つの柱に分類される。

- a. 新たな成長産業の展開
- b. 新分野への進出
- c. ふるさと産業の元気再生

その中で「新たな成長産業展開」については、県の施策で次の方向性が示されている。

- a. 医療産業創出（医療、福祉、介護など）
- b. 農商工連携（六次産業化）
- c. 次世代エネルギー（ニューパラダイム製品（炭素繊維複合材料等））

「1. 工業技術センターの概要（7）研究課題とその内容」のレビューおよび担当者へのヒアリングを行い、実施されている研究課題は、総じて上記記載の「県の産業振興施策ニーズ」およびそれに基づく研究方針に沿ったものであることを確認した。

iii) 研究課題報告書から研究計画書へのフィードバック

「ニーズ調査提案書」「研究テーマ事前検討会」「研究計画書」を閲覧し、研究課題報告書（内部評価および外部評価）による事前評価を経て、研究計画書が予算化へ向けてブラッシュアップされていることを確認した。

iv) 外部評価委員会による事前評価

後述につきここでの記載は省略する。

② 研究チームの編成について

「平成 27 年度工業技術センター研究事業計画」によれば、各研究課題には平均 2.9 名（各課題 1～9 名、延べ 128 名÷44 課題）の担当者がついており、それぞれに正副の責任者がいる。

なお、各年度の技術職および研究課題の推移は以下のとおりであり、研究課題 1 件当りの技術職数に著変動は生じていない。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
技術職（名）	61	60	57	57	58
研究課題（件）	42	39	40	42	44
研究課題 1 件当り 技術職（件／名）	1.45	1.53	1.42	1.35	1.31

工業技術センターにおいては技術職の在籍期間が比較的長期に亘っており、研究環境としては望ましいものであるということが出来る。研究課題の計画期間は、通常の場合 3 年以上に亘ることが多いが、「1. 工業技術センターの概要（6）②在籍期間の状況」によれば技術職 60 名のうち 41 名が 10 年以上在籍しており、数字の上からは 1 人の研究員が研究課題の最初から最後までを担当できているといえる。研究ノウハウについても個人に蓄積していくため、短期間で部署異動するよりは遥かにメリットが大きいものとなる。

③ 進捗管理について

福井県工業技術センターでは平成 16 年 4 月より「福井県工業技術センター目標管理手法（以下、目標管理手法）」が導入され、これに基づき業務の進捗管理が行われている。目標管理手法は、限られた経営資源で研究成果の確実な創出、その他業務の的確な運営を図ることを目的としており、従来から導入している外部評価委員会による「評価システム（研究課題評価、機関評価）」に加え、「経営マネジメント会議」を最高会議体として設置することとなっている。すなわち、外部評価委員会による事前・中間・事後・追跡評価に加え、経営マネジメント会議で四半期ごとに達成すべき目標値（特許申請、研究発表等）を設定し、進捗管理、改善措置等の検討を行っている。

具体的には、以下の 3 階層のマネジメント構造により運用がなされている。

i) グループ内での業務

- a. 「月報」による業務報告
- b. 「日報」による業務報告

ii) 部内のマネジメント（業務遂行会議によるミドルマネジメント）

- a. 「月報」の確認、進捗管理（毎月）
- b. 「事業計画管理表」作成（4 半期ごと）

iii) 工業技術センター全体のマネジメント（経営マネジメント会議によるトップマネジメント）

- a. 目標設定、進捗管理、改善措置
- b. 「事業計画管理表」検証（4半期ごと）

上記のように、進捗管理資料として「日報（業務日誌）」「月報（業務報告）」「事業計画管理表」「研究進捗報告書」が用いられており、
業務日誌（日次） → 業務報告（月次） → 事業計画管理表（4半期） → 研究進捗報告書（年次） → 研究課題検討会（年1回開催）までが、年間のマネジメントサイクルとなっている。

「日報（業務日誌）」および「月報（業務報告）」はグループ単位で作成されており研究員個人単位では作成されていない。「日報」には午前と午後を実施した業務を簡潔に記載する形式となっており詳細についてはコメント欄に記載することとなっているが、任意にサンプリングしたところ「何の活動に」「何時間費やしたのか」を記載する様式とはなっておらず記載がなかった。また、サンプリングした進捗管理資料（「業務日誌」「業務報告」「事業計画管理表」「研究進捗報告書」）において、責任者（レビューアー）の承認印が押印されていなかった。

【意見】

日報等の進捗管理資料が「作成はしたものの誰のレビューも受けていない」との疑念を抱かれないように、責任者の承認印を漏れなく押印する必要がある。

【意見】

研究活動で発生する最大の経費は人件費であり、各研究課題に研究員の人件費を配賦する上でも「何の活動に」「何時間費やしたのか」の情報は必須であり必ず記載すべきであると考えます。

たしかに公設試の研究員は研究活動のみに専念しているわけではなく、ウェイトとしては技術相談や技術支援活動の方が大きいかもしれない。県の公設試としての社会的役割期待に応える上で技術相談等の支援業務は重要であるし、研究テーマ設定にあたり地場産業のニーズを把握する上でも当該業務は不可欠であることは外部監査としても認識している。また、研究活動自体においても、民間の研究活動と異なり個社の利益追求を目的とするものではなく、あくまでも地場産業の底上げという使命があるため、短期的には採算を度外視せざるを得ないこともあるかもしれない。

しかしながら、限りある財源の中で行政サービスを展開する以上、試験研究機関であっても費用対効果と無関係に活動することは許されず、特に最大のコストである人件費の投入からはそれに見合う一定のリターンが要求される。そして、リターンを得るための投入コスト（人件費）を集計するためには、日報に記載された作業時間を介して「人件費単価×研究課題の作業時間＝人件費」として活用していくことが最も有効かつ効率

的な方法であると考え。 「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。

④ 研究課題の評価について

i) 評価の必要性（「工業技術センター評価システム」より抜粋）

科学技術の進展、経済のグローバル化が進む中、工業技術センターに寄せられる社会的ニーズ、政策的ニーズは増加、多様化しており、公設の試験研究機関としての使命役割を果たすためには、工業技術センターの機関運営や試験研究等の業務に対し適切な評価を行いながら効率的な事業を推進していく必要がある。

特に、近年のように、社会経済環境の大きな変革期に当たっては、外部専門家や有識者を含めた複数の評価者によって、研究課題や機関運営に関して様々な角度から検討し、客観的な評価を行い、それを工業技術センターの業務運営に反映させていく評価システムの構築が必要となっている。

ii) 評価目的および効果（「工業技術センター評価システム」より抜粋）

工業技術センターに「評価システム」を導入する目的は、研究予算、研究人材など限られた研究資源の中で適切な評価を行い、その結果を下記項目に添って業務に反映させ、効率的、効果的な試験研究業務および機関運営を推進することにある。

- a. 工業技術センターの試験研究、業務運営に社会経済的ニーズ、政策的ニーズを反映させ、より効果的な事業を推進する。
- b. 限られた研究資源の重点的かつ効果的な配分を行い、より効率的な研究および業務の運営に当たる。
- c. 評価を行うことで、柔軟でかつ健全な競争的な試験研究環境の構築を図り、研究者の創造性を育むとともに研究能力の向上を図る。
- d. 評価結果という形で工業技術センターの研究および業務を広く一般に公開することで、限られた財政資金の中で県費投入等について県民の理解と支持を得る。

iii) 評価の実施方法

「工業技術センター評価システム」を構成する主な規程は以下のとおりである。

- a. 福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン
- b. 福井県工業技術センター試験研究等評価の実施要領
- c. 福井県工業技術センター研究課題内部評価委員会設置要領
- d. 工業技術センター研究課題外部評価委員会設置要領
- e. 福井県工業技術センター機関評価委員会設置要領
- f. 福井県工業技術センター試験研究等の評価実施方法書

「福井県工業技術センター試験研究等評価の実施要領」には以下のように定められている。
(※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋)

(課題評価の実施機関)

第5条 研究課題の内部評価を行う機関として研究課題内部評価委員会を設置する。

2 研究課題の外部評価を行う機関として研究課題外部評価委員会を設置する。

3 研究課題内部評価委員会、研究課題外部評価委員会の設置、運営については別に定める。

(課題評価の種類および評価内容)

第6条 課題評価の種類および評価内容は次の通りとする。

1) 事前評価 研究課題の選定について評価を行う。

2) 中間評価 研究期間が3年以上の場合に研究の進捗について評価を行う。

3) 事後評価 研究終了後に研究結果について評価を行う。

4) 追跡評価 研究成果の普及について評価を行う。

(課題評価の項目)

第7条 課題評価の項目は次の通りとする。

(1) 事前評価

- ① 研究の背景（社会的・経済的ニーズの大きさ）
- ② 研究目的の明確さ
- ③ 研究内容の具体性と研究手法の妥当性
- ④ 研究予算、研究人材の妥当性
- ⑤ 研究目標達成の可能性
- ⑥ 期待される研究成果
- ⑦ 事前調査または予備的研究の状況
- ⑧ 総合評価

(2) 中間評価

- ① 研究の進捗度
- ② 実施した研究内容の妥当性
- ③ 研究目標達成の可能性
- ④ 期待される研究成果
- ⑤ 研究継続の必要性
- ⑥ 総合評価

(3) 事後評価

- ① 計画の達成度
- ② 当初研究計画立案の妥当性
- ③ 実施した研究内容の妥当性

- ④ 得られた研究成果
- ⑤ 研究成果の波及効果
- ⑥ 今後の展開性
- ⑦ 総合評価
- (4) 追跡評価
 - ① 技術移転・普及効果

「福井県工業技術センター試験研究等の評価実施方法書」には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

2. 課題評価の実施方法

(1) 課題評価の対象および区分

工業技術センターが行う総ての研究課題を評価の対象とし、研究課題毎に別表の研究課題の区分に従って評価を行う。

但し、

- ① 研究予算総額が 500 万円以下の研究課題の評価については、研究課題内部評価委員会の評価のみとする。
- ② 研究要素の伴う備品整備事業についても研究課題評価の対象とする。
- ③ 外部からの補助または委託等の方式による競争的資金を背景とした提案公募型の研究開発や産学官の共同研究であって、外部の組織が評価を行うことにより研究開発課題の採否が決定されるもので、この評価実施要領に定める手続きを取る時間的余裕がないときは、研究課題内部評価委員会の意見を聞いて工業技術センター所長が研究開発課題として選定し、外部に提案申請できるものとする。この場合においては、当該決定日以後最初に開催される研究課題外部評価委員会に速やかにその旨報告するものとする。

(5) 研究課題評価実施時期

上記評価の実施時期は以下のとおりとする。

1) 事前評価

新規の研究課題の予算編成前の時期（7～8月頃）に実施する。

2) 中間評価

研究期間の中間時期に実施する。

3) 事後評価

研究が終了する年度の翌年度のできるだけ早い時期（4～5月頃）に実施する。

4) 追跡評価

研究終了後、少なくとも 3 年以内に実施する。また、その場合においても必要に応じて評価できるものとする。

平成 27 年度に実施された研究課題は 44 課題あるが、うち外部評価委員会の評価対象課題は 13 課題である。評価未実施の理由は「福井県工業技術センター試験研究等の評価実施方法書」(1) ①または③に該当するためであるが、①の金額基準(研究予算総額 500 万円未満の研究)に該当するものが一定数含まれている。

【意見】

金額基準は、課題の重要性を決定する有力な判断材料ではあるが、「金はかかかっていないが人手はかかっている」等の質的に重要な課題が評価対象から漏れてしまう可能性がある。質的重要性にも一定の配慮が必要である。

iv) 平成 27 年度の外部評価結果について

開催日時

第 1 回評価委員会	平成 27 年 8 月 3 日	追跡評価 18 テーマ一括実施 事後評価 4 テーマ
第 2 回評価委員会	平成 27 年 8 月 31 日	中間評価 2 テーマ 事前評価 3 テーマ

外部評価委員の所属および役職

所属	役職
福井商工会議所	専務理事
福井県商工会連合会	専務理事
国立大学法人福井大学 産学官連携本部	本部長
学校法人金井学園 福井工業大学 地域連携研究推進センター	センター長
福井工業高等専門学校 地域連携テクノセンター	センター長
近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業課	課長
国立研究開発法人産業技術総合研究所 関西センター 関西産学官連携センター	副センター長

【外部評価結果集計】

評価項目ごとに適切を 5 点、不適切を 1 点とする 5 段階評価で採点を受け、その平均点を総合的評価としている。

【事前評価】

	研究テーマ名	評価点 (全委員の平均)
1	ヘリカルドリリング装置の高性能化に関する研究	4.00
2	繊維技術を応用したインプラント材の開発	3.60
3	長繊維複合プラスチックハイサイクル成形技術の研究	3.81

【中間評価】

	研究テーマ名	評価点（全委員の平均）
1	定置型蓄電システム用超高速回転 CFRP フライホイールローターの開発	3.80
2	電磁波シールド材の低周波領域評価技術の開発	3.30

【事後評価】

	研究テーマ名	評価点（全委員の平均）
1	開繊技術による薄層プリプレグテープを用いた高速成形および大型成型に関する加工技術の開発研究	4.46
2	太陽光発電テキスタイル製造技術の開発	3.97
3	低環境負荷先端材料（炭素繊維強化熱可塑性樹脂< CERTP>）に対応した穿孔加工工具の開発	4.03
4	CFRP－金属箔積層材（FML）の界面接着性向上に関する研究	3.31

【追跡評価】

	研究テーマ名	評価点（全委員の平均）
	数値による評価ではなく、研究開発の効果や研究成果の普及方法、普及状況等について所見をもって評価を実施	—

工業技術センターにおいては研究結果報告書（外部評価委員が個別作成）のコメント欄の記載が総じて充実しているとの印象を受けた。

これは、以下の2つの理由によるものと考えられる。

- a. 外部評価委員の専門性が研究課題と適合している
- b. 外部評価報告書を作成する時間的余裕が十分確保されている（外部評価委員会の当日中に報告書を手書きで記載してもらうのではなく、後日メールにて回収することになっている）

事前評価は「課題選定に資する」、中間評価は「研究継続の是非を判断する」、事後評価は「今後の研究活動の参考にする」ものとなるため、コメント欄の記載が不十分では研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。とりわけ、事前評価は課題設定の有効性そのものに直結するため極めて重要である。これらの点において、工業技術センターでは外部評価委員会が有効に機能し、研究課題設定が外部チェックを経て有効になされているものと考えられる。

v) 個別発見事項

以下は、外部評価委員会報告書をレビューした上での個別発見事項である。

【指摘事項】

「福井県工業技術センター試験研究等の評価実施方法書」においては、事後評価は「研究が終了する年度の翌年度のできるだけ早い時期（4～5月頃）に実施する」となっているが、平成27年度は平成27年8月3日に開催されており、規程に準拠していない。翌年度の計画立案に資するためにも、年度明け早々に実施すべきである。

【意見】

平成27年8月31日開催の外部評価委員会が、1名欠席のまま開催されている。この点、委員会が有効に成立する定足数がルール上明文化されていない。明文化すべきである。

【意見】

評価は5点満点で行われており、5点（適切）、3点（妥当）、1点（不適切）とされているが、評点が何点以下なら不採択なのかが規程上明記されていない。規程上明記すべきである（事前評価の場合なら、3点未満なら課題化できない等、具体的に記載すべきである）。

⑤ 成果普及の検証について

研究成果の普及状況は、内部評価委員会および外部評価委員会における「追跡評価」によって検証されている。

「福井県工業技術センター試験研究等の評価実施方法書」には以下のように定められている。

2. 課題評価の実施方法

(4) 評価実施方法

4) 追跡評価

- ① 研究担当者は研究成果の普及、移転状況について研究追跡調査報告書（様式7）を作成する。
- ② 研究課題内部評価委員会、研究課題外部評価委員会は追跡調査報告書（様式7）に基づき成果の普及状況の評価し、技術移転、普及方法について助言を行う。
- ③ 評価事務局は追跡評価報告書（様式8）を取りまとめる。
- ④ 所長は評価結果を基に、更なる研究成果の普及・技術移転に努める。

平成 27 年度の「追跡調査報告書」は以下のとおりである。

研究開発課題	平成 22 年度～25 年度に終了した事業
研究開発事業名	地域科学技術振興研究事業（7 テーマ） 産地の強みを活かした地域貢献産業技術開発事業（3 テーマ） 電子タグ応用研究開発事業（1 テーマ） 次世代エネルギー技術開発事業（1 テーマ） 次世代産業創出事業（2 テーマ） 省エネ・省力化技術開発事業（2 テーマ） 伝統工芸品新機能開発事業（1 テーマ） 一般研究事業（1 テーマ）
研究開発期間	平成 20 年度～25 年度（うち 3 ヶ年）
研究開発の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・独創的新技術による新産業創出のための研究開発として、炭素繊維複合材料、e-テキスタイルなどの先端材料を創出する研究を実施（3 テーマ） ・地域技術と先端技術の融合による新分野展開のための研究開発として、微細深孔を可能とするレーザー加工技術の高度化、先端複合材料に対応した穿孔ドリルの開発、金属ガラスを用いた眼鏡フレームの開発などを実施（6 テーマ） ・地域産業の技術課題に対応した研究として、繊維、機械金属、眼鏡、伝統産業などの業界の技術課題を解決する研究や保有技術を高度化する研究を実施（9 テーマ）
研究開発の成果	<p>< 技術開発項目とその成果 ></p> <p>研究テーマ数 18 テーマ</p> <p>→特許権出願数 29 件</p> <p>→技術移転のための共同研究総数 21 件</p> <p>→製品化に至った数 9 製品+眼鏡部品群（8 技術）</p> <p>※製品化とは、①製品として販売実績のある物、②自社製品としてパンフレットやホームページ上に掲載されたもの、③商社や取引先に有料でサンプル出荷したものを指す</p>
研究開発成果の移転状況	<p>< 外部企業等の取り込み事例等 ></p> <p>炭素繊維複合材料、e-テキスタイル、レーザー加工技術、難加工材料の加工技術、RFID 技術、セラミックス、漆器、3 次元積層造形の 8 技術が製品化した。</p> <p>< 技術指導・普及実績 ></p> <p>研究成果の実用化・製品化に展開させるための共同研究 18 件、公募型競争的資金による産学官共同研究（国の大型研究プロジェクト等）</p>

	3 件、計 21 件の共同研究のほか、技術指導等により研究成果の普及、移転を行った。
社会的・経済的効果	<p>【現在の効果】</p> <p>< 数値で示される経済的効果 ></p> <p>製品化した全ての売上げ・・・(※1)</p> <p>< 数値で示されない経済的効果 ></p> <p>工業技術センターが保有する炭素繊維の開繊技術や e-テキスタイル技術の県内企業への普及、移転が図られ、県内企業の製品開発が活性化されている。</p> <p>また、難加工材料向けの切削工具の開発、RFID 技術を活用した農業支援等が図られている。</p>

(※1) 研究に参加した企業からの任意の聞き取り調査の結果を集計したものであり、全ての製品化売上情報を網羅しているものではない。なお、外部監査人は工業技術センターからの聞き取りにて具体的金額を確認しているが、県と参加企業との間の守秘義務に配慮し本報告書上は金額の記載を差し控える。

経済的効果の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

研究テーマ	研究予算総額	共同研究等	製品化	平成 26 年度製品化売上
漆の柔軟性付与技術の開発	5,038	共同研究 H22:1 件 H23:1 件	・電子レンジ・オープン対応漆碗 ・食洗機対応漆器	—
樹脂積層造形による眼鏡枠製造技術の開発	56,381	共同研究 H23:2 件 H24:1 件 H25:1 件	・眼鏡部品	—
炭化クロム析出制御技術に関する研究	29,066	長期指導	部品交換により生産性向上（織機部品、刃物、工場プラントタンクの腐食要因解明）	—
新しい繊維仕上加工技術の開発	27,700			—

IC タグテキスタイルの開発	95,859	共同研究 H22-24:1 件	・IC タグテキスタイル製造措置 (H28 に本製品を使用した布が製品化)	—
レーザー加工による微細深孔加工技術の開発	37,622	共同研究 H24:1 件 H24-25:1 件	・ヘリカルドリリング装置	—
先端マテリアル難加工材料に対応した切削加工工具の研究開発	9,955	共同研究 H23:1 件 H24-:1 件 H25-:1 件	・ハイブリッドドリル ・バリレスドリル	—
RFID 技術による効率的農業支援システムの開発	38,529	共同研究 H24-:1 件	・手袋型 RFID リーダー (JA、農業試験場で本製品を使用して実証試験を継続中)	—
燃料電池 (PEFC) 用薄層セパレータの開発	110,118	共同研究 H22-24:1 件	・炭素繊維複合材料	—
ナノファイバー改質技術による耐熱・導電性プラスチックの開発	52,185	共同研究 H24:1 件		—
代替フッ素樹脂コア材伝送線路の開発	37,097	共同研究 (H28:1 件実施中)		—
低温で焼結する新越前焼の開発	29,491	共同研究 H24-:1 件 H25-:1 件	・洋食器	—
電子機能を有する次世代型眼鏡フレーム成形技術の開発	7,991	共同研究 H25:1 件		—

極細径素材の 摩擦圧接技術 の開発	14,971			—
眼鏡枠の高精 度曲げ加工方 法の開発	24,030	共同研究 H23-:1件 H25-:1件	(H27:ベンディングマ シン)	—
ナノ構造炭素 材料を用いた 有機系電池電 極の開発	34,291	長期指導	(H27:プラズマトーチ)	—
越前和紙を活 用したエコ吸 音材の開発	6,876	共同研究 (H27:1件)		—
大気環境にお ける金属腐食 に関する研究	5,828	共同研究 H26-:1件	(H27:ACMセンサ)	—
(合計)	623,028			(※2)

(※2) 各研究テーマの製品化売上合計額は、上記(※1)の金額と一致する。なお(※1)と同じ理由により金額の記載は差し控える。

総額ベース(全18テーマ)での研究予算623,028千円に対して、担当者からの聞き取りした製品化売上高((※2)の金額)は支出された予算額を上回っていた。また、当該製品化売上高はあくまで平成26年度の単年度売上高であり、平成27年度以降も売上高が累積していくことを考慮すれば、投下資本を十分回収できているようにも思われる。

しかし、上記表の研究予算(623,028千円)には職員人件費および減価償却費が含まれておらず、費用対効果を測定する上でのコストの集計範囲としては不十分なものとなっている。

まず職員人件費についてであるが、県の予算編成上、公設試の職員人件費が本庁にて計上されていることから、出先機関たる公設試の歳出予算に職員人件費が含まれておらず、結果として各研究事業にも計上されていない。職員人件費の平成27年度支出額は508,489千円と多額にのぼり、各研究事業の費用対効果を測定する上で当該人件費の(各研究事業への)配賦は必須である。公設試の現場では人件費縮減(超過勤務の縮減等)にも積極的に取り組んでいることとは思うが、「どの研究事業に人件費がいくらかかっているのか」という形で研究事業のコスト構造を「見える化」することにより課題が顕在化し、より効果的なアクションにも結びつけられるものとする。具体的な計算手法については「(5)意

見 ③進捗管理について」で述べたとおりである。

次に減価償却費についてであるが、高額備品の取得価額は、取得した会計年度のコストとして一括計上され、その後の会計年度で別の研究事業に利活用したとしても（既に過年度で認識済みのため）当該備品のコストはゼロとなってしまう。その結果、取得した会計年度の研究事業は支出超過になる一方でその後の会計年度で当該備品を利用した研究事業は収入超過になる可能性があり、費用対効果の判断を誤る恐れがある。

また、経済的効果は、事業者がどれだけ利潤を創出したかで測るべきであることから、「売上高」ではなく「利益（売上高－コスト）」で測定すべきである。

【意見】

費用対効果の観点からは、研究事業（研究課題）の費用として職員人件費および減価償却費を含める必要がある。また、経済的効果は「売上高」ではなく「利益」で測定することが望ましい。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	41,892	42,230	43,752	51,964	49,052	
使用料	27,043	27,051	27,951	33,699	33,604	
商工使用料	27,043	27,051	27,951	33,699	33,604	
工鉱業使用料	27,043	27,051	27,951	33,699	33,604	
手数料	14,848	15,178	15,801	18,265	15,448	
商工手数料	14,848	15,178	15,801	18,265	15,448	
鉱工業手数料	14,848	15,178	15,801	18,265	15,448	
財産収入	8,069	10,344	8,650	9,456	14,176	
財産運用収入	5,696	7,919	7,705	9,446	12,988	
特許権等運用収入	5,696	7,919	7,705	9,446	12,988	
特許権等実施料	5,696	7,919	7,705	9,446	12,988	※1
財産売払収入	2,373	2,425	945	10	1,188	
物品売払収入	2,373	2,425	945	10	1,188	
不用品売払代金	2,373	2,425	945	10	1,188	※2
諸収入	6,172	17,209	31,243	41,666	47,904	
延滞金加算金および過料	0	0	0	5	0	
延滞金	0	0	0	5	0	
延滞金	0	0	0	5	0	
受託事業収入	1,904	1,405	26,092	38,150	45,838	
商工費受託事業収入	1,904	1,405	26,092	38,150	45,838	
工鉱業費	1,904	1,405	26,092	38,150	45,838	
雑入	4,267	15,804	5,150	3,511	2,066	
違約金および延滞利息	93	0	324	99	17	
延納利息	93	0	324	99	17	
弁償金	0	11,119	0	0	0	
弁償金	0	11,119	0	0	0	
雑入	4,174	4,685	4,826	3,411	2,049	
電気料個人負担金	1,270	1,205	1,212	1,313	1,340	
水道料個人負担金	0	0	0	1	0	
保険料被保険者負担金	2,903	2,957	2,695	1,669	707	

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
共済組合共済費返還金	0	0	4	4	0	
職員手当返還金	0	0	428	384	0	
雑入商工費	0	522	485	39	0	
歳入合計	56,134	69,784	83,646	103,087	111,133	

※1 平成 27 年度、特許権使用会社の倒産による不納欠損額 260 千円あり。

※2 平成 27 年度発生額 1,188 千円は不用機器の売払いによる収入。

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・使用料（工鉦業使用料）

工業技術センターの機械、機器その他の設備もしくは装置（以下「設備等」という。）または施設を使用する者から徴収する使用料。条例により設備等または施設ごとに使用料の単価（設備等については一時間当たり、施設については一日当たり）が定められている。

過去 5 年の機器使用集計件数と使用料金額の年次推移（下記 a.参照）をみると、使用料金額は、ほぼ利用件数の増加と比例している。

a 表<機器使用集計の年次推移>

	H23	H24	H25	H26	H27
設備等・施設利用件数（件）	4,301	4,627	4,679	4,742	4,805
使用料金額合計（千円）	27,043	27,051	27,951	33,699	33,604

・手数料（鉦工業手数料）

工業技術センターに対し、試験、分析、検定、鑑定、加工、デザイン調整または成績書謄本の交付等（以下「試験等」という。）を依頼する者から徴収する手数料。条例により試験等ごとに手数料の金額が定められている。

過去 5 年の依頼試験集計件数と手数料金額の年次推移（下記 b.参照）をみると、手数料金額合計は、ほぼ依頼試験件数の増減に比例しているが、依頼試験の内容により増減が変動する場合もある。例えば、平成 27 年度の依頼件数は前年に比べ増加しているが、比較的手数料の単価が安い企画設計の件数が増加（98 件→1,081 件）している反面、高単価の機械加工の件数が減っているため（944 件→805 件）ため、収入金額としては減少している。

b 表<依頼試験集計の年次推移>

	H23	H24	H25	H26	H27
鑑定	22	0	5	5	4
試験および測定	3,941	3,925	4,785	4,994	4,810
加工	646	931	841	1,124	935
企画設計	101	102	113	98	1,081
謄本	4	12	4	2	1
合計(件)	4,714	4,970	5,748	6,223	6,831
手数料金額合計(千円)	14,848	15,178	15,801	18,265	15,448

・財産運用収入(特許権等実施料)

県有特許権を実施許諾する場合の実施料収入。原則として、以下の算式で算出する(実用新案権、意匠権または出願中の発明考案の実施許諾または貸付についても同様)。

$$\text{実施料} = \text{基本額} \times \text{実施料率}$$

基本額：以下6項目のうち、それぞれ事業に適したものを基本額として選定。

- (1) 販売単価に生産数量を乗じたもの
- (2) 販売単価に販売数量を乗じたもの
- (3) 獲得した価値又は価値の増加を金額に見積ってこれに利用件数を乗じたもの
- (4) 獲得した価値又は価値の増加を金額に見積ってこれに生産数量を乗じたもの
- (5) 獲得した価値又は価値の増加を金額に見積ってこれに販売数量を乗じたもの
- (6) 製品販売によって得た利益金額

実施料率：A.基準率×B.利用率×C.増減率×D.開拓率

A.販売価格を基礎とする場合 →実施価値により4%、3%、2%

価格又は価値の増加あるいは利益金額を基礎とする場合

→実施価値により30%、20%、10%

B.発明又は考案がその製品において占める割合。製品全部の場合は100%

C.増減率100%を基準とする。

公益上特に必要があるとき等は50%以内を増し或いは50%未満を減ずることが可能。

D.原則100%(研究・宣伝等、多額の費用を要する場合、50%以内に減ずることが可能)

平成27年度の特許権等実施料の増加は、新規特許利用の際の保証料2,750千円の発生と、特許関連製品の販売総額の増加による。

・受託事業収入(工鉦業費)

県内の共同研究体が国に対し研究支援の補助金を申請し、または研究開発団体等から研

究を受託して受取る収入。発生経費を積算し請求することで収入額が決定する。

平成 25～27 年度の受託事業収入の増加は、炭素繊維関連受託事業収入の増加による。

(2) 監査要点

- ①収納額の算定が法令等に準拠して行われているか。
- ②収納額の算定が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ③収納額の徴収が法令等に準拠して行われているか。
- ④収納額の徴収が効率的に行われているか。
- ⑤徴収に関する組織体制の整備状況は妥当か。
- ⑥受託事業収入の基礎になる発生経費の積算は妥当か。

(3) 監査手続

- ①関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。
- ②業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基つき適正に行われているかを確認する。
- ③調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。
- ④未納者・滞納者・滞納額の把握方法を質問し、徴収に関する組織体制の整備状況を検討する。
- ⑤使用料・手数料が減免・または免除されている場合、その理由等は関係法令・諸規則等に準拠しているかを検討する。
- ⑥財産運用収入（特許権等実施料）の不納欠損額について処理の妥当性を確かめる。
- ⑦受託事業収入（工鉦業費）の基礎になる発生経費の積算が適切に算定されているかをサンプル抽出により確かめる。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。手続の詳細については以下のとおり。

・使用料（工鉦業使用料）

抽出したサンプルにつき施設設備等使用許可願、領収書、現金出納簿、収入調定決議書、調定決議書、納入通知書、PC の管理画面を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

使用料の減免措置については、抽出したサンプルにつき減免申請書、減免承認書、施設設備等使用許可願、伺書を閲覧し内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されており、減免の理由等は関係条例に準拠していた。

なお、(5) ①に機器の使用状況に関する意見を記載している。

・手数料（工鉦業手数料）

抽出したサンプルにつき試験分析(加工調整)依頼書、証紙収納簿、調定決議書、調定内訳書、収入調定決議書、現金収納簿、現金出納簿、PC管理画面を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

・財産運用収入（特許権等実施料）

特許権等実施料は、抽出したサンプルにつき調定決議書、調定内訳書、納入通知書、県有特許の実施報告書、契約書を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。また、平成28年3月現在未納となっている特許権等実施料につき、督促伺、滞納処分表、督促状を閲覧し処理の適切性を検証したところ、事務手続きは適切に処理されていた。

不納欠損については、不納欠損処分書、伺書等を閲覧した結果、所定の手続きに則り適切に処理されており問題点は検出されなかった。

・財産運用収入（不用品売払代金）

抽出したサンプルにつき調定決議書、納入通知書、領収証書、備品台帳、伺書、見積書を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

・受託事業収入（工鉦業費）

抽出したサンプルにつき調定決議書、伺書、納入通知書、実績報告書、補助金交付申請書、補助事業計画書、契約書等を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

関係者への質問、収入未済状況一覧表の閲覧等から、未納・滞納状況の把握、処理体制の整備状況を検討した結果、問題点は検出されなかった。

なお、(5)②に受託事業収入に関する意見を記載している。

(5) 意見

①機器使用状況について

上記(1)②のa表<機器使用集計の年次推移>を機械種類別に集計したものが、下記c表である。ただし、機器(平成27年度使用)の1時間当たり使用単価4,000円以上の高額機器(*)を抽出している。

* 機器の使用単価は、原則として購入価格をもとに決定されることから、集計の都合上、1時間当たりの使用単価4,000円以上のものを高額機器と定義している。

c表<機器種類別使用集計の年次推移>

No.	機 器 名	H23	H24	H25	H26	H27	
1	高出力レーザーシステム	0	0	0	0	0	件
		0	0	0	0	0	円
2	光造形装置	0	0	0	1	1	件
		0	0	0	13,350	13,350	円
3	樹脂粉末焼結積層造形装置	0	0	0	0	1	件
		0	0	0	0	10,125	円
4	X線CTスキャナ	60	66	51	47	19	件
		2,304,000	1,689,600	921,600	608,300	323,900	円
5	ファクトリーオートメーションシステム	0	0	0	0	0	件
		0	0	0	0	0	円
6	瞬時波形解析装置	1	1	1	5	7	件
		4,340	4,340	4,340	22,300	31,220	円
7	振動試験機	19	34	25	34	38	件
		227,760	600,060	402,960	649,440	631,400	円
8	熱可塑性プリプレグ装置	0	0	0	2	14	件
		0	0	0	33,460	210,320	円
9	トウプレスメント装置	0	0	0	0	0	件
		0	0	0	0	0	円
10	電界放出型走査型電子顕微鏡	22	31	43	24	42	件
		376,420	629,530	545,160	367,400	641,280	円
11	電子熱線照射装置	2	1	0	0	0	件
		16,720	8,360	0	0	0	円
12	非水染色試験機	57	1	49	36	45	件
		1,946,430	40,050	1,906,380	1,483,200	1,812,800	円

No.	機器名	H23	H24	H25	H26	H27	
13	サンシャインウェザーメーター	0	0	0	0	0	件
		0	0	0	0	0	円
14	複合材料耐久性評価システム	0	0	0	0	0	件
		0	0	0	0	0	円
15	金属材料ガス分析装置	14	6	7	15	3	件
		146,300	93,100	59,850	218,880	20,520	円
16	ラマン分光光度計	0	16	11	5	2	件
		0	111,930	74,620	32,880	10,960	円
17	CVD 装置	0	0	0	0	0	件
		0	0	0	0	0	円
18	顕微 FT-IR ラマン分析装置	1	0	0	0	0	件
		5,260	0	0	0	0	円
19	電子線三次元形状測定器	0	0	0	0	0	件
		0	0	0	0	0	円
20	電子プローブマイクロアナライザ	13	14	22	25	10	件
		226,320	198,030	471,500	766,300	116,400	円
21	蛍光 X 線分析装置	106	82	75	67	78	件
		613,500	400,820	494,890	399,950	673,600	円
22	セラミックス構造高精度解析装置	22	21	26	36	25	件
		195,900	176,310	202,430	356,160	329,280	円
23	コーンカロリメータ	64	67	45	47	44	件
		5,073,340	4,677,280	2,895,010	3,288,300	2,774,200	円
24	ナノコンポジット構造解析装置	2	2	5	3	0	件
		12,720	25,440	21,200	13,080	0	円
25	人工気象室	3	5	12	20	16	件
		523,770	1,437,010	2,551,700	5,606,860	6,918,810	円
26	電波暗室	30	29	17	33	32	件
		752,215	720,130	506,230	1,583,280	1,282,750	円
27	無響音場装置	70	69	63	93	65	件
		887,445	1,034,150	947,570	1,410,750	831,600	円
28	音響インテンシティ測定装置	70	82	94	97	70	件
		762,300	1,251,360	1,540,440	1,501,830	870,980	円
29	音響評価解析装置	0	0	0	0	0	件
		0	0	0	0	0	円

No.	機 器 名	H23	H24	H25	H26	H27	
	その他	3,745	4,100	4,133	4,152	4,293	件
		10,953,617	12,492,775	13,736,475	14,700,100	15,362,600	円
	合 計	4,301	4,627	4,679	4,742	4,805	件
		25,028,357	25,590,275	27,282,355	33,055,820	32,866,095	円

なお、高額機器の中で、過去5年間一度も使用されていなかった機器は下記のとおりである。

d-1 表<過去5年間で一度も使用されていない高額機器>

No.	機 器 名	1時間当たり単価
1	高出力レーザーシステム	6,140
5	ファクトリーオートメーションシステム	6,010
9	トウプレスメント装置	4,450
13	サンシャインウェザーメーター	4,980
14	複合材料耐久性評価システム	7,770
17	CVD装置	4,200
19	電子線三次元形状測定器	6,270
29	音響評価解析装置	4,060

上記高額機器について、工業技術センター独自の使用状況を担当者に質問した結果は以下のとおりである。

d-2 表

<過去5年間で一度も使用されていない高額機器の工業技術センターでの使用状況>

No.	機 器 名	使用状況
1	高出力レーザーシステム	平成27年度末に廃棄済み。平成29年度条例改正時に条例から削除予定。
5	ファクトリーオートメーションシステム	機器の自動化に関する技術相談を受けた際などに、自動化製造ラインの説明用モデルとして活用。
9	トウプレスメント装置	平成24年度末に廃棄済み。平成29年度条例改正時に条例から削除予定。
13	サンシャインウェザーメーター	依頼試験（耐光試験）で使用。平成27年度依頼試験実績800件。

No.	機 器 名	使用状況
14	複合材料耐久性評価システム	依頼試験（耐光試験）で使用。平成 27 年度依頼試験実績 198 件。また、センターの研究においても金属関連の強度試験に使用。
17	CVD 装置	工業技術センターの研究において、高真空状態での金属試験片の加熱処理に使用。
19	電子線三次元形状測定器	条例上の機器名称と利用実績を集計したデータベース上の機器名称が一致していなかったため、集計上 0 件とカウントされたもの。実際の使用実績は過去 5 期で 15 件。
29	音響評価解析装置	企業との共同研究において吸音材開発やシンバルの音解析に使用。

ヒアリングの結果、外部利用のない高額機器については、工業技術センターで研究等に使用されており、あるいは既に廃棄済みであった。

また、未使用機器や更新する機器等の処分については、工業技術センターで作成した廃棄マニュアルに基づき、企業等へ払い下げや学校等での利活用について所内で検討し判断しているとの回答を得た。

【意見】

各機器・設備等の使用状況や維持管理費を分析し、これらの機器を保有し続けることの可否（費用対効果）の判断を適時に行う必要がある。その際、廃棄等を行う判断基準（いつ、誰が、どのように）をあらかじめ定めておくことが必要である。例えば、年度末に、各機器の管理担当者が過去 3 年間使用のない機器・設備等を抽出し、今後の使用が見込まれない場合、廃棄の費用を見積もった上で廃棄の判断を行う、といった方法が考えられる。

廃棄の手続きは、当該ルールにのっとり、適時に、機械的・客観的に行うべきと考える。

②受託事業収入について

受託事業収入は、受託研究上の発生経費を積算し委託先に報告することで、当該発生経費分の収入を得る。発生経費の積算については、委託先から所定の明細表により内訳が示されており、機械装置等費(土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費)、労務費(研究員費、補助員費)、その他の経費(消耗品費、旅費、外注費、諸経費)、間接経費といった項目があげられている。

抽出サンプルについて発生経費の明細表を確認したところ、機械購入費、消耗品費、旅

費、諸経費が計上されていたが、労務費や間接経費が計上されていなかった（下記、＜抽出事業の積算基礎＞参照）。

＜抽出事業の積算基礎＞

I.機械装置等費	
1. 土木・建築工事費	0 円
2. 機械装置等製作・購入費	12,270,000 円
3. 保守・改造修理費	0 円
II.労務費	
1. 研究員費	0 円
2. 補助員費	0 円
III.その他の経費	
1. 消耗品費	1,783,506 円
2. 旅費	645,099 円
3. 外注費	0 円
4. 諸経費（大学共同研究員費）@500,000 × 5 人=2,500,000	2,500,000 円
IV.間接経費	0 円
V.再委託費・共同実施費	0 円
小計	17,198,605 円
合計（消費税込）	18,574,493 円

労務費が計上されていない理由として、工業技術センターの受託研究事業は①個別の企業からの研究を受託しているのではなく、②国や大学、企業等が連携して実施している国家的なプロジェクトへ参画することであり、そのプロジェクトの研究課題の一部を工業技術センターが担当しているもので実質上は共同研究であることが挙げられている。また、間接経費のうち減価償却費については、機械の使用状況を把握することが困難であることを理由に計上していない。

【意見】

受託研究にかかる労務費・間接経費が計上されておらず、把握も行われていない。しかし、研究コストのうち最も大きな割合を占めるのは人件費や大型設備の減価償却費であり、これらのコストを把握することは経済性・効率性の観点から重要である。このため、委託先へ請求する・しないの判断に係わらず、事業別のコストを認識するための方法として、業務日報等で適切な時間管理を行うことが必要であると考えます。

③歳入歳出バランスについて

工業技術センターの平成 27 年度歳入歳出決算は、以下 e 表のとおりである。

e 表<平成 27 年度歳入歳出決算>

～福井県工業技術センター 業務年報(平成 27 年度)より～

(単位：千円)

歳入	金額	収入構成比	歳出(事業別)		金額
国庫支出金	235,733	42.8%	管理運営費	管理運営費	163,656
一般財源	203,972	37.0%		臨時職員等給与費 ※	4,637
使用料・手数料	49,053	8.9%		小計	168,293
諸収入	47,905	8.7%	技術指導・普及事業	技術情報化推進事業	3,486
財産収入	14,437	2.6%		3D プリンタ人材育成	1,335
				県有知的財産管理活用事業	20,437
				評価試験事業	47,127
				試験研究等評価事業	140
				県民衛生プロジェクト	1,979
				オープンイノベーション強化	8,942
				医療産業創出支援事業	120
				小計	83,566
				研究開発事業	地域資源活用共同研究事業
			地域科学技術振興研究事業		219,893
			研究開発事業		10,638
			伝統工芸品新機能開発事業		4,489
			一般研究事業		6,911
			戦略的基盤技術高度化支援事業		13,979
			炭素繊維基盤技術開発事業		20,537
			橋渡し研究開発事業		2,448
			戦略的イノベーション創造プログラム事業		8,885
			越前瓦産地支援事業		706
			小計		299,241
合計	551,100	100.0%	合計		551,100

※ 正規職員の給与はここに計上されない。

歳入の半分近くを国庫が占め、一般財源や工業技術センターの独自の収入（使用料・手数料 etc.）を上回っていることがわかる。国庫支出金の約 9 割は特別電源所在県科学振興事業補助金（特電）による。

【意見】

歳入の中で、国庫支出金（特電）への依存度が大きくなっている。安定的・継続的財源の確保に向けて、外部の競争的資金獲得等、多様な研究の財源を獲得することが期待される。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	369	68	59	140	10,695
総務管理費	235	68	48	48	48
人事管理費	121	0	0	0	0
旅費	121	0	0	0	0
財産管理費	113	68	48	48	48
役務費	70	42	34	34	34
公課費	43	25	14	14	14
人事委員会費	0	0	10	0	0
人事委員会費	0	0	10	0	0
旅費	0	0	10	0	0
企画費	134	0	0	91	10,646
企画総務費	0	0	0	79	0
需用費	0	0	0	79	0
計画調査費	134	0	0	11	10,646
役務費	0	0	0	11	8
備品購入費	0	0	0	0	10,638
旅費	134	0	0	0	0
労働費	3,986	3,543	0	0	0
労政費	3,986	3,543	0	0	0
労政総務費	3,986	3,543	0	0	0
共済費	889	875	0	0	0
賃金	3,080	2,660	0	0	0
旅費	16	7	0	0	0
商工費	631,190	520,522	531,015	565,960	540,404
商業費	3,302	3,116	3,417	2,432	2,050
商業総務費	3,042	3,116	3,417	2,432	55
共済費	3,042	3,106	3,417	2,422	55
交際費	0	10	0	10	0
商業振興費	260	0	0	0	1,995
報償費	0	0	0	0	1,948
旅費	260	0	0	0	27
需用費	0	0	0	0	19
工鉱業費	627,725	517,405	527,570	563,527	538,353
中小企業振興費	280,447	274,490	265,229	288,108	241,155
報酬	88	290	0	148	0
賃金	880	880	880	742	960
報償費	2,524	3,117	3,647	3,528	4,635
旅費	1,430	1,808	1,473	2,030	1,505
需用費	27,282	29,362	23,787	30,367	28,041
役務費	2,168	2,619	2,218	2,742	2,652
委託料	25,350	21,980	25,508	29,760	38,355
使用料および賃借料	2	0	0	0	0
原材料費	15,776	5,543	4,917	1,439	24,096
備品購入費	204,944	208,889	202,797	217,288	140,907
償還金利子および割引料	0	0	0	60	0
工業技術センター費	347,278	242,914	262,341	275,419	297,197
報酬	2,032	1,950	2,060	1,896	2,844

共済費	2,005	2,065	2,092	1,049	1,333
賃金	3,954	4,094	3,535	1,450	2,096
報償費	1,362	1,442	1,364	154	5,043
旅費	4,489	4,572	4,584	5,841	6,275
需用費	104,819	95,358	91,905	101,576	110,753
役務費	1,869	1,430	1,470	1,540	2,371
委託料	136,248	129,622	128,907	125,720	128,962
使用料および賃借料	214	586	753	861	1,079
工事請負費	86,919	0	0	5,400	4,536
原材料費	2,578	1,116	1,554	2,273	999
備品購入費	255	0	20,984	24,551	27,591
負担金補助および交付金	527	675	3,127	3,102	3,248
償還金利子および割引料	0	0	0	0	0
公課費	0	0	0	0	62
繊維産業費	162	0	27	0	0
繊維産業総務費	162	0	27	0	0
旅費	162	0	27	0	0
土木費	62	0	15,856	0	0
土木管理費	0	0	15,856	0	0
建築指導費	0	0	15,856	0	0
委託料	0	0	15,856	0	0
道路橋りょう費	62	0	0	0	0
雪寒道路整備費	62	0	0	0	0
需用費	62	0	0	0	0
合計	635,608	524,133	546,931	566,100	551,100

②主な支出の内容

平成 27 年度の福井県工業技術センターの支出額は 551,100 千円となっている。主な支出は商工費/工鉦業費/中小企業振興費の備品購入費 140,907 千円、商工費/工鉦業費/工業技術センター費の需用費 110,753 千円および委託料 128,962 千円である。なお、需用費（合計）の中では、消耗品費 58,984 千円、光熱水費 57,832 千円が多額となっている。

③増減コメント

平成 27 年度の総務費/企画費/計画調査費の備品購入費の増加（+10,638 千円、前年度発生なし）は、ガルバノスキャナー（高性能レーザー加工装置）（10,638 千円）の購入があったためである。

労働費/労政費/労政総務費の賃金が平成 25 年度以降発生していないのは、臨時雇用創出事業臨時特別基金事業が終了したことにより、アルバイト雇用が終了したためである。

平成 27 年度の商工費/商業費/商業総務費の共済費の減少（△2,367 千円、前年度比△97.7%）は、平成 27 年度より臨時的任用職員や再任用職員の給与事務執行が会計課へ移行したことにより、共済費が同課へ計上されることとなったためである。

平成 26 年度の商工費/工鉦業費/中小企業振興費の需用費の増加（+6,579 千円、+27.7%）は新規および継続研究テーマに必要な消耗品の購入の増加によるものである。

平成 27 年度の商工費/工鉦業費/中小企業振興費の委託料の増加（+8,594 千円、28.9%）

は知的財産の管理活用のための弁理士費用等が発生したためである。

平成 24 年度の商工費/工鉦業費/中小企業振興費の原材料費の減少（△10,233 千円、△64.9%）は平成 23 年度に研究テーマ IC タグテキスタイルの開発、眼鏡枠の高精度曲げ加工方法の開発において機械の改造のための原材料費が多額発生していたためである。

平成 27 年度の商工費/工鉦業費/中小企業振興費の原材料費の増加（+22,657 千円、+1573.6%）は、研究テーマ医療機器の高効率、高精度加工研究および新巻線モータの開発において既存設備に付加する部品等の購入が多額であったためである。

平成 27 年度の商工費/工鉦業費/中小企業振興費の備品購入費の減少（△76,380 千円、△35.2%）は、対象予算での高額な備品の購入が減少したためである。

平成 27 年度の商工費/工鉦業費/工業技術センター費の報償費の増加（+4,888 千円、+3,165.0%）は、プロフェッショナル人材戦略拠点事業においてマネージャー等を新規採用したためである。

平成 23 年度の商工費/工鉦業費/工業技術センター費の工事請負費 86,919 千円は、人工気象室等の改修工事によるものであり、平成 24 年度、25 年度は発生していない。

平成 25 年度から平成 27 年度の商工費/工鉦業費/工業技術センター費の備品購入費（平成 24 年度は発生なし、平成 25 年度 20,984 千円、平成 26 年度 24,551 千円、平成 27 年度 27,591 千円）は炭素繊維革新技術開発事業等の新規事業に必要な研究備品を購入したものである。

平成 25 年度の土木費/土木管理費/建築指導費の委託料の発生 15,856 千円（平成 25 年度以外は発生なし）は、工業技術センターの建物定期点検および外壁調査の実施によるものである。

（2）監査要点

- ・支出事務手続は、法令、条例、規則等に準拠して行われているか。
- ・検査手続は適正に行われているか。
- ・支出を裏付ける証憑は適切に整備保管されているか。
- ・物品の購入において物品の受払いが適切に行われ、関係帳簿類が整備されているか。また記帳に誤りはないか。
- ・物品の購入は、計画的、かつ、効率的に行われているか。
- ・年度末の使い切りがないかの確認のため、2 月から 3 月（出納整理期間含む）において他の月と比較して多額の物品を購入していないか。

（3）監査手続

- ・歳出簿より任意に取引を抽出し、伺書から検査支払までの支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されているかを確認する。

- ・物品の購入は、購入計画に基づいて、効率的に実施されているか根拠証憑により検討する。
- ・物品の期末決算額について前年同期と比較し、著しい増減の有無、およびその理由が合理的であることを確かめる。
- ・物品について在庫量の適正性を確かめる。必要と認めた場合は、物品の管理状況を視察する。

(4) 合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	庁舎清掃業務
2	備品購入費	複合材オートクレーブ成形装置
3	需用費_消耗品費	SIP・樹脂ローラ等
4	報償費	特許実施保証金（16件）
5	負担補助金および交付金	共同研究経費負担金 （炭素繊維革新技术開発事業・東大集中研）
6	需用費_修繕料	定常音圧発生器修繕（ME-RE3300）
7	旅費	短期研修（宇宙航空研究開発機構）

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

庁舎清掃業務

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、庁舎清掃業務の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150004628）	決裁日：平成 27 年 2 月 20 日	24,692,040 円（税込）
契約締結伺兼競争入札 （随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 25 日	22,600,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 4 月 1 日	24,408,000 円（税込）

支出負担行為書	—	24,408,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	24,408,000 円 (税込)
請求書 (3 月支払分)	平成 28 年 3 月 31 日	2,034,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 12 日	2,034,000 円 (税込)

No.2 【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

複合材オートクレーブ成形装置

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、複合材オートクレーブ成形装置の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150028854)	決裁日：平成 27 年 6 月 19 日	43,200,000 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 8 月 12 日	39,790,000 円 (税抜)
売買契約書	契約日：平成 27 年 8 月 19 日	42,973,200 円 (税込)
支出負担行為書	—	42,973,200 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 2 月 24 日	42,973,200 円 (税込)
請求書	平成 28 年 2 月 24 日	42,973,200 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 2 月 25 日	42,973,200 円 (税込)
歳入歳出外現金受入決議書	受入通知日平成 27 年 8 月 19 日	4,297,320 円 (税込)
契約保証金返還請求書	平成 28 年 2 月 25 日	4,297,320 円 (税込)
歳入歳出外現金払出通知書	平成 28 年 3 月 10 日	4,297,320 円 (税込)

No3 【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

消耗品の購入 (SIP・樹脂ローラ等)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150080790)	決裁日：平成 27 年 10 月 28 日	2,451,600 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 11 月 13 日	2,200,000 円 (税抜)
売買契約書	契約日：平成 27 年 11 月 13 日	2,376,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	2,376,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 18 日	2,376,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 23 日	2,376,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 24 日	2,376,000 円 (税込)

No4【報償費】

<検討の対象とした調達業務>

特許実施保証金 (16 件)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150136000)	決裁日：平成 28 年 3 月 29 日	4,251,992 円 (税込)
支払調書	平成 28 年 3 月 31 日	4,251,992 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 28 年 3 月 31 日	4,251,992 円 (税込)

No5【負担補助金および交付金】

<検討の対象とした調達業務>

共同研究経費負担金 (炭素繊維革新技術開発事業・東大集中研)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150037145)	決裁日：平成 27 年 4 月 1 日	2,700,000 円 (税込)
請求書	平成 27 年 5 月 18 日	2,700,000 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 27 年 6 月 23 日	2,700,000 円 (税込)

No6【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

定常音圧発生器修繕 (ME-RE3300)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150098794)	決裁日：平成 27 年 12 月 11 日	2,073,600 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 1 月 8 日	1,850,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 28 年 1 月 15 日	1,998,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	1,998,000 円 (税込)
検査調査	平成 28 年 3 月 10 日	1,998,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 18 日	1,998,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 24 日	1,998,000 円 (税込)

No7【旅費】

<検討の対象とした調達業務>

短期研修 (宇宙航空研究開発機構)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
旅行命令簿	平成 27 年 9 月 10 日	—
旅費 (概算払) 請求書	平成 27 年 9 月 15 日	315,300 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 27 年 9 月 16 日	315,300 円 (税込)

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

支出事務に記載すべき外部監査としての意見はない。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	20	102,107
指名競争入札	10	18,916
随意契約	69	45,202

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	55
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	14
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	69

随意契約の理由は、85.7%が金額によるものであり、残りの14.3%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	19	35	27	7
契約金額の合計（千円）	992	10,991	19,995	14,214

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約（契約金額1,000千円以上）

No	名称	委託金額 （千円）	契約方法 （参加数）	請負率 （%）	契約期間	注
1	庁舎清掃業務	24,408	一般競争 (6)	98.9	H27.4.1 から H28.3.31	1

2	中央監視装置運転管理等業務	22,680	一般競争 (4)	99.2	H27.4.1 から H28.3.31	1、5
3	空調設備機器保守点検業務	10,908	一般競争 (3)	86.7	H27.4.1 から H28.3.31	
4	化学排水処理施設保守点検業務	5,508	一般競争 (1)	92.6	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
5	コイル配列機製作委託	4,968	一般競争 (1)	98.9	H27.4.1 から H28.3.31	2
6	窯業指導分所管理運營業務	3,952	一般競争 (1)	98.2	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
7	フライホール円盤高速回転試験委託	3,329	一般競争 (1)	96.0	H28.1.18 から H28.3.22	2
8	環境試験室保守点検業務	3,294	指名競争 (7)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	1、6
9	防災設備保守点検業務	3,240	一般競争 (3)	99.3	H27.4.1 から H28.3.31	
10	電子プローブマイクロアナライザ保守点検業務	3,042	指名競争 (5)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	7
11	国際特許出願業務委託 (熱可塑性樹脂補強シート材およびその製造方法等)	2,877	額を定めた 契約	—	H27.4.2 から H28.3.24	9
12	国際特許出願業務委託 (積層成形体)	2,838	額を定めた 契約	—	H27.9.15 から H28.3.24	9
13	中央監視装置保守点検業務	2,754	一般競争 (1)	93.4	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
14	国際特許出願業務委託 (マルチフィラメント開繊シート・繊維束の開繊方法)	2,672	額を定めた 契約	—	H27.4.2 から H28.3.24	1、9
15	非常用電源装置保守点検業務	2,538	一般競争 (2)	99.1	H27.5.7 から H28.3.31	1、5
16	クランク曲げ機構部製作委託	2,397	一般競争 (1)	97.8	H28.1.14 から H28.3.11	2
17	エンドミル製作委託	2,308	一般競争 (1)	96.3	H27.6.10 から H27.11.20	2、7

18	巻線加工機筐体製作委託	2,224	一般競争 (1)	96.7	H27.10.30 H27.12.25	2、5
19	エレベータ保守管理業務	2,170	随意契約 (1)	100.0	H27.4.1 から H28.3.31	1、8
20	X 線解析装置等保守点検業務	2,095	指名競争 (5)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	1、6
21	電界放出形走査電子顕微鏡システム保守点検業務	1,998	指名競争 (5)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	1、6
22	3次元 CAD ソフトアップグレード委託	1,825	一般競争 (1)	94.9	H27.9.17 から H27.11.6	2
23	主曲げ機構部製作委託	1,738	一般競争 (1)	97.6	H28.1.7 から H28.2.29	2、5
24	樹脂粉末焼結積層造形システム保守点検業務	1,674	指名競争 (5)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	1、7
25	研究人材データベース制作・運用保守業務委託	1,609	一般競争 (3)	76.8	H28.1.15 H33.3.31	3
26	電話設備保守管理業務	1,607	一般競争 (1)	97.9	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
27	金属材料ガス分析評価システム保守点検業務	1,598	指名競争 (5)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	1、7
28	植栽管理業務	1,512	一般競争 (10)	38.5	H27.4.1 から H28.3.31	4
29	表面分析装置保守点検業務	1,490	指名競争 (5)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	1、6
30	ロボット用部品製作委託	1,424	一般競争 (1)	98.0	H27.8.19 から H27.10.16	
31	国際特許出願業務委託 (複合材料用ドリル並びにそれをを用いた機械加工方法及び機械加工装置)	1,417	額を定めた契約	—	H27.4.2 から H28.3.24	9
32	超精密万能形状測定装置保守点検業務	1,296	指名競争 (5)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	1、6
33	蛍光 X 線分析装置保守点検業務	1,239	指名競争 (5)	94.9	H27.4.9 から H28.3.31	1、6
34	電波暗室保守点検業務	1,188	指名競争 (5)	100.0	H27.4.9 から H28.3.31	1、6

35	窯業指導所庁舎清掃	1,172	一般競争 (4)	92.9	H27.4.1 から H28.3.31	
36	PCT 出願業務委託（疑似 等方補強シート材および その製造方法）	1,125	随意契約 (1)	100.0	H27.7.2 H27.7.10	7、 10
37	プリプレグシート製造装 置空気開繊縦振動・横 振動改造委託	1,112	随意契約 (1)	96.3	H27.10.30 か ら H27.12.25	7、 10

注 1：5 年以上継続して同一業者に委託している契約。

注 2：一般競争入札により契約しているが、結果として 1 者のみ参加となっている。

注 3：現年分のみの金額。実際には 5 年で総額 2,516 千円（請負率 85.1%）の委託契約となっている。

注 4：平成 25 年度より、業者の価格のたたき合いが始まり過当競争により減額となっている。平成 28 年度には平成 24 年度以前の水準に戻っている。

注 5：1 回目の入札では予定価格を下回る業者が無く、2 回目で落札となった案件。

注 6：予算要求金額が設計価格および予定価格となっている案件。なお、予算要求額は前年実績金額である。

注 7：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

注 8：対象となるエレベータ設備の当初納入業者でないと保守管理業務ができないため特命随意契約となっている。

注 9：特定の技術に関する特許出願という専門性が高い業務のため特命となっている契約である。また、実際に特許が取得できるまでの費用が確定しないため、その上限を定めて契約している。

注 10：特定の技術に関する業務委託であり、特命随意契約となっている。

⑤ 主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

No	名称	契約金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間	注
1	排ガス洗浄装置修繕 工事	4,536	一般競争 (2)	96.9	H27.11.27 から H28.3.14	

⑥ 主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	複合材料用オートクレープ成形装 置	42,973	一般競争 (1)	99.5	1

2	CFRP 切削加工装置	27,216	一般競争 (1)	97.3	1
3	熱可塑性プリプレグシートプライ ヘッド装置	26,676	一般競争 (1)	98.8	1
4	繊維材料物性評価装置	22,982	一般競争 (1)	99.0	1
5	吸音特性解析装置	13,284	一般競争 (1)	97.9	1
6	高弾性繊維用連篠機	13,251	一般競争 (1)	99.4	1
7	精密 3D プリンタ	11,394	一般競争 (1)	97.3	1
8	ガルバノスキャナー	10,638	随意契約 (1)	100.0	2
9	電磁界解析システム	9,666	一般競争 (2)	98.9	

注1：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注2：必要な機能を有する機械の購入先が1者しかいないため、特命随意契約となっている。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)
1	医療機器・楕円振動切削装置等	6,372	一般競争 (1)	98.3
2	新巻線モータ・巻線加工機用サーボシステム	2,732	一般競争 (2)	97.3
3	医療機器・ロボット制御装置等	2,570	一般競争 (1)	92.2
4	新巻線モータ・線材送りユニット	2,484	一般競争 (1)	100.0
5	医療機器・モーター式	2,300	一般競争 (1)	98.4
6	医療機器・カップリング等	1,222	随意契約 (3)	97.0
7	医療機器高精度加工・CAD ソフトウェア	1,198	随意契約 (3)	93.0

8	3次元CAD化・センサヘッド等	1,096	随意契約 (3)	98.0
---	-----------------	-------	-------------	------

注：原材料費については、1,600千円未満は金額基準により随意契約が認められている。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額1,000千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	庁舎清掃業務	一般競争入札の結果による
2	中央監視装置運転管理等業務	一般競争入札の結果による
3	化学排水処理施設保守点検業務	一般競争入札の結果による
4	窯業指導分所管理運営業務	一般競争入札の結果による
5	環境試験室保守点検業務	指名競争入札の結果による
6	中央監視装置保守点検業務	一般競争入札の結果による
7	国際特許出願業務委託（マルチフィラメント開織シート・繊維束の開織方法）	額を定めた契約による。
8	非常用電源装置保守点検業務	一般競争入札の結果による
9	エレベータ保守管理業務	特命随意契約による
10	X線解析装置等保守点検業務	指名競争入札の結果による
11	電界放出形走査電子顕微鏡システム保守点検業務	指名競争入札の結果による
12	樹脂粉末焼結積層造形システム保守点検業務	指名競争入札の結果による
13	電話設備保守管理業務	一般競争入札の結果による
14	金属材料ガス分析評価システム保守点検業務	指名競争入札の結果による
15	表面分析装置保守点検業務	指名競争入札の結果による
16	超精密万能形状測定装置保守点検業務	指名競争入札の結果による
17	蛍光X線分析装置保守点検業務	指名競争入札の結果による
18	電波暗室保守点検業務	指名競争入札の結果による

特命随意契約もしくは額を定めた契約による契約は少なく、ほとんどが一般もしくは指名競争入札の結果によるものである。

（2）監査要点

- ・契約の方式および相手方の選定方法は適正か。
- ・契約事務手続は、法令、条例、規則等に準拠して行われているか。
- ・契約金額は業務の内容に対し適正な水準か。また、業務コストの削減努力が行われているか。
- ・委託契約とする理由は合理的で、委託契約は当初見込んでいた成果（業務の効率化等）

を達成しているか。

- ・成果について、検査が実施され、契約の履行について適切に確かめられているか。

(3) 監査手続

- ・伺書から検査支払までの事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されているかを確認する。
- ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認する（一般競争入札が原則的方法であり、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限り認められている。）。
- ・入札手続もしくは見積書入手手続が適切に実施されていることを確認する。
- ・契約書の各条項は適切であり、契約手続が法令、条例、規則等に準拠して行われているか。
- ・随意契約の場合、「理由書」が作成されており、かつその理由が合理的であるか確認するとともに、入札方式とすることで容易にコスト削減が可能ではないか確認する。
- ・公の施設の管理委託の場合、「指定管理者制度」に準拠した相手先となっているかを確認する。また、「指定管理者制度」を採用することができないか確認する。
- ・委託契約とする合理的理由があるか確認する。なお、委託契約とすることが合理的な場合とは以下のとおりである。

多量な事務を短期間で処理するため

単純作業であるため

事務を効率的に処理するため

変則的な勤務条件が必要なため

高度な専門的技術が必要なため

臨時的な業務であるため

行政サービス向上のため

- ・予定価格の積算基準、積算資料等の整備状況およびその運用は適切に行われているかを確認する。
- ・関連団体への委託契約について、妥当な金額で委託が実施されているか確認する。また、他の団体への委託の可能性が最初から排除されていない事を確認する。
- ・委託業務の履行確認の後、契約どおりに支払いが行われている事を確認する。
- ・委託業務内容と委託料は整合しているか、時系列で検討する。
- ・委託業務が再委託されている場合、委託契約上認められている事および再委託の必要性を確認する。
- ・3Eの観点から、委託先、委託範囲、方法などに検討を加え、行政目的達成度を高める方策が採られているかを確認する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①研究設備仕様性能選定委員会について

工業技術センターでは毎年多額の備品購入費が発生しており、購入対象となる機器は専門性の高い研究用機器がほとんどである。そのため、研究に必要な機能が過不足なく購入備品に備わっているかを慎重に検討する必要がある、研究設備仕様性能選定委員会で購入する研究用機器の仕様の妥当性を検討している。当該委員会が開催されている事を 1,000 千円以上の備品購入について全て確認できた。確認の際、議事録を確認したが「・・・検討した。検討の結果・・・のとおり決定した」との記載があるのみであった。

【意見】

議事録が残されている点は評価できる。記載内容として各委員からの質問や研究員からの回答など具体的に検討した内容の記載があるとさらによい。

事後的に研究用機器購入が妥当であったかどうかは研究用機器の利用度や利用した結果、成果が上がったこと等により判断されることとなる。しかし、研究は数多くの失敗を元に成功するものであり、成果がなかったという一部分の結果だけで評価することはできない。研究用機器購入当時の判断が妥当であったかどうかは研究設備仕様性能選定委員会で十分な検討が行われていたかどうかを確認することで行われるべきである。そのため、その議事録は非常に重要な意味があると考えられる。

②備品購入費と原材料費について

工業技術センターでは、多額の研究用機器を備品購入費として購入するだけでなく、機器の製作や改造のために多額の原材料費を支出することがある。平成 27 年度においても中小企業振興費で 24,096 千円、工業技術センター費で 999 千円の原材料費が計上されている。研究用の備品の購入に関しては研究設備仕様性能選定委員会が開催されるが、研究用設備の改造費用となる原材料費については同委員会が開催されていない。

【意見】

研究用設備の製造または改造に係る原材料費について、その実質的な内容は備品購入費と変わらないと言うのが外部監査の考えである。そのため、研究設備仕様性能選定委員会を研究用設備に係る原材料費購入についても適用すべきである。

③予定価格の算定について

予定価格の算定について一部を除き、過去の実績から平均の落札率(請負率)を算定し、当該実績率を利用している。一方で、 $\text{予定価格} = \text{設計価格} \times \text{落札率}$ もしくは $\text{予定価格} = \text{設計価格} \times \text{請負率}$

90%などの定率となっている案件もある。

【意見】

設計価格から予定価格を算定する場合に、過去の実績に応じて乗じる率をランダムに設定することは随意契約の場合であっても有効性は高いものとする。他の機関でも採用すべき手法である。一方で、設計価格×100%としている契約や90%など特に根拠のない定率を乗じている案件もあり、契約毎に考え方が異なっている。設計価格から予定価格の算定を行う場合に、どのように考えるべきか何らかの指針があるとよい。

④請負率について

指名競争入札により業者を選定しているにもかかわらず、請負率が100%となっている案件がある。また、当該案件は予定価格を設計価格×100%としている案件でもある。

【意見】

随意契約に比べ事務コストがかかる入札を実施するのは、より安く調達するためである。その成果は設計価格に対する委託金額の割合である請負率により評価されることとなるが、請負率が低ければ低いほど成果が高いこととなる。

請負率が100%であるという事は、入札を実施した意味がなくなることに等しい。これ以上はないぐらい価格が低下しており、請負率が100%となってしまっている可能性も考えられるが、100%となる要因を分析する必要がある。

⑤入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が1者のみとなっている案件がある。

【意見】

可能な限り一般競争入札または指名競争入札とするよう努力している結果、一般競争入札における入札参加者数が少ない案件がある程度発生することは仕方がないと言える。なお、入札参加者数が1者となる場合で考えられる要因は、入札案件の広報不足の場合や案件の仕様書の内容を実現できる業者が1者しかない場合、もしくは案件の設計価格が低すぎて業者にとって案件に入札参加する経済的なメリットがほとんどない場合などが考えられる。詳細は総論にて記載するが、入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

6. 財産管理事務

(1) 概要

福井市北部にある当機関は、福井県の公設試の中で他の機関と比べて予算や従業員数が格段に多く、唯一の工業系の試験研究機関である。建物の延べ面積は公設試の中で一番大きい。本部および分所として窯業指導分所がある。また、常設展示場がある。

本部では、建物の一部の使用を公益財団法人ふくい産業支援センター（職員8名を派遣している）、一般社団法人福井県発明協会および国立研究開発法人産業技術総合研究所に無償で許可することにより、業務の連携を図っている。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成27年4月1日）

・土地

区分	敷地面積 (m ²)	評価額 (千円)
工業技術センター	31,286.19	713,322
窯業指導分所	7,023.00	— (借地)
計	38,309.19	713,322

・建物

区分	延べ面積 (m ²)	評価額 (千円)
工業技術センター	27,026.23	890,248
窯業指導分所	2,116.14	58,453
計	29,142.37	948,701

主な建物（300 m²以上）

名称	造り	地上	地下	面積 (m ²)	評価額(千円)
(工業技術センター)					
管理棟	鉄筋コンクリート	3	—	3,486.41	204,703
第1 実験棟	鉄骨	1	—	2,658.10	61,758
第2 実験棟	鉄骨	2	—	3,578.88	77,113
第3 実験棟	鉄骨	2	—	2,983.12	64,276
研修棟	鉄骨鉄筋コンクリート	3	—	1,988.79	116,771
実証化棟	鉄骨	2	—	2,721.79	58,639
研究棟	鉄骨鉄筋コンクリート	7	1	8,805.51	291,927
(窯業指導分所)					
管理研究棟	鉄筋コンクリート	2	—	1,130.80	40,589
実験作業棟	鉄骨鉄筋コンクリート	3	—	653.40	13,351

・使用許可財産：

区分	用途	数量 (㎡)	許可相手先	注
(工業技術センター)				
土地	測定盤・電柱の設置	1.67	下水道管理者県知事	
	電柱の設置	—	西日本電信電話(株)	※
建物	サロン	141.73	(公財) ふくい産業支援 センター	
	事務室・専務室	169.20		
	事務室	229.85		
	車庫	75.00		
	研究機器の設置	11.50		
	事務室・相談室・ 倉庫	194.40	(一社) 福井県発明協会	
	事務室・相談室	42.00	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	
	売店	42.00	福井県庁生協	
	自販機の設置	2.01		
防災受信機の設置	—	福井市		
(窯業指導分所)				
建物	越前焼作陶スペース	143.55	越前町	
	自販機の設置	0.85	福井県庁生協	

(注) ※の 8 千円以外は使用料を免除している。

・借受財産

区分	用途	数量 (㎡)	年間借受料 (千円)	借受先
土地	窯業指導分所敷地	7,023.00	無償	越前町

・工作物

区分	評価額 (千円)
工業技術センター	45,184
窯業指導分所	2,045
計	47,229

主な工作物

名称	評価額 (千円)
(工業技術センター)	
縁石 (植栽縁石、境界縁石、樹木縁石)	31,043

・立木竹

区分	区分	本数	評価額 (千円)
立木	工業技術センター	8,760	6,530
	窯業指導分所	384	658
	計	9,144	7,188

② 重要物品 (自動車・船舶以外) (基準日：平成 28 年 4 月 1 日)

・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高 (取得価格,千円)	百分率 (%)
番号	品名		
03	箱、棚、台類	17,826	0.2
04	事務用機器類	134,930	1.6
06	音響、照明用具類	3,378	0.0
07	写真、光学用具類	337,237	4.0
08	測定、測量、標示用具類	602,608	7.2
09	装飾、造作用具類	17,201	0.2
15	ちゅう房用具類	1,324	0.0
16	電気、通信機械類	57,466	0.7
17	工作機械	608,319	7.3
18	木工機械類	35,122	0.4
20	産業機械類	2,758,921	33.0
21	鑑定、分析、試験用具類	3,772,615	45.2
23	運搬具類	1,411	0.0
	総額	8,348,363	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多い。工業系の試験研究機関なので、「20 産業機械類」が多いことに特徴がある。

・金額が大きい物品

重要物品で4億円(上記総額の約5%)を超える物品はない。

③ 知的財産権 (基準日：平成 28 年 3 月 31 日)

県の唯一の工業系の試験研究機関であり、知的財産権は他の機関と比べて格段に登録数が多く、特許権が139件あり、ほかに実用新案権3件、意匠権2件、プログラムの著作権1件がある。

・特許権の内容の分類

取得した特許権の内容	件数	国内	国際
炭素繊維複合材料に関する発明	79	35	44
炭素繊維複合材料の加工技術に関する発明	2	2	—
繊維技術を応用した位置認識システムに関する発明	5	5	—
繊維技術を応用した感圧センサーに関する発明	3	3	—
電気機器用巻線に関する発明	4	4	—
レーザー加工技術に関する発明	3	3	—
金属材料の接合技術に関する発明	3	3	2
織物の製織技術に関する発明	3	3	—
難燃加工技術に関する発明	3	3	—
その他	34	31	1
計	139	92	47

(注) 国内で特許権を取得した一つの発明について海外の複数の国でも特許権を取得しており、「国際」欄の数値はその総数である。

・実用新案権

名称	概要	登録年月	共同出願
箸補助具	ユニバーサルデザインに関する発明	平成 19 年 6 月	—
商用電源を備えた自家発電装置	省電力化システムに関する発明	平成 26 年 11 月	企業 2 社
硬質膜からなる小刃を付けた片刃研ぎ刃物	メンテナンスが容易な刃物に関する発明	平成 27 年 8 月	企業 1 社

・意匠権

名称	概要	登録年月	共同出願
椀	高齢者用食生活用具のデザインに関する意匠	平成 24 年 3 月	—
胸ポケット飾り	意匠性の高い胸ポケット飾りに関する意匠	平成 27 年 9 月	企業 1 社

・著作権

名称	概要	登録年月	共同出願
可変型ミラー制御用プログラム(プロタイプ)	レーザー加工技術に関する著作	平成 18 年 3 月	—

(2) 監査要点

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

- ・ 財産（リースを含む。）の受払残高を示す帳簿は整備されているか。
- ・ 財産の分類が誤っているものはないか。
- ・ 財産の実物調査が行われているか。
- ・ 財産の購入、移動、処分および廃棄は適法になされているか。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。
- ・ 遊休施設、不用品、未使用品は適切に管理されているか。また活用、転用あるいは売却が図れているか。

② 知的財産（知的財産権）

- ・ 知的財産活動の重要性を認識しているか。
- ・ 知的財産の創出体制が十分に構築されているか。
- ・ 知的財産管理体制に問題はないか。
- ・ 中小企業等支援や他機関との共同研究を見据えた知的財産活動を行っているか。
- ・ 研究成果の取扱いや移転活動が有効に行われているか。

③ 毒劇物

- ・ 毒劇物の管理に関する規程等は十分に整備されているか。
- ・ 毒劇物の管理に関する規程等は有効に運用されているか。

(3) 監査手続

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

- ・ 公有財産台帳、備品出納簿等を閲覧するとともに、関係者への質問、証憑突合、説明聴取を行い、記載内容を確認する。
- ・ リース契約書や単年度契約の物品賃借契約書の内容を検討する。
- ・ 関係者へ質問するとともに供用物品一覧表を閲覧し実地調査を行っているかを確認する。
- ・ 公有財産事務規則等取得および処分に関する規則を入手し、取得処分手続を把握する。
- ・ 支出負担行為兼支出命令決議書等の決裁文書、契約書と照合し適正性を確かめる。
- ・ 廃棄申請書類を閲覧する。
- ・ 財産台帳を基に施設の実査を行い、その管理状況を確認する。
- ・ 不用品、未使用品リストの閲覧し、有効利用の検討が行われているかを確認する。

② 知的財産（知的財産権）

- ・ 知的財産活動に関して質問表により質問を行う。
(質問表は「公的試験研究機関 知的財産管理活用ガイドブックー公設試における知的財産管理活用の手引きー平成28年3月 特許庁」の付録2を用いている。)
- ・ 質問表の回答結果を吟味し、公設試の知的財産活動に問題点はないか検討する。

③ 毒劇物

- ・ 毒劇物の管理に関する規程等が十分に整備されているか、規定の漏れがないかについて検討する。
- ・ 実際の毒劇物の管理が規程等に基づいて行われているかどうかについて、現場の視察や帳簿等を閲覧により検討する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等として、「知財活用委員会設置要領」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、知的財産権の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理規則」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

知的財産権は他の機関と比べて格段に登録数が多いが、個々の権利および機関全体の知的財産の成果を把握する資料が作成されていない。

【意見】

取得した知的財産権の権利ごとに権利の取得および維持に係る経費（報償費や手数料など）などの支出、実施料収入等の収入とその収支差額および顛末を記載した資料や全ての権利を一覧表にした資料がないので、当該公設試においてどの知的財産権がどのような成果をもたらしているのかの判断が困難である。

知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理規則」があり、その規則に違反した不適切な処理は発見されなかったが、当該規則に「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求する措置が反映されているかどうかをチェックした結果は、次のとおりである（○：該当する規定文がある、×：該当する規定文がない）。

「毒物及び劇物取締法」の規定			当機関独自の規程等
取扱い	盗難・紛失の予防措置	第 11 条 第 1 項	○
	(貯蔵・陳列等する場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長通知	×
	飛散等の予防措置	第 11 条 第 2 項	×
	飲食物容器の使用	第 11 条 第 4 項	×
運搬	運搬時の予防措置	第 11 条 第 3 項	×
表示	容器被包の表示	第 12 条 第 1 項	×
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条 第 3 項	×
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	○
事故	飛散等の場合の届出と応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	○
	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	×

【意見】

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第 22 条第 5 項）。非届出業務上取扱者は毒劇物に関する取扱管理規程の作成を必ずしも義務付けられていないが、当機関は自主的に作成し、それを遵守している。

しかし、その規程には「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求している措置が全て規定されているわけではない。「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。

II. 農業試験場

1. 農業試験場の概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 117 条
所管課	農林水産部生産振興課
設置年月	大正 9 年 4 月
設置目的	農業に関する試験、研究および調査を実施し、かつ、その成績を普及させる。

(2) 所在地

施設	所在地
農業試験場	福井市寮町辺操 52-21

※附置機関として園芸研究センターがある。

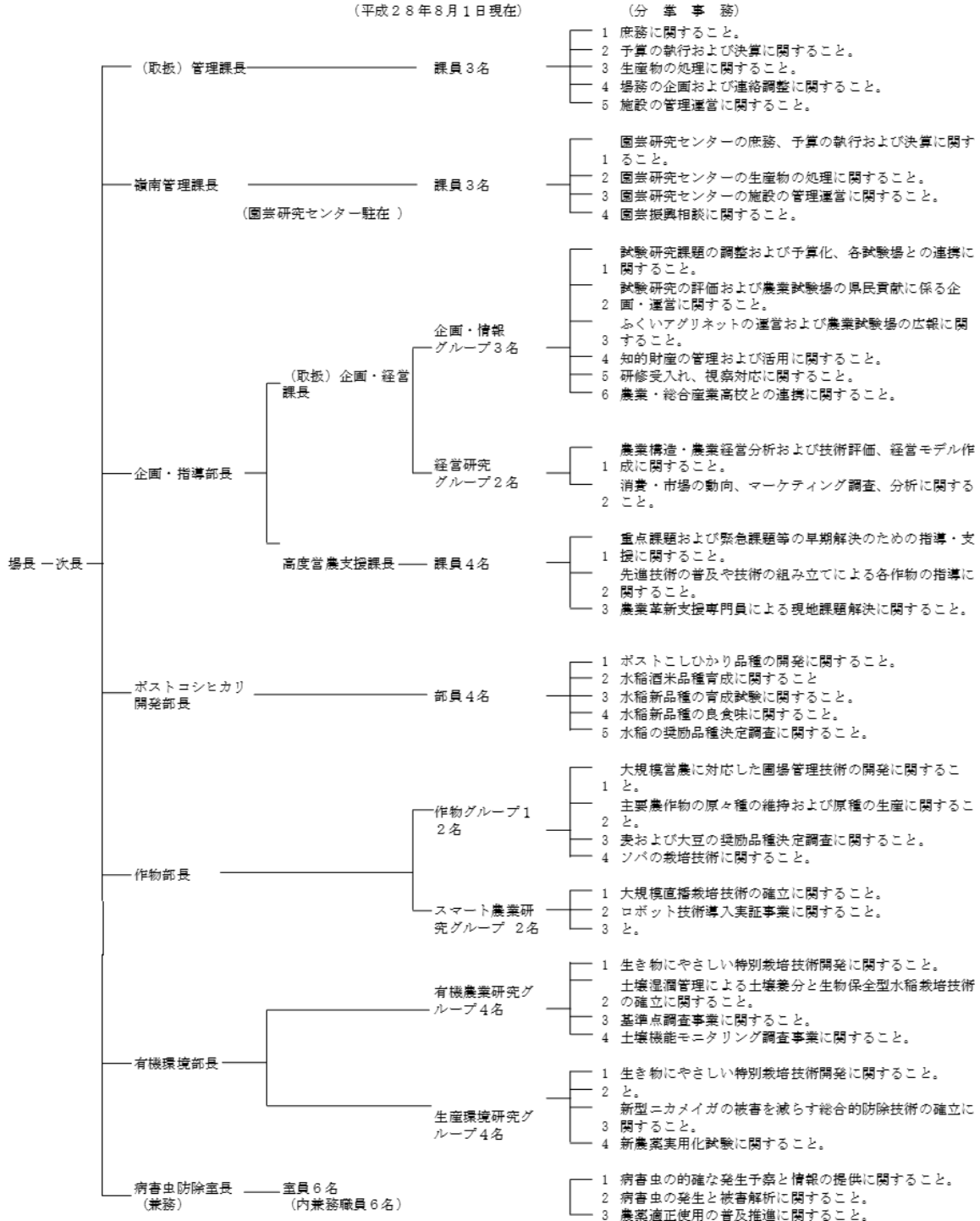
(3) 沿革

年 月	概 要
明治 33 年 4 月	福井市問屋町（旧吉田郡円山西村町屋）に福井県農会農事試験場として発足
大正 9 年 4 月	県へ移管し福井県農業試験場となる
昭和 31 年 5 月	水稻品種“コシヒカリ”が育成される
昭和 40 年 4 月	現在地（福井市寮町）に移転
昭和 58 年 5 月	作物原種センターが発足
昭和 59 年 11 月	「コシヒカリの里」記念碑建立
昭和 62 年 10 月	食品加工研究所が発足（附置機関）
平成 3 年 6 月	水稻品種“ハナエチゼン”を育成
平成 4 年 4 月	水稻の全量基肥施肥技術を開発
平成 20 年 5 月	水稻品種“あきさかり”を育成
平成 23 年 5 月	ポストコシヒカリ開発部が発足
平成 25 年 4 月	園芸試験場の名称を園芸研究センターに変更し、農業試験場の附置機関となる
平成 26 年 4 月	食品加工研究所が農業試験場の附置機関から外れる

(4) 組織

組織および分掌事務

(平成28年8月1日現在)



(5) 主な業務

① 試験研究の企画および総合調整に関すること
② 農業経営の改善等に関する科学的技術および知識の普及指導に関すること
③ 高温耐性および食味に優れた水稻品種の開発、育成および品種選定に関すること
④ 主要畑作物の品種選定に関すること
⑤ 野菜の優良品種の育成および選定に関すること
⑥ 植物の検疫に関すること

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度 (※1)	平成24年度 (※1)	平成25年度 (※1,2)	平成26年度 (※2)	平成27年度 (※2)
事務職	4	14	22	22	21
技術職 〈職種内訳〉	66 (農学 40) (農林業 6) (農業土木 2) (農芸化学 1) (化学 2) (水産 1) (生活改良 普及 1) (獣医師 1) (栄養士 1) (技能労務 11)	51 (農学 39) (農林業 5) (農業土木 1) (農芸化学 1) (化学 2) (生活改良 普及 1) (栄養士 1) (技能労務 1)	61 (農学 44) (農林業 8) (農業土木 1) (農芸化学 1) (化学 2) (水産 1) (生活改良 普及 2) (栄養士 1) (技能労務 1)	51 (農学 36) (農林業 10) (化学 1) (畜産 2) (生活改良 普及 1)	48 (農学 34) (農林業 9) (化学 1) (畜産 2) (生活改良 普及 1) (技能労務 1)
臨時的任用	0	1	0	1	2
事務補助員	1	0	1	1	1
技術補助員	0	0	1	1	1
嘱託	0	0	1	1	1
再任用	1	2	0	0	0
合計	72	68	86	77	74

(※1) 食品加工研究所分を含む

(※2) 園芸研究センター分を含む

※主な増減

H24～ 技能労務職から事務職員転換により技術職員減および事務職員増。

H25～ 園芸研究センターが附置機関となる。

H26～ 食品加工研究所が附置機関から外れる。

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	4	1	1	3	4
技術職	10	5	7	7	6

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
普及指導員資格	25
毒劇物取扱者	1
第二種放射線取扱主任者	1
防火管理者	1

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	福井発の五ツ星ブランド水 稲新品種の育成	<p>【目的】 全国に誇れる福井発の次世代水 稲新品種の育成</p> <p>【成果(H27)】 ポストこしひかり候補を 10種から4種に選抜した。また、ポスト こしひかり栽培指針素案を作成した。</p>	H23～29	事前評価 中間評価 H25.8.28
2	水稲の良食味性の科学的解 明 –おいしさの見える化–	<p>【目的】 アミロペクチンと良食味性の関 係解明と、DNAマーカーおよび画像解 析による育種技術の開発</p> <p>【成果(H27)】 コシヒカリとは異なる食 感を示すアミロペクチン生合成関連遺伝 子変異系統や染色体断片置換系統を見出 した。</p>	H25～29	事前評価 H24.7.31 中間評価 H27.8.18
3	ふくいオリジナル酒米品種 の開発	<p>【目的】 大吟醸用酒米品種の育成</p> <p>【成果(H27)】 候補系統 150種から、栽 培特性および醸造特性による選抜試験の 結果、大粒で心白発現のある 40種を選定 した。</p>	H27～29	事前評価 H25.8.28
4	大規模営農組織の生産性向 上技術の開発	<p>【目的】 大規模（または広域）経営モデ ルの形態を明らかにし、大規模経営に応 じた新たな直播栽培技術や最先端の圃場 管理技術を開発</p> <p>【成果(H27)】 ①メガファーム育成マニ ュアルをまとめた。②試作水位把握シス テムによる稲作全期間の湛水深継続的モ ニタリングを実証した。また、直播現地 試験では、約 50kg/10a の増収を実現し た。③画像解析から成熟期と赤色単バン ドの関連を見出し、現地営農組織の圃場 収穫期マップを作成した。</p>	H26～28	事前評価 H25.8.28

5	福井特産ソバ安定多収栽培法の確立	<p>【目的】小畦立て播種によるソバの湿害回避技術の開発および生産不安定要因となる着粒不良対策技術の確立</p> <p>【成果(H27)】小畦立て播種が収量向上に有効であることを明らかにしたほか、福井在来ソバの好適播種期が8月10日前後であることを確認した。</p>	H27～28	事前評価 H26.9.2
6	生き物にやさしい“ポストこしひかり”特栽培技術の開発	<p>【目的】“ポストこしひかり”品種を対象とした生き物にやさしい特別栽培技術の確立（栽培管理技術・農薬使用低減技術・化学肥料使用低減技術・農薬不使用除草技術）</p> <p>【成果(H27)】①高能率水田用除草機による効果的除草法を明らかにした。②収量・整粒歩合が慣行肥料並みの有機50%の基肥一括施肥肥料、慣行肥料に比べ収量1割減だが整粒歩合は同等の有機100%の基肥一括施肥肥料を開発した。また、育苗箱施用殺虫剤のアキアカネへの影響を評価した。③カメムシ類対象の長期残効性育苗箱施薬剤の実用性を実証した。④育苗箱施薬による紋枯病隔年防除の現地実証を行った。</p>	H26～29	事前評価 H25.8.28
7	直播圃場で多発する新型ニカメイガの被害を減らす総合的防除技術の確立	<p>【目的】新型ニカメイガに対する耕種的防除法の確立およびカルパーコーティング等を利用した化学的防除の改良</p> <p>【成果(H27)】秋冬季に耕起・湛水し、越冬幼虫を減らした圃場において、新規薬剤を塗沫処理すると、8月の被害茎率は0.17%となり、これに加え、7月にカルタップ粒剤を散布すると、被害茎率は0.08%となり、非常に高い防除効果を示した。</p>	H25～27	事前評価 H24.7.31 事後評価 H28.8.31

8	水田でできるブドウの減農薬・減化学肥料のコンテナ栽培技術の開発	<p>【目的】コンパクト樹形によるブドウ減農薬・減化学肥料栽培技術の確立と、水田土壌の影響を受けないコンテナ利用のブドウ根域制限栽培技術の開発</p> <p>【成果(H27)】コンテナ樹の根域増加時期が1年遅れた樹は、前年に根域増加した樹に比べ、1粒重や糖度がやや低く、幹周の肥大も劣った。4月から5月にかけての幼木での減農薬防除を調査した結果、防除1回削減区は慣行防除区と同程度の防除効果であった。</p>	H27～30	事前評価 H26.9.2
9	県民と先端技術で作る、ふくいオリジナルキクの開発	<p>【目的】お盆・彼岸に計画出荷しやすいオリジナルキク、花色・花型・香り等に特色のあるオリジナルキクの作出と、害虫・病気に強いオリジナルキクの実用化に向けた完全不稔化技術の確立</p> <p>【成果(H27)】①交雑育種で得られた雑種系統より、小ギクタイプではお盆咲の赤・黄・白各10系統、輪ギクタイプではお盆咲の57系統、スプレーギクタイプでは秋咲の10系統、ポプリタイプでは香りの強い系統20系統を選抜した。②不稔化を目的としたゲノム編集育種では、人工ヌクレアーゼを導入した再分化植物体100個体中63個体で標的配列内の塩基置換や欠失が確認された</p>	H25～28	事前評価 H24.7.31

10	水田可変施肥田植機の効率的 使用技術の確立	目的：＜パイロット研究＞移植時に土壤肥 沃度と作土深をモニタリングするととも に、施肥量を自動的に低減できる水稲可変 施肥作業機による肥料施肥量削減効果に よるコスト化、圃場ムラ解消による食味・ 品質の高度安定化の実現。 成果(H27)：ハナエチゼン圃場では減肥率 17%、中干し以降の栄養凋落で収量が約 10%低下した。コシヒカリ圃場では減肥率 19%、収量も約 10%高まり品質も良好で あった。	H27	未
----	--------------------------	--	-----	---

(8) 収支の状況

(※以下、H25以降は農業試験場と附置機関である園芸研究センターの合算値)

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	42	42	71	71	85
財産収入	10,342	11,069	9,290	9,704	9,958
諸収入	2,327	1,237	3,072	2,673	1,088
歳入合計	12,712	12,349	12,434	12,449	11,132

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	2,743	2,469	141	98	143
農林水産業費	160,059	123,795	150,835	324,639	217,825
商工費	6,604	15,183	21,273	34,461	39,492
歳出合計	169,406	141,448	172,250	359,200	257,461

職員人件費※					567,289
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	293,834	H27.4.1	
					千円	368,330		
			建物		m ²	11,326		H28.4.1
					千円	159,144		
			貸付財産		千円	238	H28.4.1	
			使用許可財産		千円	42		
	借受財産		千円	360				
	2	不動産の 従物	工作物		千円	12,101	H27.4.1	
			立木竹	果樹	千円	2,835		
				庭木	千円	1,484		
				立木	千円	3,875		
	3	知的財産権	特許権		件	2	H28.3.31	
実用新案権			件	×				
意匠権			件	×				
商標権			件	×				
品種登録			件	12				
著作権			件	×				
物品	4	重要物品	自動車		千円	7,564	H28.4.1	
			上記以外		千円	1,044,143		
	5	その他	動物			×	H28.3.31	
			図書目録			○	H28.12.31	

(注) ・数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

農業試験場は、本県の農業基本政策を反映した「ふくいの農業基本計画」（平成 26 年 3 月策定、平成 28 年 3 月改定）のもと試験研究活動を行っている。

「ふくいの農業基本計画」においては、以下の基本理念が掲げられている。

- ・本県の農業を利益の上がる産業へステップアップさせる
- ・マーケット・インの精神での農産物や加工品等の開発・生産を行う経営の複合化・多角化による農業産出額の拡大と、農業経営の効率化による農家所得の増大を同時に目指します
- ・農業技術・経営能力に優れ、次世代農業を支えるプロフェッショナルな農業者を確保します

基本理念のもと、重点戦略として以下の 5 つが掲げられている。

- ・競争力のある農産物づくり戦略
- ・儲かる農業経営者の確保・育成戦略
- ・「福井の食」販売拡大戦略
- ・特色ある農業の活性化戦略
- ・試験研究機関の改革（オリジナル品目や次世代生産技術の開発にテーマを重点化するとともに、外部の力を取り入れながら農林水産試験研究機関の総合力を発揮し、スピーディーに成果を発現します）

農業試験場は“産業振興系”の公設試に分類され、「夢のある農業を目指して」をキャッチフレーズに、県内農業者の売上増・コスト削減を通じて産業振興を推進することを究極の目的としている。

行政活動をまとめると、以下のようになる。

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
産業振興系 (農林水産系)	歳出予算(※) 257 百万円 人件費 567 百万円	研究開発 技術支援 ・技術指導 ・技術相談	技術移転 ・共同研究 ・特許出願 ・品種登録 ・説明会等	・作付面積増加による売上増加 ・技術革新によるコスト削減等	県内の農業者

(※) 歳出予算 257 百万円の中には、本庁計上分の人件費 567 百万円が含まれていない。したがって人件費を含めた上での支出予算は 824 百万円となる。なお、附置機関である園芸研究センター分を含んだ金額である。

① 「研究開発」について

研究業務は、戦略的研究、課題解決研究、提案型共同研究およびパイロット研究に区分される。

- a. 戦略的研究・・・オリジナル品目など、大きな生産振興を目指す研究、ICT活用、環境に配慮する技術など次世代につなげる研究
- b. 課題解決研究・・・低コスト化、省力化など生産現場の課題を解決する研究
- c. 提案型共同研究・・・農業生産者などからの提案に基づき農林水産業者の施設等を活用し実施する共同研究
- d. パイロット研究・・・民間企業が有する技術を活用した新たな商品などを開発する研究、試験研究機関から県内企業へ提案し新たな商品などを開発する研究

農業試験場の事業体系（研究関連事業のみ）は以下のとおりである。

事業名	区分	研究課題名	財源
戦略的研究開発事業 (15,686 千円)	戦略	福井発の五ツ星ブランド水稻新品種の育成	一般
	戦略	大規模営農組織の生産性向上技術の開発	一般、国庫
	戦略	ブドウの新品種育成（園芸研究 C）	一般
	戦略	スペシャルミディトマトの新品種育成（園芸研究 C）	一般
	課題解決	直売・観光で売れるイチジクとブドウの品種選抜と、イチジクの長期どり作型の開発（園芸研究 C）	一般
ニーズ対応型研究開発事業 (7,394 千円)	戦略	水稻の良食味化の科学的解明	国庫
	課題解決	福井県産ソバ安定多収栽培法の確立	一般
地域科学技術振興研究事業 (39,492 千円)	戦略	水田でできるブドウの減農薬・減化学肥料のコンテナ栽培技術の開発	国庫（特電）
	戦略	ふくいオリジナル酒米品種の開発	国庫（特電）
	戦略	生き物にやさしい“ポストこしひかり”特栽技術の開発	国庫（特電）
	戦略	スマートアグリ技術の開発（園芸研究 C）	国庫（特電）
	課題	水田を活用した省力果樹生産技術の開発	国庫（特電）

	解決	(園芸研究 C)	
	戦略	県民と先端技術で作る、ふくいオリジナルキクの開発 (園芸研究 C)	国庫 (特電)
	課題解決	直播圃場で多発する新型ニカメイガの被害を減らす総合的防除技術の確立	国庫 (特電)
	課題解決	ウメ多収性品種 ‘福太夫’ ‘新平太夫’ の特性を生かした安定生産技術の開発 (園芸研究 C)	国庫 (特電)
農林水産業の技術開発事業 (1,430 千円)	提案 型共同	ウメを加害するタマカタカイガラムシの防除技術の確立 (園芸研究 C)	一般
	提案 型共同	今庄特産「長良」カキの生産安定 (園芸研究 C)	一般
	提案 型共同	観光向け新規果樹品目の検討 (園芸研究 C)	一般
	パイ ロット	水稻可変施肥田植機の効率的使用技術の確立	一般
	パイ ロット	夏イチゴ栽培技術の確立 (園芸研究 C)	一般
	パイ ロット	日本産マカ栽培技術の確立 (園芸研究 C)	一般

② 「技術移転」について

技術移転は、実用化技術と指導活用技術とに区分される。

- ・実用化技術・・・農業者や企業が活用する技術
- ・指導活用技術・・・普及指導員や営農指導員が農業者等に対して指導する際に使う調査法や診断法の技術

技術移転の5期推移

(単位:件数)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実用化技術	7	5	4	3	2
指導活用技術	2	1	1	4	7
品種登録数、特許出願・登録数	4	3	1		
品種の登録(保有数)	20	19	19	19	19
特許の取得(保有数)	4	7	8	3	3
出願中特許数	8	5	5	1	1
実用新案の取得(保有数)			1	1	1
特許の許諾	4	4	5	4	4

(※)23～25年度は食品加工研究所分を含み、25～27年度は園芸研究センター分を含む。

実用化技術が減少傾向に、指導活用技術は増加傾向にある。

【意見】

指導活用技術が間接的であるのに対して、成果(outcome)に向けてより直接的にインパクトがあるのは実用化技術の方である。そもそも当初の課題設定段階で出口が決まっているのか、それとも実用化技術を狙いにいったが結果として指導活用技術に留まったのか、分析が必要である。前者であるならば研究課題の設定自体を見直す必要があり、後者であるならば研究課題の実施方法を見直す必要がある。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の2つのことを意味する。

- ・研究課題を実行することにより、成果 (outcome) に結びつく割合を高める (=有効性)
- ・研究課題の実行過程において、活動 (input) が結果 (output) に結びつく割合を高める (=効率性)

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の2要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

研究課題の選定プロセスは、「戦略的研究」と「課題解決研究」とで異なっており、主な流れは以下のとおりとなる。

		戦略的研究	課題解決研究
11～12月	課題案募集	内部から募集 (関係課等の提案、研究員のアイデア等)	広く内外から募集 (農林水産業者、農林総合事務所、企業、行政、研究等)
1～5月	課題化検討	・場内検討チーム ・生産者調査、企業等調査、マーケティング調査、関係者協議 ・所管課長ヒアリング ・技幹ヒアリング ・部長ヒアリング	・課題化・技術移転連絡会議等 ・普及指導組織との会議等
6～7月	ブラッシュアップ	アドバイザリーボード	関係課との協議
8～10月	課題選定	・場長ヒアリング (内部評価会議に相当) ・外部評価会議 ・試験研究改革チームヒアリング ・予算ヒアリング (予算化の最終判断)	

上記の研究課題化設定プロセスについて、戦略的研究および課題解決研究より1件ずつサンプルを抽出し関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。

なお、提案型共同研究およびパイロット研究については、1年内に完了するような研究を対象としており外部評価を受けているのは着手が1年遅れとなるため、上記プロセス外での対応となる。

② 研究チームの編成について

各年度の技術職および研究課題の推移は以下のとおりであり、研究課題1件当りの技術職数に著変動は生じていない。

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
技術職（名）	66	51	61	51	48
研究課題（件）	24	21	29	23	21
研究課題1件当り	2.75	2.42	2.10	2.21	2.28
技術職（件／名）					

(※) 23～25年度は食品加工研究所分を含み、25～27年度は園芸研究センター分を含む。

農業試験場においては、在籍期間ごとに技術職がバランスよく配置されており、研究環境としては安定的であるという印象を受けた。研究課題の計画期間は、通常の場合3年以上に亘ることが多いが、「1. 農業試験場の概要(6) ②在籍期間の状況」によれば在籍期間1年未満(10名)を除き、10年以上在籍者から3年未満在籍者までがほぼ均等に在籍しており、研究チームを組成する上では理想的な環境にあるといえる。

③ 進捗管理について

「研究進捗状況報告」を四半期毎に作成し、企画運営会議(場長、部長レベルの会議)にて担当研究員より説明を受けている。日次の活動管理ツールとしては、各研究員が個人的に作成している研究メモはあるものの、オフィシャルの日報は作成されていない。

【意見】

研究活動で発生する最大の経費は人件費であり、各研究課題に研究員の人件費を配賦する上でも「何の活動に」「何時間費やしたのか」の情報は必須であり必ず記載すべきであると考えます。

たしかに公設試の研究員は研究活動のみに専念しているわけではなく、ウェイトとしては技術相談や技術支援活動の方が大きいかもしれない。県の公設試としての社会的役割期待に応える上で技術相談等の支援業務は重要であるし、研究テーマ設定にあたり地場産業のニーズを把握する上でも当該業務は不可欠であることは外部監査としても認識している。また、研究活動自体においても、民間の研究活動と異なり個社の利益追求を目的とするものではなく、あくまでも地場産業の底上げという使命があるため、短期的

には採算を度外視せざるを得ないこともあるかもしれない。

しかしながら、限りある財源の中で行政サービスを展開する以上、試験研究機関であっても費用対効果と無関係に活動することは許されず、特に最大のコストである人件費の投入からはそれに見合う一定のリターンが要求される。そして、リターンを得るための投入コスト（人件費）を集計するためには、日報に記載された作業時間を介して「人件費単価×研究課題の作業時間＝人件費」として活用していくことが最も有効かつ効率的な方法であると考えます。「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。

④ 研究課題の評価について

i) 評価の実施方法

研究課題の評価に関する主な規程は以下のとおりである。

- a. 福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン
- b. 福井県農林水産試験研究評価実施要領
- c. 福井県農林水産業活性化支援研究評価会議設置要領
- d. 農業研究評価会議実施要領

「福井県農林水産試験研究評価実施要領」（以下「評価実施要領」という。）には以下のように定められている。（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）

（評価の組織）

第 4 条 試験研究評価は、試験研究機関ごとに設置する研究期間内部評価会議や外部専門家や外部有識者等を加えた研究評価会議を農業、畜産、林業、水産の各試験研究分野ごとに設置し、評価を実施するものとする。

（評価の種類と実施方法）

第 8 条 研究課題評価の種類実施方法については、次のとおりとする。

（1）研究課題評価の対象

農林水産試験研究機関において実施される全ての研究課題について、評価を行う。ただし、別の機関等において別途厳正な評価が実施されるものや定型的な各種試験、生産業務、調査等については、評価の対象外とする。

（2）評価時期とその位置付け

研究課題評価は、毎年実施することとし、その実施時期や性質等により以下のように分類する。

① 事前評価

新規に実施しようとする全ての課題について、技術的可能性や農林水産行政からみた重要性、独創性や新規性など多様な観点から、研究課題全体の計画および初年度

の研究計画等について検討・評価を行うとともに、当該研究の円滑な推進に必要な事項について検討し、同時期に提案されている複数の研究課題との比較を行う中で、当該研究開始前年度の8月までに適否を評価する。

② 中間評価

研究期間が5年以上の長期にわたる課題について、研究開始後3年経過毎に当該研究の進捗状況、社会経済情勢の変化および関連分野の研究開発状況を踏まえ、事前評価実施時に研究全体の計画について、これまでの研究成果を基に当該研究の見直しの必要性の有無を含めた研究方針の確認を行い、再評価を行うとともに、当該研究の円滑な推進に必要な事項についても検討したうえで、研究継続の是非について評価する。

③ 事後評価

研究終了時点において、事前あるいは中間評価の内容等との比較や予測された成果等目標への達成度について総括的な評価を行い、成果の活用・普及方法等について研究終了次年度の5月頃までに検討する。また、成功した要因または予定された成果が得られなかった要因を検討・評価することで、今後の研究活動の参考に資する。

④ 追跡評価

研究開発課題によっては、研究終了後に一定の時を経てから成果が確認され、普及促進が可能となり、実用化されるものも少なくないことから、研究終了後一定期間経過した主要な課題について、県域担当普及指導員、地域担当普及指導員および普及組織と連携する中で、その成果の普及促進を図るとともに、評価システムの高度化を図る観点から、研究成果の実用化や農林水産業への普及等の視点で評価を行い、今後の研究活動へのフィードバックが行える追跡評価を実施するよう努めるものとする。

「福井県農林水産業活性化支援研究評価会議設置要領」（以下「評価会議設置要領」という。）には以下のように定められている。（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）

（目的）

第1条 福井県農林水産試験研究評価実施要領（以下「評価実施要領」という。）に基づく評価を実施するため、「福井県農林水産試験研究評価に関する基本的事項について」の第2に定めたとおり、農林水産試験研究分野ごとに研究評価会議を設置する。

（構成）

第2条 研究評価会議は、外部委員および別表の内部委員をもって構成する。

5 研究評価会議の外部委員は、6名以内とする。

（会議）

第3条

2 研究評価会議は、外部委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

「農業研究評価会議実施要領」（以下「評価会議実施要領」という。）には以下のように定められている。（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）

3 研究課題評価の実施方法

(4) 研究課題評価の実施時期

研究課題評価は毎年実施することとし、各評価の時期は次のとおりとする。

- ア 事前評価 新規の研究課題の選定、策定年度の7または8月
- イ 中間評価 研究開始後2年経過毎の翌年度の7または8月
- ウ 事後評価 研究が終了する年度の翌年度の7または8月
- エ 追跡評価 研究終了後『普及に移す技術（分類「普及」）』として認められたのち、原則として4年を経過した年度の7または8月

(5) 評価結果の活用

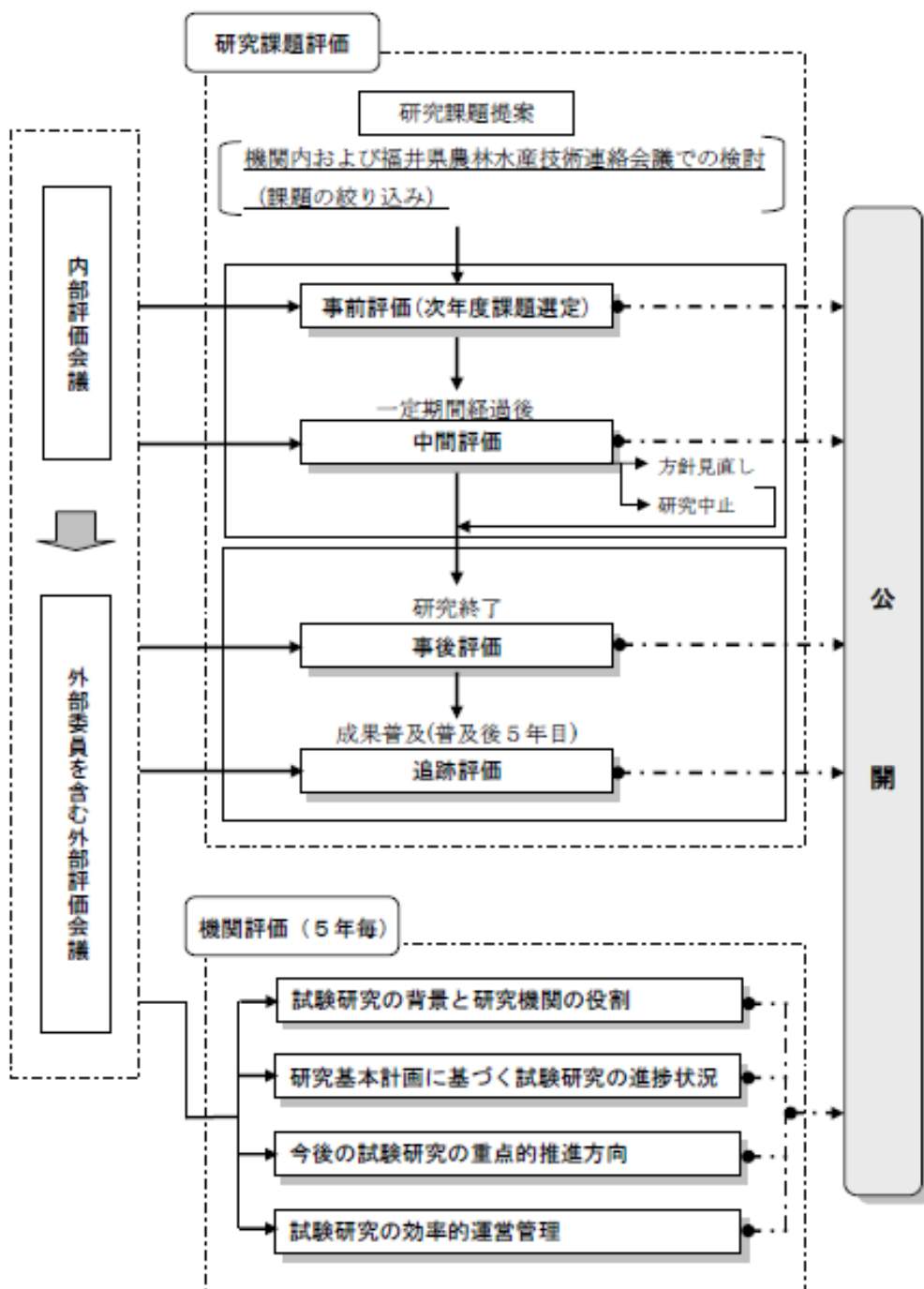
- ア 事前評価 新たな研究課題を決定する。
- イ 中間評価 研究の継続、見直しを決定する。
- ウ 事後評価 研究成果の普及・技術移転を図ると共に、必要に応じて新たな研究の展開を図る。
- エ 追跡評価 更なる研究成果の普及・技術移転を図ると共に、必要に応じて新たな研究の展開を図る。

事後評価の実施時期について、評価実施要領8条(2)③では「研究終了次年度の5月頃までに検討する」となっているが、評価会議実施要領3(4)ウでは「研究が終了する年度の翌年度の7または8月」となっており整合していない。

【意見】

現状の運用は、評価会議実施要領に従い8月に開催されている。事後評価のみを別日に開催することが困難なのであれば、評価実施要領を評価会議実施要領に合わせる必要がある。

【研究課題評価のフロー図】



ii) 平成 27 年度の研究課題評価結果について

開催日時

農業研究評価会議	平成 27 年 8 月 18 日	事前評価 8 テーマ 中間評価 3 テーマ 事後評価 5 テーマ 追跡評価 5 テーマ
----------	------------------	--

農業研究評価会議委員の所属および役職

所属	役職
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 北陸研究センター	北陸農業研究監
福井県立大学 生物資源学部生物資源学科	教授
京都大学 大学院農学研究科	教授
福井大学 教育地域科学部生活科学教育講座	准教授
福井県認定農業者ネットワーク	会長
福井県農林水産部食料産業振興課	課長
福井県農林水産部生産振興課	課長

【外部評価結果集計について】

課題ごとに、以下の基準に基づき A、B、C、C'、D、E の総合判定（総合評価）をつける。なお、公表する評価実施報告書に記載するときは「C'」を「C」と記載する。

$A \geq 90$ 、 $90 > B \geq 65$ 、 $65 > C \geq 50$ 、 $50 > C' \geq 35$ 、 $35 > D \geq 10$ 、 $10 > E$

- A ……非常に優れてる
- B ……優れている
- C ……普通（やや優れている）
- C' ……普通（やや劣っている）
- D ……劣っている
- E ……非常に劣っている

【事前評価会議の結果】

事前評価結果、記述による評価等を勘案して、農林水産部長が、新規採択課題を最終決定する。なお、採択にあたっては、総合判定（総合評価）B以上を「採択すべき」、C以上を「採択してもよい」、C'以下を「採択すべきでない」として提示し、C以上の課題を中心に選定する。

【中間評価会議の結果】

総合判定（総合評価）で、CおよびC'となった課題については、研究計画の見直しを行う。Dとなった課題については、中止も含めて見直しを検討する。

総合判定で、Eとなった課題については、課題を中止する。

なお、農業研究評価会議では、農業関係研究機関の研究評価を行うこととしているため、これら3機関（農業試験場、園芸研究センター、食品加工研究所）が担当している研究について評価が行われている。

【事前評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	新たな需要を生む新機能ライスの開発	農業試験場	B (75.2)
2	低米価時代の持続的エコ稲作の策定	農業試験場	C (54.7)
3	ネギ軟白部褐色条斑症状の原因究明と防御技術の確立	農業試験場	B (89.3)
4	初夏どり白ネギの生産安定技術の開発	園芸研究センター	B (87.7)
5	完熟ウメ生産・流通技術の開発	園芸研究センター	B (75.3)
6	越前スイセンの切り花品質向上技術の確立	園芸研究センター	B (75.5)
7	県オリジナル酒米と酵母を使用した「ふくいプレミアム清酒」の開発	食品加工研究所	B (73.0)
8	地中熱利用システムによるキュウリの周年栽培技術の開発	園芸研究センター	C (59.5)

課題設定にあたり上記C評価の2課題につき、どのような対応がとられたのかを確認したところ、2については予算化されず、8については予算額の削減を伴う研究計画の修正がなされていた。

【中間評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	水稻の良食味性の科学的解明 –おいしさの見える化–	農業試験場	A (91.3)
2	水田を活用した省力果樹生産技術の開発（モモ・スモモ）	園芸研究センター	B (68.5)
3	スペシャルミディトマトの新品種育成	園芸研究センター	B (72.5)

【事後評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	水稻の高温耐性に関する DNA マーカーを利用した育種技術の開発	農業試験場	A (92.7)
2	化学農薬を使わずにうどんこ病を防除できるふくいオリジナル生物農薬の開発	農業試験場	C (51.7)
3	作業性の高い水田転換ウメ園の増収技術の確立	園芸研究センター	B (71.7)
4	簡単にとりくめるホームユース切り花栽培技術の開発	園芸研究センター	C (53.0)
5	省エネ・低コストでいつでも作れる施設野菜の技術開発	園芸研究センター	B (72.0)

【追跡評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	直播コシヒカリ収量向上技術の確立（直播コシヒカリの中期深水管理）	農業試験場	C' (42.5)
2	福井ナシの旧盆前安定出荷促進技術の確立（福井ナシの旧盆前安定出荷促進技術）	園芸研究センター	B (70.0)
3	ウメ‘新平太夫’のヘッジロー植栽・機械せん定等による超省力栽培技術の開発（ウメ‘新平太夫’の黒星病防除技術～‘新平太夫’の黒星病は1回で防除できる）	園芸研究センター	B (75.0)
4	ラッキョウの省力機械化技術の確立（三年子ラッキョウの機械化一貫省力技術）	園芸研究センター	B (77.5)
5	県産六条大麦を使ったビール醸造技術の開発（「ファイバースノウ」を用いたビール醸造技術）	食品加工研究所	B (70.8)

iii) 個別発見事項

以下は、外部評価委員会報告書をレビューした上での個別発見事項である。

a. 外部評価委員会の定足数

平成 27 年 8 月 18 日開催の研究評価会議が 1 名欠席のまま開催されている。この点、「評価会議設置要領」第 3 条の 2 によれば、過半数以上の出席があれば会議は有効に成立することとなっている。

【意見】

外部評価委員会は、民間会社の株主総会のような「個性のない多数の者の出席に基づく、多数決で物事を決める会議体」とは異なり、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、欠席者がいる場合は別途単独で説明会を設ける等の欠席をフォローする対応が必要と考える。

b. 評価票のコメントの記載

評価報告書の評価項目の中で「D」評価をつけているにもかかわらずコメントが空欄の評価票が発見された。

【意見】

どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定に有効なフィードバックができないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。

たしかに評価委員は 1 日で相当の件数の課題評価を行わなければならない、その負担は軽くはない。各委員への案内状には事前のコメント記載を促しているものの、各課題ごとに当日の記載時間が 5 分間ではいささか短いように感じる。「開催日を 2 日間に分ける」もしくは「評価票を後日メールで回収する」等の対応により、コメント記載時間を十分に確保することが、評価の充実化につながるものと考え。

事前評価は「課題選定に資する」、中間評価は「研究継続の是非」、事後評価は「今後の研究活動の参考にする」ものとなり、とりわけ事前評価は課題設定の有効性そのものに直結するため極めて重要である。

c. その他

【意見】

評価票の「評価委員のコメント」欄は、「項目」欄と「所見」欄に分かれており、「項目」と「所見」とを対応させるような記載形式になっているが、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。「項目」欄に関しては、事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価それぞれに

ついて所定の評価項目を転記するだけなので、最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。

⑤ 成果普及の検証について

研究成果の普及状況は、農業研究評価会議における追跡評価によって検証されている。平成 27 年度の外部評価会議において追跡評価の対象となった研究課題の評価結果を「費用対効果」の観点からまとめると以下のとおりとなる。

研究課題名	予算総額	技術普及成果（経済的効果（H26 単年度））	評価点
直播コシヒカリ収量向上技術の確立 (H19～H22)	8,100 千円	単年度経済効果（65 千円） =2,500 円/10a×2.6ha ・除草剤施用回数減除草コスト削減 =2,500 円/10a ・直播コシヒカリ中期深水管理実施面積 =2.6ha（H26）	C'
福井ナシの旧盆前安定出荷促進技術の確立 (H20～H22)	4,752 千円	単年度経済効果（7,983 千円） ・旧盆前販売量 23t	B
ウメ「新平太夫」のヘッジロー植栽・機械せん定等による超省力栽培技術の開発 (H19～H21)	9,178 千円	単年度経済効果（3,168 千円） =7,543 円/10a×42ha ・黒星病 1 回防除体系の実施面積 42ha（新品種「新平太夫」「福太夫」圃場） ・新防除体系によるコスト削減 7,543 円/10a	B
ラッキョウの省力機械化技術の確立 (H19～H22)	8,197 千円	単年度経済効果（23,733 千円） =296,659 円/10a×8ha ・3 年子ラッキョウ栽培面積 8ha 拡大 ・3 年子ラッキョウ生産者収入 107,984,000 円÷36.4ha=296,659 円/10a	B

上記の経済的効果は平成 26 年単年度の実績であり、平成 27 年度以降も累積してくことになるため、上記表から費用対効果を単純に読み解くことはできない。

ただし、研究課題「直播コシヒカリ収量向上技術の確立」だけは明らかに当初の見込みを達成できておらず、農業研究評価会議における評点も「C'」となっている。

当該研究課題についての追跡評価報告書は以下のとおりである。

研究課題	直播コシヒカリ収量向上技術の確立	
研究成果の現地効果	成果の普及状況	試験的に導入されている程度。 丹南地区では過剰分げつの抑制効果が確認されたが、問題点もあり、広域普及には至っていない。
経済的効果	当初見込	導入面積 700ha、1750 万円コスト削減
	現在の効果	導入面積 2.6ha、6.5 万円コスト削減
問題点と今後の対応	<p>本技術は、直播水稻で問題のあった過剰生育による減収、後発生雑草の軽減に非常に有効と考えられることから、諸問題については解決を図りながら、普及拡大を図る。</p> <p>普及が進まない理由としては、土壌還元の発生、10cm 程度の湛水継続が困難、過剰分げつの予想が困難 などとなっており、今後は</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土壌還元に対しては秋起こしにより発生軽減を促す ② 湛水継続については畦の毎年の手直しに努めること、漏水量だけを常時少量ずつ入水することで対応できる。 ③ 過剰分げつの予想については、直播水稻では通常過剰分げつとなる傾向にあることの認識を広め、導入を促す。この場合、有効分げつ決定期以降に深水管理を開始することについて徹底させ、併せて目標茎数を明示し、それに従って水管理を実施することで対応する。 	

追跡評価報告書において「問題点および今後の対応」まで分析しているものの、それをフォローアップすることが制度上要求されていない。

【意見】

追跡評価の結果が「C」以下となったものについて、その原因究明とその後のフォローアップを制度上明文化すべきである。

追跡評価が低評価となる原因は「そもそも課題の設定がニーズに適合していなかった」または「普及方法に課題が残っている」のいずれかである。原因を明らかにした上で、今後の改善努力次第で普及拡大が見込める研究課題については、追加評価を 1 回限りで終了するのではなく、一定期間後に再度の追加調査を実施し、評価委員会の再度の評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくべきであると考えます。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(※以下、H25 以降は農業試験場と附置機関である園芸研究センターの合算値)

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	42	42	71	71	85	
使用料	42	42	71	71	74	
農林水産使用料	42	42	71	71	74	
農業使用料	42	42	71	71	74	
手数料	0	0	0	0	11	
農林水産手数料	0	0	0	0	11	
農業手数料	0	0	0	0	11	
財産収入	10,342	11,069	9,290	9,704	9,958	
財産運用収入	299	1,031	954	1,027	856	
財産貸付収入	299	299	238	238	238	
建物賃貸料	299	299	238	238	238	
特許権等運用収入	0	731	716	788	618	
特許権等実施料	0	731	716	788	618	
財産売払収入	10,042	10,038	8,335	8,677	9,102	
生産物売払収入	10,042	10,038	8,335	8,677	9,102	
農産物売払代金	10,042	10,038	8,335	8,677	9,102	
諸収入	2,327	1,237	3,072	2,673	1,088	
雑入	2,327	1,237	3,072	2,673	1,088	
雑入	2,327	1,237	3,072	2,673	1,088	
電気料個人負担金	115	85	108	125	120	
水道料個人負担金	16	4	5	6	4	
保険料被保険者負担金	1,250	1,054	2,800	2,154	931	
共済組合共済費返還金	0	0	0	4	0	
職員手当返還金	0	0	119	308	0	
雑入農林水産費	0	91	37	73	32	
種苗法登録許諾料	941	0	0	0	0	
返還金	2	0	0	0	0	
歳入合計	12,712	12,349	12,434	12,449	11,132	

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・財産運用収入（特許権等実施料）

農業関係県有特許権等を実施許諾する場合の実施料収入。原則として、以下の算式で算出する。

$$\text{実施料} = \text{最低実施保証料} + (\text{基本額} \times \text{実施料率} - \text{最低実施保証料})$$

最低実施保証料：各年あたり特許法 107 条に基づく当該発明の特許料の年額と同額

基本額：原則として製品の販売金額を基本とする。

実施料率：A.基準率×B.利用率×C.増減率×D.開拓率

A.販売金額の場合は 3%、利益の場合は 20%を基準とする

B.発明がその製品において占める割合。製品全部の場合は 100%

C.増減率 100%を基準とする。（県外 150%）

D.原則 100%（研究・宣伝等、多額の費用を要する場合、50%以内に減ずることが可能）

平成 27 年度の実施料収入があった特許権の数は 17 件である。

・財産売払収入（農産物売払代金）

農業試験場で収穫された米、梨、ぶどうの売払収入（試験用に生産された野菜は廃棄しており、販売対象外）。農産物の種類ごとに販売方法が異なる。

<梨・ぶどう>

福井青果㈱と年度初めに生産物売払契約を結んでおり、せりによる売買の都度、販売価格に対し一定の委託販売手数料を支払う。

<米：主食用>

米のうち原種以外（試験的に生産された米で主食用として販売されるもの（以下「主食用」という。))については、福井市農業協同組合（以下、JA）と年間契約を結んでおり、秋頃に送られてくる価格表に基づき年間の販売が行われる。

<米：原種>

原種（水稻苗を育てるための種子用の米）については、福井県経済農業協同組合連合会（以下、経済連）と年度初めに生産製作品売払契約を結び、米の種類ごとに原種価格を設定している。平成 28 年度の原種価格の算定過程は以下のとおり。

~平成 28 年度原種価格算定プロセス~

- i. 平成 27 年 10~11 月 原種の収穫
- ii. 平成 27 年 12 月 水稻種子価格検討委員会にて H27 年度水稻種子価格決定

- iii. 平成 28 年 2 月 原種価格の変更契約締結
- iv. 平成 28 年 3 月 変更契約書の価格に基づき、平成 28 年生産米用の原種を出荷

原種の収穫が終わった段階で、毎年 12 月に水稻種子価格検討委員会にて価格案を決定する。翌年 2 月に、市場の状況を勘案し、最終的な価格が決定する(変更契約)。

(2) 監査要点

- ① 収納額の算定が法令等に準拠して行われているか。
- ② 収納額の算定が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ③ 収納額の徴収が法令等に準拠して行われているか。
- ④ 徴収に関する組織体制の整備状況は妥当か。
- ⑤ 生産物の販売方法は妥当か、販売価格の決定方法は合理的か。

(3) 監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。
- ② 業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認する。
- ③ 調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。
- ④ 未納者・滞納者・滞納額の把握方法を質問し、徴収に関する組織体制の整備状況を検討する。
- ⑤ 各種生産物の販売方法の妥当性、販売価格決定方法の合理性を各種資料の閲覧、担当者への質問により検討する。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。なお、手続の詳細については以下のとおり。

・財産運用収入（特許権等実施料）

抽出したサンプルにつき調定決議書、調定内訳書、伺書、納入通知書、農業関係県有特許の実施報告書、契約書を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

県有特許権等の実施料率は利用率（発明がその製品において占める割合）等により変動するが、抽出サンプルの利用率は適切に算定されており問題点は検出されなかった。共有の県有特許権等を共有権利者が実施する場合は最低実施保証率が免除されるが、抽出サンプルでは適切に処理されていた。

・財産売払収入（農産物売払代金）

<梨・ぶどう等の青果>

抽出したサンプルにつき、調定決議書、伺書、随意契約理由書、見積書、生産物売払契約書を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

なお、(5)③に随意契約の理由について、④に販売価格・販売手数料の妥当性の検討過程について意見を記載している。

<米：主食用>

抽出したサンプルにつき、調定決議書、生産製作品（農作物）処分調書、納入通知書、申出書、内金価格表を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、上記指摘事項を除き、調定および収納事務は適切に処理されていた。

<米：原種>

抽出したサンプルにつき、調定決議書、伺書、随意契約理由書、水稻種子価格検討委員会議事録、変更契約書、生産製作品売払契約書、生産製作品（農作物）処分調書、納入通知書を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

なお、(5)④に販売価格の妥当性の検討過程について意見を記載している。

(5) 意見

①随意契約書の添付漏れについて

主食用の米の販売において JA と随意契約を結んでいるが、事務手続上、随意契約理由書が添付されていなかった。主食用の米については、年度初めに JA へ申出書を提出することをもって年間契約とみなし契約書の作成は行っていない。

【意見】

複数年度にわたる継続的な契約の場合であっても、随意契約とした理由については毎年度その判断の妥当性を検討する必要がある。県民への説明責任といった観点からも、判断の過程を明らかにし契約の透明性を高めることが重要である。

②歳入歳出バランスについて

農業試験場の平成 27 年度歳入歳出決算は、以下 a 表のとおりである。

国庫が歳入に占める割合は 20%程度で、他の公設試と比較すると国庫依存度は低い。競争的資金制度により外部(農林水産省)から受け入れた研究費も 5,000 千円を超えており、資金獲得努力がなされている。

a 表<平成 27 年度歳入歳出>※ 1

(単位：千円)

歳入			金額	構成比	歳出		金額
国庫補助等	農林水産省	研究関係	5,261	2.1%	臨時職員等給与費※2		6,349
		事業関係	7,796	3.0%	研究費		78,357
		小計	13,057	5.1%	事業・普及費		7,075
	他省庁	研究関係	39,492	15.3%	機械費		30,068
		事業関係	0	—	施設費	研究用	49,319
		小計	39,492	15.3%	管理経費		86,294
	計			52,549	20.4%		
農林水産省関係独立行政 法人からの受託		研究関係	5,000	2.0%			
		事業関係	0	—			
		小計	5,000	2.0%			
一般財源			188,780	73.3%			
その他		使用料・手数料	86	0%			
		財産収入	9,959	3.9%			
		諸収入	1,088	0.4%			
		小計	11,133	4.3%			
合計			257,462	100.0%	合計		257,462

※1 農業試験場作成の資料に、包括外部監査人が適宜修正を加えている。

※2 競争的資金制度により外部(農林水産省)から受け入れた研究費。

『戦略的イノベーション創造プログラム(次世代農林水産業創造技術)』による「良質米の安定生産に向けた広域収穫管理へのリモーティング最適利用技術の構築」の研究 3,363 千円、および『攻めの農林水産業に向けた革新的技術緊急展開事業』による「北信越地域における高性能機器の汎用利用と機械化一貫体系を基軸とした低コスト・高収益水田輪作体系の実証」の研究 1,898 千円。

※3 国立研究開発法人農業生物資源研究所からの受託。『ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト』による各種技術の開発 5,000 千円。

試験研究のための財源に限られる中、外部の競争的資金を獲得していく農業試験場の方針は、今後も積極的に行っていくことを期待する。

③随意契約の理由について

<梨・ぶどう等の青果>

福井青果(株)との生産物売払契約では、随意契約の理由として、青果の量や規格・包装に特段の定めがなく集荷対応していることから包装や選別の手間をかけずに出荷可能である

こと、24時間集荷体制が整っていることから出荷が便利であること、試験場から市場が近いこと等の理由が記載されている。また、過去の販売実績から販売見込金額の算出も行われており、判断の過程が具体的でわかりやすいものとなっている。他の随契理由書も当該随契理由書のように具体的かつわかりやすい形式での作成が望まれる。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によれば、「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に随意契約によることができるとされている。随意契約理由書では「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と判断した過程を明らかにすることが必要であるが、農業試験場の随意契約理由書を複数閲覧した結果、当該判断がわかりにくいものがいくつか見受けられた。

【意見】

随意契約の理由書の作成に当たっては、随意契約とした判断が妥当かどうか判断できるよう、農業試験場での具体的な判断過程の記載が望まれる。

前年度作成の文書を機械的に踏襲するだけでなく、誰が見てもわかりやすい文書の作成を心がける必要があると考える。

④販売価格・販売手数料の妥当性の検討過程について

<梨・ぶどう等の青果>

価格は販売時の市価によっており問題ない。

販売手数料については、平成24年～25年に契約先である福井青果(株)以外の販売先について手数料以外の条件も含めて聞き取り調査を行っており、当該結果を総合的に判断した上で、契約を結んでいる。

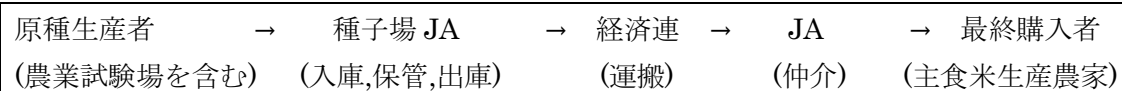
このように、①一般農家との競合の有無、②品質、③出荷量、④規格制限の有無、⑤包装の手間、⑥集荷場所や時間帯、⑦価格設定の透明性、⑧歳入事務手続き、⑨手数料の有無、⑩農試ブランドのPRといった、多面的な視点で売却先についての検討が行われており、3Eの観点からも非常に有効である

<米：原種>

原種価格は、福井県主要農作物振興協会の水稻種子価格検討委員会にて決定される。委員会出席者は、農業試験場研究員、各農業協同組合（福井市、花咲ふくい、テラル越前、越前たけふ、若狭）、福井県主要農作物振興協会である。例年、原種の収穫が終わった12月に水稻種子価格検討委員会にて価格案が決定され、翌年2月に市場の状況を勘案し、最終的な価格を決定する。

～【参考】原種価格の算出基礎～

原種は以下の流れで販売される。

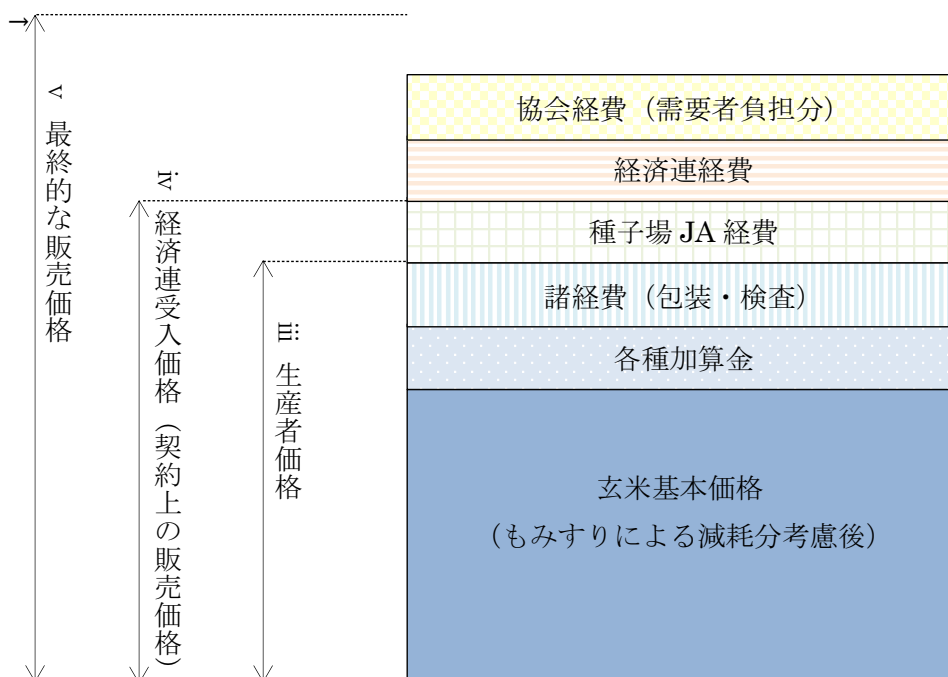


原種価格は、原則として市場での見込価格に、各種手数料等を加算する方法で算出される。詳細は以下のとおり。

- i. 米の種類別の販売見込価格（玄米(=主食米)の市場価格)からスタート（前年の市況を参考）。
- ii. 経費（紙袋代）を差し引き、過去の価格平均との調整を行い、玄米基本価格を算定する。
- iii. 玄米基本価格にもみすりによる減耗分を加味し、各種加算金(各品種や主食米との間の調整、年度間の価格調整等の調整金)、包装料、検査料を加算して生産者価格を算定。
- iv. 農業試験場と経済連の仲介役である種子場 JA の取扱手数料、保管経費等の経費を加算して経済連受入価格（＝農業試験場と経済連の間での契約販売価格）を算定。
- v. 最終的な原種の販売価格は、ivの経済連受入価格に経済連経費（取扱手数料、運賃等）、協会経費（協会負担金、需給調整積立金等）、JA 経費を加算した金額となる。

なお、実質的な生産者価格は、iiiの生産者価格から協会経費（生産者負担分）を差し引いたものになる。

～原種価格の構成内訳～



上記のように、原種価格は玄米（主食米）の市場価格に各種加算金や経費を加算して算定される。各種加算金は、玄米生産と比べ手間がかかる原種の生産農家を保護することを主目的として加算されるものである。ただし、当該価格算定上、生産コストは全く考慮されていない。

【意見】

原種価格は水稻種子価格検討委員会で決定される。委員会には農業試験場の職員も委員として参画し価格の妥当性の検討を行っているとのことであるが、その検討過程は複雑でわかりにくいものとなっている。また、委員会での価格決定は市場での販売価格が前提となっており、生産コスト（価格の経済性）は考慮されていない。

生産コストを認識することは、経済性・効率性・有効性の観点から重要である。全原価の把握、原価と売価の比較といった分析や、合理性の判断を行うことなく、機械的に“例年どおり”の価格設定となることは避けるべきである。また、価格決定プロセスは、わかりやすく説明可能であることが、価格の透明性の観点からも重要であると考えられる。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	2,743	2,469	141	98	143
総務管理費	356	243	126	98	134
一般管理費	0	0	0	3	0
旅費	0	0	0	3	0
人事管理費	0	6	0	0	0
役務費	0	6	0	0	0
財産管理費	356	236	126	94	134
役務費	193	124	80	54	94
公課費	163	112	46	40	40
企画費	2,385	2,225	0	0	8
計画調査費	2,385	2,225	0	0	8
賃金	1,026	990	0	0	0
旅費	104	73	0	0	0
需用費	1,254	1,162	0	0	0
役務費	0	0	0	0	8
防災費	1	0	2	0	0
防災総務費	1	0	2	0	0
旅費	1	0	2	0	0
人事委員会費	0	0	11	0	0
人事委員会費	0	0	11	0	0
旅費	0	0	11	0	0
農林水産費	160,059	123,795	150,835	324,639	217,825
農業費	156,823	123,574	150,835	324,639	217,825
農業総務費	10,108	9,452	9,317	6,964	4,843
共済費	681	1,892	3,152	1,421	158
賃金	707	110	110	110	110
報償費	709	604	498	797	605
旅費	1,710	1,574	1,856	1,600	2,160
需用費	2,503	2,428	2,061	1,178	979
役務費	1,008	807	749	121	135
委託料	2,178	1,281	252	1,080	259
使用料および賃借料	285	285	285	293	174
原材料費	0	0	98	0	0
備品購入費	0	142	0	0	0
負担金補助金および交付金	325	325	252	361	259
農業経営対策費	0	200	0	0	1,887
需用費	0	200	0	0	504
原材料費	0	0	0	0	1,383
農業振興費	3,391	2,960	2,699	2,024	2,064
共済費	0	154	0	0	0
賃金	165	0	0	0	0
旅費	145	44	0	68	0
需用費	1,056	2,731	2,699	1,943	2,064
役務費	0	30	0	12	0
備品購入費	2,024	0	0	0	0
農作物対策費	9,322	12,323	11,767	11,791	11,567
賃金	1,447	1,587	1,441	1,380	1,368

旅費	422	560	167	168	185
需用費	2,458	1,555	1,659	1,521	1,668
役務費	4,937	8,533	8,499	8,695	8,249
使用料および賃借料	56	86	0	25	0
備品購入費	0	0	0	0	96
農業改良普及費	4,370	4,596	4,787	4,288	3,840
報償費	430	400	598	185	203
旅費	1,462	1,168	1,025	953	985
需用費	1,062	1,472	1,423	980	1,268
役務費	226	301	204	407	133
委託料	525	525	736	622	510
使用料および賃借料	406	469	799	983	601
備品購入費	236	255	0	156	138
負担金補助金および交付金	21	5	0	0	0
植物防疫費	5,636	5,437	5,320	5,320	5,060
賃金	485	485	540	539	540
報償費	563	575	476	348	453
旅費	556	413	352	304	354
需用費	2,942	2,818	2,836	2,900	2,438
役務費	568	596	545	602	568
使用料および賃借料	15	25	30	40	64
備品購入費	505	524	540	585	641
農業試験場費	123,993	88,603	85,678	108,527	99,099
共済費	2,738	980	710	647	612
賃金	31,785	26,723	24,340	27,418	24,670
報償費	1,902	556	165	563	490
旅費	2,134	2,649	1,399	2,502	3,329
需用費	47,935	43,235	45,340	47,137	45,569
役務費	2,715	2,440	3,133	1,863	1,993
委託料	8,942	7,441	2,089	9,926	6,777
使用料および賃借料	1,532	2,179	2,367	2,723	2,527
工事請負費	6,003	0	0	99	0
原材料費	0	0	64	57	0
備品購入費	18,046	1,502	5,805	15,412	11,948
負担金補助金および交付金	255	896	225	176	1,182
補償補填および賠償金	0	0	38	0	0
園芸研究センター費	0	0	31,265	185,723	89,462
報酬	0	0	1,662	1,896	1,896
共済費	0	0	2,685	2,817	1,644
賃金	0	0	9,233	8,324	8,107
報償費	0	0	1,584	1,654	302
旅費	0	0	343	306	587
需要費	0	0	11,492	9,962	13,261
役務費	0	0	515	409	462
委託料	0	0	2,735	3,795	3,475
使用料および賃借料	0	0	756	957	1,091
工事請負費	0	0	0	144,233	49,319
原材料費	0	0	9	0	649
備品購入費	0	0	174	11,186	8,423
負担金補助金および交付金	0	0	71	179	242
水産業費	1,400	221	0	0	0
水産試験場費	1,400	0	0	0	0

旅費	183	0	0	0	0
需用費	1,150	0	0	0	0
役務費	11	0	0	0	0
使用料および賃借料	54	0	0	0	0
水産振興費	0	221	0	0	0
旅費	0	58	0	0	0
需用費	0	162	0	0	0
農地費	1,836	0	0	0	0
土地改良費	1,836	0	0	0	0
賃金	528	0	0	0	0
報償費	90	0	0	0	0
旅費	114	0	0	0	0
需用費	951	0	0	0	0
役務費	23	0	0	0	0
委託料	96	0	0	0	0
使用料および賃借料	31	0	0	0	0
商工費	6,604	15,183	21,273	34,461	39,492
鉦工業費	6,604	15,183	21,273	34,461	39,492
中小企業振興費	6,604	15,183	21,273	34,461	39,492
報酬	0	0	50	50	200
賃金	0	385	1,375	1,518	5,934
報償費	584	104	245	270	454
旅費	118	147	289	556	1,122
需要費	5,799	6,690	11,099	13,614	18,724
委託料	100	190	50	486	0
使用料および賃借料	0	0	0	0	90
原材料費	0	0	3,543	0	106
備品購入費	0	7,665	4,619	17,966	12,859
合計	169,406	141,448	172,250	359,200	257,461

注：平成 25 年度以降は園芸研究センターを含んでいる。

：平成 25 年度以前は食品加工研究所を含んでいる。

②主な支出の内容

平成 27 年度の農業試験場の支出額は 257,461 千円となっている（園芸研究センター費含む）。主な支出は農林水産費/農業費/農業試験場費の賃金 24,670 千円および需用費 45,569 千円である。なお、農林水産費/農業費/園芸研究センター費 89,462 千円については園芸研究センターの項で述べる。また、なお、需用費（園芸研究センター含む）の中では、消耗品費 42,348 千円、光熱水費 22,880 千円、修繕費 15,058 千円が多額となっている。

③増減コメント

平成 25 年度以降、総務費/企画費/計画調査費が発生していないのは、イオンビームの研究が平成 24 年度に終了しているためである。

年度によって農林水産費/農業費/農業総務費の共済費について増減があるのは、臨時職員の数が増減しているためである。

平成 24 年度の農林水産費/農業費/農作物対策費の役務費の増加(+3,595 千円、+72.8%)

は、分析の種類が増加し、分析に係る手数料が増加したためである。

平成 24 年度の農林水産費/農業費/農業試験場費の共済費（△1,758 千円、△64.2%）および賃金（△5,062 千円、△15.9%）の減少は、平成 23 年度まで事務補助員が 1 名在籍していたが平成 24 年度以降は在籍しなくなったためである。

農林水産費/農業費/農業試験場費の委託料が平成 25 年度に減少（△5,351 千円、△71.9%）し、平成 26 年度に増加（+7,837 千円、+375.1%）して、平成 27 年度に再度減少（△3,149 千円、△31.7%）しているのは、平成 24 年度で新たな農水政策実用技術開発事業委託研究が終了し、平成 26 年度より戦略的研究が開始されたものの、平成 27 年度に戦略的研究事業のうち福井発の五ツ星ブランド水稻新品種の育成事業の予算が縮減したためである。

平成 23 年度の農林水産費/農業費/農業試験場費の工事請負費 6,003 千円はウイルス検定温室の空調改修工事によるものである。

農林水産費/農業費/農業試験場費の備品購入費が年度により増減しているのは、作業機械の更新が年によって異なるためである

商工費/鉦工業費/中小企業振興費が年度により増減しているのは、国費負担による研究開発事業の採択状況により研究費が増減しているためである。

（2）監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

（3）監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

（4）合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

（抽出した支出）

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	管理物件清掃業務委託
2	備品購入費	オートアナライザー購入（農業試験場）
3	需用費_燃料費	灯油購入
4	需用費_消耗品費	衛生画像購入
5	報償費	「新型ニカメイガの被害を減らす総合的防除技術の確立」に係る報償費
6	報償費	そば安定多収 そば小畦立 報償費
7	旅費	県外精算旅費（1月21日~23日、茨城県つくば市）

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

管理物件清掃業務委託

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、管理物件清掃業務委託の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150002434)	決裁日：平成 27 年 3 月 4 日	1,941,525 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 25 日	1,700,000 円 (税抜)
契約書	平成 27 年 4 月 1 日	1,836,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	1,836,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	1,836,000 円 (税込)
請求書 (3 月支払分)	平成 28 年 4 月 1 日	153,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 11 日	153,000 円 (税込)

No2 【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

オートアナライザー購入

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、オートアナライザー購入の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150043850)	決裁日：平成 27 年 7 月 13 日	9,504,000 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 7 月 31 日	8,750,000 円 (税抜)
契約書	平成 27 年 7 月 31 日	9,450,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	9,450,000 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 10 月 6 日	9,450,000 円 (税込)
請求書	平成 27 年 10 月 7 日	9,450,000 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 10 月 8 日	9,450,000 円 (税込)

No3【需用費_燃料費】

<検討の対象とした調達業務>

灯油購入

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
単価契約伺	決裁日：平成 27 年 2 月 20 日	3,801,600 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 25 日	単価 59 円
単価契約書	平成 27 年 4 月 1 日	単価 59 円
執行伺 (No150006976)	決裁日：平成 27 年 4 月 1 日	187,000 円 (税込)
執行伺 (No150006976) 変更	決裁日：平成 27 年 12 月 1 日	変更前：187,000 円 (税込) 変更後：1,793,000 円 (税込)
執行伺 (No150006976) 変更	決裁日：平成 28 年 1 月 28 日	変更前：1,793,000 円 (税込) 変更後：1,686,715 円 (税込)
執行伺 (No150006976) 変更	決裁日：平成 28 年 2 月 16 日	変更前：1,686,715 円 (税込) 変更後：1,356,715 円 (税込)
執行伺 (No150006976) 変更	決裁日：平成 28 年 3 月 8 日	変更前：1,356,715 円 (税込) 変更後：1,365,004 円 (税込)
発注検収整理書	平成 28 年 3 月 29 日	264,261 円 (税抜)
請求書	平成 28 年 3 月 31 日	285,401 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 28 年 4 月 4 日	285,401 円 (税込)

No4【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

衛生画像購入

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150128826)	決裁日：平成 28 年 3 月 8 日	545,539 円 (税込)

契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 28 年 3 月 14 日	488,500 円（税抜）
支出負担行為書	—	527,580 円（税込）
検査調書	平成 28 年 3 月 25 日	527,580 円（税込）
請求書	平成 28 年 3 月 25 日	527,580 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 4 月 11 日	527,580 円（税込）

No5【報償費】

<検討の対象とした調達業務>

「新型ニカメイガの被害を減らす総合的防除技術の確立」に係る報償費

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No1500014131）	決裁日：平成 27 年 4 月 15 日	275,000 円（税込）
履行完了確認調書	平成 27 年 9 月 30 日	275,000 円（税込）
請求書	平成 27 年 10 月 7 日	275,000 円（税込）
支出負担行為兼支出命令書	平成 27 年 10 月 20 日	275,000 円（税込）

No6【報償費】

<検討の対象とした調達業務>

そば安定多収そば小畦立報償費

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No1500014131）	決裁日：平成 27 年 7 月 24 日	120,000 円（税込）
履行完了確認調書	平成 27 年 11 月 22 日	120,000 円（税込）
請求書	平成 28 年 3 月 11 日	40,000 円（税込）
支出負担行為兼支出命令書	平成 28 年 4 月 11 日	120,000 円（税込）

No7【旅費】

<検討の対象とした調達業務>

県外精算旅費（1 月 21 日~23 日、茨城県つくば市）

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
旅行命令（依頼）簿（伺書にて代替）	平成 28 年 1 月 5 日	—
旅費（精算払）請求書	平成 28 年 2 月 5 日	80,660 円（税込）
支出負担行為兼支出命令書	平成 28 年 2 月 9 日	80,660 円（税込）

（5）指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

（6）意見

①消耗品の在庫管理について

福井県財務規則第 240 条第 1 項 4 号では、かいの出納員が備える帳簿として「消耗品出納簿」があげられている。但し、同条第 2 項 6 号において購入後ただちに消費し、保管の事実を生じないものについては「消耗品出納簿」に記載の必要はないとしている。この点、農業試験場では消耗品出納簿を作成している消耗品（農薬・試薬を除く）はなかった。

【意見】

肥料や資材など、農業試験場で使用する消耗品は多種にわたる。全てが「購入後ただちに消費し、保管の事実を生じないもの」に該当しているかどうか現地では確認できなかったが、全てが直ちに消費するものとは考えにくい。どこまで在庫管理を行うかについては複式簿記による公会計の導入以降に再度検討する必要があるが、一般の企業会計で考えれば、袋単位で購入した物品であれば、最低でも未開封のものは在庫として管理する必要がある。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	1	1,836
指名競争入札	0	0
随意契約	10	5,381

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	4
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	6
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	10

随意契約の理由は、40.0%が金額によるものであり、残りの60.0%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	6	6	3	1
契約金額の合計（千円）	330	1,669	2,416	1,296

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約（契約金額1,000千円以上）

No	名称	委託金額 （千円）	契約方法 （参加数）	請負率 （%）	契約期間	注
1	管理物件清掃業務委託	1,836	一般競争 (7)	94.6%	H27.4.1 から H28.3.31	1、2、 3

2	食味感応試験委託	1,296	随意契約 (1)	100.0	H27.10.1 から H27.11.30	3、4
---	----------	-------	-------------	-------	--------------------------	-----

注1：5年以上継続して同一業者に委託している契約。

注2：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注3：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

注4：食味の試験という特異で専門性の高い業務のため、特命随意契約となっている。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

該当する工事請負契約はない。

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	オートアナライザー	9,450	一般競争 (2)	99.4	2
2	34馬力トラクター	4,698	一般競争 (2)	70.0	2
3	コンバイン	4,622	一般競争 (1)	90.2	1、2
4	高精度蒸散量測定器	1,879	一般競争 (2)	98.5	2
5	糞摺り機、選別機	1,123	随意契約 (10)	90.4	2、3

注1：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注2：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

注3：購入金額 1,600 千円未満の物品購入のため随意契約となっている。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	管理物件清掃業務委託	一般競争入札の結果による

全て一般競争入札の結果によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①燃料費のうち単価契約としているものについて

単価契約については、福井県財務規則第 158 条第 1 項但書において「一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる」と定められており、それを受けて、同規則第 167 条の 2 において「第 158 条第 1 項ただし書の規定により単価で予定価格を定めることができる契約のうち、契約金額の総額を定めることができない契約にあつては、単価契約を締結することができる。」と定められている。

単価契約は契約事務の効率化と一定以上の数量を購入することを前提とした有利な価格での契約を目的に行われていると考えられるが、農業試験場では、灯油、配達ガソリン、配達軽油について単価契約を行っている。

【意見】

灯油の単価契約に関して、契約期間は 4 月 1 日からとなっているが、実際に灯油を利用するのは 9 月以降である。市況によっては契約時から実際の購入時点の間に大きく市場価格が変動する可能性がある。契約は実際に利用開始する前に行う方が現実的に即している。

②入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が 1 者のみとなっている備品購入契約がある。

【意見】

入札参加者が 1 者のみとなった入札案件は、別の 1 者が入札したにもかかわらず仕様と合致しないという理由で入札参加資格を得られなかったものである。具体的には機種の大きさなどいくつかの項目が該当しないため入札参加資格対象外となっていた。担当者によれば、業務上当該仕様内容が必須であったとのことであり問題はないが、出来る限り多くの業者が参加できるような仕様とすべきであると言うのが外部監査の意見である。

る。詳細は総論にて記載しているが、入札参加者が 1 者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

6. 財産管理事務

(1) 概要

福井市東部にある当機関は、土地面積は公設試の中で畜産試験場の次に大きい。これは、水田圃場、原種圃場、果樹園、敷地・水路、山林があるためである。また、実証圃場として1か所 3,000 m²の水田を県内 6 か所に借りている。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成 27 年 4 月 1 日）

・土地：敷地面積 293,834.14 m²、評価額 368,330 千円

用途	面積 (m ²)	百分率 (%)
水田圃場	43,137.00	14.7
原種圃場	41,550.00	14.1
蔬菜および普通畑	11,543.20	3.9
果樹園	18,176.00	6.2
敷地および水路	67,556.20	23.0
山林その他	111,871.74	38.1
計	293,834.14	100.0

・建物：面積 11,326.55 m²、評価額 159,144 千円

主な建物（500 m²以上）

名称	造り	階数	面積 (m ²)	評価額 (千円)
本場 本館	鉄筋	3	2,524.52	36,739
農業研修館 本館	鉄筋	2	736.02	10,711
農山漁家生活近代化 センター	鉄筋	2	660.34	20,289

・貸付財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間貸付料 (千円)	許可相手先
建物	自販機 設置	2.86	238	(株)ダイドー ドリンク北陸

・使用許可財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間使用料 (千円)	許可相手先
建物	事務室 ・教室	658.50	免除	(公社) ふくい 農林水産支援 センター
土地	圃場	955.00	免除	北陸電力(株)
	送電線	221.00	26	

	鉄塔敷地			
	電柱用敷地	—	16	北陸電力(株)、西日本電信電話(株)
	歩道等	204.75	免除	福井市

・借受財産

区分	用途	数量 (㎡)	年間借受料 (千円)	借受先
土地	実証圃場	18,000	360	3 農事組合法人、2 生産組合、1 個人

・工作物：評価額 12,101 千円

主な工作物（上記評価額の 10%以上）

名称	構造	個数	評価額 (千円)
冷房設備	空冷・水冷	1 式	3,125
防鳥施設（北・南）	鉄骨	2 基	3,442

・立木竹

区分	樹種	本数	評価額 (千円)
果樹	4	—	2,835
庭木	12	556	1,484
立木	3	432	3,875
計	19	—	8,194

② 重要物品（基準日：平成 28 年 4 月 1 日）

・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	項目	(取得価格,千円)	(%)
03	箱、棚、台類	3,862	0.4
04	事務用機器類	11,996	1.1
07	写真、光学用具類	26,748	2.6
08	測定、測量、標示用具類	135,387	13.0
11	暖、冷房用具類	9,056	0.9
14	医療器械、器具類	8,216	0.8
15	ちゅう房用具類	15,164	1.5
16	電気、通信機械類	125,876	12.1

17	工作機械	4,673	0.4
20	産業機械類	149,615	14.3
21	鑑定、分析、試験用具類	553,550	53.0
	総額	1,044,143	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多い。

- ・金額が大きい物品（上記の総額の5%以上）

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	品名	(取得価格,千円)	(%)
21	乾燥調整装置	108,000	10.3
21	炭素・窒素分析装置	67,336	6.4
16	閉鎖系温室（バイオトロン）	65,086	6.2
21	ビニールハウス	63,810	6.1

③ 知的財産権（基準日：平成28年3月31日）

知的財産権は、農林水産部生産振興課で管理している。

- ・特許権：2件

名称	登録年月	共同出願
らっきょうの根茎部連続切除装置	平成24年10月	—
稔性抑制キク科植物の作製方法	平成25年10月	1 学校法人、 2 団体(独法)

- ・品種登録：12件

区分	作物名	品種名	登録年月
野菜	らっきょう	越のパール	平成12年10月
		越のレッド	平成12年10月
	トマト	越のルビーうらら	平成23年8月
		越のルビーさやか	平成23年8月
草花類	らっきょう × やまらっきょう	オータムヴィオレ2号	平成19年3月
		オータムヴィオレ3号	平成19年3月
	らっきょう × きいいとらっきょう	オータムヴィオレミニ	平成19年3月
		ラナンキュラス	ガーデンスター
食用作物	稲	イクヒカリ	平成19年3月
		ニューヒカリ	平成21年7月
		まんぷくもち	平成22年2月
		あきさかり	平成23年3月

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、下記の事項以外には公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等として、「知的財産審査会設置要領」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、知的財産権の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

③ 毒劇物

当機関と食品加工研究所の両者同一の規程等として、「農薬・試薬保管管理規則」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

【意見】

圃場（水田、果樹園、普通畑、原種圃場、そ菜場畑、その他に分類している。）について、現時点での使用状況（そこで何を栽培しているか遊休状態か）は把握しているが、過去の使用状況を情報として活用しているとは言い難い（例えば、年間使用率や月別使用率を把握していない）。この使用状況を日単位でデータベース化することにより、今後の圃場の有効利用に活用することができないか検討の余地があると思われる。

② 知的財産権

【意見】

取得した知的財産権の権利ごとに権利の取得および維持に係る経費（報償費や手数料など）などの支出、実施料収入等の収入とその収支差額および顛末を記載した資料や全

での権利を一覧表にした資料がないので、当該公設試においてどの知的財産権がどのような成果をもたらしているのかの判断が困難である。

知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理規則」があり、その規則に違反した不適切な処理は発見されなかったが、当該規則に「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求する措置が反映されているかどうかをチェックした結果は、次のとおりである（○：該当する規定文がある、×：該当する規定文がない）。

「毒物及び劇物取締法」の規定			当機関独自の規程等
取扱い	盗難・紛失の予防措置	第 11 条 第 1 項	○
	(貯蔵・陳列等する場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長通知	○
	飛散等の予防措置	第 11 条 第 2 項	×
	飲食物容器の使用	第 11 条 第 4 項	×
運搬	運搬時の予防措置	第 11 条 第 3 項	×
表示	容器被包の表示	第 12 条 第 1 項	×
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条 第 3 項	×
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	×
事故	飛散等の場合の届出と応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	○
	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	×

【意見】

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第 22 条第 5 項）。非届出業務上取扱者は毒劇物に関する取扱管理規程の作成を必ずしも義務付けられていないが、当機関は自主的に作成し、それを遵守している。

しかし、その規程には「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求している措置が全て規定されているわけではない。「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。

Ⅲ. 園芸研究センター

1. 園芸研究センターの概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 119 条の 5
所管課	農林水産部生産振興課
設置年月	平成 47 年 4 月
設置目的	園芸に関する試験、研究および調査ならびに優良種苗の育成を行い、もって嶺南地域を中心とした園芸の振興を図る。

(2) 所在地

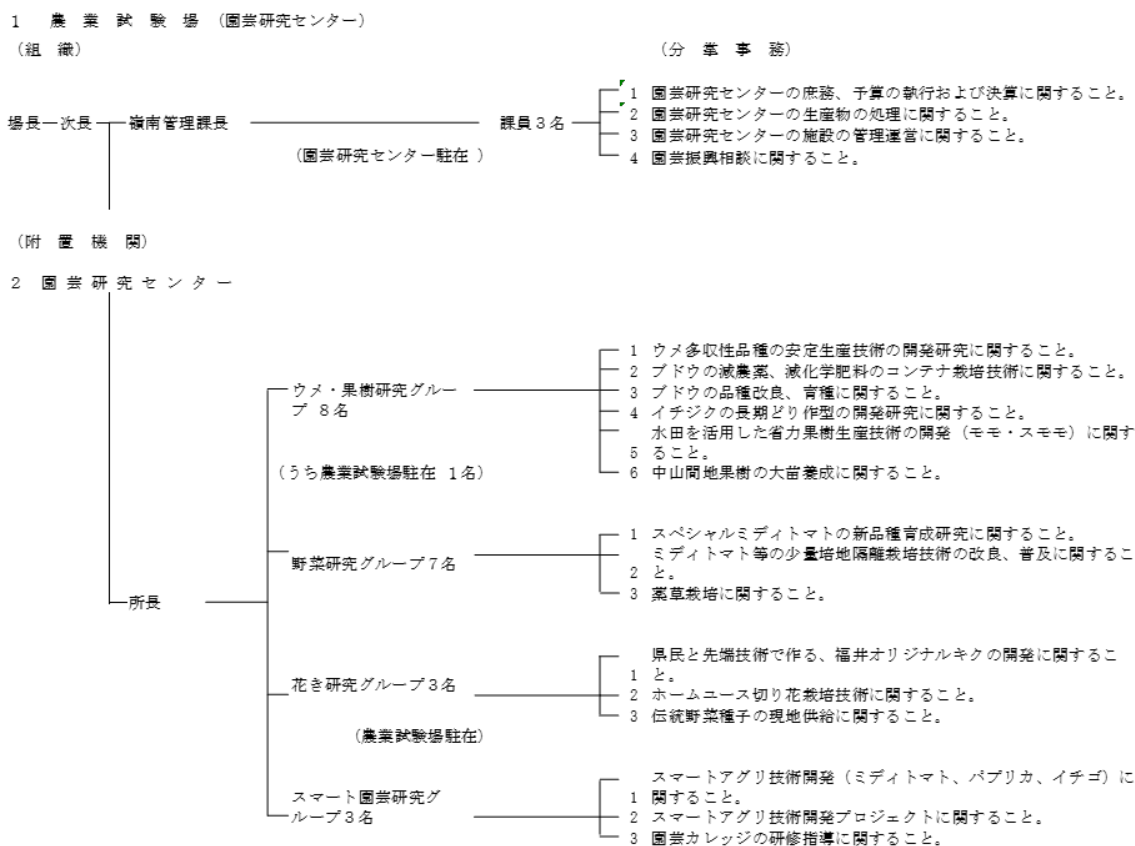
施設	所在地
園芸研究センター	三方郡美浜町久々子 35-32-1

(3) 沿革

年月	概要
昭和 13 年 6 月	福井県農事試験場嶺南試験地として三方郡美浜町興道寺に設置
昭和 36 年 11 月	福井県農事試験場嶺南分場となり三方郡美浜町久々子に移転
昭和 47 年 4 月	福井県園芸センターとして発足 総務課・特産果樹科・野菜花き科・営農科の 4 課（科）を置く
昭和 58 年 5 月	福井県園芸試験場となり、 総務課・果樹課・野菜課・花き課・営農環境課の 5 課を置く
平成 25 年 4 月	福井県園芸研究センター（福井県農業試験場附置機関）となり、 1 室（管理室）2 研究グループ制（ウメ・果樹、野菜）となる
平成 26 年 4 月	管理室が嶺南管理室となり、1 室 4 研究グループ制（ウメ・果樹、野菜、 スマート園芸、花き〈農業試験場駐在〉）となる
平成 27 年 5 月	嶺南管理室が嶺南管理課となり、1 課 4 研究グループ制（ウメ・果樹、 野菜、スマート園芸、花き〈農業試験場駐在〉）となる

(4) 組織

組織および分掌事務



(5) 主な業務

① 野菜、果樹および花きに関する試験、研究および調査に関すること
② 優良野菜、果樹および花きの育成に関すること
③ 果樹の土壌環境および植物栄養に関する試験、研究および調査に関すること
④ 作物の栽培整理および保護等に関すること
⑤ 優良品種の増殖および提供に関すること

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	2	7	6	7	7
技術職 (職種内訳)	16 (農学職 9) (農業技術員 6) (技術補助員 1)	10 (農学職 7) (農業技術員 2) (技術補助員 1)	13 (農学職 9) (農業技術員 3) (技術補助員 1)	17 (農学職 12) (農業技術員 4) (技術補助員 1)	17 (農学職 12) (農業技術員 4) (技術補助員 1)
事務補助員	1	1	1	1	1
嘱託	1	1	1	1	1
合計	20	19	21 (内2名農試駐在)	26 (内4名農試駐在)	26 (内4名農試駐在)

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	2	0	0	0	5
技術職	4	7	5	0	1
事務補助員	0	0	0	1	0
嘱託	0	0	1	0	0

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
普及指導員	12

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	ブドウの新品種育成	<p>【目的】 福井県の気候や減農薬栽培に適し皮ごと食べられる大粒のピンク・黒色の品種の育成。</p> <p>【成果(H27)】 「シャインマスカット」に黒・赤系品種を交配し、4,000 程度の種子を得た。昨年度に交配して得た種子を播種し、台木に緑枝挿して苗木を養成した。</p>	H27～34	事前評価 H26.9.2
2	直売・観光で売れるイチジクとブドウの品種選抜と、イチジクの長期どり作型の開発	<p>【目的】 直売・観光用の新しいイチジク・ブドウ品種の選定とイチジク長期どり作型の開発</p> <p>【成果(H27)】 ①5 節、10 節の新梢摘心で、対照区で 8 月下旬の収穫ピークが、5 節摘心区で 10 月上旬、10 節摘心区で 10 月中旬となり、収穫盛期を分散することができた。②バッグ栽培(培地量 800)において植栽密度 18cm が糖度、収量が最も高かった。</p>	H25～28	事前評価 H24.7.31
3	水田を活用した省力果樹生産技術の開発(モモ・スモモ)	<p>【目的】 モモ・スモモを対象に、ポット栽培技術、平棚栽培技術、ウメ花粉を利用したスモモ受粉技術を確立</p> <p>【成果(H27)】 ①3 年生樹では速効性肥料で行う慣行施肥よりも、肥効調節型肥料の方が新梢伸長に有効であった。2 年生樹においては、1 週間間隔で速効性肥料を施用するのが新梢の伸長に有効であった。②花粉採取にかかる労働分散のため、ウメ‘福太夫’によるスモモ受粉を行ったところ、スモモ‘ハリウッド’と差がなかった。</p>	H25～29	事前評価 H24.7.31 中間評価 H27.8.18

4	ウメ多収性品種‘福太夫’新平太夫’の特性を生かした安定生産技術の開発	<p>【目的】‘福太夫’の果実肥大促進および黄化抑制技術、‘新平太夫’の省力収穫技術、および白干梅の高品質生産技術の開発</p> <p>【成果(H27)】前年度の新梢管理により、花芽密度、完全花率、結実数が高くなった。それにより、1樹あたりの収量は、新梢管理区で158.3kg、無処理で95.8kgと新梢管理区では収量が1.6倍増加した。また、今年度も新梢管理を継続した結果、前年度と同じく、新梢管理区では無処理区と比べ、樹冠内が明るく保たれた。</p>	H25～27	<p>事前評価 H24.7.31</p> <p>事後評価 H28.8.31</p>
5	スペシャルミディトマトの新品種育成	<p>【目的】高糖度な赤色ミディトマト、黄色・オレンジの高糖度な品種の育成</p> <p>【成果(H27)】雑種の中から有望なものを選抜し親系統の固定度を高めた(高糖度20種類、黄色5種類、オレンジ5種類)</p>	H25～31	<p>事前評価 H24.7.31</p> <p>中間評価 H27.8.18</p>
6	スマートアグリ技術の開発 ミディトマト・パプリカ・夏イチゴ	<p>【目的】大規模施設園芸の生産性を高めるため、既栽培品目ミディトマト、新規品目パプリカ・夏イチゴを対象に、生育条件を最適な状態に保ち、高収量を確保するスマートアグリ栽培技術を開発</p> <p>【成果(H27)】①ミディトマトでは、スプレーポニック栽培システムがロックファーム栽培システムより収量も多く糖度も高かった。②パプリカは、4月定植作では収量性から「フェラーリ」「フェアウェイ」「マゾナ」が、10月定植作では「フェラーリ」「フェアウェイ」「ブギー」が有望であった。10月定植作でLED補光を検討したところ、平均1果重は対照区よりもLED補光区のほうが約10%大きかった。③夏イチゴでは、四季成りイチゴを夜間冷房等を行いながら栽培した結果、収量性から「夏の輝」「すずあかね」「夏実」が有望であった。夏期の冷却方法の検討では培地冷却、クラウン冷却により生育が促進し、収量が増加した。</p>	H26～29	<p>事前評価 H25.8.28</p>

7	今庄特産「長良」カキの生産安定	<p>【目的】＜提案型共同研究＞樹高を切り下げせるん定が収量等に及ぼす影響、つるし柿生産に適した摘蕾等の着果管理技術、および「長良」の開花等生育特性を明らかにする。</p> <p>【成果(H27)】樹高切り下げせん定樹は、無処理樹に比べ、着果数は約15%減少、果重は157gと無処理樹に比べ20g程度大きくなり、糖度は1度高くなった。摘蕾処理樹では、無処理樹に比べ果実横径が大きく推移した。糖度は、着果数の影響が強かった。</p>	H27	未
8	ウメを加害するタマカタカイガラムシの防除技術の確立	<p>【目的】＜提案型共同研究＞積算温度を活用した幼虫ふ化時期の予測、防除薬剤の検討等により効果的な新たな防除技術を確立。</p> <p>【成果(H27)】タマカタカイガラムシの平成27年のふ化時期は5月24日であった。4月30日、5月24日にブプロフェジンフロアブルを、12月7日にマシン油乳剤を散布した。年初からふ化までの積算温度を算出するにあたり、1月1日より温度を計測した。</p>	H27	未
9	観光向け新規果樹品目の検討	<p>【目的】＜提案型共同研究＞観光向け新規果樹品目選定のため、県内での栽培事例のない樹種（品種）について、幼木の耐寒性や耐暑性を調査し、越冬方法を明らかにする。</p> <p>【成果(H27)】アボカド、レモンについて、各5品種の耐寒性を調査した。アボカドは無加温ハウス、レモンは露地でポット栽培した。いずれも葉に凍害が発生したものの、症状には品種間差がみられ、比較的耐寒性が強いと判断できた2品種を選定した。</p>	H27	未

10	夏イチゴ栽培技術の確立	<p>【目的】＜パイロット研究＞太陽光利用型植物工場におけるイチゴの冷房、冷却栽培を検証し、夏イチゴにおける安定した花芽分化技術および果実肥大技術を開発。</p> <p>【成果(H27)】局所冷房により地温を低く維持することができ、生育が旺盛となり、草丈、小葉長ともに大きく、葉色も濃くなった。また、平均1果重が重くなり、1株当たり収量が高くなった。</p>	H27	未
----	-------------	---	-----	---

(8) 収支の状況

(※以下、H25以降は農業試験場と附置機関である園芸研究センターの合算値)

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	28	28	71	71	85
財産収入	1,411	1,319	9,290	9,704	9,958
諸収入	2,048	1,265	3,091	2,673	1,088
歳入合計	3,489	2,613	12,453	12,449	11,132

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	4,222	4,204	141	98	143
衛生費	31	0	0	0	0
農林水産費	42,898	38,221	150,835	324,639	217,825
商工費	1,554	1,457	21,273	34,461	39,492
歳出合計	48,706	43,882	188,210	359,200	257,461

職員人件費※					567,289
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	79,283	H27.4.1	
					千円	7,163		
			建物		m ²	3,474		H28.4.1
					千円	61,609		
			貸付財産		千円	×	H28.4.1	
			使用許可財産		千円	28		
	借受財産		千円	×				
	2	不動産の 従物	工作物		千円	168,157	H27.4.1	
			立木竹	果樹	千円	5,408		
				庭木	千円	578		
				立木	千円	2,456		
	3	知的財産権	特許権		件	1	H28.3.31	
実用新案権			件	1				
意匠権			件	×				
商標権			件	×				
品種登録			件	5				
著作権			件	×				
物品	4	重要物品	自動車		千円	2,254	H28.4.1	
			上記以外		千円	284,914		
	5	その他	動物			×	H28.3.31	
			図書目録			○	H28.12.31	

(注) ・数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

園芸研究センターは農業試験場の附置機関であり、研究活動管理事務に関しては農業試験場と基本的には同一である。詳細は「Ⅱ. 農業試験場 2. 研究活動管理事務 (1) 概要」の頁を参照。

(2) 監査要点

監査要点については、「Ⅰ. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「Ⅰ. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

① 研究課題の選定について

詳細は「Ⅱ. 農業試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見①研究課題の選定について」の頁を参照。研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。

② 研究チームの編成について

園芸相談の対応窓口は嶺南管理課（職員 1 名）に一本化されており、技術職の職員は研究活動に専念できているとのことであるが、他方で技術職の職員 17 名中 16 名が在籍期間 5 年未満であり、長期在籍者が少ない。

【意見】

果樹は年に 1 回しか収穫できないため研究期間が長期となる傾向にあり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。

③ 進捗管理について

詳細は「Ⅱ. 農業試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見③進捗管理について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

④ 研究課題の評価について

詳細は「Ⅱ. 農業試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見④研究課題の評価について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

⑤ 成果普及の検証について

詳細は「Ⅱ. 農業試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見⑤成果普及の検証について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

⑥ その他

i) 農業試験場と園芸研究センターの役割分担について

果樹については原則として園芸研究センターが研究対象としているが、一部の果樹（ブドウ等）については、園芸研究センターが「品種育成」を、農業試験場では「技術開発（育て方、作り方）」をそれぞれ役割分担している。その理由としては、品種育成は作付面積を要するので園芸研究センターでやっており、次のフェーズとしての「技術開発」を本来は担いたい、作業場の面積が足りないので農業試験場で行っているとのことである。逆に、ウメは、現在は「技術開発（収穫の効率化に関する技術）」を行っているが、以前は「品種育成」をやっていたとのことである。

【意見】

両機関の役割分担が、部分的にはあるが不明確であるとの印象を受けた。有効かつ効率的な研究活動をより一層推進する上で、例えば、果樹に関する研究は全て園芸研究センターに集約化する、農業試験場は「技術開発」、園芸試験場は「品種育成」に特化する等、両機関のあり方を今一度検討して頂きたい。

3. 収入事務

(1) 概要

(※以下、H25以降は農業試験場と附置機関である園芸研究センターの合算値)

①5 期推移表

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	28	28	71	71	85	
使用料	28	28	71	71	74	
農林水産使用料	28	28	71	71	74	
農業使用料	28	28	71	71	74	
手数料	0	0	0	0	11	
農林水産手数料	0	0	0	0	11	
農業手数料	0	0	0	0	11	
財産収入	1,411	1,319	9,290	9,704	9,958	
財産運用収入	0	0	954	1,027	856	
財産貸付収入	0	0	238	238	238	
建物貸付料	0	0	238	238	238	
特許権等運用収入	0	0	716	788	618	
特許権等実施料	0	0	716	788	618	
財産売払収入	1,411	1,319	8,335	8,677	9,102	
生産物売払収入	1,411	1,319	8,335	8,677	9,102	
農産物売払代金	1,411	1,319	8,335	8,677	9,102	
諸収入	2,048	1,265	3,091	2,673	1,088	
雑入	2,048	1,265	3,091	2,673	1,088	
雑入	2,048	1,265	3,091	2,673	1,088	
電気料個人負担金	18	17	115	125	120	
水道料個人負担金	0	0	5	6	4	
保険料被保険者負担金	2,030	1,247	2,813	2,154	931	
共済組合共済費返還金	0	0	0	4	0	
職員手当返還金	0	0	119	308	0	
雑入農林水産費	0	0	37	73	32	
歳入合計	3,489	2,613	12,453	12,449	11,132	

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・財産売払収入（農産物売払代金）

園芸研究センターで収穫された梅、梨、ミディトマト、パプリカの売払収入（平成 27 年度は農産物売払代金 9,102 千円中、1,329 千円が園芸研究センター分）。

販売は委託によるが、農産物の種類ごとに契約先が異なる。

<梨・野菜類>

敦賀合同青果㈱と、毎年、生産物売払契約を結んでおり、せりによる売買の都度、販売価格に対し一定の委託販売手数料（敦賀市公設地方卸売市場条例 67 条に定められている手数料）を支払う。

<青梅・パプリカ>

青梅は敦賀美方農業協同組合、パプリカは若狭農業協同組合と販売委託契約を結んでおり、販売代金から運賃その他の経費を除いた金額を受け取る。

平成 25 年度以降は農業試験場との合算値となっているため金額が増加しているが、園芸研究センター独自の売払収入に大きな増減はない。

・保険料被保険者負担金

嘱託・臨時職員、アルバイト等の保険料被保険者負担分。平成 27 年度の発生が減少しているのは、平成 27 年 7 月から臨時職員の保険料管理事務が会計課に移管したことによる。

（2）監査要点

- ①収納額の算定が法令等に準拠して行われているか。
- ②収納額の算定が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ③収納額の徴収が法令等に準拠して行われているか。
- ④生産物の販売方法は妥当か、販売価格の決定方法は合理的か。

（3）監査手続

- ①関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。
- ②業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基つき適正に行われているかを確認する。
- ③調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。
- ④各種生産物の販売方法の妥当性、販売価格決定方法の合理性を各種資料の閲覧、担当者への質問により検討する。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。

なお、手続きの詳細については以下のとおり。

・財産売払収入（農産物売払代金）

抽出したサンプルにつき、調定決議書、伺書、随意契約理由書、野菜出荷実績内訳書、送金明細書、納入通知書、生産物売払契約書を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

なお、(5)①に農産物売払に関するコストの把握、②に随意契約の理由書に関する意見を記載している。

(5) 意見

①農産物売払に関するコストの把握について

(1) ②に記載のように、青梅・パプリカの売払いは、販売委託契約上、販売代金から運賃等の経費を差し引いた金額を受け取ることになっている。市場で農産物が販売されると、委託先から経費控除後の売却代金が入金されるが、その際、当該売却にかかった経費の内訳が明らかになっていない。園芸研究センターでは、入金があった金額を収入として計上しているのみである。

【意見】

農産物の売払にかかるコストを把握することは、経済性・効率性の観点からも重要である。結果としての収入金額を計上するだけでなく、売却に当たって、どういった経費がどれくらいかかっているかを把握する必要があると考える。

②随意契約の理由書について

青梅の敦賀美方農業協同組合との販売委託契約で、随意契約の理由として以下のような記載がある。

随意契約の理由

…敦賀美方農業協同組合は、長年にわたって県の施策に協力し、「福井ウメ」ブランドの確立に寄与してきたものである。

また、敦賀美方農業協同組合は、県内でも最も多くの青梅を集荷しており、嶺南一円、河野地区などのウメ生産者は、全て敦賀美方農業協同組合の共同選果場を利用している。

よって、敦賀美方農業協同組合は、青梅の販売に関して県内でも多くの経験と知識を有するものであり、適正な価格での販売実績を有していることから、信頼性の高いものであると判断される。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、敦賀美方農業協同組合と随意契約を締結する。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号によれば、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に随意契約によることができるとされている。当該契約について担当者にヒアリングしたところ、敦賀美方農業協同組合は一括して県内の青梅を取り扱っていることからコスト面で優位性があること（諸経費が安い）、また、青梅は敦賀美方農業協同組合から「福井梅」のブランド名により、関西、中京方面の市場を中心に大きな数量で出荷され、それらの市場を通じて大手の加工業者等に取引されるのが通常であり、敦賀美方農業協同組合でなければ園芸研究センターから出荷される数量の青梅は取り扱うことはできないとのことであった。

上記理由書からは、随意契約に至ったこうした経緯が明らかでない。コスト面で優位とは具体的にどういった経費がどのくらい安くなるのか、他の委託先の検討過程等、具体的にわかりやすい理由の記載が望まれる。

【意見】

契約は競争の方法による一般競争入札が原則であるが、一定の要件を満たす場合、例外的に随意契約によることができるとされている。随意契約は一般競争入札に比べて手続きが簡略であるが、手続きが簡便だという理由だけで安易に随意契約によることがないよう判断の妥当性を慎重に見極めなくてはならない。

国や地方自治体では、契約手続きを透明化すべく随意契約の見直しが行われているところである。随意契約理由書についても、その内容は具体的に説明できなければならないとされており、随意契約の理由書をホームページ上で公開している自治体も少なくない。随意契約理由書の作成に当たっては、分析資料等を使って具体的でわかりやすい理由の記載が望まれる。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	4,222	4,204	141	98	143
総務管理費	33	62	126	98	134
一般管理費	0	0	0	3	0
旅費	0	0	0	3	0
財産管理費	33	62	126	94	134
役務費	14	36	80	54	94
公課費	18	26	46	40	40
企画費	4,189	4,141	0	0	8
計画調査費	4,189	4,141	0	0	8
賃金	2,464	2,464	0	0	0
旅費	47	0	0	0	0
需用費	1,677	1,677	0	0	0
役務費	0	0	0	0	8
防災費	0	0	2	0	0
防災総務費	0	0	2	0	0
旅費	0	0	2	0	0
人事委員会費	0	0	11	0	0
人事委員会費	0	0	11	0	0
旅費	0	0	11	0	0
衛生費	31	0	0	0	0
環境衛生費	31	0	0	0	0
環境衛生指導費	31	0	0	0	0
委託料	31	0	0	0	0
農林水産費	42,898	38,221	150,835	324,639	217,825
農業費	42,898	38,221	150,835	324,639	217,825
農業総務費	1,898	276	9,317	6,964	4,843
共済費	672	0	3,152	1,421	158
賃金	330	0	110	110	110
報償費	31	16	498	797	605
旅費	306	260	1,856	1,600	2,160
需用費	558	0	2,061	1,178	979
役務費	0	0	749	121	135
委託料	0	0	252	1,080	259
使用料および賃借料	0	0	285	293	174
原材料費	0	0	98	0	0
負担金補助金および交付金	0	0	252	361	259
農業経営対策費	0	0	0	0	1,887
需用費	0	0	0	0	504
原材料費	0	0	0	0	1,383
農業振興費	0	105	2,699	2,024	2,064
旅費	0	0	0	68	0
需用費	0	105	2,699	1,943	2,064
役務費	0	0	0	12	0
農作物対策費	0	0	11,767	11,791	11,567
賃金	0	0	1,441	1,380	1,368
旅費	0	0	167	168	185
需用費	0	0	1,659	1,521	1,668

役務費	0	0	8,499	8,695	8,249
使用料および賃借料	0	0	0	25	0
備品購入費	0	0	0	0	96
農業改良普及費	36	0	4,787	4,288	3,840
報償費	0	0	598	185	203
旅費	2	0	1,025	953	985
需用費	33	0	1,423	980	1,268
役務費	0	0	204	407	133
委託料	0	0	736	622	510
使用料および賃借料	0	0	799	983	601
備品購入費	0	0	0	156	138
植物防疫費	311	272	5,320	5,320	5,060
賃金	44	49	540	539	540
報償費	0	0	476	348	453
旅費	61	63	352	304	354
需用費	186	158	2,836	2,900	2,438
役務費	20	0	545	602	568
使用料および賃借料	0	0	30	40	64
備品購入費	0	0	540	585	641
農業試験場費	0	497	83,678	108,527	99,099
共済費	0	0	710	647	612
賃金	0	0	24,340	27,418	24,670
報償費	0	0	165	563	490
旅費	0	0	1,399	2,502	3,329
需用費	0	343	45,340	47,137	45,569
役務費	0	0	3,133	1,863	1,993
委託料	0	0	2,089	9,926	6,777
使用料および賃借料	0	0	2,367	2,723	2,527
工事請負費	0	0	0	99	0
原材料費	0	153	64	57	0
備品購入費	0	0	5,805	15,412	11,948
負担金補助金および交付金	0	0	225	176	1,182
補償補填および賠償金	0	0	38	0	0
園芸研究センター費	40,651	37,069	31,265	185,723	89,462
報酬	1,896	1,896	1,662	1,896	1,896
共済費	3,615	2,693	2,685	2,817	1,644
賃金	10,756	6,988	9,233	8,324	8,107
報償費	2,714	1,546	1,584	1,654	302
旅費	631	739	343	306	587
需要費	14,406	14,858	11,492	9,962	13,261
役務費	555	395	515	409	462
委託料	1,666	4,068	2,735	3,795	3,475
使用料および賃借料	577	628	756	957	1,091
工事請負費	365	1,518	0	144,233	49,319
原材料費	181	285	9	0	649
備品購入費	3,182	1,387	174	11,186	8,423
負担金補助および交付金	100	63	71	179	242
商工費	1,554	1,457	21,273	34,461	39,492
鉱工業費	1,554	1,457	21,273	34,461	39,492
中小企業振興費	1,554	1,457	21,273	34,461	39,492
報酬	0	0	50	50	200
賃金	0	0	1,375	1,518	5,934

報償費	0	0	245	270	454
旅費	33	33	289	556	1,122
需要費	1,517	1,423	11,099	13,614	18,724
委託料	0	0	50	486	0
使用料および賃借料	0	0	0	0	90
合計	48,706	43,882	188,210	359,200	257,461

注：平成 25 年度以降は農業試験場の附置機関となったため、農業試験場との合算での数値となっている。

② 主な支出の内容

平成 27 年度の園芸研究センターの支出額は 257,461 千円となっているが、これは、農業試験場との合算での数値である。園芸研究センターの支出額は主として農林水産費/農業費/園芸研究センター費として計上されており、その金額は 89,462 千円となっている。主な支出は工事請負費 49,319 千円および需用費 13,261 千円である。

③ 増減コメント

平成 26 年度以降、園芸研究センター費の工事請負費および備品購入費が増加したのはスマートアグリを導入に係る支出額が発生したためである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	樹木リサイクル処理委託（園研 C）
2	備品購入費	ホイールローダ（園芸研究センター）購入
3	工事請負費	園芸用ハウス建設工事
4	報償費	園芸教室 講師謝礼（園芸研究 C）
5	旅費	県外出張（園芸研究 C）茨城県つくば市
6	需用費_消耗品費	トマト液肥ほか（園研 C）De8
7	需用費_修繕料	ドラフト監基ファン交換修理（園研 C）

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

樹木リサイクル処理委託（園研 C）

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、樹木リサイクル処理委託（園研 C）の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
単価契約伺(No150048944)	決裁日：平成 27 年 7 月 21 日	95,040 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 7 月 27 日	単価 22 円
単価契約書	平成 27 年 7 月 27 日	単価 22 円
執行伺(No150049604)	決裁日：平成 27 年 7 月 27 日	95,040 円 (税込)
執行伺（変更）	決裁日：平成 27 年 9 月 15 日	変更前：95,040 円 (税込) 変更後：380,160 円 (税込)
執行伺（変更）	決裁日：平成 27 年 10 月 5 日	変更前：380,160 円 (税込) 変更後：617,760 円 (税込)
執行伺（変更）	決裁日：平成 28 年 3 月 1 日	変更前：617,760 円 (税込) 変更後：594,950 円 (税込)
発注検収整理書	平成 27 年 10 月 5 日	415,800 円 (税込)
請求書（10 月 5 日実施分）	平成 27 年 10 月 31 日	415,800 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 27 年 11 月 6 日	415,800 円 (税込)

No.2 【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

ホイールローダ（園芸研究センター）購入

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、ホイールローダ（園芸研究センター）購入の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺(No150031731)	決裁日：平成 27 年 6 月 8 日	5,616,000 円 (税込)

契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 7 月 10 日	3,800,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	4,104,000 円 (税込)
売買契約書	平成 27 年 7 月 17 日	4,104,000 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 9 月 17 日	4,104,000 円 (税込)
請求書	平成 27 年 9 月 17 日	4,104,000 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 11 月 6 日	4,104,000 円 (税込)

No3 【工事請負費】

<検討の対象とした調達業務>

園芸用ハウス建設工事

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺(No150045132)	決裁日：平成 27 年 6 月 17 日	41,288,400 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 7 月 1 日	37,000,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	39,960,000 円 (税込)
工事請負契約書	平成 27 年 7 月 17 日	39,960,000 円 (税込)
請求書 (前払金)	平成 27 年 8 月 5 日	15,900,000 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 8 月 6 日	15,900,000 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	平成 27 年 9 月 10 日	変更前：39,960,000 円 (税込) 変更後：40,733,221 円 (税込)
工事請負変更契約書	平成 27 年 9 月 10 日	773,221 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 10 月 13 日	40,733,221 円 (税込)
請求書	平成 27 年 10 月 13 日	24,833,221 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 10 月 14 日	24,833,221 円 (税込)

No4 【報償費】

<検討の対象とした調達業務>

園芸教室 講師謝礼 (園芸研究 C)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
雇用伺(No150078211)	決裁日：平成 27 年 10 月 1 日	40,000 円 (税込)
支払調書 (10 月分謝礼)	平成 27 年 10 月 23 日	20,000 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 27 年 10 月 23 日	20,000 円 (税込)

No5 【旅費】

<検討の対象とした調達業務>

県外出張 (園芸研究 C) 茨城県つくば市

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
旅行命令 (依頼) 簿	平成 28 年 1 月 7 日	—
旅費 (精算払) 請求書	平成 28 年 2 月 16 日	58,140 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 28 年 2 月 16 日	58,140 円 (税込)

No6 【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

トマト液肥ほか (園研 C) De8

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150040126)	決裁日：平成 27 年 6 月 23 日	99,597 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 6 月 29 日	92,220 円 (税抜)
支出負担行為書	—	99,597 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 7 月 2 日	99,597 円 (税込)
請求書 (受付日)	平成 27 年 8 月 6 日	99,597 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 8 月 6 日	99,597 円 (税込)

No7【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

ドラフト監基ファン交換修理（園研 C）

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No150040126）	決裁日：平成 27 年 12 月 15 日	517,320 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 12 月 28 日	460,000 円（税抜）
支出負担行為書	—	496,800 円（税込）
検査調書	平成 28 年 2 月 25 日	496,800 円（税込）
請求書	平成 28 年 2 月 25 日	496,800 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 2 月 25 日	496,800 円（税込）

（5）指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

（6）意見

①予算歳出の管理について

平成 25 年度より、園芸研究センターは農業試験場の附置機関となっている。そのため、歳出については農業試験場との合算で計上されている。また、農業試験場の支出額うち、農林水産費/農業費/園芸研究センター費はほぼ園芸研究センターで発生した支出であるが、そのほかの項目にも園芸研究センターの支出は入っている。なお、園芸研究センターの担当者は執行額等を把握するため、別途 Excel 表等にて管理している。

【意見】

予算執行が実際に行われている附置施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	0	0
指名競争入札	0	0
随意契約	7	3,308

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	7
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	0
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	7

随意契約の理由は、100%金額によるものであった。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	2	4	3	0
契約金額の合計（千円）	167	968	2,339	0

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約について（契約金額1,000千円以上）

該当する委託契約はない。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

No	名称	契約金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間	注
1	園芸用ハウス建設工事	40,733	総合評価 (2)	94.0	H27.8.20 から H27.10.30	
2	KFT 農法システム機器設置工事	3,470	随意契約 (1)	100.0	H28.3.11 から H28.3.25	1
3	敷地整備工事	2,268	随意契約 (3)	91.3	H27.4.24 から H27.5.1	2

注 1：特許の関係で特命随意契約となっている。

注 2：契約金額 2,500 千円未満の工事の請負契約ため随意契約となっている。

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	ホイールローダ	4,104	一般競争 (1)	73.1	1、2
2	プレハブ冷蔵庫	1,563	一般競争 (5)	97.8	2

注 1：一般競争入札により契約しているが、結果として 1 者のみ参加となっている。

注 2：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5 年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

該当する委託契約はない。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、

指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が1者のみとなっている備品購入契約がある。

【意見】

入札参加者が1者のみとなった入札は参考となる機種を5台選定したものの、結果として1者のみの参加となったものである。できる限り入札参加者を増やす努力が行われた結果であるというのが外部監査の意見である。詳細は総論にて記載しているが、入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

6. 財産管理事務

(1) 概要

美浜町にある当機関は、土地面積のうち、果樹園を含む畑が約3分の2、田が約4分の1を占める。果樹（立木）の評価額は公設試の中で一番大きく、農業試験場の約2倍である。工作物の中で重要なものとして、LH鋼（軽量鉄骨）ビニールハウス128,270千円がある。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成27年4月1日）

・土地：敷地面積 79,283.96 m²、評価額 7,163 千円

用途	面積 (m ²)	百分率 (%)
宅地	108.76	0.1
田	21,071.50	26.6
畑	52,587.60	66.3
原野	1,878.80	2.4
雑種他	3,637.30	4.6
計	79,283.96	100.0

・建物：延べ面積 3,474.73 m²（敷地）、評価額 61,609 千円

主な建物（300 m²以上）

名称	造り	階数	面積 (m ²)	評価額 (千円)
本館	鉄筋	2	1,152.91	31,701
収納調査棟	鉄骨	2	843.21	9,139

・使用許可財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間使用料 (千円)	許可相手先
建物	自販機設置	0.91	免除	福井県庁生協
土地	気象観測施設	30	0.05	東京管区气象台
	電柱用敷地	—	29	関西電力(株)、西日本電信電話(株)

・工作物：評価額 168,157 千円

主な工作物（上記評価額の 10%以上）

名称	造り	個数	面積 (㎡)	評価額 (千円)
LH 鋼ハウス	LH 鋼	—	1,200	128,270
パイプハウス	鉄骨	5 棟	—	27,004

・立木竹

区分	樹種	本数	評価額 (千円)
果樹	5	1,046	5,408
庭木	10	360	578
立木	11	686	2,456
計	26	2,092	8,442

② 重要物品（基準日：平成 28 年 4 月 1 日）

・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	品名	(取得価格,千円)	(%)
03	箱、棚、台類	1,184	0.4
06	音響、照明用具類	3,686	1.1
07	写真、光学用具類	2,030	0.7
08	測定、測量、標示用具類	15,353	5.4
15	ちゅう房用具類	1,564	0.5
16	電気、通信機械類	3,696	1.3
19	建設機械類	9,253	3.2
20	産業機械類	61,852	21.7
21	鑑定、分析、試験用具類	184,670	64.8
23	運搬具類	1,626	0.6
	総額	284,914	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多く、その割合の高さは 2 番目である。

・金額が大きい物品（上記の総額の 5%以上）

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	品名	(取得価格,千円)	(%)
21	窒素簡素同意体質量分析計	27,615	9.7
20	果樹防除機	16,907	5.9

③ 知的財産権（基準日：平成 28 年 3 月 31 日）

知的財産権は、農林水産部生産振興課で管理している。

・特許権：1 件

名称	登録年月	共同出願
電子レンジとポリエチレン袋を用いた低コスト無菌植物無菌培養方法	平成 19 年 9 月	—

・実用新案権：1 件

名称	登録年月	共同出願
梅果実の整列を補助する板	平成 21 年 6 月	—

・品種登録：5 件

作物区分	作物名	品種名	登録年月
草花類	ユリ	若狭の歌姫	平成 14 年 6 月
		リリライトピンク	平成 19 年 3 月
		リリレモンイエロー	平成 19 年 3 月
		リリブライトレッド	平成 19 年 3 月
野菜	ウメ	福太夫	平成 17 年 3 月

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、下記の事項以外には公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、知的財産権の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「農薬・試薬の適正管理について」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

詳細は「Ⅱ. 農業試験場 6. (5) ②知的財産権」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

③ 毒劇物

詳細は「Ⅱ. 農業試験場 6. (5) ③毒劇物」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

IV. 食品加工研究所

1. 食品加工研究所の概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 116 条の 10
所管課	農林水産部食料産業振興課
設置年月	平成 62 年 10 月
設置目的	食品の加工および流通に関する試験研究および技術指導を行う。

(2) 所在地

施設	所在地
食品加工研究所	坂井市丸岡町坪ノ内 1 字大河原 1-1

(3) 沿革

年月	概要
昭和 62 年 10 月	農業試験場附置機関として福井県食品加工研究所を設置・開所
平成 26 年 4 月	農業試験場附置機関から食料産業振興課附置機関に移行

(4) 組織

食品加工研究所	食品産業支援研究グループ 8 名 (うち 兼務地勤務 3 名) 地域特産利用研究グループ 4 名
所長	
特別研究員	

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(5) 主な業務

① 農林水産物の利用加工技術および食品の流通技術の開発改良に関すること。
② 食品の分析および検査に関すること。
③ 農林水産物の加工および食品の流通に係る技術相談、研修および指導に関すること。
④ 農林水産物の加工および食品の流通に係る情報の収集および提供に関すること。

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	1	1	1	1	1
技術職 (職種内訳)	8 (農学 2) (化学 2) (農芸化学 1) (栄養士 1) (農林業 1) (水産 1)	8 (農学 2) (化学 2) (農芸化学 1) (栄養士 1) (農林業 1) (水産 1)	8 (農学 1) (化学 2) (農芸化学 1) (栄養士 1) (生活 1) (農林業 1) (水産 1)	12 (農学 2) (化学 2) (栄養士 1) (生活 2) (農林業 2) (水産 2) (畜産 1)	12 (農学 2) (化学 2) (栄養士 1) (生活 2) (農林業 2) (水産 2) (畜産 1)
合計	9	9	9	13	13

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	0	1	0	0	0
技術職	0	5	1	2	4
嘱託	1	0	0	0	0

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
危険物取扱者甲種、乙種	2
防火管理者甲種	1

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	多成分を指標とした新規酵母選抜法の開発と大吟醸酒高品質化の実現	県産酒の知名度向上とさらなる品質向上に資するため、多成分分析に基づく新しい酵母選抜法を開発し、成分バランスの整った大吟醸酒用の酵母を育成する。	H25～27	事前評価 H24.7.31
2	サトイモに含まれるアミラーゼおよびデンプン特性の解明と加工技術の開発	サトイモ糖化酵素の最適条件および植物性乳酸菌による発酵条件を確立し、加工品を開発する。 また、微細なサトイモ澱粉粒の分離特性を解明し、澱粉精製技術を確立するとともに、糊化特性や保水性などの澱粉の特性を明らかにし、澱粉利用技術を確立する。	H26～28	事前評価 H25.8.28
3	ソバの血圧低下作用効果の解明と加工技術の開発	高血圧患者の血圧低下作用が期待されるACE阻害活性の効果について、品種や製粉、製麺方法の影響を明らかにするとともに、活性を高める栽培技術の開発を行う。動物実験でソバの血圧への影響を明らかにし、さらにヒトでの臨床試験により、ヒトへの血圧低下効果を明らかにする。 また、この血圧低下作用を活かした加工技術を確立し、その食品の機能性についてヒトへの効果も確認する。これら成果を内外にアピールし、新たな加工食品の開発を目指す。	H26～29	事前評価 H25.8.28
4	奥越さといもの「洗い子」の機能性の解明	「洗い子」と皮むき芋の比較により優位性を明らかにするとともに変色等の保存上の問題を解決する。	H27	未
5	ウメゼリー製造における酸や熱がゲル化に及ぼす影響	ゼリー製造時の酸や熱がゲル化に及ぼす影響を調べ、完熟梅のピューレを使用した新たなウメゼリーの製造に取り組む。	H27	未

(8) 収支の状況

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	131	19	44	78	330
財産収入	322	63	11	129	166
諸収入	22	16	19	19	21
歳入合計	475	100	74	228	518

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	0	0	0	0	12,084
農林水産費	17,196	17,213	16,887	19,163	16,674
商工費	13,991	3,192	16,191	5,527	9,987
歳出合計	31,188	20,405	33,079	24,690	38,745

職員人件費※					75,689
--------	--	--	--	--	--------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	11,592	H27.4.1
					千円	97,373	
			建物		m ²	2,440	
					千円	109,830	
			貸付財産		千円	×	H28.4.1
			使用許可財産		千円	0	
	借受財産		千円	×			
	2	不動産の 従物	工作物		千円	1,975	H27.4.1
			立木竹	果樹	千円	×	
				庭木	千円	5,759	
				立木	千円	×	
3	知的財産権	特許権		件	8	H28.3.31	
		実用新案権		件	×		
		意匠権		件	×		
		商標権		件	×		
		品種登録		件	×		
		著作権		件	×		
物品	4	重要物品	自動車		千円	×	H28.4.1
			上記以外		千円	345,214	
	5	その他	動物			×	H28.3.31
			図書目録			○	H28.12.31

(注) ・数値は、基準日（右欄の日付）におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

食品加工研究所は、食品加工技術の研究と開発ならびに研修・指導・情報交換などを通じて、福井県の農林水産業の高度化と食品産業の振興を図っている。

平成 25 年度までは農業試験場の附置機関であったが、平成 26 年度より農林水産部食料産業振興課の附置機関に移行した。理由は、研究活動の内容が食品産業の振興であり流通販売支援を含むため、より連携を重視してのことである。

他の機関にはない特徴は「商品化までカバー（流通・販売までケア）」ということであり、ここ最近では 6 次産業化を重視している。

行政活動をまとめると、以下のようになる。

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
産業振興系 (農林水産系)	歳出予算(※) 38 百万円 人件費 75 百万円	研究開発 技術支援 ・技術相談 ・依頼分析 施設開放	技術移転 ・共同研究 ・特許出願 ・説明会等	・商品化による売上増加 ・技術革新によるコスト削減等	県内の食品産業

(※) 歳出予算 38 百万円の中には、本庁計上分の人件費 75 百万円が含まれていない。したがって人件費を含めた上での支出予算は 113 百万円となる。

「研究開発」について

研究業務は、戦略的研究、課題解決研究、提案型共同研究およびパイロット研究に区分される。

- a. 戦略的研究・・・オリジナル品目など、大きな生産振興を目指す研究、ICT活用、環境に配慮する技術、機能性成分抽出など次世代につなげる研究
- b. 課題解決研究・・・低コスト化、省力化など生産現場の課題を解決する研究
- c. 提案型共同研究・・・普及部署からの提案に基づき農林水産業者の施設等を活用し実施する共同研究
- d. パイロット研究・・・民間企業が有する技術を活用した新たな商品などを開発する研究、試験研究機関から県内企業へ提案し新たな商品などを開発する研究

食品加工研究所の事業体系（研究関連事業のみ）は以下のとおりである。

事業名	区分	研究課題名	財源
地域科学技術振興 研究事業	戦略	多成分を指標とした新規酵母選抜法の開発と大吟醸酒高品質化の実現	国庫（特電）
	戦略	サトイモに含まれるアミラーゼおよびデンプン特性の解明と加工技術の開発	国庫（特電）
	戦略	ソバの血圧低下作用効果の解明と加工技術の開発	国庫（特電）
試験場研究費	共同	奥越さといもの「あらいこ」の機能性の解明	一般
	共同	ウメゼリー製造における酸や熱がゲル化に及ぼす影響	一般

（２） 監査要点

監査要点については、「Ⅰ. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

（３） 監査手続

監査手続については、「Ⅰ. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

（４） 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

（５） 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の２つのことを意味する。

- ・ 研究課題を実行することにより、成果（outcome）に結びつく割合を高める（＝有効性）
- ・ 研究課題の実行過程において、活動（input）が結果（output）に結びつく割合を高める（＝効率性）

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の２要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

研究課題の選定プロセスは、「戦略的研究」と「課題解決研究」とで異なっており、主な流れは以下のとおりとなる（平成 25 年度までは福井県農業試験場の附置機関であったことにより、平成 27 年度までは農業試験場と共通の評価システムが運用されている）

		戦略的研究	課題解決研究
11～12 月	課題案募集	研究職員や農林水産部等の内部から募集 (関係課等の提案、研究員のアイデア等)	広く内外から募集 (農林水産業者、農林総合事務所、企業、行政、研究等)
1～5 月	課題化検討	・場内検討チーム ・生産者調査、企業等調査、マーケティング調査、関係者協議 ・所管課長ヒアリング ・技幹ヒアリング ・部長ヒアリング	・課題化・技術移転連絡会議等 ・普及指導組織との会議等
6～7 月	ブラッシュアップ	アドバイザーボード	関係課との協議
8～10 月	課題選定	・場長ヒアリング（内部評価会議に相当） ・外部評価会議 ・試験研究改革チームヒアリング ・予算ヒアリング（予算化の最終判断）	

上記の研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。なお、提案型共同研究については、1 年以内に完了するような研究を対象としており外部評価を受けては着手が 1 年遅れとなるため、上記プロセス外での対応となる。

② 研究チームの編成について

各研究課題には平均 2.4 名（技術職 12 名 ÷ 5 課題）の担当者がおり、それぞれの課題に正副の責任者がいる。「1. 食品加工研究所の概要（6）②在籍期間の状況」によれば、技術職 12 名のうち、在籍期間 10 年以上が 4 名、3 年未満が 5 名となっており、バランス上は問題ないものと思われる。

③ 進捗管理について

「研究進捗状況報告」を四半期毎に作成し、企画運営会議（場長、部長レベルの会議）にて担当研究員より説明を受けている。日次の活動管理ツールとしては、各研究員が個人的に作成している研究メモはあるものの、オフィシャルの日報は作成されていない。

【意見】

研究活動で発生する最大の経費は人件費であり、各研究課題に研究員の人件費を配賦する上でも「何の活動に」「何時間費やしたのか」の情報は必須であり必ず記載すべきであるとする。

たしかに公設試の研究員は研究活動のみに専念しているわけではなく、ウェイトとしては技術相談や技術支援活動の方が大きいかもしれない。県の公設試としての社会的役割期待に応える上で技術相談等の支援業務は重要であるし、研究テーマ設定にあたり地場産業のニーズを把握する上でも当該業務は不可欠であることは外部監査としても認識している。また、研究活動自体においても、民間の研究活動と異なり個社の利益追求を目的とするものではなく、あくまでも地場産業の底上げという使命があるため、短期的には採算を度外視せざるを得ないこともあるかもしれない。

しかしながら、限りある財源の中で行政サービスを展開する以上、試験研究機関であっても費用対効果と無関係に活動することは許されず、特に最大のコストである人件費の投入からはそれに見合う一定のリターンが要求される。そして、リターンを得るための投入コスト（人件費）を集計するためには、日報に記載された作業時間を介して「人件費単価×研究課題の作業時間＝人件費」として活用していくことが最も有効かつ効率的な方法であるとする。「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。

④ 研究課題の評価

詳細は「Ⅱ. 農業試験場 2. 研究活動管理事務（5）意見④研究課題の評価について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

⑤ 成果普及の検証について

経済的効果（平成 26 年度の売上増加として認識された商品のうち、主なものを一部抜粋）は以下のとおりである。

（単位：千円）

分野	商品	開発年	研究予算	販売額（H27.3 までの累計）
機能性関連	ラッキョウフルクタン関 連商品	H15	51,000	221,400
	ラッキョウフルクタン繊 維飲料	H18		
乳酸菌関連	乳酸菌発酵漬物	H15	12,800	360,150
	ラッキョウ下漬発酵用ス ターター添加甘酢漬	H11	3,000	
酵母関連	香り・色・味のよい味噌酵 母 MY-8	H11	5,000	928,970
	酒酵母	H11	21,000	
	六条大麦地ビール	H23	3,000	
(合計)			95,800	1,510,520

（※）販売額は福井県調べ

総額ベースでの研究予算 95,800 千円に対して、製品化売上高 1,510,520 千円となっており、数字上は投下された予算額を大幅に上回っている。

しかし、費用対効果を正確に把握する上で、以下の点において十分な留意が必要である（詳細は「I. 工業技術センター 2. 研究活動管理事務 (5) 意見 ⑤成果普及の検証について」を参照）

【意見】

費用対効果の観点からは、研究事業（研究課題）の費用として職員人件費および減価償却費を含める必要がある。また、経済的効果は「売上高」ではなく「利益」で測定することが望ましい。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	131	19	44	78	330	
手数料	131	19	44	78	330	
農林水産手数料	131	19	44	78	330	
農業手数料	131	19	44	78	330	
財産収入	322	63	11	129	166	
財産運用収入	322	63	11	129	166	
特許権等運用収入	322	63	11	129	166	
特許権等実施料	322	63	11	129	166	
諸収入	22	16	19	19	21	
雑入	22	16	19	19	21	
雑入	22	16	19	19	21	
電気料個人負担金	6	6	6	7	7	
保険料被保険者負担金	15	10	12	12	13	
歳入合計	475	100	74	228	518	

(2) 監査要点

収納額の算定・徴収が法令等に準拠して行われているか。

(3) 監査手続

- ①関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。
- ②業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認する。
- ③調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。手続の詳細については以下のとおり。

・手数料（農業手数料）

抽出したサンプルにつき分析(試験)依頼書、証紙収納簿、調定決議書、調定内訳書、伺書等を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理

されていた。

・財産運用収入（特許権等実施料）

抽出したサンプルにつき伺書、農業関係県有特許等実施報告書、許諾実施料の計算書等を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

なお、（５）に特許権の管理方法に関する意見を記載している。

（５）意見

特許権の管理方法について

当所は特許権を複数所有している（平成 27 年度現在 8 件）。ただし、特許権に関する収入・支出の管理事務は食料産業振興課で行っている。食料産業振興課の附置機関である当所では、特許権にまつわる収入・支出を把握していない。

【意見】

特許権の取得・保有・廃棄等の判断に資するため、特許権にまつわる収入・支出を把握することは食品加工研究所にとって重要である。保有資産に関連する収入・支出を把握する方法を確立すべきであると考えます。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	0	0	0	0	12,084
企画費	0	0	0	0	12,084
計画調査費	0	0	0	0	12,084
備品購入費	0	0	0	0	12,084
農林水産費	17,196	17,213	16,887	19,163	16,674
農業費	17,196	17,213	16,887	19,163	16,674
農業試験場費	17,196	17,213	16,887	19,163	16,674
共済費	21	21	20	84	41
賃金	2,380	2,464	2,475	2,475	2,700
報償費	0	0	0	0	153
旅費	206	286	187	1,541	927
需用費	10,182	9,847	9,376	10,035	5,494
役務費	242	512	535	780	700
委託料	3,301	3,534	3,123	3,586	3,380
使用料および賃借料	225	68	500	428	413
工事請負費	0	0	0	0	2,397
備品購入費	636	477	668	202	108
負担金補助および交付金	0	0	0	30	358
商工費	13,991	3,192	16,191	5,527	9,987
工鉦業費	13,991	3,192	16,191	5,527	9,987
中小企業振興費	13,991	3,192	16,191	5,527	9,987
賃金	0	0	0	0	96
旅費	29	0	43	0	0
需用費	3,624	3,192	1,553	3,097	4,782
委託料	100	0	0	0	800
備品購入費	10,237	0	14,595	2,430	4,309
合計	31,188	20,405	33,079	24,690	38,745

②主な支出の内容

平成 27 年度の食品加工研究所の支出額は 38,745 千円となっているが、これは、食料産業振興課資料から食品加工研究所の支出に該当するものを抽出したものである。主な支出は備品購入費 16,501 千円および需用費 10,276 千円である。

③増減コメント

平成 27 年度の総務費/企画費/計画調査費の備品購入費 12,084 千円(前年度は発生なし)はアミノ酸測定装置一式(12,084 千円)の購入によるものである。

平成 27 年度の農林水産費/農業費/農業試験場費の需用費の減少(△4,540 千円、△45.2%)は、試験用消耗品の購入が減少したためである。

平成 23 年度の商工費/鉦工業費/中小企業振興費の備品購入費 10,237 千円(次年度は発生なし)はキャピラリー電気泳動装置(10,237 千円)の購入によるものである。

平成 25 年度の商工費/鉱工業費/中小企業振興費の備品購入費 14,595 千円（前年度は発生なし）はヘッドスペースサンプル付ガスクロマトグラフ（7,193 千円）および超高速液体クロマトグラフ（7,402 千円）の購入によるものである。

（2）監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

（3）監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

（4）合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

（抽出した支出）

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	庁舎清掃管理業務
2	備品購入費	アミノ酸測定装置一式
3	需用費_修繕料	LP ガス設備不良個所の修繕
4	報償費	シソ科植物の加熱処理方法に関する特許拒絶への意見書・補正書提出手数料
5	需用費_燃料費	福井県食品加工研究所 灯油（JIS 企画 1 号）購入

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

庁舎清掃管理業務

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、庁舎清掃管理業務の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150000196）	決裁日：平成 27 年 3 月 11 日	1,188,991 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 25 日	1,050,000 円（税抜）

契約書	契約日：平成 27 年 4 月 1 日	1,134,000 円（税込）
支出負担行為書	—	1,134,000 円（税込）
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	1,134,000 円（税込）
請求書（3 月支払分）	平成 28 年 4 月 1 日	94,500 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 4 月 1 日	94,500 円（税込）

No.2 【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

アミノ酸測定装置一式

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、アミノ酸測定装置一式の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150055564）	決裁日：平成 27 年 8 月 28 日	14,605,920 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 9 月 25 日	11,189,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 10 月 1 日	12,084,120 円（税込）
支出負担行為書	—	12,084,120 円（税込）
検査調書	平成 27 年 11 月 27 日	12,084,120 円（税込）
請求書	平成 27 年 11 月 27 日	12,084,120 円（税込）
支出命令書	平成 27 年 11 月 27 日	12,084,120 円（税込）

No3 【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

LP ガス設備不良個所の修繕

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150011388）	決裁日：平成 27 年 4 月 8 日	93,960 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 4 月 16 日	87,000 円（税抜）

支出負担行為書	—	93,960 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 4 月 28 日	93,960 円 (税込)
請求書	平成 27 年 5 月 8 日	93,960 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 5 月 8 日	93,960 円 (税込)

No4【報償費】

<検討の対象とした調達業務>

シソ科植物の加熱処理方法に関する特許拒絶への意見書・補正書提出手数料

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

下記事項を除き、福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

【指摘事項】

本件の予算執行において、執行伺の起案日および決裁日が平成 27 年 5 月 11 日となっているが、相手方からの請求書の日付が平成 27 年 4 月 30 日となっており、執行伺決裁前に業務を実施していたことになる。また、検査日においても、平成 27 年 4 月 30 日となっており、執行伺の決裁がなされる前に検査が実施されていたことになる。したがって、本件の予算執行の決裁等の日付について矛盾が生じている。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150021778)	決裁日：平成 27 年 5 月 11 日	106,272 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 4 月 30 日	106,272 円 (税込)
請求書	平成 27 年 4 月 30 日	106,272 円 (税込)
支出負担行為書兼 支出命令書	平成 27 年 5 月 18 日	106,272 円 (税込)

No5【需用費_燃料費】

<検討の対象とした調達業務>

福井県食品加工研究所 灯油 (JIS 企画 1 号) 購入

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
単価契約伺 (No150000202)	決裁日：平成 27 年 3 月 11 日	単価：90 円
契約締結伺兼競争入札	執行日：平成 27 年 3 月 25 日	単価：65 円

(随契) 結果報告書		
執行伺 (No 150007919)	決裁日：平成 27 年 4 月 1 日	772,200 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 4 月 1 日	140,400 円 (税込)
請求書	平成 27 年 10 月 22 日	140,400 円 (税込)
支出負担行為書兼支出命令書	平成 27 年 10 月 26 日	140,400 円 (税込)

(5) 指摘事項

「(4) 合规性の検討結果」に記載の指摘事項を除き、支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

① 予算歳出の管理について

食品加工研究所は昭和 62 年 10 月に農業試験場付置機関として設置され、その後平成 26 年 4 月に農林水産部食料産業振興課附置機関に移行している。そのため、独立した会計単位をもっていないため、食品加工研究所としての支出額等の会計情報は農林水産部食料産業振興課より抽出して管理されている。

【意見】

本課と物理的に離れている附置施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	2	1,933
指名競争入札	0	0
随意契約	4	2,050

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	1
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	3
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	4

随意契約の理由は、25.0%が金額によるものであり、残りの75.0%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	2	2	2	0
契約金額の合計（千円）	197	478	1,572	0

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約について（契約金額1,000千円以上）

No	名称	委託金額 （千円）	契約方法 （参加数）	請負率 （%）	契約期間	注
1	庁舎清掃管理業務	1,134	一般競争 (6)	95.4	H27.4.1 から H28.3.31	1、2

注1：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

注2：平成26年度までは他の施設との合算での業務委託契約が実施されていた。

⑤主な工事請負契約（契約金額1,000千円以上）

No	名称	契約金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間	注
1	外部污水管改修工事（1期工事）	2,397	随意契約 (3)	99.6%	H27.12.4 から H28.3.31	1

注1：契約金額2,500千円未満の工事の請負契約ため随意契約となっている。

⑥主な備品購入（購入金額1,000千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	アミノ酸測定装置一式	12,084	一般競争 (2)	82.8%	2
2	有機酸測定装置一式	4,309	一般競争 (1)	99.4%	1

注1：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注2：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

⑦主な原材料購入（購入金額1,000千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額1,000千円以上）

該当する委託契約はない。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が1者のみとなっている備品購入契約がある。

【意見】

入札参加者が1者のみとなった入札も手続自体に問題はないにもかかわらず結果として1者のみの参加となったものである。抽出された他の入札案件は参加業者数が2者と6者と、できる限り入札参加者を増やす努力が行われていることはいかがえる。

偶然かもしれないが入札参加者数が多いほど請負率も低くなる傾向にあった。参加業者数が多いほどよいというのが監査人の意見である。詳細は総論にて記載しているが、入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

6. 財産管理事務

(1) 概要

坂井市丸岡町南部、福井県立大学の近くに位置し、食品加工に関する試験研究および商品開発を行う。福井県食品産業協議会に対し、事務所として建物の一部の使用を許可している。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成27年4月1日）

- ・土地：敷地面積 11,592.68 m²、評価額 97,373 千円
- ・建物：延べ面積 2,440.79 m²、評価額 109,830 千円

主な建物（300 m²以上）

名称	造り	階数	面積 (m ²)	評価額 (千円)
本館	鉄筋コンクリート	2	2,371.91	108,865

・使用許可財産：

区分	用途	数量 (m ²)	年間使用料 (千円)	許可相手先
建物	事務所	10.40	免除	食品産業協議会

- ・工作物：駐車場 1,975 千円のみである。
- ・立木竹：庭木が全機関の中で一番多いが、試験研究業務用のものではない。

区分	樹種	本数	評価額 (千円)
庭木	40	2,296	5,759

② 重要物品（基準日：平成28年4月1日）

- ・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高 (取得価格,千円)	百分率 (%)
番号	項目		
03	箱、棚、台類	2,307	0.7
07	写真、光学用具類	14,383	4.2
08	測定、測量、標示用具類	37,274	10.8
15	ちゅう房用具類	57,307	16.6
16	電気、通信機械類	8,735	2.5
20	産業機械類	26,424	7.7
21	鑑定、分析、試験用具類	198,781	57.6
総額		345,214	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多い。食品加工の

試験研究機関であるため、「15 ちゅう房用具類」が多いことに特徴がある。

- ・金額が大きい物品（上記の総額の5%以上）

中分類		H28/3 残高 (取得価格,千円)	百分率 (%)
番号	品名		
15	二軸式エクストルーダー	30,550	8.8
21	インフライザー	23,463	6.8

③ 知的財産権（基準日：平成28年3月31日）

- ・特許権：8件

発明の名称	登録年月	共同出願
水溶性食物繊維としてのフルクタン の製造方法	平成12年10月	—
フルクタン含有飲料水 および その製造方法	平成19年9月	1企業
フルクタン含有発酵食品 および その製造方法	平成20年8月	1企業、1団体
ウメ乳酸発酵飲食品 および その製造方法	平成25年3月	—
米乳酸発酵飲食品 および その製造方法	平成25年3月	—
酵素安定化剤	平成27年2月	1学校法人
非イヌリン型フルクタン抽出物 の製造方法	平成27年10月	1企業
細胞の凍結保存液 および 凍結保存方法	平成28年1月	2学校法人、 1企業

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等として、「施設管理運営規程」がある。これは外部の者の施設の利用申請の承認と取消

し、使用料、毀損等の取扱いに関する規程である。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、下記の事項以外には公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、知的財産権の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

③ 毒劇物

当機関と農業試験場（本場）の両者同一の規程等として、「農薬・試薬保管管理規則」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

（５）意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

【意見】

重要物品において、使用予定がない備品が発見された。処分の判断をルール化し、そのルールにおける処分要件に合致した物品は物品使用者が廃棄処分の稟議を上げ、物品管理責任者の承認を得ることにより処分を行うべきである。

② 知的財産権

【意見】

取得した知的財産権の権利ごとに権利の取得および維持に係る経費（報償費や手数料など）などの支出、実施料収入等の収入とその収支差額および顛末を記載した資料や全ての権利を一覧表にした資料がないので、当該公設試においてどの知的財産権がどのような成果をもたらしているのかの判断が困難である。

知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理規則」があり、その規則に違反した不適切な処理は発見されなかったが、当該規則に「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求する措置が反映されているかどうかをチェックした結果は、次のとおりである。（○：該当する規定文がある、×：該当する規定文がない）

「毒物及び劇物取締法」の規定			「薬品管理規則」
取扱い	盗難・紛失の予防措置	第 11 条 第 1 項	○
	(貯蔵・陳列等する場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長通知	○
	飛散等の予防措置	第 11 条 第 2 項	×
	飲食物容器の使用	第 11 条 第 4 項	×
運搬	運搬時の予防措置	第 11 条 第 3 項	×
表示	容器被包の表示	第 12 条 第 1 項	×
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条 第 3 項	×
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	×
事故	飛散等の場合の届出と応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	○
	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	×

【意見】

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第 22 条第 5 項）。非届出業務上取扱者は毒劇物に関する取扱管理規程の作成を必ずしも義務付けられていないが、当機関は自主的に作成し、それを遵守している。

しかし、その規程には「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求している措置が全て規定されているわけではない。「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。

V. 水産試験場

1. 水産試験場の概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 154 条
所管課	農林水産部水産課
設置年月	大正 9 年
設置目的	水産に関する試験、研究および調査を実施し、水産業の振興を図る。

(2) 所在地

施 設	所 在 地
水産試験場	敦賀市浦底 23 号 1 番地 1

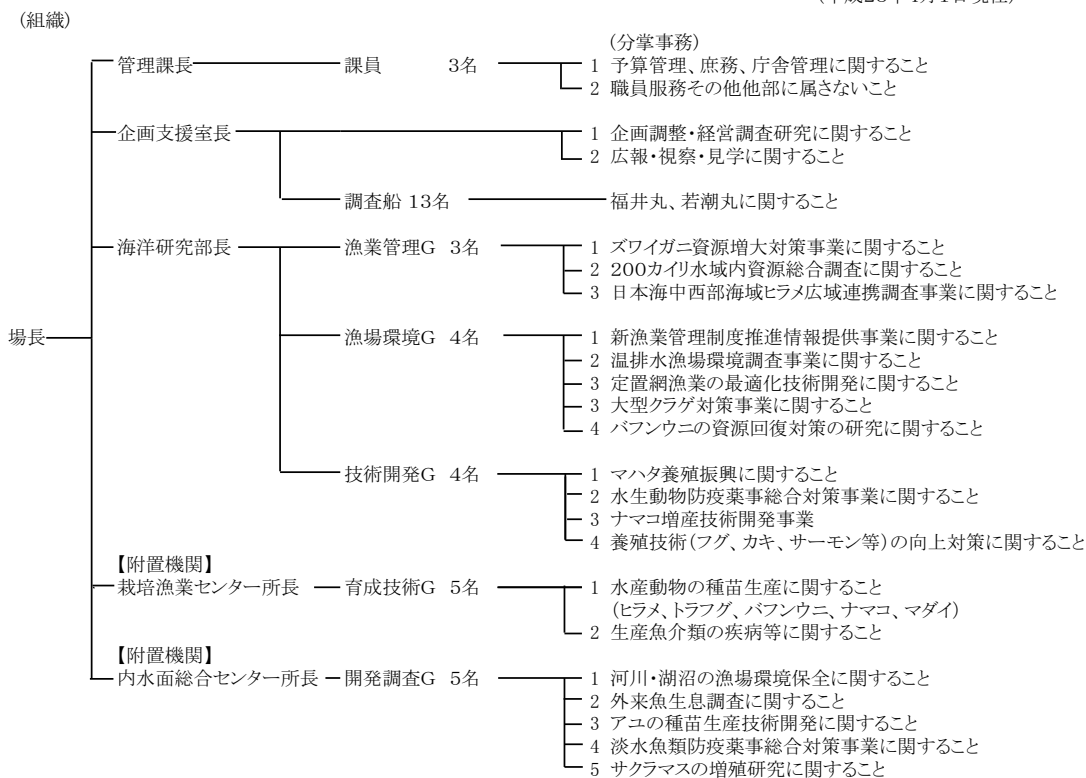
(3) 沿革

年 月	概 要
大正 9 年	福井県水産試験場創設、事務所を県庁内に設置
昭和 13 年	敦賀市松島に本場庁舎を新築、移転
昭和 46 年	本場庁舎を敦賀市浦底に移転新築
昭和 46 年	別館、第 1・第 2 飼育棟および屋外水槽完成
昭和 47 年	本館および試験研究施設完成
平成 22 年 4 月	栽培漁業センター、内水面総合センターを福井県水産試験場の附置機関として統合

(4) 組織

組織および分掌事務

(平成28年4月1日現在)



(5) 主な業務

① 試験研究の企画および総合調整に関すること。
② 調査船に関すること。
③ 回遊性資源に関すること。
④ 底魚資源および浅海資源に関すること。
⑤ 水産生物の資源管理に関すること。
⑥ 水産生物の種苗の放流試験および放流効果の確認調査に関すること。
⑦ 海洋の環境観測に関すること。
⑧ 浅海の環境保全に関すること。
⑨ 水産生物の増養殖に関すること。
⑩ 水産生物の種苗生産技術に関すること。
⑪ 水産生物の疾病に関すること。

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	4	4	4	4	3
技術職 (職種内訳)	25 (水産職 14) (再任用 0) (船員 11)	24 (水産職 13) (再任用 0) (船員 11)	24 (水産職 13) (再任用 0) (船員 11)	29 (水産職 13) (再任用 1) (船員 15)	28 (水産職 13) (再任用 2) (船員 13)
嘱託	0	1	1	0	0
合計	29	29	29	33	31

※主な増減

若狭地区における高校再編に伴い小浜水産高校所属の船員が水産試験場所属となったため、平成26年度は船員が増加している。

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	1	0	1	0	0
技術職	4	10	4	5	4

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数	資格の種類	人数
水産業改良普及員・指導員	11	魚類防疫士	1
気象予報士	1	潜水土	3
小型船舶	16	海技士(航海・機関・電子)	9
無線技士	7	危険物取扱	4
ボイラー技士	2		

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	ズワイガニ資源増大対策事業	<p>目的：曳航式ビデオカメラを用いてズワイガニ等の広域的な底魚の資源量を調査するとともに、サイドスキャンソナーを用いた好漁場調査・保護礁調査により、好漁場形成要因を解明し、底魚資源の管理と漁獲量増大に資する。</p> <p>成果：曳航式ビデオによる生息調査、トロールによる漁獲調査等により、ズワイガニの漁獲量を誤差 20%以内の精度で予測できた。サイドスキャンソナーや籠調査による海底地形、生息状況を把握し、好漁場となる条件等を明らかにするとともに好漁場マップを作成した。</p>	H24～27	<p>事前評価 23.8.30 事後評価 28.8.30</p>
2	磯根漁場の機能回復に関する研究	<p>目的:パフンウニ漁獲量の安定化を図るため、地蒔き式養殖の実用化に向けた課題を検討するとともに、生産力の乏しい海域では人工的な環境改善を施し効果を検証することで、普及性のある手法を検討する。</p> <p>成果:漁期中に漁獲された放流ウニの推定回収率は平均約 15%であったが、放流ウニの取り残しが認められたことから、漁獲努力を高めることによって、回収率を高める必要がある。</p>	H27～31	<p>事前評価 26.8.29</p>

3	定置漁業の最適化技術開発	<p>目的：県内の基幹漁業である定置漁業について網内の魚群を判別・定量分析し ICT 化することによって陸上で定置網内の魚群をリアルタイムに把握し、効率的な操業に資する。</p> <p>成果：計量機能を通常の魚探に付加した簡易計量魚探の改良に成功し試作機を開発。計量魚探と簡易計量魚探と比較試験を行ったところ、簡易計量魚探でも十分機能を発揮できることが示唆された。</p>	H27～30	事前評価 26.8.29
4	広域連携栽培漁業推進事業	<p>目的：ヒラメの放流効果調査を実施し、漁業者自らが行う中間育成・放流事業を支援し、資源の維持・回復を図る。</p> <p>成果：福井県嶺北地区沿岸のアミ類や魚類等餌料生物の発生時期とその分布密度等を調査を実施し、単調な砂浜域よりも岩礁域等を含む複雑な海域が、より餌生物が多いことが判明した。その結果、従来の砂浜域を見直し、放流地点を変えた事例もあった。またヒラメのサイズ別放流を実施した結果、10 cm以上の放流サイズが必要であることが改めて示された。</p>	H23～30	未
5	新魚種（ハタ類）養殖用種苗生産技術の開発	<p>目的：閉鎖循環ろ過システムを導入したハタ類の種苗生産、1～2 才の稚魚を用いた養殖試験により、種苗から成魚まで一貫した養殖技術を開発し、新たなブランド魚種として育成し、本県嶺南地域の養殖業や観光業の振興に資する。</p> <p>成果：閉鎖循環ろ過システムにより、低コストで健全な種苗生産の道筋をつけた。また、養殖試験では、配合飼料の適正給餌により良好な成長と生残が得られることがわかった。</p>	H26～31	中間評価 28.8.30

6	ナマコ増産技術開発事業	目的：未解明部分の天然海域における増殖サイクルを調査し、天然採苗技術を開発するとともにナマコ資源の持続的利用のための資源管理手法を開発する。 成果：天然採苗は、比較的水深が浅い海面に5月中旬を目途に採苗器を設置することが最適と考えられた。また、DNAによる幼生判別はサンプル数が大量に必要なことが判明した。	H26～28	事前評価 25.8.29
---	-------------	--	--------	-----------------

(8) 収支の状況

(※以下、水産試験場と附置機関である栽培漁業センター・内水面総合センターの合算値)

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	202	157	157	161	153
財産収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684
諸収入	3,956	4,731	5,481	6,131	5,054
歳入合計	33,294	34,243	38,018	38,361	38,892

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	260	1,008	1,264	1,428	1,340
衛生費	37	19	0	0	0
労務費	4,609	4,902	0	0	0
農林水産費	286,377	340,611	279,074	289,847	330,704
商工費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
土木費	0	0	3,096	0	0
教育費	0	0	12	0	0
歳出合計	335,073	399,015	328,018	306,420	368,514

職員人件費※					374,218
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	(9,587)	H27.4.1
					千円	×	
			建物		m ²	3,139	
					千円	54,857	
			貸付財産		千円	×	H28.4.1
			使用許可財産		千円	×	
	借受財産		千円	862			
	2	船舶	船舶 (20 総トン以上)		千円	107,415	H28.4.1
			浮棧橋		個	58	
	3	不動産の 従物	工作物		千円	1,408	H27.4.1
			立木竹	果樹	千円	×	
				庭木	千円	×	
				立木	千円	396	
	4	知的財産権	特許権		件	1	H28.3.31
			実用新案権		件	×	
意匠権			件	×			
商標権			件	×			
品種登録			件	×			
著作権			件	×			
物品	5	重要物品	自動車		千円	3,017	H28.4.1
			船舶 (20 総トン未満)		千円	249,144	
			上記以外		千円	540,756	
	6	その他	動物			○	H28.3.31
			図書目録			○	H28.12.31

(注) ・数値は、基準日 (右欄の日付) におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

水産試験場は、本県の水産業基本政策を反映した「ふくいの水産業基本計画」（平成 27 年 3 月策定、平成 28 年 3 月改定）のもと試験研究活動を行っている。

「ふくいの水産業基本計画」においては、「水産業を儲かる産業に転換する」が基本理念として掲げられている。

基本理念のもと、重点戦略として以下の 4 つが掲げられている。

- ・生産量の増大プロジェクト
 - ・底曳網資源（カニ・カレイ）の増大
 - ・養殖業の拡大
 - ・沿岸漁業（定置網・磯根漁）の漁獲量増大
 - ・定置漁業、底曳網漁業の生産力強化
 - ・水産資源の国際的な研究の推進
- ・浜値の向上プロジェクト
 - ・販売チャンネルの拡大
 - ・地魚消費量の増大
 - ・ブランド力の強化
- ・操業・経営のスマート化プロジェクト
 - ・ICT の活用
 - ・低コスト操業の推進
 - ・経営力の高い若手漁業者育成
- ・ふくいのさとうみ 55 万人プロジェクト
 - ・海辺への誘客
 - ・内水面への誘客

水産試験場は“産業振興系”の公設試に分類され、「資源の維持と安全安心な水産物の確保を目指します」をキャッチフレーズに、県内漁業者の生産高増加・コスト削減を通じて産業振興を推進することを究極の目的としている。

行政活動をまとめると、以下のようになる。

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
産業振興系 (農林水産系)	歳出予算(※) 368 百万円 人件費 374 百万円	研究開発 技術支援 資源調査 漁場環境モニタリング	技術移転 ・現場実用化 ・指導活用 ・成果情報 調査報告	漁獲生産高の増加 漁業環境の保全等	県内の漁業者

(※) 歳出予算 368 百万円の中には、本庁計上分の人件費 374 百万円が含まれていない。したがって人件費を含めた上での支出予算は 742 百万円となる。なお、附置機関である栽培漁業センターおよび内水面総合センター分を含んだ金額である。

「研究開発」業務について

研究業務は、戦略的研究、課題解決研究、提案型共同研究に区分される。

戦略的研究	オリジナル品目など、大きな生産振興を目指す研究。ICT 活用、環境に配慮する技術、機能性成分など次世代につなげる研究
課題解決研究	低コスト化、省力化など生産現場の課題を解決する
提案型共同研究	提案に基づき農林漁業者の施設等を活用し実施する実施する共同研究

水産試験場における研究課題（平成 27 年度）の種類、予算額および財源は以下のとおりである。

	研究課題	種類	予算額	財源
1	ズワイガニ資源増大対策事業	戦略的研究	23,170 千円	一般
2	磯根漁場の機能回復に関する研究	戦略的研究	5,863 千円	国庫(特電)
3	定置漁業の最適化技術開発	戦略的研究	7,455 千円	国庫(特電)
4	広域連携栽培漁業推進事業	受託研究(※)	—	—
5	新魚種(ハタ類)養殖用種苗生産技術の開発	戦略的研究	5,999 千円	国庫(特電)
6	ナマコ増産技術開発事業	課題解決研究	2,801 千円	一般

(※) 漁港漁場協会からの受託研究である。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の2つのことを意味する。

- ・研究課題を実行することにより、成果 (outcome) に結びつく割合を高める (=有効性)
- ・研究課題の実行過程において、活動 (input) が結果 (output) に結びつく割合を高める (=効率性)

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の2要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

研究課題の選定プロセスは以下のとおりである。

過程	年月日	会議	作業内容	主導機関
課題の選定	平成 26 年 12 月 15 日	新規研究課題のニーズ照会	漁業者等にアンケートを実施にてニーズを把握	農林水産部水産課
	平成 27 年 2 月 20 日	試験研究課題調整会議	課題の分類分け 研究課題 提案型共同研究 行政課題 (県立大学海洋生物資源学部の意見聴取)	農林水産部水産課
	平成 27 年 3 月 13 日	試験研究課題検討会議	対象事業の絞込	農林水産部水産課
	平成 27 年 3 月 25 日	水産振興戦略会議	対象課題の採択	農林水産部水産課
	平成 27 年 3 月 27 日	試験研究推進会議	新規試験研究課題を報告	農林水産部食料産業振興課
具現化・予算化	平成 27 年 7 月 14 日	農林水産試験研究アドバイザーボード	研究課題の立案に向けて専門家の意見聴取	水産試験場
	平成 27 年 9 月 1 日	水産研究評価会議	外部委員 5 名、内部委員 2 名による【事前評価】	水産試験場
	平成 27 年 10 月 8 日	水産研究評価会議結果の公表	水産試験場ホームページへの公表	水産試験場
	平成 27 年 10 月 26 日	農林水産部長ヒアリング	予算化の最終判断	農林水産部食料産業振興課
	平成 28 年 2～3 月	福井県 2 月県議会	平成 28 年度予算の審議、決定	県議会
事業実施【平成 28～32 年度】 進捗管理と評価	平成 28 年 8 月 30 日	平成 28 年度水産研究評価会議	具体的事業ポイントの確認	水産試験場
	平成 30 年 8 月予定	平成 30 年度水産研究評価会議	中間評価 事業の進捗およ	水産試験場

			びそれを踏まえた事業内容の修正等	
	平成33年8月予定	平成33年度水産研究評価会議	事後評価 事業結果・成果の検証	水産試験場

上記の研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、後述する「外部評価委員会による課題評価」に関する事項を除き、特に問題点は発見されなかった。

② 研究チームの編成について

平成27年度の各研究課題には平均2.2名（水産職13名÷6課題）の担当者がついている。「1. 水産試験場の概要（6）②在籍期間の状況」によれば、水産職の職員中3年以上在籍者と3年未満在籍者がそれぞれ14名ずつであり一見するとバランス上問題ないようにも思われる。しかし、長期在籍者の多くは船員であり研究員ではない。ヒアリングしたところ、研究員は4～5年程度で部署異動するとのことであり、現職員の最長在籍期間は7年とのことであった。

【意見】

平成27年度の課題別研究期間は3～8年であり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は研究員の在籍期間が比較的に短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。

③ 進捗管理について

「研究進捗状況報告」を四半期毎に作成し、水産試験場運営会議（場長、部長レベルの会議）にて担当研究員より説明を受けている。日次の活動管理ツールとしては、各研究員が個人的に作成している研究メモはあるものの、オフィシャルの日報は作成されていない。

【意見】

研究活動で発生する最大の経費は人件費であり、各研究課題に研究員の人件費を配賦する上でも「何の活動に」「何時間費やしたのか」の情報は必須であり必ず記載すべきであると考えます。

たしかに公設試の研究員は研究活動のみに専念しているわけではなく、ウェイトとしては技術相談や技術支援活動の方が大きいかもしれない。県の公設試としての社会的役割期待に応える上で技術相談等の支援業務は重要であるし、研究テーマ設定にあたり地場産業のニーズを把握する上でも当該業務は不可欠であることは外部監査としても認識している。また、研究活動自体においても、民間の研究活動と異なり個社の利益追求を目的とするものではなく、あくまでも地場産業の底上げという使命があるため、短期的には採算を度外視せざるを得ないこともあるかもしれない。

しかしながら、限りある財源の中で行政サービスを展開する以上、試験研究機関であっても費用対効果と無関係に活動することは許されず、特に最大のコストである人件費の投入からはそれに見合う一定のリターンが要求される。そして、リターンを得るための投入コスト（人件費）を集計するためには、日報に記載された作業時間を介して「人件費単価×研究課題の作業時間＝人件費」として活用していくことが最も有効かつ効率的な方法であると考えられる。「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。

④ 研究課題の評価について

i) 評価の実施方法

研究課題の評価に関する主な規程は以下のとおりである

- a. 福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン
- b. 福井県農林水産試験研究評価実施要領
- c. 福井県農林水産業活性化支援研究評価会議設置要領
- d. 福井県水産試験場における試験研究等の評価実施方法書

「評価実施要領」には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

（評価の組織）

第 4 条 試験研究評価は、試験研究機関ごとに設置する研究期間内部評価会議や外部専門家や外部有識者等を加えた研究評価会議を農業、畜産、林業、水産の各試験研究分野ごとに設置し、評価を実施するものとする。

（評価の種類と実施方法）

第 8 条 研究課題評価の種類実施方法については、次のとおりとする。

（3） 研究課題評価の対象

農林水産試験研究機関において実施される全ての研究課題について、評価を行う。ただし、別の機関等において別途厳正な評価が実施されるものや定型的な各種試験、生産業務、調査等については、評価の対象外とする。

（4） 評価時期とその位置付け

研究課題評価は、毎年実施することとし、その実施時期や性質等により以下のように分類する。

① 事前評価

新規に実施しようとする全ての課題について、技術的可能性や農林水産行政からみた重要性、独創性や新規性など多様な観点から、研究課題全体の計画および初年度の研究計画等について検討・評価を行うとともに、当該研究の円滑な推進に必要な

事項について検討し、同時期に提案されている複数の研究課題との比較を行う中で、当該研究開始前年度の 8 月までに適否を評価する。

② 中間評価

研究期間が 5 年以上の長期にわたる課題について、研究開始後 3 年経過毎に当該研究の進捗状況、社会経済情勢の変化および関連分野の研究開発状況を踏まえ、事前評価実施時に研究全体の計画について、これまでの研究成果を基に当該研究の見直しの必要性の有無を含めた研究方針の確認を行い、再評価を行うとともに、当該研究の円滑な推進に必要な事項についても検討したうえで、研究継続の是非について評価する。

③ 事後評価

研究終了時点において、事前あるいは中間評価の内容等との比較や予測された成果等目標への達成度について総括的な評価を行い、成果の活用・普及方法等について研究終了次年度の 5 月頃までに検討する。また、成功した要因または予定された成果が得られなかった要因を検討・評価することで、今後の研究活動の参考に資する。

④ 追跡評価

研究開発課題によっては、研究終了後に一定の時を経てから成果が確認され、普及促進が可能となり、実用化されるものも少なくないことから、研究終了後一定期間経過した主要な課題について、県域担当普及指導員、地域担当普及指導員および普及組織と連携する中で、その成果の普及促進を図るとともに、評価システムの高度化を図る観点から、研究成果の実用化や農林水産業への普及等の視点で評価を行い、今後の研究活動へのフィードバックが行える追跡評価を実施するよう努めるものとする。

「評価会議設置要領」には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

（目的）

第 1 条 福井県農林水産試験研究評価実施要領（以下「評価実施要領」という。）に基づく評価を実施するため、「福井県農林水産試験研究評価に関する基本的事項について」の第 2 に定めたとおり、農林水産試験研究分野ごとに研究評価会議を設置する。

（構成）

第 2 条 研究評価会議は、外部委員および別表の内部委員をもって構成する。

5 研究評価会議の外部委員は、6 名以内とする。

（会議）

第 3 条

2 研究評価会議は、外部委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

「福井県水産試験場における試験研究等の評価実施方法書」(以下「評価実施方法書」という。)には以下のように定められている(※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋)。

<p>4 研究評価の実施方法</p> <p>(4) 研究課題評価の実施時期</p> <p>研究課題評価は毎年実施することとし、各評価の時期は次のとおりとする。</p> <p>1) 事前評価 新規の研究課題の選定、策定年度の7または8月</p> <p>2) 中間評価 研究期間が5年以上にわたる課題について、研究開始後2年経過毎の翌年度の7または8月</p> <p>3) 事後評価 研究が終了する年度の翌年度の7または8月</p> <p>4) 追跡評価 研究終了後『現場実用化』として認められたのち、原則として4年を経過した年度の7または8月</p> <p>(5) 評価結果の活用</p> <p>水産試験場長は評価結果を次のとおり活用する。</p> <p>1) 事前評価 新たな研究課題を決定する。</p> <p>2) 中間評価 研究の継続、見直しを決定する。</p> <p>3) 事後評価 研究成果の普及・技術移転を図ると共に、必要に応じて新たな研究の展開を図る。</p> <p>4) 追跡評価 更なる研究成果の普及・技術移転を図ると共に、必要に応じて新たな研究の展開を図る。</p> <p>8 評価結果の公表</p> <p>水産試験場長は、ホームページ等を通じて評価結果を公開する。</p>
--

ii) 平成27年度の研究課題評価結果について

開催日時

水産研究評価会議	平成27年8月18日	事前評価1テーマ 事後評価4テーマ
----------	------------	----------------------

水産研究評価会議委員の所属および役職

所属	役職
福井県立大学 海洋生物資源学部	学部長
国立開発研究法人水産総合研究センター 日本海区水産研究所	所長
福井県信用漁業協同組合連合会	会長
福井県海水養魚協会	会長
福井県漁協女性部連合協議会	会長
福井県農林水産部食料産業振興課	※内部委員 課長
福井県農林水産部水産課	※内部委員 課長

【外部評価結果集計について】

評価票にて、評価委員が評価項目ごとに「A：非常にすぐれている、B：優れている、C：普通、D：劣っている、E：非常に劣っている」の5段階で評価を行う。評価委員の評価点を平均し、その平均点をもって総合評価（A～E）を行っている。

（総合判定 A ≥ 90、90 > B ≥ 65、65 > C ≥ 50、50 > C' ≥ 35、35 > D ≥ 10、10 > E）

この総合判定は、B以上は「採択すべき」、Cは「採択してもよい」、C'以下は「採択すべきでない」として提示し、C以上の判定を受けた課題を中心に新規研究課題に選定している。

【事前評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	「越前がに」漁場における生産力向上技術等の開発	水産試験場 (海洋研究部)	B (83.1)

【事後評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	バフンウニの地蒔き式養殖導入試験	水産試験場 (海洋研究部)	B (72.0)
2	海況情報提供事業 福井県版「海の天気予報」の開発	水産試験場 (海洋研究部)	A (89.0)
3	刺網におけるヒラメ資源の有効活用に関する研究（地域漁業管理総合対策事業）	水産試験場 (海洋研究部)	B (80.0)
4	トラフグ簡易性判別技術開発支援事業	水産試験場 (海洋研究部)	B (77.5)

※附置機関である「栽培漁業センター」「内水面総合センター」分は今年度は評価対象となる課題はなかった。

iii) 個別発見事項

以下は、外部評価委員会報告書をレビューした上での個別発見事項である。

a. 外部評価委員会の定足数

「評価会議設置要領」第3条の2によれば、過半数以上の出席があれば委員会は有効に成立することとなっている。

【意見】

外部評価委員会は民間会社の株主総会のような「個性のない多数の者の出席に基づく、多数決で物事を決める会議体」とは異なり、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきである。

b. 評点による総合判定

研究課題「海況情報提供事業 福井県版「海の天気予報」の開発」の事後評価における評点は 89.0 点であり、規程によれば B 評価となるところ A 評価が付されていた。この点について質問したところ、外部評価委員に対して本研究課題の意義を再度説明し最終評価を A 評価とすることについて了解を得ているとのことであった。

【意見】

恣意性を排除するためにも最終評価において例外を作るべきではなく、評点が限りなく A 評価に近かったとしても、規程どおり B 評価を付すべきであろう。今回は事後評価で発見されたが、事前評価の場合では新規採択の可否に直接的に影響を与えるため、例外的な扱いが行われた場合にはその旨を報告書上に明記しておくべきである。

c. 評価票のコメントの記載

評価票の評価項目の中で「D」評価をつけているにもかかわらずコメントが空欄の評価票が発見された。

【意見】

どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定にフィードバックできないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。

d. 評価票のコメントの充実化

委員によってコメント欄の記載の充実度に著しい差異がある。丁寧な記載があるものもあれば、極めて簡潔な記載にとどまっている評価報告書も多く、中にはコメント欄が白紙のものも発見された。

【意見】

研究課題の設定において外部評価委員会の果たす役割は重要である。

事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価票の重要性を認識した上で、記載漏れがないよう留意する必要がある。

コメントが不十分な理由として「そもそも外部評価委員の専門性が研究課題と適合していない」「課題評価に費やす絶対的な時間が不足していること」等が考えられるため、より柔軟な評価委員の選定（例えば、海洋と内水ではその専門性も異なってくるため、本場と附置機関で外部評価委員を分ける等）や、十分な評価時間の確保等について検討して頂きたい。

たしかに評価委員は 1 日で相当の件数の課題評価を行わなければならない、その負担は

軽くはない。「開催日を2日間に分ける」もしくは「評価票を後日メールで回収する」等の対応により、コメント記載時間を十分に確保することが、評価の充実化につながるものとする。事前評価は「課題選定に資する」、中間評価は「研究継続の是非」、事後評価は「今後の研究活動の参考にする」ものとなり、とりわけ事前評価は課題設定の有効性そのものに直結するため極めて重要である。

e. その他

【意見】

評価票の「評価委員のコメント」欄は「項目」欄と「所見」欄に分かれており、「項目」と「所見」とを対応させるような記載形式になっているが、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており、「項目」欄が有効に活用されていない。「項目」欄に関しては、事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価それぞれについて所定の評価項目を書くだけなので、最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。

⑤ 成果普及の検証について

陸上の生物と異なり、水産資源については放流後は誰の所有物でもなくなることから明確な対応関係がとれず経済的効果の測定が困難との理由により（「評価実施方法書」上は追跡評価を行うことになってはいたが）平成28年実施の水産研究会議まで追跡評価が実施されたことはなかった。

平成28年以降は、事後評価時に試験研究成果を以下の3タイプに区分し、「現場実用化」と区分されたものを追跡評価の対象としている。

	タイプ名	内容
1	現場実用化	漁業者（現場）に移転できると判断した技術（あるいは知見）
2	指導活用	普及員あるいは研究者の現場指導に有効な知見等
3	成果情報	現場に提供できる情報（モニタリング情報）あるいは、直接漁業者に移転せず研究の高度化のための研究成果

平成 28 年に実施された追跡評価は以下の 1 件である（追跡評価報告書より抜粋）。

事業名	アオリイカ養殖に関する基礎研究	
技術名	アオリイカの短期養殖	
研究担当部署	水産試験場海洋研究部 技術開発グループ	
協力機関	食品加工研究所	
研究成果の 現地効果	成果の普 及状況	水産試験場が作成、配布した「短期養殖技術の手引き」（H23 年 8 月）に基づいて天然の小型アオリイカを飼育することにより、安定した生産が期待されることから、手引き配布当初から民宿兼業漁家を中心に取組みがなされてきた。特に平成 27 年度には若狭町の定置網従事漁家（民宿兼業）8 経営体が生簀を合計 9 台増設し、約 9 トンの養殖量を 10.3 トンに増加させた。平成 28 年度も 7 経営体が 9 台の生簀を増設し、さらに養殖量の増加を計画している。加えて、小浜市の養殖漁家（民宿兼業）5 軒程度が、自営する民宿での提供を主な目的として養殖に取り組んでいる。
経済的効果	当初見込	早期種苗を用い天然より大型のイカを夏から秋にかけて生産することで養殖生産の向上を目指す。
	現在の効果	価値の低い天然小型アオリイカの養殖種苗としての活用による付加価値向上、アオリイカ短期養殖技術の普及による民宿での提供拡大等により、漁業収入の増加および誘客促進が図られている。

【意見】

経済的効果が定性評価に留まっているが、具体的金額を示した定量評価まで行うべきである。その上で、投下予算額と経済的効果とを対比して費用対効果をチェックし、今後の課題設定にフィードバックすることが肝要である。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(※以下、水産試験場と附置機関である栽培漁業センター・内水面総合センターの合算値)

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	202	157	157	161	153	
使用料	202	157	157	161	153	
農林水産使用料	202	157	157	161	153	
水産業使用料	202	157	157	161	153	
財産収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684	
財産売払収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684	
物品売払収入	0	15	0	0	0	
不用品売払収入	0	15	0	0	0	
生産物売払収入	29,136	29,338	32,378	32,068	33,684	
水産物売払代金	29,136	29,338	32,378	32,068	33,684	
諸収入	3,956	4,731	5,481	6,131	5,054	
受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
農林水産受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
水産受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
雑入	1,756	2,031	1,981	2,583	1,506	
雑入	1,756	2,031	1,981	2,583	1,506	
電気料個人負担金	726	701	1,048	1,147	958	
水道料個人負担金	3	3	2	3	4	
保険料被保険者負担金	692	991	629	745	368	
共済組合共済費返還金	0	0	0	1	0	
職員手当返還金	0	0	0	425	0	
雑入農林水産費	333	334	300	259	174	
歳入合計	33,294	34,243	38,018	38,361	38,892	

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・財産売払収入（水産物売払代金）

附置機関である栽培漁業センターと内水面総合センターでの種苗（ヒラメ、トラフグ、アユ）の売却収入。詳細は、「6. 栽培漁業センター」、「7. 内水面総合センター」参照。

・受託事業収入（水産受託事業収入）

附置機関である栽培漁業センターで、種苗生産業務を受託していることによる収入。詳細は、「6. 栽培漁業センター」参照。

・雑入（保険料被保険者負担金）

嘱託・臨時職員、アルバイト等の保険料被保険者負担分。水産試験場で計上されている収入は保険料被保険者負担金のみ。

（2）監査要点

収入計上額の算定が所定の手続に準拠して行われているか。

（3）監査手続

- ①収入計上額を歳入整理簿、調定一覧の合計額と突合する。
- ②業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧し、手続の妥当性を検討する。

（4）指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。

（5）意見

特記すべき事項はない。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	260	1,008	1,264	1,428	1,340
総務管理費	234	1,008	1,220	1,428	1,340
一般管理費	0	818	989	1,218	1,090
共済費	0	20	24	26	26
賃金	0	786	957	924	978
旅費	0	12	8	268	85
財産管理費	234	189	230	209	250
役務費	122	100	133	106	133
公課費	111	89	97	103	117
防災費	26	0	43	0	0
防災総務費	26	0	43	0	0
旅費	4	0	10	0	0
需用費	10	0	21	0	0
役務費	10	0	11	0	0
衛生費	37	19	0	0	0
環境衛生費	37	19	0	0	0
公害対策費	37	19	0	0	0
旅費	8	3	0	0	0
需用費	16	5	0	0	0
役務費	12	10	0	0	0
労働費	4,609	4,902	0	0	0
労政費	4,609	4,902	0	0	0
労政総務費	4,609	4,902	0	0	0
共済費	50	61	0	0	0
賃金	2,274	2,403	0	0	0
旅費	15	7	0	0	0
需用費	2,269	2,429	0	0	0
農林水産費	286,377	340,611	279,074	289,847	330,704
農業費	2,211	2,163	1,913	2,579	880
農業総務費	1,743	1,663	1,413	2,161	399
共済費	904	917	1	847	69
報償費	50	50	71	80	100
旅費	697	510	1,062	906	200
交際費	0	0	0	0	0
需用費	34	131	7	5	8
役務費	2	1	0	21	21
使用料および賃借料	3	0	0	300	0
負担金補助および交付金	49	52	270	0	0
農業試験場費	468	500	500	417	481
旅費	5	0	0	0	0
需用費	462	425	500	417	481
役務費	1	0	0	0	0
負担金補助および交付金	0	75	0	0	0
水産業費	284,165	338,447	277,161	287,268	329,823
水産業総務費	264	6	300	910	0
旅費	119	0	300	15	0
需用費	144	6	0	417	0

役務費	0	0	0	5	0
委託費	0	0	0	172	0
使用料および賃借料	0	0	0	299	0
水産業振興費	24,800	29,373	21,753	19,674	17,378
賃金	1,039	957	1,199	1,442	891
報償費	525	539	436	365	271
旅費	1,349	1,004	605	789	696
需用費	17,724	18,149	14,607	12,344	9,796
役務費	1,021	840	1,021	594	1,231
委託料	1,481	2,354	2,238	2,037	1,740
使用料および賃借料	911	4,873	1,363	1,421	858
工事請負費	281	281	281	0	0
備品購入費	467	374	0	679	1,893
漁業調整費	701	571	621	621	588
賃金	528	528	528	528	576
旅費	2	0	3	0	0
需用費	100	43	89	93	12
役務費	70	0	0	0	0
漁業取締費	0	173	0	0	0
需用費	0	173	0	0	0
水産試験場費	56,550	151,539	97,585	86,057	134,105
報酬	0	1,896	1,896	0	0
共済費	61	643	778	114	70
賃金	1,685	2,095	4,367	3,778	1,698
報償費	692	704	930	1,256	456
旅費	4,176	8,125	4,981	6,291	8,124
需用費	28,057	44,399	49,392	49,569	54,496
役務費	1,615	1,805	2,848	2,185	2,360
委託料	5,826	10,163	12,245	11,738	12,764
使用料および賃借料	1,354	1,165	1,144	1,234	1,129
工事請負費	13,059	68,564	8,867	7,689	50,382
備品購入費	0	11,955	10,114	2,178	2,572
負担金補助および交付金	21	21	20	20	50
栽培漁業センター費	90,917	53,233	53,438	77,060	74,314
共済費	108	109	156	124	104
賃金	1,842	2,843	3,102	3,382	3,999
旅費	537	364	542	707	841
需用費	43,167	40,063	39,570	56,984	45,650
役務費	1,465	1,433	1,413	1,689	2,163
委託料	8,239	8,295	8,494	10,736	12,538
使用料および賃借料	211	51	102	92	170
工事請負費	32,559	0	0	3,088	8,694
備品購入費	2,740	29	15	212	111
負担金補助および交付金	36	36	36	36	36
公課費	8	6	6	6	6
内水面総合センター費	110,931	103,550	103,462	102,944	103,437
報酬	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896
共済費	589	600	606	614	618
賃金	4,152	4,037	3,861	3,403	3,834
旅費	714	795	971	1,137	1,465
需用費	57,343	50,864	53,792	53,220	48,822
役務費	672	379	463	302	404

委託料	43,696	43,533	38,327	40,020	40,571
使用料および賃借料	799	1,187	1,079	1,215	1,248
工事請負費	0	0	0	0	918
備品購入費	805	0	2,207	842	3,233
負担金補助および交付金	261	256	257	291	424
商工費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
工鉦業費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
中小企業振興費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
賃金	1,727	0	0	385	3,300
報償費	0	0	0	72	54
旅費	32	0	82	387	800
需用費	6,621	0	139	3,760	12,015
役務費	76	0	0	13	592
委託料	2,792	0	36,435	3,348	1,417
使用料および賃借料	0	0	0	74	847
備品購入費	32,538	52,472	7,914	7,103	17,442
土木費	0	0	3,096	0	0
土木管理費	0	0	3,096	0	0
建築指導費	0	0	3,096	0	0
委託料	0	0	3,096	0	0
教育費	0	0	12	0	0
社会教育費	0	0	12	0	0
社会教育指導費	0	0	12	0	0
需用費	0	0	12	0	0
(歳出合計)	335,073	399,015	328,018	306,420	368,514

注：上記歳出金額は、水産試験場、栽培漁業センター、内水面総合センターの3施設での歳出金額の合計値である。

②主な支出の内容

平成27年度の水産試験場（栽培漁業センターおよび内水面総合センター含む）の支出額は368,514千円となっている。全額が栽培漁業センターまたは内水面総合センターの歳出となる農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費74,314千円および農林水産費/水産業費/内水面総合センター費103,437千円を除くと190,762千円となるが、当該金額にも栽培漁業センターおよび内水面総合センターに係る歳出額が含まれている。

主な支出は農林水産費/水産業費/水産試験場費の需用費54,496千円、工事請負費50,382千円である。

③増減コメント

平成24年度の農林水産費/水産業費/水産試験場費の需要費の増加（+16,342千円、前年度比+58.2%）は、ズワイガニ資源増大対策事業および海況情報提供事業が新規に開始され、消耗品の購入などの支出が増加したためである。その後、支出額が横ばいとなっているのは事業が継続しているためである。

平成24年度の農林水産費/水産業費/水産試験場費の工事請負費の増加（+55,505千円、前年度比+425.0%）は調査船福井丸の定期検査および若潮丸の中間整備によるものである。

平成 27 年度の農林水産費/水産業費/水産試験場費の工事請負費の増加 (+42,692 千円、前年度比+555.2%) は調査船福井丸の中間検査および若潮丸の定期検査によるものである。

平成 26 年度の農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費の需要費の増加(+17,414 千円、前年度比+44.0%) は、第 4 ろ過棟高速ろ過機の修繕と集水ノズル交換およびアワビ棟屋根修繕によるものである。

平成 23 年度の農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費の工事請負費 32,559 千円（次年度は発生なし）は、第 1 ろ過棟ろ材交換によるものである。

平成 27 年度の農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費の工事請負費の増加 (+ 5,605 千円、前年度比+181.5%) は栽培漁礁センター施設監視装置改修工事 8,694 千円によるものである。

平成 25 年度の商工費/鉱工業費/中小企業振興費の委託料 36,435 千円(前年度発生なし) は福井県沿岸域航空写真撮影、藻場分布図作成業務および現場実態調査業務の委託によるものである。

平成 24 年度の商工費/鉱工業費/中小企業振興費の備品購入費の増加 (+19,934 千円、前年度比+61.3%) は、船底装備型 ADCP (多層式超音波流向流速計) 一式 25,462 千円および CTD (多層式水温塩分計) 一式 27,010 千円によるものである。

平成 27 年度の商工費/鉱工業費/中小企業振興費の備品購入費の増加 (+10,338 千円、前年度比+145.5%) は、電気分解滅菌装置 7,236 千円などの試験研究用備品の購入によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	ズワイガニ漁場マップ作成業務委託
2	備品購入費	電気分解殺菌装置
3	需用費_消耗品費	標識放流用カニ 3085 尾

4	需用費_修繕料	福井県調査船「福井丸」電子海図情報表示装置入替修繕
5	需用費_修繕料	福井丸監視カメラ装置入替修繕
6	需用費_消耗品費	マハタ種苗購入 (マハタ 1 歳魚 1300 尾)
7	使用料および賃借料	計量魚群探知機レンタル

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

ズワイガニ漁場マップ作成業務委託

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、ズワイガニ漁場マップ作成業務委託の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150064725)	決裁日：平成 27 年 9 月 8 日	3,456,000 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 9 月 30 日	2,420,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 27 年 9 月 30 日	2,613,600 円 (税込)
支出負担行為書	—	2,613,600 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 1 月 29 日	2,613,600 円 (税込)
請求書	平成 28 年 1 月 29 日	2,613,600 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 2 月 15 日	2,613,600 円 (税込)

No.2 【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

電気分解殺菌装置

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、電気分解殺菌装置の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150096515)	決裁日：平成 27 年 12 月 4 日	7,560,000 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 12 月 9 日	6,700,000 円 (税抜)

契約書	契約日：平成 27 年 12 月 9 日	7,236,000 円（税込）
支出負担行為書	—	7,236,000 円（税込）
検査調書	平成 28 年 2 月 26 日	7,236,000 円（税込）
請求書	平成 28 年 2 月 26 日	7,236,000 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 3 月 1 日	7,236,000 円（税込）

No3【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

標識放流用カニ

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No15087348)	決裁日：平成 27 年 11 月 12 日	1,099,494 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 11 月 12 日	1,018,050 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 11 月 12 日	1,018,050 円（税込）
支出負担行為書	—	1,099,494 円（税込）
検査調書	平成 27 年 11 月 12 日	1,099,494 円（税込）
請求書	平成 27 年 11 月 30 日	1,099,494 円（税込）
支出命令書	平成 27 年 12 月 3 日	1,099,494 円（税込）

No4【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

福井県調査船「福井丸」電子海図情報表示装置入替修繕

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150053622)	決裁日：平成 27 年 8 月 7 日	9,959,760 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 8 月 28 日	8,150,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 8 月 28 日	8,802,000 円（税込）円

支出負担行為書	—	8,802,000 円 (税込)
支出負担行為変更伺	決裁日：平成 27 年 8 月 28 日	変更前：8,802,000 円 (税込) 変更後：8,802,000 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	—	変更前：8,802,000 円 (税込) 変更後：8,802,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 2 月 3 日	8,802,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 14 日	8,802,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 24 日	8,802,000 円 (税込)

No5【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

福井丸監視カメラ装置入替修繕

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150061810)	決裁日：平成 27 年 8 月 31 日	1,917,572 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 9 月 25 日	1,550,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 27 年 9 月 25 日	1,674,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	1,674,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 1 月 8 日	1,674,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 1 月 15 日	1,674,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 1 月 25 日	1,674,000 円 (税込)

No6【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

マハタ種苗購入

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150022842)	決裁日：平成 27 年 4 月 24 日	982,800 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 5 月 1 日	910,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 27 年 5 月 1 日	982,800 円 (税込)
支出負担行為書	—	982,800 円 (税込)
請求書	平成 27 年 5 月 8 日	982,800 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 5 月 13 日	982,800 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 5 月 20 日	982,800 円 (税込)
概算払精算書	平成 27 年 5 月 20 日	982,800 円 (税込)

No7【使用料および賃借料】

<検討の対象とした調達業務>

計量魚群探知機レンタル

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150124720)	決裁日：平成 28 年 2 月 19 日	997,920 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 2 月 23 日	900,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 28 年 2 月 23 日	972,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	972,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 23 日	972,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 23 日	972,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 25 日	972,000 円 (税込)

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

①予算歳出の管理について

平成 22 年度において、水産試験場に栽培漁業センターおよび内水面総合センターを統合している。そのため、歳出については 3 施設の合計が水産試験場の支出額として計上されている。また、水産試験場の支出額のうち、農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費

は栽培漁業センターにおいて、農林水産費/水産業費/内水面総合センター費は内水面総合センターにおいてそれぞれ発生した支出であるが、そのほかの項目にも栽培漁業センターや内水面総合センターの支出は入っている。

【意見】

予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	6	10,259
指名競争入札	0	0
随意契約	6	4,135

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	4
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	2
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	6

随意契約の理由は、66.7%が金額によるものであり、残りの33.3%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	4	4	0	2
契約金額の合計（千円）	310	1,167	0	2,483

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約（契約金額1,000千円以上）

No	名称	委託金額 （千円）	契約方法 （参加数）	請負率 （%）	契約期間	注
1	ズワイガニ漁場マップ 作成業務委託	2,613	一般 (1)	98.9	H27.9.30 から H28.1.29	2

2	遺伝子分析業務委託	2,117	一般 (1)	85.2	H28.1.26 から H28.3.31	2
3	バフンウニの中間骨抽出業務委託	1,846	一般 (1)	98.2	H27.9.28 から H28.1.20	2
4	設備機器管理業務委託	1,814	一般 (1)	78.5	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
5	ズワイガニ遺伝子分析委託	1,744	—	—	H27.8.17 から H28.3.31	3
6	定置網漁業の最適化技術開発流況解析の委託	1,222	—	—	H27.10.5 から H28.3.31	3
7	餌料生物分析委託	1,035	一般 (2)	99.0	H27.11.17 から H28.2.29	

注1：5年以上継続して同一業者に委託している契約。

注2：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注3：特定の技術に関する業務委託であり、特命となっている契約である。また、実際に業務終了まで金額が確定しないため、その上限を定めて契約している。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

No	名称	契約金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間	注
1	福井丸中間検査整備	27,216	一般競争 (2)	90.6	H27.11.27 から H28.2.12	1
2	若潮丸定期検査整備	20,736	一般競争 (2)	98.6	H28.2.5 から H28.3.18	1

注1：船舶の検査という特殊性から積算ではなく業者見積りの95%を設計価格としている。

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	電気分解滅菌装置	7,236	特命随契 (1)	96.7	2
2	ドラムフィルター	2,289	一般競争 (1)	97.7	1
3	酸素発生装置	1,123	一般競争 (2)	96.7	

4	魚群探知機	1,063	特命随契 (1)	98.5	2
5	ナノバブル発生装置	1,023	一般競争 (3)	99.6	

注1：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注2：必要な機能を有する機械の購入先が1者しかないため、特命随意契約となっている。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	設備機器管理業務委託	一般競争入札の結果

全て一般競争入札の結果によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①燃料費のうち単価契約としているものについて

単価契約については、福井県財務規則第 158 条第 1 項但書において「一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる」と定められており、それを受けて、同規則第 167 条の 2 において「第 158 条第 1 項ただし書の規定により単価で予定価格を定めることができる契約のうち、契約金額の総額を定めることができない契約にあつては、単価契約を締結することができる。」と定められている。

単価契約は契約事務の効率化と一定以上の数量を購入することを前提とした有利な価格での契約を目的に行われていると考えられるが、水産試験場では、調査船の燃料である重油および軽油について単価契約を行っている。単価について、重油および軽油ともに1年

間に 17 回変更されている。

【意見】

重油および軽油について年度当初に単価契約を結んでいるが、1 年間に 17 回にわたって単価の見直しを行っている。全て、市況の変化を理由にしているものであり、合理的な理由はある。契約上も「・・・社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は・・・単価の変更を行うことができる」との記載があり、問題はない。

単価の変更について、燃料に関しては市場価格が変動することは当然であり、変更ルール（〇〇市場の〇〇価格の変動幅と同じとするなど）が契約当初より明確に決められているとよい。

②入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が 1 者のみとなっている案件がある。

【意見】

可能な限り一般競争入札または指名競争入札とするよう努力している結果、一般競争入札における入札参加者数が少ない案件がある程度発生することは仕方がないと言える。なお、入札参加者数が 1 者となる場合で考えられる要因は、入札案件の広報不足の場合や案件の仕様書の内容を実現できる業者が 1 者しかない場合、もしくは案件の設計価格が低すぎて業者にとって案件に入札参加する経済的なメリットがほとんどない場合などが考えられる。詳細は総論にて記載するが、入札参加者が 1 者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

③船舶の検査業務について

船舶の検査業務は、工事請負費として計上されている。工事請負費は通常の手続であれば積算を行い、当該積算金額を設計価格として入札を行う。しかし、船舶の検査について県で独自の積算を行うことは不可能なため、業者見積りの 95%を設計価格としている。

【意見】

積算ができないため、他の代替的な手続によるほかなく、業者見積りを利用することに問題はない。福井丸の方は参考見積り 3 者のうち低い 2 者の平均を利用しているのに対し、若潮丸の方は参考見積り 1 者を利用している。福井丸の方法の方がよりコスト削減を意識した方法と言える。

6. 財産管理事務

(1) 概要

敦賀半島北部の敦賀湾の一部である浦底湾に面したところにある当機関は、トラフグ・マハタ・クエ・カワハギを試験魚・親魚・養成親魚・稚魚に区分して尾数で管理している。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成27年4月1日）

- ・土地：所有なし
- ・建物：延べ面積 3,140 m²、評価額 54,857 千円
主な建物（300 m²以上）

名称	造り	階数	面積 (m ²)	評価額 (千円)
本館	鉄筋コンクリート	2	1,403.68	31,208
別館	鉄骨コンクリート	1	334.44	7,435
第一飼育棟	鉄骨造スレート葺	1	395.12	5,128
第二飼育棟	鉄骨造スレート葺	1	415.80	5,397

・借受財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間借受料 (千円)	借受先
土地	敷地	9,586.92	862	敦賀市

・船舶：評価額 4隻合計 356,559 千円

(総トン数 20 トン未満の重要物品も記載)

区分	名称	用途	総トン数	評価額 (千円)
船舶	福井丸	水産資源調査船	165	107,415
重要物品	若潮丸	沿岸漁業調査船	19	244,650
	若波	作業船	0.6	1,386
	ZD24FC	作業船	0.9	3,108

・浮棧橋：いけす用 フロート 58 個、作業用棧橋 314 m

・工作物：1,408 千円

(主なもの)

名称	個数または面積	評価額 (千円)
濾過貯水槽	海水貯水槽・海水濾過槽・ 淡水貯水槽 各 60 t	505
屋外水槽	長方型 50t 3 個、円型 100t 2 個	358

固定栈橋	作業場 217 m ² 、栈橋 179 m ²	339
------	---	-----

・立木竹

区分	樹種	本数	評価額 (千円)
立木	1	11	396

② 重要物品 (基準日：平成 28 年 4 月 1 日)

・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	項目	(取得価格,千円)	(%)
03	箱、棚、台類	2,500	0.5
06	音響、照明用具類	2,625	0.5
07	写真、光学用具類	5,584	1.0
08	測定、測量、標示用具類	253,955	47.0
11	暖、冷房用具類	2,700	0.5
15	ちゅう房用具類	2,467	0.5
16	電気、通信機械類	39,515	7.3
20	産業機械類	133,200	24.6
21	鑑定、分析、試験用具類	96,635	17.9
29	標本、見本類	1,575	0.3
	総額	540,756	100.0

他のほとんどの機関と違い「21 鑑定、分析、試験用具類」が少なく、「08 測定、測量、標示用具類」が最も多い。

・金額が大きい物品 (上記の総額の 5%以上)

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	品名	(取得価格,千円)	(%)
20	底引網漁労装置	57,750	10.7
21	細径ケーブル無人潜水機	44,943	8.3
08	改訂地形調査装置	31,500	5.8
08	科学魚群探知機	30,900	5.7

③ 知的財産権 (基準日：平成 28 年 3 月 31 日)

・特許権：1 件

発明の名称	登録年月	共同出願
フグの雌雄を判別する方法	平成 28 年 3 月	大学 2 校

(2) 監査要点

監査要点については、「Ⅰ. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「Ⅰ. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、知的財産権の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

③ 毒劇物

海洋開発部、栽培漁業センターおよび内水面総合センター共通の独自の規程等として、「試薬保管管理要領」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

【意見】

取得した知的財産権の権利ごとに権利の取得および維持に係る経費（報償費や手数料など）などの支出、実施料収入等の収入とその収支差額および顛末を記載した資料や全ての権利を一覧表にした資料がないので、当該公設試においてどの知的財産権がどのような成果をもたらしているのかの判断が困難である。

知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理規則」があり、その規則に違反した不適切な処理は発見されなかったが、当該規則に「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求する措置が反映されているかどうかをチェックした結果は、次のとおりである。(○：該当する規定文がある、×：該当する規定文がない)

「毒物及び劇物取締法」の規定			当機関独自の規程等
取扱い	盗難・紛失の予防措置	第 11 条 第 1 項	○
	(貯蔵・陳列等する場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長通知	○
	飛散等の予防措置	第 11 条 第 2 項	×
	飲食物容器の使用	第 11 条 第 4 項	×
運搬	運搬時の予防措置	第 11 条 第 3 項	×
表示	容器被包の表示	第 12 条 第 1 項	×
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条 第 3 項	×
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	○
事故	飛散等の場合の届出と応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	×
	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	×

【意見】

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第 22 条第 5 項）。非届出業務上取扱者は毒劇物に関する取扱管理規程の作成を必ずしも義務付けられていないが、当機関は自主的に作成し、それを遵守している。

しかし、その規程には「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求している措置が全て規定されているわけではない。「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。

VI. 栽培漁業センター

1. 栽培漁業センターの概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 156 条の 2
所管課	農林水産部水産課
設置年月	昭和 50 年 7 月
設置目的	水産生物の増殖用種苗の大量生産技術、放流等に関する試験、研究および調査を行うとともに、その種苗を供給し、沿岸漁業の振興を図る。

(2) 所在地

施 設	所 在 地
栽培漁業センター	小浜市堅海 50 号 1 番地

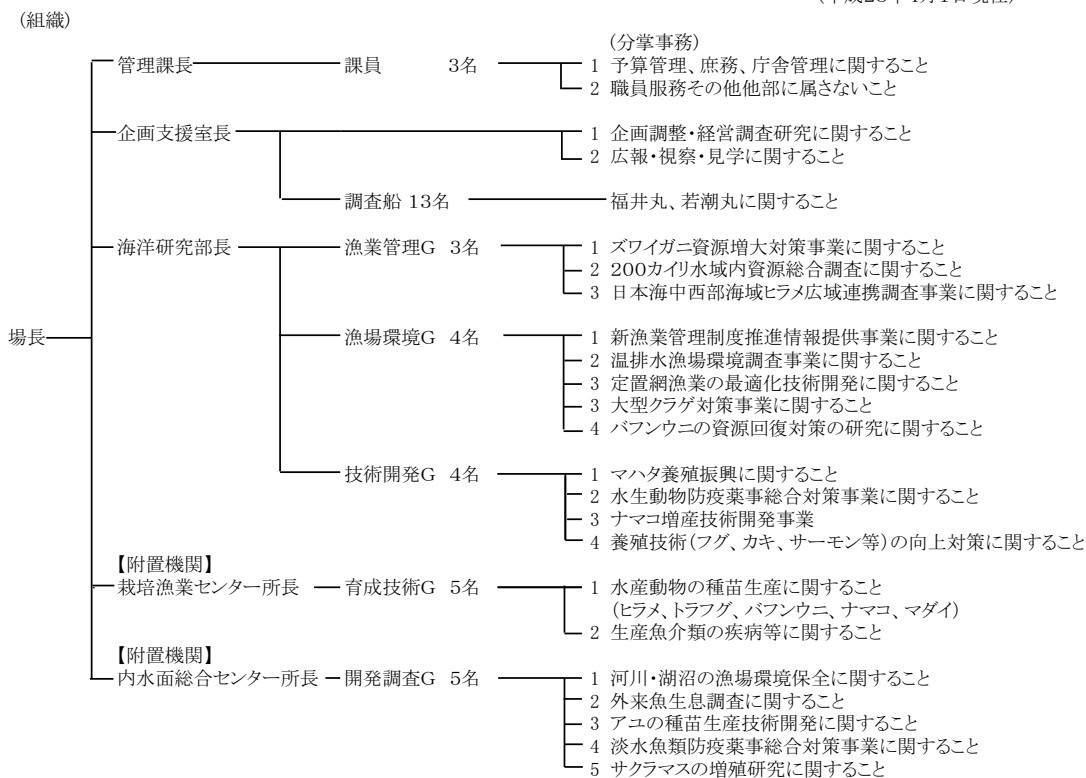
(3) 沿革

年 月	概 要
昭和 50 年 7 月	小浜市堅海に福井県栽培漁業センター設置
昭和 54 年	福井県栽培漁業センター飼育施設等完成
昭和 60 年	福井県栽培漁業センター貝類種苗棟完成
平成 4 年	福井県栽培漁業センター魚類種苗棟完成
平成 13 年	福井県栽培漁業センター新餌料培養棟完成
平成 15 年	福井県栽培漁業センター養殖用種苗生産棟完成
平成 22 年 4 月	福井県水産試験場に附置機関として統合

(4) 組織

組織および分掌事務

(平成28年4月1日現在)



※附置機関として水産試験場の組織に組み込まれている。

(5) 主な業務

① 水産生物の種苗の生産計画に関すること。
② 水産生物の種苗の大量生産技術の試験研究に関すること。
③ 水産生物の種苗の生産および供給に関すること。
④ 水産生物の飼料の培養試験に関すること。

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	3	3	3	3	4
技術職 (職種内訳)	水産職4	水産職4	水産職4	水産職4	水産職3
合計	7	7	7	7	7

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	1	2	0	0	0
技術職	0	1	0	2	1

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
水産業改良普及員・指導員	4
潜水士	3
小型船舶	6
危険物取扱	1

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	養殖用種苗品種改良事業	<p>目的：高成長が期待される養殖用トラフグ種苗を生産するために、由来の異なる親魚の選抜を行い、高成長型の種苗を生産する。</p> <p>成果：成長が良い満2歳の養殖魚をオス親魚、若狭湾で漁獲された天然魚をメス親魚として交雑し種苗生産した結果、栽培漁業センターの生産種苗は、当年12月には全長28~29cm、体重510~520gまで成長を示し、他県産でも成長が良いとされる群れの種苗と同等の成長を示すことを確認した。</p>	H27~29	未
2	磯根漁場の機能回復に関する研究 (バフンウニ種苗生産における効率化に向けた技術開発)	<p>目的：バフンウニ資源の安定化を図るため、バフンウニ種苗を生産、供し、地蒔き式養殖の実用化に向けた課題を解決する。</p> <p>成果：バフンウニ種苗のエサとして必要な天然アオサを安定的に供給するための培養技術を確立した。</p> <p>培養したアオサでウニの波板飼育を継続した結果、これまで同飼育では10mmが限界であったものが15mmまで成長を継続でき、剥離回数の軽減など、ウニ大量生産の効率化技術を向上させた。</p> <p>親ウニ養成時に従来アオサとホンダワラ類の海藻に加え、紅藻類の海藻を給餌することにより、良質な卵、ふ化幼生が得られ、その後の生残、成長も良好な結果を得られるなど、親ウニ養成に必要なエサ海藻に関する知見を得た。</p>	H27~29	事前評価 H26.8.29

3	ナマコ種苗生産事業 (効率的採卵技術の開発)	目的：体長 30mm サイズ、15 万個のナマコを安定生産するために、効率的な採卵技術を開発する。 成果：天然の親ナマコは、年によって成熟度合や生殖腺の未発達など安定した採卵が困難である。このため、センターで冷却した海水を用いて親ナマコとして養成し、採卵誘発剤用いた採卵手法の結果、天然と変わらない採卵が可能となった。 当該方法は、簡易な種苗生産手法として普及し、漁業者自ら生産試みるようになった。	H23～	未
---	---------------------------	---	------	---

(8) 収支の状況

(※以下、水産試験場と附置機関である栽培漁業センター・内水面総合センターの合算値)

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	202	157	157	161	153
財産収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684
諸収入	3,956	4,731	5,481	6,131	5,054
歳入合計	33,294	34,243	38,018	38,361	38,892

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	260	1,008	1,264	1,428	1,340
衛生費	37	19	0	0	0
労務費	4,609	4,902	0	0	0
農林水産費	286,377	340,611	279,074	289,847	330,704
商工費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
土木費	0	0	3,096	0	0
教育費	0	0	12	0	0
歳出合計	335,073	399,015	328,018	306,420	368,514

職員人件費※					374,218
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地	m ²	32,055	H27.4.1	
				千円	170,522		
			建物	m ²	7,676		
				千円	232,165		
			貸付財産	千円	×	H28.4.1	
			使用許可財産	千円	23		
	借受財産	千円	4				
	2	船舶	船舶 (20 総トン以上)		千円	×	H28.4.1
			浮棧橋		個	×	
	3	不動産の 従物	工作物		千円	680,910	H27.4.1
			立木竹	果樹	千円	×	
				庭木	千円	×	
立木				千円	36		
4	知的財産権	特許権		件	×	H28.3.31	
		実用新案権		件	×		
		意匠権		件	×		
		商標権		件	×		
		品種登録		件	×		
		著作権		件	×		
物品	5	重要物品	自動車		千円	5,554	H28.4.1
			船舶 (20 総トン未満)		千円	×	
			上記以外		千円	115,490	
	6	その他	動物			○	H28.3.31
			図書目録			○	H28.12.31

(注) ・数値は、基準日 (右欄の日付) におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

栽培漁業センターは水産試験場の附置機関であり、研究活動管理事務に関しては水産試験場と基本的には同一である。詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務 (1) 概要」の頁を参照。

栽培漁業センターにおける研究課題（平成 27 年度）の種類、予算額および財源は以下のとおりである。

	研究課題	種類	予算額	財源
1	養殖用種苗品種改良事業	課題解決研究	5,225 千円	一般
2	磯根漁場の機能回復に関する研究	戦略的研究	3,916 千円	国庫(特電)
3	ナマコ種苗生産事業	受託研究	—	—

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

① 研究課題の選定について

詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見①研究課題の選定について」の頁を参照。研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。

② 研究チームの編成について

各研究課題には平均 1.0 名（技術職 3 名 ÷ 3 課題）の担当者がついている（実際は、2 名が 3 課題全てを重複担当しており、各課題 2 名体制である）

【意見】として特記すべき事項はない。

③ 進捗管理について

詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務（5）意見③進捗管理について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

④ 研究課題の評価

詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務（5）意見④研究課題の評価について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

⑤ 成果普及の検証について

詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務（5）意見⑤成果普及の検証について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(※以下、水産試験場と附置機関である栽培漁業センター・内水面総合センターの合算値)

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	202	157	157	161	153	
使用料	202	157	157	161	153	
農林水産使用料	202	157	157	161	153	
水産業使用料	202	157	157	161	153	
財産収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684	
財産売払収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684	
物品売払収入	0	15	0	0	0	
不用品売払収入	0	15	0	0	0	
生産物売払収入	29,136	29,338	32,378	32,068	33,684	
水産物売払代金	29,136	29,338	32,378	32,068	33,684	
諸収入	3,956	4,731	5,481	6,131	5,054	
受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
水産受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
水産受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
雑入	1,756	2,031	1,981	2,583	1,506	
雑入	1,756	2,031	1,981	2,583	1,506	
電気料個人負担金	726	701	1,048	1,147	958	
水道料個人負担金	3	3	2	3	4	
保険料被保険者負担金	692	991	629	745	368	
共済組合共済費返還金	0	0	0	1	0	
職員手当返還金	0	0	0	425	0	
雑入農林水産費	333	334	300	259	174	
歳入合計	33,294	34,243	38,018	38,361	38,892	

②主な収入の内容説明

・財産売払収入（水産物売払代金）

水産試験場の附置機関である栽培漁業センターと内水面総合センターでの種苗の売却収入。栽培漁業センターでの売払収入は、ヒラメ種苗 6,943 千円、トラフグ種苗 7,902 千円、

計 14,846 千円。販売単価は他県での各種苗の平均販売単価を参考に年度初めに決定し、販売契約を締結している。

・受託事業収入（水産受託事業収入）

栽培漁業センターで種苗（マダイ、ナマコ）の生産業務を受託していることによる収入。マダイ種苗で 2,048 千円、ナマコ種苗で 1,500 千円の受託事業収入が計上されている。

マダイ種苗は、漁家民宿での観光客への供給・釣り堀などの体験交流施設の増加等により需要が高まってきている。また、ナマコは、冬場の天候に左右されない安定した漁業としての需要が高い。このため、栽培漁業センターでは、民宿組合等から地域密着型の種苗生産業務を受託している。

（２）監査要点

- ①収納額の算定が法令等に準拠して行われているか。
- ②収納額の算定が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ③収納額の徴収が法令等に準拠して行われているか。
- ④生産物の販売方法は妥当か、販売価格の決定方法は合理的か。
- ⑤受託事業収入の基礎になる発生経費の積算は妥当か。

（３）監査手続

- ①関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。
- ②業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認する。
- ③調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。
- ④各種生産物の販売方法の妥当性、販売価格決定方法の合理性を各種資料の閲覧、担当者への質問により検討する。
- ⑤受託事業収入（水産受託事業収入）の基礎になる発生経費の積算が適切に算定されているかをサンプル抽出により確かめる。

（４）指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。なお、手続の詳細については以下のとおり。

・財産売払収入（水産物売払代金）

抽出したサンプルにつき調定決議書、受領書、契約書、各府県の種苗生産単価の比較表を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

・受託事業収入（水産受託事業収入）

抽出したサンプルにつき調定決議書、伺書、見積書、実績報告書、受領書、委託契約書等を読覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

なお、(5) ②に受託事業の発生経費の見積もり（積算）に関する意見を記載している。

(5) 意見

①随意契約の添付漏れについて

ヒラメ種苗の販売において福井県漁港漁場協会と随意契約を結んでいるが、事務手続上、随意契約理由書が添付されていなかった。事業開始前に必要な事務手続きがとられていることから契約自体に問題はなかったが、随意契約理由書により随意契約とした理由を明らかにする必要がある。

【意見】

契約は競争の方法による一般競争入札が原則であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～第9号に該当する場合、例外的に随意契約によることができる。随意契約は一般競争入札に比べて手続きが簡略であるが、その際も、手続きが簡便だという理由だけで安易に随意契約によることがないように、判断の妥当性を慎重に見極めなくてはならない。

栽培漁業センターでは、福井県漁港漁場協会が唯一のヒラメ放流団体であることから随意契約を結んでいる。当該契約に問題はなかったが、随意契約に至った根拠を随意契約理由書により明らかにし契約の透明性を高めることは、県民への説明責任といった観点からも重要であると考えます。

②受託事業の発生経費の見積もり（積算）について

栽培漁業センターでは種苗生産業務を受託するにあたり、事前に発生経費を見積り、当該経費を受託費として契約を締結する。抽出サンプルについて確認したところ、経費見積りの内訳として飼育人夫（アルバイト）賃金、旅費、飼料・資材等の消耗品費、燃料費、光熱費が計上されていたが、労務費（職員人件費）、間接経費（設備の減価償却費等）が計上されていなかった。

【意見】

受託研究にかかる労務費・間接経費が計上されておらず、把握も行われていない。

県内の沿岸漁業の振興という栽培漁業センターの目的上、委託先である福井県漁港漁場協会に人件費の負担を求めるのは困難であるのが現状である。しかし、委託先へ請求する・しないの判断に係わらず、受託業務上こういったコストがどれくらいかかっているか現状を把握することは、県民への説明責任といった観点からも重要であると考ええる。

この場合のコストには現金支出を伴う費用だけでなく、設備の減価償却費といった間接費、コストの中で重要な比率を占める職員の人件費も含まれる。コスト認識のためには、職員の業務日報の作成、機器・設備の使用状況の把握といった作業が必要となると考えられる。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	260	1,008	1,264	1,428	1,340
総務管理費	234	1,008	1,220	1,428	1,340
一般管理費	0	818	989	1,218	1,090
共済費	0	20	24	26	26
賃金	0	786	957	924	978
旅費	0	12	8	268	85
財産管理費	234	189	230	209	250
役務費	122	100	133	106	133
公課費	111	89	97	103	117
防災費	26	0	43	0	0
防災総務費	26	0	43	0	0
旅費	4	0	10	0	0
需用費	10	0	21	0	0
役務費	10	0	11	0	0
衛生費	37	19	0	0	0
環境衛生費	37	19	0	0	0
公害対策費	37	19	0	0	0
旅費	8	3	0	0	0
需用費	16	5	0	0	0
役務費	12	10	0	0	0
労働費	4,609	4,902	0	0	0
労政費	4,609	4,902	0	0	0
労政総務費	4,609	4,902	0	0	0
共済費	50	61	0	0	0
賃金	2,274	2,403	0	0	0
旅費	15	7	0	0	0
需用費	2,269	2,429	0	0	0
農林水産費	286,377	340,611	279,074	289,847	330,704
農業費	2,211	2,163	1,913	2,579	880
農業総務費	1,743	1,663	1,413	2,161	399
共済費	904	917	1	847	69
報償費	50	50	71	80	100
旅費	697	510	1,062	906	200
交際費	0	0	0	0	0
需用費	34	131	7	5	8
役務費	2	1	0	21	21
使用料および賃借料	3	0	0	300	0
負担金補助および交付金	49	52	270	0	0
農業試験場費	468	500	500	417	481
旅費	5	0	0	0	0
需用費	462	425	500	417	481
役務費	1	0	0	0	0
負担金補助および交付金	0	75	0	0	0
水産業費	284,165	338,447	277,161	287,268	329,823
水産業総務費	264	6	300	910	0
旅費	119	0	300	15	0
需用費	144	6	0	417	0

役務費	0	0	0	5	0
委託費	0	0	0	172	0
使用料および賃借料	0	0	0	299	0
水産業振興費	24,800	29,373	21,753	19,674	17,378
賃金	1,039	957	1,199	1,442	891
報償費	525	539	436	365	271
旅費	1,349	1,004	605	789	696
需用費	17,724	18,149	14,607	12,344	9,796
役務費	1,021	840	1,021	594	1,231
委託料	1,481	2,354	2,238	2,037	1,740
使用料および賃借料	911	4,873	1,363	1,421	858
工事請負費	281	281	281	0	0
備品購入費	467	374	0	679	1,893
漁業調整費	701	571	621	621	588
賃金	528	528	528	528	576
旅費	2	0	3	0	0
需用費	100	43	89	93	12
役務費	70	0	0	0	0
漁業取締費	0	173	0	0	0
需用費	0	173	0	0	0
水産試験場費	56,550	151,539	97,585	86,057	134,105
報酬	0	1,896	1,896	0	0
共済費	61	643	778	114	70
賃金	1,685	2,095	4,367	3,778	1,698
報償費	692	704	930	1,256	456
旅費	4,176	8,125	4,981	6,291	8,124
需用費	28,057	44,399	49,392	49,569	54,496
役務費	1,615	1,805	2,848	2,185	2,360
委託料	5,826	10,163	12,245	11,738	12,764
使用料および賃借料	1,354	1,165	1,144	1,234	1,129
工事請負費	13,059	68,564	8,867	7,689	50,382
備品購入費	0	11,955	10,114	2,178	2,572
負担金補助および交付金	21	21	20	20	50
栽培漁業センター費	90,917	53,233	53,438	77,060	74,314
共済費	108	109	156	124	104
賃金	1,842	2,843	3,102	3,382	3,999
旅費	537	364	542	707	841
需用費	43,167	40,063	39,570	56,984	45,650
役務費	1,465	1,433	1,413	1,689	2,163
委託料	8,239	8,295	8,494	10,736	12,538
使用料および賃借料	211	51	102	92	170
工事請負費	32,559	0	0	3,088	8,694
備品購入費	2,740	29	15	212	111
負担金補助および交付金	36	36	36	36	36
公課費	8	6	6	6	6
内水面総合センター費	110,931	103,550	103,462	102,944	103,437
報酬	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896
共済費	589	600	606	614	618
賃金	4,152	4,037	3,861	3,403	3,834
旅費	714	795	971	1,137	1,465
需用費	57,343	50,864	53,792	53,220	48,822
役務費	672	379	463	302	404

委託料	43,696	43,533	38,327	40,020	40,571
使用料および賃借料	799	1,187	1,079	1,215	1,248
工事請負費	0	0	0	0	918
備品購入費	805	0	2,207	842	3,233
負担金補助および交付金	261	256	257	291	424
商工費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
工鉦業費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
中小企業振興費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
賃金	1,727	0	0	385	3,300
報償費	0	0	0	72	54
旅費	32	0	82	387	800
需用費	6,621	0	139	3,760	12,015
役務費	76	0	0	13	592
委託料	2,792	0	36,435	3,348	1,417
使用料および賃借料	0	0	0	74	847
備品購入費	32,538	52,472	7,914	7,103	17,442
土木費	0	0	3,096	0	0
土木管理費	0	0	3,096	0	0
建築指導費	0	0	3,096	0	0
委託料	0	0	3,096	0	0
教育費	0	0	12	0	0
社会教育費	0	0	12	0	0
社会教育指導費	0	0	12	0	0
需用費	0	0	12	0	0
(歳出合計)	335,073	399,015	328,018	306,420	368,514

注：上記歳出金額は、水産試験場、栽培漁業センター、内水面総合センターの3施設での歳出金額の合計値である。

②主な支出の内容

平成27年度の栽培漁業センター（水産試験場および内水面総合センター含む）の支出額は368,514千円となっている。全額が栽培漁業センターの歳出となる農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費は74,314千円である。その他の項目にも栽培漁業センターの支出が含まれているが、分けることはできない。農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費のうち、主な支出は需用費45,650千円である。

③増減コメント

以下は、農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費についての増減分析である。

平成26年度の農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費の需用費の増加（+17,414千円、前年度比+44.0%）は、第4ろ過棟高速ろ過機の修繕と集水ノズル交換およびアワビ棟屋根修繕によるものである。

平成23年度の農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費の工事請負費32,559千円（次年度は発生なし）は、第1ろ過棟ろ材交換によるものである。

平成27年度の農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費の工事請負費の増加（+5,605千円、前年度比+181.5%）は栽培漁業センター施設監視装置改修工事8,694千円によるも

のである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	【栽培】海水取水管設備清掃委託
2	役務費_手数料	【栽培】ボイラー煤煙測定手数料
3	需用費_消耗品費	【栽培】生クロレラ、冷凍ナンノ
4	需用費_修繕料	【栽培】第2ポンプ室 No4 ポンプ吐出管(2F 異形管等)修繕
5	需用費_修繕料	【栽培】第4ろ過棟高速ろ過機修繕
6	工事請負費	栽培漁業センター施設監視装置改修工事
7	需用費_消耗品費	【栽培】トラフグ親魚

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

【栽培】海水取水管設備清掃委託

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、

【栽培】海水取水管設備清掃委託の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150059960)	決裁日：平成27年8月24日	3,188,160円(税込)

契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 8 月 28 日	2,870,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 27 年 8 月 28 日	3,099,600 円 (税込)
支出負担行為書	—	3,099,600 円 (税込)
支出負担行為変更伺	決裁日：平成 27 年 10 月 13 日	変更前：3,363,120 円 (税込) 変更後：3,363,120 円 (税込)
変更契約書	契約日：平成 27 年 10 月 13 日	3,363,120 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	—	変更前：3,363,120 円 (税込) 変更後：3,363,120 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 11 月 25 日	3,363,120 円 (税込)
請求書	平成 27 年 12 月 10 日	3,363,120 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 12 月 21 日	3,363,120 円 (税込)

No.2 【役務費_手数料】

<検討の対象とした調達業務>

【栽培】ボイラーばい煙測定手数料

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150113105)	決裁日：平成 28 年 1 月 26 日	423,360 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 2 月 9 日	380,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	410,400 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 30 日	410,400 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 7 日	410,400 円 (税込)

No3 【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

【栽培】生クロレラ、冷凍ナンノ

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
単価契約伺	決裁日：平成 27 年 3 月 17 日	3,483,000 円（税込）
契約締結伺兼競争入札 （随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 26 日	ハイグレード生クロレラ： 6,300 円（税抜） スーパー生クロレラ： 10,050 円（税抜） 冷凍ナンノ： 16,500 円（税抜）
執行伺（No150008446）	決裁日：平成 27 年 4 月 1 日	300,000 円（税込）
執行伺（No150008446）変更	決裁日：平成 27 年 5 月 25 日	変更前：300,000 円（税込） 変更後：400,000 円（税込）
執行伺（No150008446）変更	決裁日：平成 27 年 5 月 25 日	変更前：400,000 円（税込） 変更後：900,000 円（税込）
執行伺（No150008446）変更	決裁日：平成 27 年 7 月 14 日	変更前：900,000 円（税込） 変更後：1,800,000 円（税込）
執行伺（No150008446）変更	決裁日：平成 27 年 8 月 24 日	変更前：1,800,000 円（税込） 変更後：1,403,010 円（税込）
執行伺（No150008446）変更	決裁日：平成 27 年 10 月 13 日	変更前：1,403,010 円（税込） 変更後：1,903,010 円（税込）
執行伺（No150008446）変更	決裁日：平成 27 年 10 月 13 日	変更前：1,903,010 円（税込） 変更後：2,603,010 円（税込）
執行伺（No150008446）変更	決裁日：平成 28 年 3 月 4 日	変更前：2,603,010 円（税込） 変更後：3,779,558 円（税込）
執行伺（No150008446）変更	決裁日：平成 28 年 3 月 11 日	変更前：3,779,558 円（税込） 変更後：3,805,558 円（税込）
請求書（3 月分）	平成 28 年 3 月 31 日	770,634 円（税込）
支出負担行為兼支出命令書	平成 28 年 4 月 8 日	770,634 円（税込）

No4 【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

【栽培】第2ポンプ室 No.4 ポンプ吐出管（2F 異径管等）

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150114329)	決裁日：平成 28 年 1 月 28 日	366,120 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 2 月 8 日	330,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	356,400 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 28 日	356,400 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 28 日	356,400 円 (税込)

No5 【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

【栽培】第4ろ過棟高速ろ過機修繕

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150028841)	決裁日：平成 27 年 5 月 28 日	5,023,080 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 6 月 26 日	4,600,000 円 (税抜)
契約書	平成 27 年 7 月 2 日	4,968,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	4,968,000 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 12 月 28 日	4,968,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 1 月 30 日	4,968,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 2 月 1 日	4,968,000 円 (税込)

No6 【工事請負費】

<検討の対象とした調達業務>

栽培漁業センター施設監視装置改修工事

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150094329)	決裁日：平成 27 年 12 月 1 日	8,830,080 円 (税込)

契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 12 月 18 日	8,050,000 円 (税抜)
契約書	平成 27 年 12 月 28 日	8,694,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	8,694,000 円 (税込)
支出負担行為変更伺	決裁日：平成 28 年 3 月 22 日	変更前：8,694,000 円 (税込) 変更後：8,694,000 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	—	変更前：8,694,000 円 (税込) 変更後：8,694,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	8,694,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 31 日	8,694,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 12 日	5,224,000 円 (税込)

No7 【需用費_消耗品費】

< 検討の対象とした調達業務 >

【栽培】トラフグ親魚

< 理由 >

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

< 検討結果 >

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150090737)	決裁日：平成 27 年 11 月 19 日	497,016 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 11 月 19 日	460,200 円 (税抜)
支出負担行為書	—	497,016 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 11 月 20 日	497,016 円 (税込)
請求書	平成 27 年 11 月 27 日	497,016 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 11 月 27 日	497,016 円 (税込)

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

① 予算歳出の管理について

平成 22 年度において、水産試験場に栽培漁業センターおよび内水面総合センターを統合している。そのため、歳出については 3 施設の合計が水産試験場の支出額として計上されている。また、水産試験場の支出額のうち、農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費は栽培漁業センターにおいて、農林水産費/水産業費/内水面総合センター費は内水面総合センターにおいてそれぞれ発生した支出であるが、そのほかの項目にも栽培漁業センターや内水面総合センターの支出は入っている。

【意見】

予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	2	4,449
指名競争入札	0	0
随意契約	10	7,872

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	7
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	3
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	10

随意契約の理由は、70.0%が金額によるものであり、残りの30.0%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	4	5	4	1
契約金額の合計（千円）	215	1,545	2,964	3,363

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約（契約金額1,000千円以上）

No	名称	委託金額 （千円）	契約方法 （参加数）	請負率 （%）	契約期間	注
1	栽培漁業センター海水取水設備清掃業務委託	3,363	随意契約 (1)	97.2	H27.8.28 から H27.11.25	1、3

2	栽培漁業センター施設管理業務委託	2,851	一般競争 (2)	92.3	H27.4.1 から H28.3.31	1
3	栽培漁業センター生産設備等保守管理業務	1,598	一般競争 (1)	94.6	H27.4.1 から H28.3.31	1、2

注1：5年以上継続して同一業者に委託している契約。

注2：一般競争入札により契約しているが、結果として1社のみ参加となっている。

注3：特定の技術に関する業務委託であり、特命随意契約となっている。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

No	名称	契約金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間	注
1	栽培漁業センター施設監視装置改修工事	8,694	一般競争 (10)	98.5	H27.12.28 から H28.3.22	

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する備品購入はない。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	栽培漁業センター海水取水設備清掃業務委託	特別な技術を要する業務であり、特命随意契約となっている
2	栽培漁業センター施設管理業務委託	一般競争入札の結果
3	栽培漁業センター生産設備等保守管理業務	一般競争入札の結果

3件中1件が特命随意契約、残りの2件は一般競争入札の結果によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、

指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が1者のみとなっている案件がある。

【意見】

可能な限り一般競争入札または指名競争入札とするよう努力している結果、一般競争入札における入札参加者数が少ない案件がある程度発生することは仕方がないと言える。なお、入札参加者数が1者となる場合で考えられる要因は、入札案件の広報不足の場合や案件の仕様書の内容を実現できる業者が1者しかない場合、もしくは案件の設計価格が低すぎて業者にとって案件に入札参加する経済的なメリットがほとんどない場合などが考えられる。詳細は総論にて記載したが、入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

6. 財産管理事務

(1) 概要

内外海半島北部の小浜湾に面したところにある当機関は、工作物の評価額が 670,105 千円であり公設試の中で最大となっているが、そのうち海水取得設備・海水濾過設備が 581,417 千円である。

種苗として人工飼育しているものは、養殖用としてトラフグ、マダイ、マハタ、クエなど、放流用としてヒラメ、バフンウニ、アユ、ナマコなどである。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成 27 年 4 月 1 日）

・土地：敷地面積 32,055.1 m²、170,522 千円

・建物：延べ面積 7,676.19 m²、232,165 千円

主な建物（300 m²以上）

名称	造り	階数	面積 (m ²)	評価額 (千円)
管理棟	鉄筋コンクリート	1	385.85	9,251
餌料培養棟	鉄骨造スレート葺	1	879.03	39,934
アワビ種苗棟	鉄骨造スレート葺	1	700.87	9,097
クルマエビ種苗棟	鉄骨造スレート葺	1	601.25	7,804
ウニ種苗棟	鉄骨造スレート葺	1	381.75	5,698
魚類種苗生産 A 棟	鉄骨造スレート葺	1	1,155.00	24,886
魚類種苗生産 B 棟	鉄骨造スレート葺	1	1,155.00	26,835
トラフグ養殖種苗生産研究棟	鉄骨造スレート葺	1	1,800.00	94,857

・使用許可財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間使用料 (千円)	許可相手先
土地	電柱敷地	—	22	2 社
	モニタリングポスト、モニタリングポスト	9.0	1	関西電力㈱

・借受財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間借受料 (千円)	借受先
土地	取水管設置	11.44	4	個人 2 名

・工作物：評価額 680,910 千円

主な工作物

名称	構造	評価額 (千円)
海水濾過施設	FRP 他	393,709
海水取水設備	鋼管 φ800mm 着水槽 1 式	199,513

・立木竹

区分	樹種	本数	評価額 (千円)
立木	5	52	36

② 重要物品 (基準日:平成 28 年 4 月 1 日)

・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高 (取得価格,千円)	百分率 (%)
番号	項目		
07	写真、光学用具類	6,453	5.6
08	測定、測量、標示用具類	17,659	15.3
14	医療器械、器具類	12,147	10.5
20	産業機械類	48,367	41.9
21	鑑定、分析、試験用具類	29,244	25.3
23	運搬具類	1,617	1.4
	総額	115,490	100.0

他のほとんどの機関と違い「21 鑑定、分析、試験用具類」は 2 番目に多い。栽培漁業という業務の性格上、「20 産業機械類」が最も多い。

・金額が大きい物品 (上記の総額の 5%以上)

中分類		H28/3 残高 (取得価格,千円)	百分率 (%)
番号	品名		
21	ジェネティックアナライザ	18,323	15.9
20	水槽底掃除機	14,013	12.1
14	紫外線滅菌装置	12,147	10.5
08	フィッシュカウンター	10,051	8.7
20	音響自動給餌装置	9,950	8.6
20	巡流水槽	7,035	6.1
20	種苗移送ポンプ	6,009	5.2

③ 知的財産権 (基準日:平成 28 年 3 月 31 日)

所有している知的財産権はない。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。所有している知的財産権はない。

③ 毒劇物

海洋開発部、栽培漁業センターおよび内水面総合センター共通の独自の規程等として、「試薬保管管理要領」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

特に記載すべき事項はない。

③ 毒劇物

詳細は「V. 水産試験場 6. (5) ③毒劇物」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

Ⅶ. 内水面総合センター

1. 内水面総合センターの概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 157 条
所管課	農林水産部水産課
設置年月	昭和 57 年 10 月
設置目的	内水面漁業に関する試験、研究および調査を行い、ならびに県民の河川および湖沼の漁場環境に対する意識の向上を図る。

(2) 所在地

施 設	所 在 地
内水面総合センター	福井市中ノ郷町 34-10

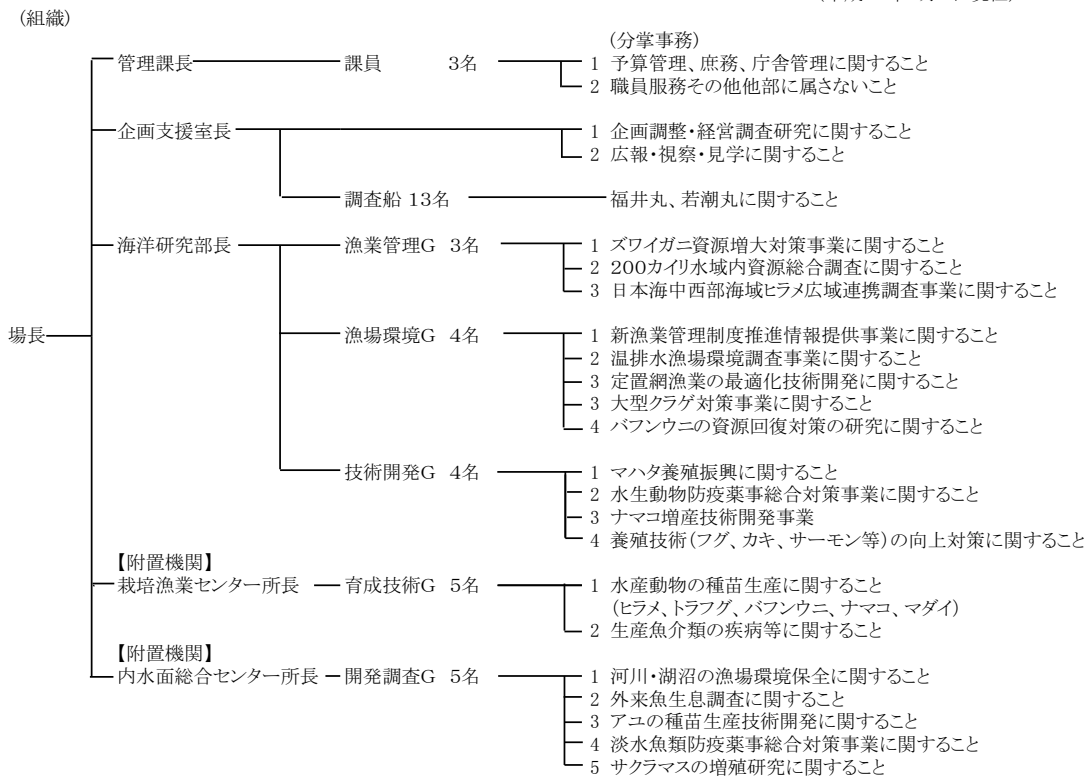
(3) 沿革

年 月	概 要
昭和 57 年 10 月	福井市中ノ郷町に福井県あゆ種苗センター設置
平成 9 年	福井県あゆ種苗センターに研究施設、展示・研修施設、ふれあい広場を増設し、福井県内水面総合センターに改称
平成 22 年 4 月	福井県水産試験場に附置機関として統合

(4) 組織

組織および分掌事務

(平成28年4月1日現在)



※附置機関として水産試験場の組織に組み込まれている。

(5) 主な業務

① 河川および湖沼の漁場環境の調査に関すること。
② 内水面における水産生物の生態に関すること。
③ 内水面における水産生物の増養殖に係る技術の試験および研究に関すること。
④ 内水面における水産生物の種苗の生産および供給に関すること。
⑤ 内水面における水産生物の疾病に関すること。
⑥ 内水面漁業に関する知識の普及に関すること。
⑦ その他内水面漁業の振興に関すること。

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	2	2	2	2	2
技術職 (職種内訳)	4 (水産職4)	4 (水産職4)	4 (水産職4)	4 (水産職4)	4 (水産職4)
嘱託	1	1	1	1	1
合計	7	7	7	7	7

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	0	1	0	0	1
技術職	0	3	1	0	0
嘱託	1	0	0	0	0

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
水産業改良普及員・指導員	3
危険物取扱	2
ボイラー技士	1

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	元気なふくいアユ種苗生産技術開発事業	目的：高成長や高生残が期待される優れたアユ種苗を生産するための技術開発を行う。 成果：選抜した天然種苗から親魚養成し、その親魚から採卵し種苗生産した稚アユが成長において優れることを確認した。	H25～27	事前評価 H24.8.3 事後評価 H28.8.30
2	九頭竜川「サクラマス」の生態系および生息環境保全による資源安定化	目的：サクラマスの生息に適した河川環境の保全と回復によって再生産を増大させるとともに、交雑の解明によって純系サクラマスによる資源安定化を図る。 成果：サクラマスの簡易魚道および人工産卵	H27～29	事前評価 H26.8.29

		床の効果が示唆された。九頭竜川サクラマスの中に特異的回遊生態があることを明らかにした。		
--	--	---	--	--

(8) 収支の状況

(※以下、水産試験場と附置機関である栽培漁業センター・内水面総合センターの合算値)

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	202	157	157	161	153
財産収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684
諸収入	3,956	4,731	5,481	6,131	5,054
歳入合計	33,294	34,243	38,018	38,361	38,892

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	260	1,008	1,264	1,428	1,340
衛生費	37	19	0	0	0
労務費	4,609	4,902	0	0	0
農林水産費	286,377	340,611	279,074	289,847	330,704
商工費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
土木費	0	0	3,096	0	0
教育費	0	0	12	0	0
歳出合計	335,073	399,015	328,018	306,420	368,514

職員人件費※					374,218
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	13,867	H27.4.1
					千円	204,000	
			建物		m ²	4,763	
					千円	201,496	
			貸付財産		千円	×	H28.4.1
			使用許可財産		千円	129	
	借受財産		千円	562			
	2	船舶	船舶 (20 総トン以上)		千円	×	H28.4.1
			浮棧橋		個	×	
	3	不動産の 従物	工作物		千円	46,481	H27.4.1
			立木竹	果樹	千円	×	
				庭木	千円	×	
				立木	千円	5,270	
	4	知的財産権	特許権		件	×	H28.3.31
			実用新案権		件	×	
意匠権			件	×			
商標権			件	×			
品種登録			件	×			
著作権			件	×			
物品	5	重要物品	自動車		千円	6,225	H28.4.1
			船舶 (20 総トン未満)		千円	413	
			上記以外		千円	83,165	
	6	その他	動物			○	H28.3.31
			図書目録			○	H28.12.31

(注) ・数値は、基準日 (右欄の日付) におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

内水面総合センターは水産試験場の附置機関であり、研究活動管理事務に関しては水産試験場と基本的には同一である。詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務 (1) 概要」の頁を参照。

内水面総合センターにおける研究課題（平成 27 年度）の種類、予算額および財源は以下のとおりである。

	研究課題	種類	予算額	財源
1	元気なふくいアユ種苗生産技術開発事業	課題解決研究	1,005 千円	一般
2	九頭竜川「サクラマス」の生態系および生息環境保全による資源安定化	課題解決研究	2,833 千円	一般、 国庫（特電）、 その他

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

① 研究課題の選定について

詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見①研究課題の選定について」の頁を参照。研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。

② 研究チームの編成について

各研究課題には平均 2.0 名（技術職 4 名 ÷ 2 課題）の担当者がついている（実際は、4 名全員が 4 課題全てを重複担当している）技術職の在籍期間については、技術職 4 名中、3 名が 3 年未満在籍者である。

【意見】

平成 27 年度の研究課題の実施期間は全て 3 年であり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。

③ 進捗管理について

詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見③進捗管理について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

④ 研究課題の評価について

詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見④研究課題の評価について」の頁を参照。

なお、内水面総合センターにおいて外部評価の対象となる研究課題が平成 27 年度は該当がなかったため、平成 28 年度の評価対象課題から任意に 1 件抽出し（「元気なふくいアユ種苗生産技術開発事業」の事後評価）、外部評価票をレビューした。その結果、外部評価委員 7 名中 3 名の評価票においてコメント欄が白紙であった。

【意見】

研究課題の設定において外部評価委員会の果たす役割は重要である。事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価表の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価表の重要性を認識した上で、評価表に記載漏れがないよう留意する必要がある。

コメントが不十分な理由として「そもそも外部評価委員の専門性が研究課題と適合していない」「課題評価に費やす絶対的な時間が不足していること」等が考えられるため、より柔軟な評価委員の選定（例えば、海洋と内水ではその専門性も異なってくるため、本場と附置機関で外部評価委員を分ける等）や、十分な評価時間の確保等について検討して頂きたい。

たしかに評価委員は 1 日で相応の件数の課題評価を行わなければならない、その負担は軽くはない。各委員への案内状には事前のコメント記載を促しているものの、各課題ごとに当日の記載時間が 5 分間ではいささか短いように感じる。「開催日を 2 日間に分ける」もしくは「評価票を後日メールで回収する」等の対応により、コメント記載時間を十分に確保することが、評価の充実化につながるものと考えられる。

事前評価は「課題選定に資する」、中間評価は「研究継続の是非」、事後評価は「今後の研究活動の参考にする」ものとなり、とりわけ事前評価は課題設定の有効性そのものに直結するため極めて重要である。

⑤ 成果普及の検証について

詳細は「V. 水産試験場 2. 研究活動管理事務 (5) 意見⑤成果普及の検証について」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(※以下、水産試験場と附置機関である栽培漁業センター・内水面総合センターの合算値)

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	202	157	157	161	153	
使用料	202	157	157	161	153	
農林水産使用料	202	157	157	161	153	
水産業使用料	202	157	157	161	153	
財産収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684	
財産売払収入	29,136	29,353	32,378	32,068	33,684	
物品売払収入	0	15	0	0	0	
不用品売払収入	0	15	0	0	0	
生産物売払収入	29,136	29,338	32,378	32,068	33,684	
水産物売払代金	29,136	29,338	32,378	32,068	33,684	
諸収入	3,956	4,731	5,481	6,131	5,054	
受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
水産受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
水産受託事業収入	2,200	2,700	3,500	3,548	3,548	
雑入	1,756	2,031	1,981	2,583	1,506	
雑入	1,756	2,031	1,981	2,583	1,506	
電気料個人負担金	726	701	1,048	1,147	958	
水道料個人負担金	3	3	2	3	4	
保険料被保険者負担金	692	991	629	745	368	
共済組合共済費返還金	0	0	0	1	0	
職員手当返還金	0	0	0	425	0	
雑入農林水産費	333	334	300	259	174	
歳入合計	33,294	34,243	38,018	38,361	38,892	

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・財産売払収入（水産物売払代金）

水産試験場の附置機関である栽培漁業センターと内水面総合センターでの種苗の売却収入。内水面総合センターでの売払収入は、アユ種苗販売の 18,838 千円。

アユ種苗には、2月から3月にかけて販売される中間育成用アユ種苗と、4月から6月にかけて販売される河川直接放流用のアユ種苗がある。中間育成用アユ種苗は、販売先の漁業協同組合で飼育された後、河川に放流される。

種苗販売契約時の契約単価は、福井県内水面漁業協同組合連合会との種苗対策会議で決定する。その際、中間育成用種苗については、秋田県、群馬県、宮城県等、12県での販売単価を、河川直接放流用アユ種苗については、供給量全国1位の琵琶湖産アユ種苗生産業者20社の統一価格である標準価格を参考にしている。

(2) 監査要点

- ① 収納額の算定が法令等に準拠して行われているか。
- ② 収納額の算定が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ③ 収納額の徴収が法令等に準拠して行われているか。
- ④ 生産物の販売方法は妥当か、販売価格の決定方法は合理的か。

(3) 監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。
- ② 業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認する。
- ③ 調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。
- ④ 各種生産物の販売方法の妥当性、販売価格決定方法の合理性を各種資料の閲覧、担当者への質問により検討する。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。手続の詳細については以下のとおり。

・財産売払収入（水産物売払代金）

抽出したサンプルにつき調定決議書、伺書、納入通知書、契約書、随意契約理由書、アユ種苗出荷計画、アユ種苗出荷実績書、他県でのアユ種苗販売状況の説明書等を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

なお、(5)に販売価格の設定手続に関する意見を記載している。

(5) 意見

販売価格の設定手続について

販売価格は、中間育成用種苗については他県の試験場等の販売価格の平均値、河川直接放流用アユ種苗については供給量全国1位の琵琶湖産アユ種苗生産業者20社の統一価格

である標準価格を採用している。販売価格の設定上、種苗の育成コストは考慮されていない。

【意見】

販売価格の設定手続上、コストは考慮されていない。種苗生育にかかるコストを把握することは経済性・効率性の観点から重要である。

内水面漁業の振興を図るという内水面総合センターの目的上、種苗の販売により費用を回収することは困難であるにしても、種苗の育成にどういったコストがどれくらいかかっているか現状を把握することは、県民への説明責任といった観点からも重要であると考ええる。

この場合のコストには現金支出を伴う費用だけでなく、設備の減価償却費といった間接費、コストの中で重要な比率を占める職員の人件費も含まれる。コスト認識のためには、職員の業務日報の作成、機器・設備の使用状況の把握といった作業が必要となると考えられる。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	260	1,008	1,264	1,428	1,340
総務管理費	234	1,008	1,220	1,428	1,340
一般管理費	0	818	989	1,218	1,090
共済費	0	20	24	26	26
賃金	0	786	957	924	978
旅費	0	12	8	268	85
財産管理費	234	189	230	209	250
役務費	122	100	133	106	133
公課費	111	89	97	103	117
防災費	26	0	43	0	0
防災総務費	26	0	43	0	0
旅費	4	0	10	0	0
需用費	10	0	21	0	0
役務費	10	0	11	0	0
衛生費	37	19	0	0	0
環境衛生費	37	19	0	0	0
公害対策費	37	19	0	0	0
旅費	8	3	0	0	0
需用費	16	5	0	0	0
役務費	12	10	0	0	0
労働費	4,609	4,902	0	0	0
労政費	4,609	4,902	0	0	0
労政総務費	4,609	4,902	0	0	0
共済費	50	61	0	0	0
賃金	2,274	2,403	0	0	0
旅費	15	7	0	0	0
需用費	2,269	2,429	0	0	0
農林水産費	286,377	340,611	279,074	289,847	330,704
農業費	2,211	2,163	1,913	2,579	880
農業総務費	1,743	1,663	1,413	2,161	399
共済費	904	917	1	847	69
報償費	50	50	71	80	100
旅費	697	510	1,062	906	200
交際費	0	0	0	0	0
需用費	34	131	7	5	8
役務費	2	1	0	21	21
使用料および賃借料	3	0	0	300	0
負担金補助および交付金	49	52	270	0	0
農業試験場費	468	500	500	417	481
旅費	5	0	0	0	0
需用費	462	425	500	417	481
役務費	1	0	0	0	0
負担金補助および交付金	0	75	0	0	0
水産業費	284,165	338,447	277,161	287,268	329,823
水産業総務費	264	6	300	910	0
旅費	119	0	300	15	0
需用費	144	6	0	417	0

役務費	0	0	0	5	0
委託費	0	0	0	172	0
使用料および賃借料	0	0	0	299	0
水産業振興費	24,800	29,373	21,753	19,674	17,378
賃金	1,039	957	1,199	1,442	891
報償費	525	539	436	365	271
旅費	1,349	1,004	605	789	696
需用費	17,724	18,149	14,607	12,344	9,796
役務費	1,021	840	1,021	594	1,231
委託料	1,481	2,354	2,238	2,037	1,740
使用料および賃借料	911	4,873	1,363	1,421	858
工事請負費	281	281	281	0	0
備品購入費	467	374	0	679	1,893
漁業調整費	701	571	621	621	588
賃金	528	528	528	528	576
旅費	2	0	3	0	0
需用費	100	43	89	93	12
役務費	70	0	0	0	0
漁業取締費	0	173	0	0	0
需用費	0	173	0	0	0
水産試験場費	56,550	151,539	97,585	86,057	134,105
報酬	0	1,896	1,896	0	0
共済費	61	643	778	114	70
賃金	1,685	2,095	4,367	3,778	1,698
報償費	692	704	930	1,256	456
旅費	4,176	8,125	4,981	6,291	8,124
需用費	28,057	44,399	49,392	49,569	54,496
役務費	1,615	1,805	2,848	2,185	2,360
委託料	5,826	10,163	12,245	11,738	12,764
使用料および賃借料	1,354	1,165	1,144	1,234	1,129
工事請負費	13,059	68,564	8,867	7,689	50,382
備品購入費	0	11,955	10,114	2,178	2,572
負担金補助および交付金	21	21	20	20	50
栽培漁業センター費	90,917	53,233	53,438	77,060	74,314
共済費	108	109	156	124	104
賃金	1,842	2,843	3,102	3,382	3,999
旅費	537	364	542	707	841
需用費	43,167	40,063	39,570	56,984	45,650
役務費	1,465	1,433	1,413	1,689	2,163
委託料	8,239	8,295	8,494	10,736	12,538
使用料および賃借料	211	51	102	92	170
工事請負費	32,559	0	0	3,088	8,694
備品購入費	2,740	29	15	212	111
負担金補助および交付金	36	36	36	36	36
公課費	8	6	6	6	6
内水面総合センター費	110,931	103,550	103,462	102,944	103,437
報酬	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896
共済費	589	600	606	614	618
賃金	4,152	4,037	3,861	3,403	3,834
旅費	714	795	971	1,137	1,465
需用費	57,343	50,864	53,792	53,220	48,822
役務費	672	379	463	302	404

委託料	43,696	43,533	38,327	40,020	40,571
使用料および賃借料	799	1,187	1,079	1,215	1,248
工事請負費	0	0	0	0	918
備品購入費	805	0	2,207	842	3,233
負担金補助および交付金	261	256	257	291	424
商工費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
工鉦業費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
中小企業振興費	43,787	52,472	44,571	15,144	36,469
賃金	1,727	0	0	385	3,300
報償費	0	0	0	72	54
旅費	32	0	82	387	800
需用費	6,621	0	139	3,760	12,015
役務費	76	0	0	13	592
委託料	2,792	0	36,435	3,348	1,417
使用料および賃借料	0	0	0	74	847
備品購入費	32,538	52,472	7,914	7,103	17,442
土木費	0	0	3,096	0	0
土木管理費	0	0	3,096	0	0
建築指導費	0	0	3,096	0	0
委託料	0	0	3,096	0	0
教育費	0	0	12	0	0
社会教育費	0	0	12	0	0
社会教育指導費	0	0	12	0	0
需用費	0	0	12	0	0
(歳出合計)	335,073	399,015	328,018	306,420	368,514

注：上記歳出金額は、水産試験場、栽培漁業センター、内水面総合センターの3施設での歳出金額の合計値である。

②主な支出の内容

平成27年度の内水面総合センター（水産試験場および栽培漁業センター含む）の支出額は368,514千円となっている。全額が内水面総合センターの歳出となる農林水産費/水産業費/内水面総合センター費は103,437千円である。その他の項目にも内水面総合センターの支出が含まれているが、分けることはできない。農林水産費/水産業費/内水面総合センター費のうち、主な支出は需用費48,822千円および委託料40,571千円である。

③増減コメント

以下は、農林水産費/水産業費/内水面総合センター費についての増減分析である。平成27年度の農林水産費/水産業費/内水面総合センター費の備品購入費3,233千円は主として内水面漁業紹介映像装置2,700千円によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合规性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	福井県内水面総合センター管内案内・アユ種苗生産業務等委託
2	備品購入費	内水面漁業紹介映像装置
3	需用費_消耗品費	(内水面 C) サクラマス簡易魚道トラップおよび人工産卵床
4	使用料および賃借料	(内水面 C) アユ種苗移送用運搬車借上げ
5	需用費_修繕料	(内水面 C) 展示水槽内照明修繕
6	工事請負費	(内水面 C) 受付カウンター設置工事
7	報酬	(内水面 C) 魚の相談員報酬

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

福井県内水面総合センター管内案内・アユ種苗生産業務等委託

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、福井県内水面総合センター管内案内・アユ種苗生産業務等委託の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150005009)	決裁日：平成 27 年 3 月 3 日	8,384,040 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 26 日	7,710,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	8,326,800 円 (税込)
委託契約書	平成 27 年 4 月 1 日	8,326,800 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 8 月 31 日	8,326,800 円 (税込)
請求書 (3 月分)	平成 28 年 4 月 1 日	693,900 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 4 日	693,900 円 (税込)

No.2【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

内水面漁業紹介映像装置

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、内水面漁業紹介映像装置の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150005009)	決裁日：平成 27 年 11 月 30 日	3,456,000 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 12 月 25 日	2,500,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	2,700,000 円 (税込)
売買契約書	平成 27 年 12 月 28 日	2,700,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 18 日	2,700,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 4 月 5 日	2,700,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 6 日	2,700,000 円 (税込)

No3【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

(内水面 C) サクラマス簡易魚道トラップおよび人工産卵床

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150064345)	決裁日：平成 27 年 9 月 9 日	739,800 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 9 月 14 日	671,300 円 (税抜)
請書	平成 27 年 9 月 14 日	725,004 円 (税込)
支出負担行為書	—	725,004 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 9 月 14 日	725,004 円 (税込)
請求書	平成 27 年 11 月 6 日	725,004 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 11 月 16 日	725,004 円 (税込)

No4【使用料および賃借料】

<検討の対象とした調達業務>

(内水面 C) アユ種苗移送用運搬車借上げ

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150064345)	決裁日：平成 28 年 1 月 18 日	544,320 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 1 月 25 日	504,000 円 (税抜)
請書	平成 28 年 1 月 25 日	544,320 円 (税込)
支出負担行為書	—	544,320 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 2 日	544,320 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 3 日	544,320 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 8 日	544,320 円 (税込)

No5【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

(内水面 C) 展示水槽内照明修繕

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150123213)	決裁日：平成 28 年 2 月 22 日	549,180 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 2 月 26 日	494,000 円 (税抜)
請書	平成 28 年 2 月 26 日	533,520 円 (税込)
支出負担行為書	—	533,520 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 18 日	533,520 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 28 日	533,520 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 1 日	533,520 円 (税込)

No6【工事請負費】

<検討の対象とした調達業務>

(内水面 C) 受付カウンター設置工事

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150118252)	決裁日：平成 28 年 2 月 8 日	1,038,960 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 2 月 16 日	850,000 円 (税抜)
工事請負契約書	平成 28 年 2 月 16 日	918,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	918,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	918,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 31 日	918,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 1 日	918,000 円 (税込)

No7【報酬】

<検討の対象とした調達業務>

(内水面 C) 魚の相談員報酬

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
雇用伺 (No 150007362)	決裁日：平成 27 年 4 月 1 日	1,896,000 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書 (3 月分)	平成 28 年 3 月 3 日	158,000 円 (税込)

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

① 予算歳出の管理について

平成 22 年度において、水産試験場に栽培漁業センターおよび内水面総合センターを統合している。そのため、歳出については 3 施設の合計が水産試験場の支出額として計上されている。また、水産試験場の支出額うち、農林水産費/水産業費/栽培漁業センター費は栽培漁業センターにおいて、農林水産費/水産業費/内水面総合センター費は内水面総合センターにおいてそれぞれ発生した支出であるが、そのほかの項目にも栽培漁業センターや

内水面総合センターの支出は入っている。

【意見】

予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	6	21,705
指名競争入札	1	7,711
随意契約	25	12,726

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	22
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	3
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	25

随意契約の理由は、88.0%が金額によるものであり、残りの12.0%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達の高額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	2	15	9	1
契約金額の合計（千円）	129	4,732	6,330	1,663

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約について（契約金額1,000千円以上）

No	名称	委託金額 （千円）	契約方法 （参加数）	請負率 （%）	契約期間	注
1	館内案内・アユ種苗生産 等業務委託	8,326	一般競争 (1)	99.3	H27.4.1 から H28.3.31	1、2

2	庁舎等清掃業務	7,711	指名競争 (8)	90.0	H27.4.1 から H28.3.31	
3	機器管理業務委託	5,292	一般競争 (1)	97.9	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
4	排水処理槽水質管理清掃 業務委託	2,592	一般競争 (1)	94.3	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
5	植栽維持管理業務委託	2,103	一般競争 (13)	24.2	H27.4.1 から H28.3.31	3
6	排出水水質測定業務委託	1,922	一般競争 (4)	97.2	H27.4.1 から H28.3.31	
7	自動制御機器保守管理業 務	1,663	随意契約 (1)	94.0	H27.4.1 から H28.3.31	1
8	管理棟空調設備保守点検 業務委託	1,468	一般競争 (1)	95.7	H27.4.1 から H28.3.31	1、2

注1：5年以上継続して同一業者に委託している契約。

注2：一般競争入札により契約しているが、結果として1社のみ参加となっている。

注3：平成25年度より、業者の価格のたたき合いが始まり過当競争により減額となっている。平成28年度には平成24年度以前の水準に戻っている。

⑤主な工事請負契約（契約金額1,000千円以上）

該当する工事請負契約はない。

⑥主な備品購入（購入金額1,000千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	内水面漁業紹介映像装置	2,700	一般競争 (1)	78.1	1

注1：一般競争入札により契約しているが、結果として1社のみ参加となっている。

⑦主な原材料購入（購入金額1,000千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額1,000千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	館内案内・アユ種苗生産等	一般競争入札の結果
2	機器管理業務委託	一般競争入札の結果

3	排水処理槽水質管理清掃業務委託	一般競争入札の結果
4	自動制御機器保守管理業務	保守対象機器の施工業者であり、特命随意契約となっている
5	管理棟空調設備保守点検業務委託	一般競争入札の結果

5件中1件が特命随意契約、残りの4件は一般競争入札の結果によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①燃料費のうち単価契約としているものについて

単価契約については、福井県財務規則第158条第1項但書において「一定期間継続して製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる」と定められており、それを受けて、同規則第167条の2において「第158条第1項ただし書の規定により単価で予定価格を定めることができる契約のうち、契約金額の総額を定めることができない契約にあつては、単価契約を締結することができる。」と定められている。

単価契約は契約事務の効率化と一定以上の数量を購入することを前提とした有利な価格での契約を目的に行われていると考えられるが、内水面総合センターでは、燃料として利用するA重油および灯油について単価契約を行っている。単価について、灯油は1年間に16回変更されている。

【意見】

灯油について年度当初に単価契約を結んでいるが、1年間に16回にわたって単価の見直しを行っている。全て、市況の変化を理由にしているものであり、合理的な理由はある。契約上も「・・・社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は・・・単価の変更を行うことができる」との記載があり、問題はない。

燃料に関しては市場価格が変動することは当然であり、変更ルール（〇〇市場の〇〇価格の変動幅と同じとするなど）が契約当初より明確に決められているとよい。

②入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が1者のみとなっている案件がある。

【意見】

可能な限り一般競争入札または指名競争入札とするよう努力している結果、一般競争入札における入札参加者数が少ない案件がある程度発生することは仕方がないと言える。なお、入札参加者数が1者となる場合で考えられる要因は、入札案件の広報不足の場合や案件の仕様書の内容を実現できる業者が1者しかない場合、もしくは案件の設計価格が低すぎて業者にとって案件に入札参加する経済的なメリットがほとんどない場合などが考えられる。詳細は総論にて記載するが、入札参加者が1者となってしまう場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

③内水面総合センターの位置付けについて

内水面総合センターは、公設試ではあるが、展示スペースが充実しており、イベントも季節ごとに実施しており、集客施設としての機能も持ち合わせている。現在の来館者数は年間3万2千人となっている。なお、平成27年度までは、館内案内業務とアユ種苗生産等業務を一つの委託業務として外部委託しており、館内の案内業務の対応日数は年間181日となっていた。平成28年度からは館内案内業務とアユ種苗生産等業務は別の業務として外部委託し、委託職員常駐の受付カウンターを設置したため、館内の案内業務の対応日数は年間307日と大幅に増加している。

【意見】

内水面というあまり馴染みがない単語かもしれないが、当該センターはアユなどの淡水魚資源を保全するという大きな役割を担っている。そもそも、集客施設としての機能を有しているのは、近年淡水魚にとって河川環境が悪化しており、その大きな要因であるオオクチバスやコクチバスの脅威について周知させるためである。そのためには児童向けだけでなく、バス釣りをする年代へのアピールも必要である。福井の河川のイメージや環境保全はこの施設の広報力にかかっていると看做してもよい。

今後も来館者数を増加させるために展示内容の充実やサービスの向上を図るべきである。幸運なことに福井県には参考とすべき成功施設がある。児童科学館（エンゼルランドふくい）と恐竜博物館である。前者は「エンゼルランドふくい」という名称が知名度アップにある程度寄与したと考えられる。内水面総合センターにも愛称をつけてもよいと考える。なるべくお金をかけずに成果をあげることが重要である。

④借地契約について

内水面総合センターには一部借地があり、その契約期間は平成13年から20年間の定期

契約となっており、自動更新条項はない。更新のためには3か月前までに申し出をする必要があるとの契約となっている。

【意見】

自動更新条項がないため、契約更新の方針である場合には早めに更新の申し出を行う必要がある。定期借地契約のため、先方に契約更新の意思がなければ契約更新はできないこととなる。外部監査としては、長期的な運営が見込まれている公共施設の借地契約は通常の借地契約で自動更新ありとすべきであるとする。

6. 財産管理事務

(1) 概要

福井市東部と永平寺町松岡にまたがっている当機関は九頭竜川に接しており、管理棟、飼育棟、飼料培養棟、濾過棟などのほか、一般市民が利用できる展示施設およびふれあい広場（人工せせらぎ）がある。

大量生産し配布する種苗としてアユを人工飼育しているほか、研究用にサクラマス、アラレガコを飼育している。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成27年4月1日）

・土地：敷地面積 13,867.02 m²、評価額 204,000 千円

・建物：延べ面積 4,763.2 m²、評価額 201,496 千円

主な建物（300 m²以上）

名称	造り	階数	面積 (m ²)	評価額 (千円)
管理棟	鉄筋コンクリート	2	1,315.92	94,129
展示棟	鉄筋コンクリート	2	370.49	26,501
飼育棟	鉄筋コンクリート	1	532.00	25,467
機械濾過棟	鉄筋コンクリート	2	503.00	24,079
飼育棟 (アユ)	鉄骨造	1	999.56	12,974
機械濾過棟 (アユ)	鉄筋コンクリート	2	386.28	7,893
飼料培養棟	鉄骨造	1	435.15	5,881

・使用許可財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間使用料 (千円)	許可相手先
土地	碑の設置	2.7	免除	東藤島公民館
建物	事務所	26.27	129	県内水面漁連

・借受財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間借受料 (千円)	借受先
土地	敷地	104.0	42	九頭竜川鳴鹿堰堤土地改良区連合
土地	敷地	992.0	520	個人5名
計		1,096	562	—

・ 工作物：評価額 46,481 千円

主な工作物

名称	構造	評価額 (千円)
人口せせらぎ (池)	庭石、石	32,382

・ 立木竹

区分	樹種	本数	評価額 (千円)
立木	24	2,287	5,270

② 重要物品 (基準日：平成 28 年 4 月 1 日)

・ 船舶 (総トン数 20 トン未満)：評価額 2 隻合計 413 千円

名称	用途	重量 (kg)	評価額 (千円)
小型ゴムボート	漁業保全調査、	58.5	288
小型ボート	外来魚調査	20.0	125
計		78.5	413

・ 福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	項目	(取得価格, 千円)	(%)
03	箱、棚、台類	1,408	1.7
06	音響、照明用具類	2,700	3.2
07	写真、光学用具類	10,041	12.1
08	測定、測量、標示用具類	4,706	5.7
14	医療機械、器具類	2,058	2.5
15	ちゅう房用具類	1,365	1.6
20	産業機械類	14,728	17.7
21	鑑定、分析、試験用具類	46,158	55.5
	総額	83,165	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多い。食品加工の試験研究機関なので、「15 ちゅう房用具類」が多いことに特徴がある。

- ・金額が大きい物品（上記の総額の5%以上）

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	品名	(取得価格, 千円)	(%)
21	水質検査器	13,329	16.2
21	粒度分析装置	7,930	9.7
21	循環式飼育システム	7,612	9.3
21	検体処理用器具	4,364	5.3

③ 知的財産権（基準日：平成28年3月31日）

所有している知的財産権はない。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。所有している知的財産権はない。

③ 毒劇物

海洋開発部、栽培漁業センターおよび内水面総合センター共通の独自の規程等として、「試薬保管管理要領」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

【意見】

借受土地に関して作成する借受財産台帳において、所在地欄に「他1筆」「他2筆」と記載しているため、地番が明確でないものがあつた（他の資料よりその地番は把握できた。）。台帳は固定資産管理の基本となる帳簿であるため、該当する地番は略さずに所在地欄（地番が多い場合は備考欄）に全て記載するのが望ましい。

② 知的財産権

特に記載すべき事項はない。

③ 毒劇物

詳細は「V. 水産試験場 6. (5) ③毒劇物」の頁を参照。【意見】についても同頁を参照。

VIII. 畜産試験場

1. 畜産試験場の概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 142 条
所管課	農林水産部生産振興課
設置年月	昭和 38 年 1 月
設置目的	畜産資源を培養強化し、営農改善の推進を図る。

(2) 所在地

施設	所在地
畜産試験場	坂井市三国町平山 68-34
奥越高原牧場	勝山市平泉寺町池ヶ原 230
嶺南牧場	三方上中郡若狭町安賀里 77-1

※奥越高原牧場と嶺南牧場では試験研究業務は行っていない。

(3) 沿革

年月	概要
昭和 15 年 2 月	福井県立農民道場設置
昭和 24 年 4 月	福井県立経営伝習農場に改称
昭和 24 年 9 月	福井県立種畜場と合併し、福井県有畜営指導所とする
昭和 38 年 1 月	福井県畜産試験場に改称
平成 21 年 4 月	奥越高原牧場と嶺南牧場を附置機関とする
平成 24 年 4 月	ふれあい体験施設「なかよしとんがり牧場」を開設

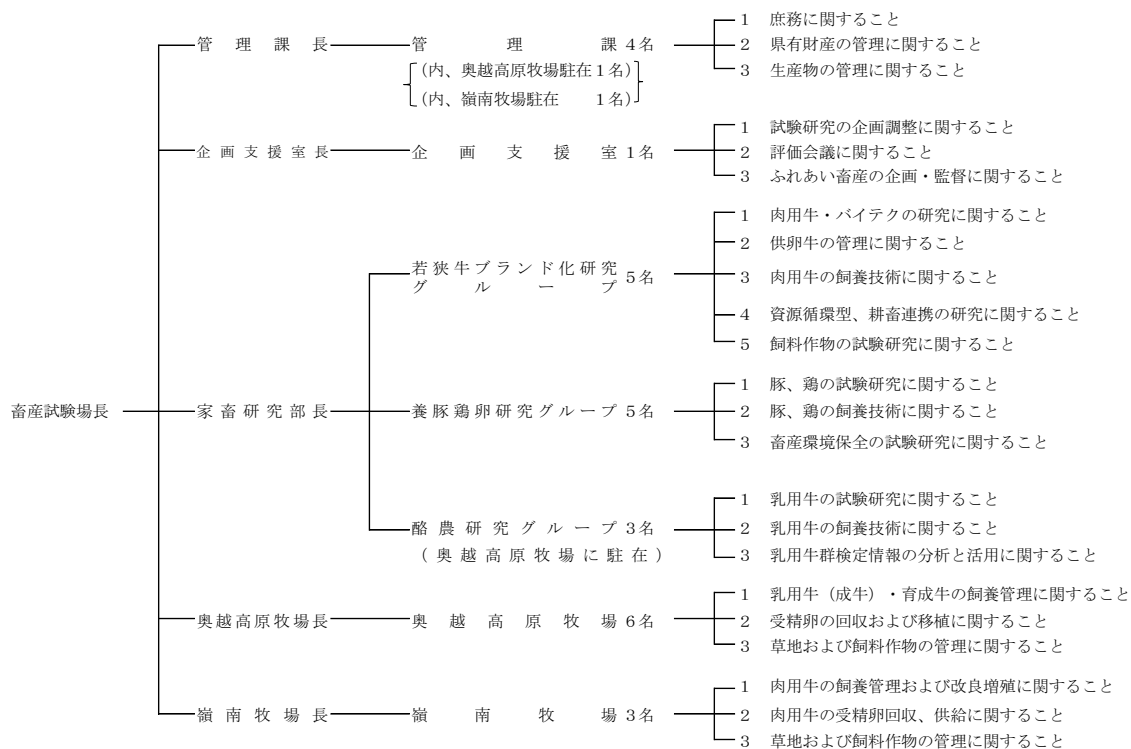
(4) 組織

組織および分掌事務

(平成28年4月1日現在)

(組織)

(分掌事務)



(5) 主な業務

① 家畜の飼養技術、繁殖技術に関する事
② 家畜の改良および能力調査に関する事
③ 畜産物の分析および品質の向上に関する事
④ 飼料作物の育種および栽培利用に関する事
⑤ 試験研究の成果の普及指導に関する事
⑥ ふれあい畜産事業の企画および実施に関する事

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	5	9	7	6	6
技術職	35	29	28	23	24
〈獣医師〉	(11)	(10)	(9)	(8)	(9)
〈畜産〉	(15)	(14)	(14)	(11)	(9)
〈農学〉	(2)	(3)	(2)	0	0
〈農林業〉	(1)	(2)	(3)	(4)	(6)
〈畜産技術員〉	(3)	0	0	0	0
〈農業技術員〉	(3)	0	0	0	0
臨時任用職員	0	0	1	2	2
事務補助員	1	1	1	1	1
合計	41	39	37	32	33

※奥越高原牧場・嶺南牧場含む

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	2	0	0	0	1
技術職	5	6	3	0	1
臨時任用職員	0	1	0	0	0
事務補助員	0	0	1	0	0

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
獣医師	6
家畜人工授精師	2
普及指導員	5

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	夏場の体温上昇抑制による乳牛の生産性改善技術の確立	近年、急激な温暖化などにより夏場における暑熱に起因する乳牛の生産性低下が大きな問題となっている。このため、乳牛のルーメン（第1胃）の発酵熱が体温上昇に及ぼす影響に着目し、ルーメンの発酵状態と体温との関係を解明するとともに、糖源物資などを活用する飼料給与技術を確立する。	H26～27	事前評価 H25.8.9
2	胎盤停滞のない昼分娩誘導技術の確立	乳牛において、通常労働時間での分娩を誘導するため、生理活性物質による誘起法があるが、不用となった胎盤が出ないという疾病が多発することがある。そこで、胎盤剥離誘導のための技術を確立する。	H26～27	事前評価 H25.8.9
3	県産飼料フル活用による低コスト高付加価値化牛乳生産技術の確立	TPP の影響で本県の生乳生産がなくなるとされ、対抗するためには、乳牛の飼料費低減と牛乳の高付加価値化を図る必要がある。そのため、県産飼料をフル活用することで飼料費低減するとともに健康機能性成分を増強させる乳製品の高付加価値化を図る。	H27～29	事前評価 H26.8.8
4	三ツ星若狭牛の開発	食肉の美味しさの新たな指標とされる「オレイン酸」を向上する技術の開発および美味しさに関与する遺伝子の活用による優良牛の選定技術を確立し、県内産飼料をできる限り使用した安全で安心な若狭牛の開発を行う。	H25～27	事前評価 H24.8.3
5	三ツ星若狭牛増産のための受精卵移植受胎率向上技術の確立	和牛受精卵移植を活用した若狭子牛の生産拡大のため、繁殖性低下を引き起こす酸化ストレスやホルモンバランスに着目し、それらを改善する抗酸化機能物質等を活用した受精卵の発育促進と受卵牛の状態向上技術を確立する。	H26～27	事前評価 H25.8.9

6	おいしい新ふくいポーク生産技術の開発	TPP の動向により海外から大量の豚肉が市場が出回り、ふくいポークブランドが消滅する恐れがあるため、肉の品質・市場での評価が良いパークシャー種を利用した従来の三元交配よりも生産性が低下しない交配方法を確立する。	H27～28	事前評価 H26.8.8
7	卵肉兼用種による新しい越前地鶏作出のための実証試験	近年の食生活の多様化に伴う消費者ニーズに対応するため、従来の越前地鶏の鶏種、交配方法、給与飼料、流通等を再検討し、問題点を克服するための実証試験を行うことにより、新しい越前地鶏を開発する。	H26～28	事前評価 H25.12.17,18

(8) 収支の状況

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	129	129	131	131	131
財産収入	2,744	9,299	4,080	6,032	16,197
諸収入	909	777	1,242	1,616	908
歳入合計	3,783	10,206	5,454	7,780	17,238

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	656	569	530	611	585
衛生費	0	0	635	0	993
農林水産費	58,476	66,185	56,665	59,663	60,602
商工費	21,250	12,499	20,632	29,651	13,455
歳出合計	80,384	79,255	78,464	89,927	75,636

職員人件費※					241,166
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	2,966,982	H27.4.1
					千円	229,240	
			建物		m ²	19,867	
					千円	343,747	
			貸付財産		千円	163	H28.4.1
			使用許可財産		千円	295	
	借受財産		千円	598			
	2	不動産の 従物	工作物		千円	60,235	H27.4.1
			立木竹	果樹	千円	×	
				庭木	千円	×	
				立木	千円	1,615	
	3	知的財産権	特許権		件	×	H28.3.31
実用新案権			件	×			
意匠権			件	×			
商標権			件	×			
品種登録			件	×			
著作権			件	×			
物品	4	重要物品	自動車		千円	188,774	H28.4.1
			上記以外		千円	231,200	
	5	その他	動物			○	H28.3.31
			図書目録			×	H28.12.31

(注) ・数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

畜産試験場は、本県の農業基本政策を反映した「ふくいの農業基本計画」（平成 26 年 3 月策定、平成 28 年 3 月改定）のもと試験研究活動を行っている。

「ふくいの農業基本計画」においては、以下の基本理念が掲げられている。

「本県の農業を利益の上がる産業へステップアップさせる」

「マーケット・インの精神での農産物や加工品等の開発・生産を行う経営の複合化・多角化による農業産出額の拡大と、農業経営の効率化による農家所得の増大を同時に目指します」

「農業技術・経営能力に優れ、次世代農業を支えるプロフェッショナルな農業者を確保します」

基本理念のもと、重点戦略として以下の 5 つが掲げられている。

- ・競争力のある農産物づくり戦略
- ・儲かる農業経営者の確保・育成戦略
- ・「福井の食」販売拡大戦略
- ・特色ある農業の活性化戦略
- ・試験研究機関の改革（オリジナル品目や次世代生産技術の開発にテーマを重点化するとともに、外部の力を取り入れながら農林水産試験研究機関の総合力を発揮し、スピーディーに成果を発現します）

畜産試験場は“産業振興系”の公設試に分類され、「夢のある力強い畜産農家の実現」をキャッチフレーズに、県内の畜産農家の売上増・コスト削減を通じて産業振興を推進することを究極の目的としている。

行政活動をまとめると、以下のようになる。

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
産業振興系 (農林水産系)	歳出予算(※) 75 百万円 人件費 241 百万円	研究開発 技術支援 ・技術指導 ・技術相談	技術移転 ・共同研究 ・特許出願 ・品種登録 ・説明会等	・戸数増加による売上増加 ・技術革新によるコスト削減等	県内の畜産農家

(※) 歳出予算 75 百万円の中には、本庁計上分の人件費 241 百万円が含まれていない。
したがって人件費を含めた上での支出予算は 316 百万円となる。

「研究開発」業務について

研究業務は、戦略的研究、課題解決研究および提案型共同研究に区分される。

戦略的研究	オリジナル品目など、大きな生産振興を目指す研究。ICT 活用、環境に配慮する技術、機能性成分など次世代につなげる研究
課題解決研究	低コスト化、省力化など生産現場の課題を解決する
提案型共同研究	提案に基づき農林漁業者の施設等を活用し実施する実施する共同研究

平成 27 年度の研究課題の種類、予算額および財源は以下のとおりである。

	研究課題	種類	予算額	財源
1	夏場の体温上昇抑制による乳牛の生産性改善技術の確立	戦略的研究	870 千円	国庫（特電）
2	胎盤停滞のない昼分娩誘導技術の確立	戦略的研究	0 千円	国の独法との共同研究
3	県産飼料フル活用による低コスト高付加価値化牛乳生産技術の確立	戦略的研究	2,471 千円	国庫（特電）
4	三ツ星若狭牛の開発	戦略的研究	3,480 千円	国庫（特電）
5	三ツ星若狭牛増産のための受精卵移植受胎率向上技術の確立	戦略的研究	3,337 千円	国庫（特電）
6	おいしい新ふくいポーク生産技術の開発	戦略的研究	2,931 千円	国庫（特電）
7	卵肉兼用種による新しい越前地鶏作出のための実証試験	戦略的研究	803 千円	一般

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の2つのことを意味する。

- ・研究課題を実行することにより、成果 (outcome) に結びつく割合を高める (=有効性)
- ・研究課題の実行過程において、活動 (input) が結果 (output) に結びつく割合を高める (=効率性)

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の2要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

研究課題の選定プロセスは、「戦略的研究」と「課題解決研究」とで異なっており、主な流れは以下のとおりとなる (※農業試験場と同じ)

		戦略的研究	課題解決研究
11～12月	課題案募集	内部から募集 (関係課等の提案、研究員のアイデア等)	広く内外から募集 (農林水産業者、農林総合事務所、企業、行政、研究等)
1～5月	課題化検討	<ul style="list-style-type: none"> ・場内検討チーム ・生産者調査、企業等調査、マーケティング調査、関係者協議 ・所管課長ヒアリング ・技幹ヒアリング ・部長ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題化・技術移転連絡会議等 ・普及指導組織との会議等
6～7月	ブラッシュアップ	アドバイザーボード	関係課との協議
8～10月	課題選定	<ul style="list-style-type: none"> ・場長ヒアリング ・内部評価会議 ・外部評価会議 ・試験研究改革チームヒアリング ・予算ヒアリング(予算化の最終判断) 	

上記の研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。なお、提案型共同研究については、1年以内に完了するような研究を対象としており外部評価を受けていては着手が1年遅れとなるため、上記プロセス外での対応となる。

研究課題の種類について確認したところ、ここ数年は「課題解決研究」の採択はなく、全て「提案型共同研究」として採択されているとのことであった。

【意見】

たしかに県内の畜産農家は戸数も少ないため(乳牛25戸、肉牛35戸、豚5戸、鶏卵25戸、ブロイラー3戸)、提案型共同研究を介した個別対応でも事業者のニーズを満たすことは可能かもしれない。しかし、そうであったとしても、外部評価の対象外となってしまう第三者の客観的なチェックが入らなくなるため、安易に提案型共同研究で対応すべきではないと考える。県内の畜産農家全体に対する研究成果の汎用性という点からも、極力、課題解決研究として課題採択することが望ましい。

② 研究チームの編成について

各研究課題には平均 2.1 名（技術職 15 名 ÷ 7 課題）の担当者がついており、それぞれの課題に正副の責任者がいる。技術職 15 名のうち 11 名が在籍期間 3 年未満であり、長期在籍者が少ない。

【意見】

動物の飼育には時間がかかるため研究期間が長期となる傾向にあり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。

③ 進捗管理について

「研究進捗状況報告」を四半期毎に作成し、企画運営会議（場長、部長レベルの会議）にて担当研究員より説明を受けている。日次の活動管理ツールとしては、各研究員が個人的に作成している研究メモはあるものの、オフィシャルの日報は作成されていない。

【意見】

研究活動で発生する最大の経費は人件費であり、各研究課題に研究員の人件費を配賦する上でも「何の活動に」「何時間費やしたのか」の情報は必須であり必ず記載すべきであると考えます。

たしかに公設試の研究員は研究活動のみに専念しているわけではなく、ウェイトとしては技術相談や技術支援活動の方が大きいかもしれない。県の公設試としての社会的役割期待に応える上で技術相談等の支援業務は重要であるし、研究テーマ設定にあたり地場産業のニーズを把握する上でも当該業務は不可欠であることは外部監査としても認識している。また、研究活動自体においても、民間の研究活動と異なり個社の利益追求を目的とするものではなく、あくまでも地場産業の底上げという使命があるため、短期的には採算を度外視せざるを得ないこともあるかもしれない。

しかしながら、限りある財源の中で行政サービスを展開する以上、試験研究機関であっても費用対効果と無関係に活動することは許されず、特に最大のコストである人件費の投入からはそれに見合う一定のリターンが要求される。そして、リターンを得るための投入コスト（人件費）を集計するためには、日報に記載された作業時間を介して「人件費単価×研究課題の作業時間＝人件費」として活用していくことが最も有効かつ効率的な方法であると考えます。「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。

④ 研究課題の評価について

i) 評価の実施方法

研究課題の評価に関する主な規程は以下のとおりである

- a. 福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン
- b. 福井県農林水産試験研究評価実施要領
- c. 福井県農林水産業活性化支援研究評価会議設置要領
- d. 福井県畜産試験場試験研究内部評価会議設置要領
- e. 畜産研究評価会議実施要領

「評価実施要領」には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

（評価の組織）

第 4 条 試験研究評価は、試験研究機関ごとに設置する研究期間内部評価会議や外部専門家や外部有識者等を加えた研究評価会議を農業、畜産、林業、水産の各試験研究分野ごとに設置し、評価を実施するものとする。

（評価の種類と実施方法）

第 8 条 研究課題評価の種類実施方法については、次のとおりとする。

（1）研究課題評価の対象

農林水産試験研究機関において実施される全ての研究課題について、評価を行う。ただし、別の機関等において別途厳正な評価が実施されるものや定型的な各種試験、生産業務、調査等については、評価の対象外とする。

（2）評価時期とその位置付け

研究課題評価は、毎年実施することとし、その実施時期や性質等により以下のよう分類する。

① 事前評価

新規に実施しようとする全ての課題について、技術的可能性や農林水産行政からみた重要性、独創性や新規性など多様な観点から、研究課題全体の計画および初年度の研究計画等について検討・評価を行うとともに、当該研究の円滑な推進に必要な事項について検討し、同時期に提案されている複数の研究課題との比較を行う中で、当該研究開始前年度の 8 月までに適否を評価する。

② 中間評価

研究期間が 5 年以上の長期にわたる課題について、研究開始後 3 年経過毎に当該研究の進捗状況、社会経済情勢の変化および関連分野の研究開発状況を踏まえ、事前評価実施時に研究全体の計画について、これまでの研究成果を基に当該研究の見直しの必要性の有無を含めた研究方針の確認を行い、再評価を行うとともに、当該研究の円滑な推進に必要な事項についても検討したうえで、研究継続の是非について

評価する。

③ 事後評価

研究終了時点において、事前あるいは中間評価の内容等との比較や予測された成果等目標への達成度について総括的な評価を行い、成果の活用・普及方法等について研究終了次年度の5月頃までに検討する。また、成功した要因または予定された成果が得られなかった要因を検討・評価することで、今後の研究活動の参考に資する。

④ 追跡評価

研究開発課題によっては、研究終了後に一定の時を経てから成果が確認され、普及促進が可能となり、実用化されるものも少なくないことから、研究終了後一定期間経過した主要な課題について、県域担当普及指導員、地域担当普及指導員および普及組織と連携する中で、その成果の普及促進を図るとともに、評価システムの高度化を図る観点から、研究成果の実用化や農林水産業への普及等の視点で評価を行い、今後の研究活動へのフィードバックが行える追跡評価を実施するよう努めるものとする。

「評価会議設置要領」には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

（目的）

第1条 福井県農林水産試験研究評価実施要領（以下「評価実施要領」という。）に基づく評価を実施するため、「福井県農林水産試験研究評価に関する基本的事項について」の第2に定めたとおり、農林水産試験研究分野ごとに研究評価会議を設置する。

（構成）

第2条 研究評価会議は、外部委員および別表の内部委員をもって構成する。

5 研究評価会議の外部委員は、6名以内とする。

（会議）

第3条

2 研究評価会議は、外部委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

「畜産研究評価会議実施要領」には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

3 研究課題評価の実施方法

(3) 評価の実施方法

ア 内部評価会議の実施

研究評価会議開催に先立って、畜産試験研究内部評価会議設置規程に基づき内部評価会議を実施し、研究評価会議の対象課題等についての事前検討を行う。

イ 研究評価会議の実施

② 研究評価会議は、農林水産試験研究評価に関する基本的事項について（以下「基本的事項」という。）および福井県農林水産試験研究課題における評価項目・基準について（以下「評価項目・基準」という。）に基づき、各研究課題の妥当性についての評価を行う。

ウ 課題化・技術移転連絡会議の実施

① 新規研究課題選定や研究成果の移転について実務的な協議を実施する。

(4) 研究課題評価の実施時期

研究課題評価は毎年実施することとし、各評価の時期は次のとおりとする。

ア 事前評価 新規の研究課題の選定、策定年度の7月頃

イ 中間評価 研究開始後2年経過毎の翌年度の7月頃

ウ 事後評価 研究が終了する年度の翌年度の7月頃

エ 追跡評価 研究終了後『普及に移す技術（分類「普及」）』として認められたのち、原則として4年を経過した年度の7月頃

(5) 評価結果の活用

ア 事前評価 新たな研究課題を決定する。

イ 中間評価 研究の継続、見直しを決定する。

ウ 事後評価 研究成果の普及・技術移転を図ると共に、必要に応じて新たな研究の展開を図る。

エ 追跡評価 更なる研究成果の普及・技術移転を図ると共に、必要に応じて新たな研究の展開を図る。

7 評価結果の公表

畜産試験場長は、評価結果を公開する。

① 農林水産技術連絡会議への報告

② 報道関係機関への情報公開

③ 広報誌、インターネット等の活用

ii) 平成27年度の研究課題評価結果について

開催日時

畜産研究外部評価 会議	平成27年7月22日	事前評価4テーマ 事後評価2テーマ 追跡評価1テーマ
----------------	------------	----------------------------------

農業研究評価会議委員の所属および役職

所属	役職
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所	企画管理部長
福井県立大学 生物資源学部	准教授
NPO 法人 田舎のヒロインズ	
福井県第一食肉協同組合	理事
芦原温泉女将の会	副会長
福井県農林水産部食料産業振興課	※内部委員 課長
福井県農林水産部生産振興課	※内部委員 課長

【評価結果方法の反映について】

課題ごとに、以下の基準に基づきA、B、C、C'、D、Eの総合判定（総合評価）をつける。なお、公表する評価実施報告書に記載するときは「C'」を「C」と記載する。

$A \geq 90$ 、 $90 > B \geq 65$ 、 $65 > C \geq 50$ 、 $50 > C' \geq 35$ 、 $35 > D \geq 10$ 、 $10 > E$

- A ……非常に優れてる
- B ……優れている
- C ……普通（やや優れている）
- C' ……普通（やや劣っている）
- D ……劣っている
- E ……非常に劣っている

【事前評価会議の結果】

事前評価結果、記述による評価等を勘案して、農林水産部長が、新規採択課題を最終決定する。なお、採択にあたっては、総合判定（総合評価）B以上を「採択すべき」、C以上を「採択してもよい」、C'以下を「採択すべきでない」として提示し、C以上の課題を中心に選定する。

【中間評価会議の結果】

総合判定（総合評価）で、CおよびC'となった課題については、研究計画の見直しを行う。Dとなった課題については、中止も含めて見直しを検討する。

総合判定で、Eとなった課題については、課題を中止する。

【事前評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	スペシャル若狭牛の開発（美味しさ成分が高まる飼養技術の確立）	畜産試験場	B (75.4)
2	福井県における簡易ハウスの開発および繁殖雌牛の周年放牧技術の確立	畜産試験場	B (72.1)
3	ET 技術を活用した乳用後継牛の効率的な生産技術の確立	畜産試験場	B (80.7)
4	ビタミン B1 の多い機能性豚肉生産技術の開発	畜産試験場	B (84.7)

【事後評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	粳米活用による若狭牛肥育技術	畜産試験場	B (85.3)
2	粳米配合飼料による鶏卵生産技術	畜産試験場	B (85.6)

【追跡評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	乳牛への飼料用玄米給与技術	畜産試験場	B (70.7)

iii) 個別発見事項

以下は、外部評価委員会報告書をレビューした上での個別発見事項である。

a. 評価票のコメントの記載

各評価委員のコメント欄の記載は総じて充実しているとの印象を受けたが、コメント欄が白紙のものも僅かではあるが発見された（代理出席のケースで）。

【意見】

規程上、委員に欠席が生じた場合の開催要件や、代理出席を認める旨の記載はない。外部評価委員会は民間会社の株主総会のような「個性のない多数の者の出席に基づく、多数決で物事を決める会議体」とは異なり、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、代理出席を認めるのであれば委員と同等の専門性の保持が要求される。

b. その他

<p>【意見】</p> <p>評価票の「評価委員のコメント」欄は「項目」欄と「所見」欄に分かれており、「項目」と「所見」とを対応させるような記載形式になっているが、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており、「項目」欄が有効に活用されていない。</p> <p>「項目」欄に関しては、事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価それぞれについて所定の評価項目を書くだけなので、最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。</p>
--

⑤ 成果普及の検証について

研究成果の普及状況は、畜産研究評価会議における追跡評価によって検証されている。平成 27 年に実施された追跡評価は以下の 1 件である（追跡評価報告書より）。

事業名	乳牛の生涯生産性向上を目指した飼養管理技術の開発	
研究課題	飼料用米を活用した低蛋白質飼料が泌乳最盛期の乳牛に及ぼす影響について	
技術名	乳牛への飼料用玄米給与技術	
研究担当部署	家畜研究部 酪農研究グループ	
協力機関	農研機構 畜産草地研究所	
研究成果の 現地効果	成果の普及 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の酪農家 8 戸が飼料用米を給与している（県内の 1 / 3） うち 4 戸が玄米を給与している。 ・ H27 年度米から給与を開始する酪農家が 1 戸（新規需要米契約済）、H28 年度以降の給与開始を検討している酪農家が 2 戸。 ・ 当技術ではエサ全体の 17% まで飼料用玄米を給与できるとしたが、現場での給与量は 7~10% にとどまっている。
経済的効果	当初見込	飼料費の 1 割低減：44,300 千円 【@435,810 (H22 年度搾乳牛 1 頭当たり年間飼育費) × 10% (低減) × 1,017 頭 (H22.3.31 経産牛頭数)】
	現在の効果	飼料費の 1 割低減：16,600 千円 【@568,932 (H25 年度搾乳牛 1 頭当たり年間飼育費) × 10% (低減) × 875 頭 (H27.3.31 経産牛頭数) × 1 / 3 (利用農家割合)】
問題点と今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕種農家とのマッチングや、飼料用米の加工処理、保管場の確保など、技術の導入以前の問題により、普及が十分でない。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・初期投資（粉砕機の購入など）は必要だが、当技術を活用することで、飼料費低減などのメリットが大きいことを再度説明していく。 ・JAなどに酪農家の作業負担（粉砕などの加工調整、保管・配送）を軽減する体制整備を呼びかける。
--	--

追跡評価報告書において「問題点および今後の対応」まで分析しているものの、それをフォローアップすることが制度上要求されていない。

【意見】

原因究明とその後のフォローアップを制度上明文化すべきである。
 本課題についての各評価委員の所見は総じて前向きであり、今後の改善努力次第で普及拡大が十分見込めるものと思われる。したがって、追加評価を今回限りで終了するのではなく、一定期間後に再度の追加調査を実施し、評価委員会の再評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくことが重要である。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	129	129	131	131	131	
使用料	129	129	131	131	131	
農林水産使用料	129	129	131	131	131	
畜産業使用料	129	129	131	131	131	
財産収入	2,744	9,299	4,080	6,032	16,197	
財産運用収入	21	21	130	71	118	
財産貸付収入	21	21	130	71	118	
土地貸付料	21	21	130	71	118	
財産売払収入	2,723	9,278	3,949	5,960	16,079	
物品売払収入	2,723	9,278	3,949	5,960	16,079	
動物売払代金	2,723	9,278	3,949	5,960	16,079	
雑収入	909	777	1,242	1,616	908	
違約金および延納利息	0	0	45	0	0	
延納利息	0	0	45	0	0	
雑収入	909	777	1,197	1,616	908	
電気料個人負担金	40	39	65	56	60	
水道料個人負担金	0	0	0	0	0	
保険料被保険者負担金	751	737	1,131	1,559	847	
共済組合共済費返還金	2	0	0	0	0	
職員手当返還金	115	0	0	0	0	
雑入農林水産費	0	0	0	0	1	
歳入合計	3,783	10,206	5,454	7,780	17,238	

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・財産運用収入（動物売払代金）

飼育農家への子豚の販売、または肥育牛、種豚を食肉として販売して得た売払収入。

子豚は年度初めに市場価格を勘案し、1 kg当たりの譲渡単価を設定（通常、300 円前後）。種豚譲受申請書により申請があった農家と種豚譲渡契約を結び、当該単価で販売する。また、研究用肥育牛、種豚は、本来の用途として使えなくなった場合、食肉として販売する。

食肉は、販売契約を結んでいる花咲ふくい農業協同組合で部位別にランク付けされ、市価で販売される。

下記表は、牛・豚の販売数の年次推移。牛（食肉）は、1頭あたり100万円前後で販売されるため、肥育牛を販売した年の売払収入は多くなる傾向にある。

a 表<動物売払の年次推移> (単位：頭)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27
和牛	肥育牛	0	4	6	0	10
豚	子豚	269	231	206	231	183
	種豚	4	2	4	1	3

(2) 監査要点

- ① 収納額の算定が法令等に準拠して行われているか。
- ② 収納額の算定が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ③ 収納額の徴収が法令等に準拠して行われているか。
- ④ 生産物の販売方法は妥当か、販売価格の決定方法は合理的か。

(3) 監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。
- ② 業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基つき適正に行われているかを確認する。
- ③ 調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。
- ④ 各種生産物の販売方法の妥当性、販売価格決定方法の合理性を各種資料の閲覧、担当者への質問により検討する。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において指摘すべき事項は以下のとおりである。

【指摘事項】

肥育牛（試験牛）の販売において、花咲ふくい農業協同組合と随意契約を結んでいるが、事務手続上、随意契約理由書が添付されていなかった。

契約は競争の方法による一般競争入札が原則であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～第9号に該当する場合、例外的に随意契約によることができる。随意契約は一般競争入札に比べて手続きが簡略であるが、その際も、手続きが簡便だという理由だけで安易に随意契約によることがないように、判断の妥当性を慎重に見極めなくてはならない。

当场では、肥育牛（試験牛）の販売取扱が花咲ふくい農業協同組合のみであることか

ら随意契約を結んでいる。当該契約に問題はなかったが、随意契約に至った根拠を随意契約理由書により明らかにし契約の透明性を高めることは、県民への説明責任といった観点からも重要であると考えます。

なお、手続の詳細については以下のとおり。

・財産運用収入（動物売払代金）

抽出したサンプルにつき調定決議書、伺書、生産製作品（動物）処分調書、譲受申請書、譲渡契約書、動物台帳、納入通知書、売払調書、販売精算書、財務会計システムの管理画面を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、上記指摘事項を除き、調定および収納事務は適切に処理されていた。

なお、（５）に適正な販売価格の設定に関する意見を記載している。

（５）意見

適正な販売価格の設定について

通常、子豚は年度初めに 1 kg 当たりの譲渡単価を設定する。この際、前年度の月別の市場平均単価 1 年分を単純平均して単価を設定している。当初、平成 27 年度譲渡単価は平成 26 年度の月別平均単価を平均して譲渡単価を算出していた（下記 b 表参照）。

b 表＜平成 26 年度 子豚市場平均価格の月次推移＞（単位：円）

	平均価格	平均体重	平均単価
4 月	21,478	70 kg	306.8
5 月	25,962	70 kg	370.9
6 月	27,209	70 kg	388.7
7 月	27,217	70 kg	388.8
8 月	22,505	70 kg	321.5
9 月	20,955	70 kg	299.4
10 月	18,479	70 kg	264.0
11 月	18,548	70 kg	265.0
12 月	21,108	70 kg	301.5
1 月	21,713	70 kg	310.2
2 月	21,711	70 kg	310.2
3 月	24,871	70 kg	355.3
年平均	22,646		323.5

平成 27 年度譲渡単価 = 324 円/kg

ところが、平成 27 年度上期は市場平均価格の変動が大きかったことから、以下のように平成 27 年度上期（4 月～9 月）の月別の市場平均単価を単純平均して単価を設定する方法にルールを変更し下期の平均単価を算出している。

c 表<平成 27 年度上期 子豚市場平均価格の月次推移> (単位：円)

	平均価格	平均体重	平均単価
4 月	24,998	70 kg	357
5 月	21,639	70 kg	309
6 月	19,288	70 kg	276
7 月	17,922	70 kg	256
8 月	17,974	70 kg	257
9 月	15,116	70 kg	216
10 月(参考)	(13,865)	(70 kg)	(198)
平均	19,490		278

平成 27 年度下期譲渡単価 = 278 円/kg

なお、平成 28 年度の譲渡単価は、平成 27 年度の月別の市場平均単価 1 年分を単純平均して単価を設定している。

【意見】

子豚は県内の飼育農家へ販売されることから、契約譲渡単価が市価から乖離した場合に、これを修正することは適切な処置である。しかし、当該変更は平成 27 年度中に特有のものであり、以降の譲渡単価の算出方法はもとの方法に戻っている。

ルールの安易な変更は、恣意的な事務手続きの操作を可能とするものであることから、慎重にこれを行うべきである。平均単価が市価から 10% 乖離した場合に単価の見直しを行う等、あらかじめ客観的な基準を設けるべきである。

また、譲渡単価設定の際は、市場価格のみならず子豚の生産(飼育)原価を考慮する視点を持つことも必要と考える。不当に低廉な価格での譲渡を行った場合、当該損失は結果的に税金等で補われることになる。県民負担の公平性の観点からも、適正な譲渡価格の設定を考慮すべきと考える。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	656	569	530	611	585
総務管理費	535	569	530	611	585
一般管理費	39	22	40	69	0
旅費	39	22	40	69	0
財産管理費	496	547	489	542	585
役務費	224	249	220	248	291
公課費	271	298	269	293	293
防災費	121	0	0	0	0
防災総務費	121	0	0	0	0
旅費	121	0	0	0	0
衛生費	0	0	635	0	993
環境衛生費	0	0	635	0	993
環境衛生指導費	0	0	635	0	993
委託料	0	0	635	0	993
農林水産費	58,476	66,185	56,665	59,663	60,602
農業費	1,150	1,285	2,090	2,984	3,129
農業総務費	609	609	1,432	2,514	1,535
共済費	0	0	777	1,619	120
報償費	60	60	80	60	80
旅費	481	470	469	387	523
交際費	0	9	0	0	0
需用費	14	14	8	299	209
役務費	48	48	91	148	405
負担金補助および交付金	5	5	5	0	0
備品購入費	0	0	0	0	196
農業改良普及費	41	175	160	0	0
旅費	41	109	80	0	0
需用費	0	66	79	0	0
農業振興費	0	0	0	0	596
需用費	0	0	0	0	596
農業試験場費	500	500	500	470	998
需用費	500	500	500	303	287
役務費	0	0	0	167	0
備品購入費	0	0	0	0	710
畜産業費	57,325	64,900	54,574	56,678	55,878
畜産業総務費	122	155	255	204	155
旅費	122	155	255	204	155
畜産振興費	9,105	16,914	15,045	14,959	15,272
賃金	220	220	82	220	240
報償費	0	30	2	0	0
旅費	188	192	54	116	207
需用費	639	1,649	2,123	2,137	2,300
役務費	60	726	275	233	227
委託料	7,998	13,722	12,202	12,252	12,298
使用料および賃借料	0	8	0	0	0
備品購入費	0	365	304	0	0
畜産試験場費	48,098	47,830	39,273	41,514	40,450

共済費	1,628	1,612	1,646	1,697	1,702
賃金	7,458	6,649	6,457	6,449	6,712
報償費	1,308	1,295	1,285	1,342	1,375
旅費	203	204	247	449	205
需用費	21,760	22,293	14,435	15,088	13,492
役務費	1,242	989	1,007	1,471	999
委託料	12,998	12,939	12,541	13,188	13,254
使用料および賃借料	534	740	709	987	1,164
備品購入費	945	1,090	921	824	1,527
負担金補助および交付金	18	15	21	15	15
商工費	21,250	12,499	20,632	29,651	13,455
工鉦業費	21,250	12,499	20,632	29,651	13,455
中小企業振興費	21,250	12,499	20,632	29,651	13,455
賃金	990	825	990	990	0
旅費	40	376	158	325	271
需用費	5,888	7,566	10,753	10,535	11,800
役務費	12	142	21	138	891
委託料	0	0	563	0	0
使用料および賃借料	45	49	274	77	126
備品購入費	14,273	3,539	7,869	17,584	363
合計	80,384	79,255	78,464	89,927	75,636

②主な支出の内容

平成 27 年度の畜産試験場の支出額は 75,636 千円となっている。主な支出は農林水産費/畜産業費/畜産振興費の委託料 12,298 千円、農林水産費/畜産業費/畜産試験場費の需用費 13,492 千円および委託料 13,254 千円および商工費/工鉦業費/中小企業振興費の需用費 11,800 千円である。

③増減コメント

平成 24 年度から平成 27 年度の農林水産費/農業費/農業総務費の共済費増減は平成 25 年度、26 年度は臨時職員が増加したため増加し、平成 27 年度は給与事務が集約により会計課所管となったため減少している。

平成 24 年度の農林水産費/畜産業費/畜産振興費の委託料の増加 (+5,723 千円、前年度比+71.6%) はふれあい牧場運営のための人員増加によるものである。

平成 25 年度の農林水産費/畜産業費/畜産試験場費の需用費の減少 (△7,858 千円、前年度比△35.2%) は前年度には大規模な修繕が発生していたが、平成 25 年度には発生しなかったためである。

平成 23 年度から平成 27 年度にかけて商工費合計で増減があるのは、当該支出は特別電源所在県科学技術振興事業補助金事業に係る研究支出であるため、年度により事業内容が異なり、支出額が変動したことによるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	ふれあい畜産体験学習等案内業務委託
2	備品購入費	種豚購入
3	需用費_修繕料	汚水処理施設修繕
4	役務費_手数料	三ツ星若狭牛試験牛売払手数料・運搬費（三ツ星）
5	役務費_通信運搬費	三ツ星若狭牛試験牛売払手数料・運搬費（三ツ星）
6	需用費_消耗品費	（畜試）試験研究に使用する消耗品等の購入
7	需用費_消耗品費	<畜試>試験研究に使用する試薬・消耗品等

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

ふれあい畜産体験学習等案内業務委託

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、ふれあい畜産体験学習等案内業務委託の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150000971）	決裁日：平成 27 年 3 月 12 日	10,906,711 円（税込）
契約締結伺兼競争入札 （随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 25 日	10,018,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 4 月 1 日	10,819,440 円（税込）
支出負担行為書	—	10,819,440 円（税込）
支出負担行為変更伺	決裁日：平成 28 年 2 月 15 日	変更前：10,819,440 円（税込） 変更後：10,997,852 円（税込）

支出負担行為書（変更）	—	変更前：10,819,440 円（税込） 変更後：10,997,852 円（税込）
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	10,997,852 円（税込）
請求書（3 月分）	平成 28 年 4 月 6 日	641,975 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 4 月 7 日	641,975 円（税込）

No.2 【備品購入費】

< 検討の対象とした調達業務 >

種豚購入

< 理由 >

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、種豚購入の支出について検証の対象とした。

< 検討結果 >

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150107663）	決裁日：平成 28 年 1 月 12 日	1,235,146 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 28 年 1 月 25 日	1,143,654 円（税抜）
契約書	契約日：平成 28 年 1 月 25 日	1,235,146 円（税込）
支出負担行為書	—	1,235,146 円（税込）
検査調書	平成 28 年 3 月 2 日	1,235,146 円（税込）
請求書	平成 28 年 4 月 11 日	1,235,146 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 4 月 14 日	1,235,146 円（税込）

No3 【需用費_修繕料】

< 検討の対象とした調達業務 >

汚水処理施設修繕

< 理由 >

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

< 検討結果 >

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150107663）	決裁日：平成 27 年 5 月 14 日	1,897,560 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 5 月 29 日	1,300,000 円（税抜）

契約書	契約日：平成 27 年 6 月 1 日	1,404,000 円（税込）
支出負担行為書	—	1,404,000 円（税込）
検査調書	平成 27 年 8 月 25 日	1,404,000 円（税込）
請求書	平成 27 年 8 月 26 日	1,404,000 円（税込）
支出命令書	平成 27 年 9 月 8 日	1,404,000 円（税込）

No4 【役務費_手数料】

<検討の対象とした調達業務>

三ツ星若狭牛試験牛売払手数料・運搬費（三ツ星）

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150106032）	決裁日：平成 28 年 1 月 7 日	292,742 円（税込）
検査調書	平成 28 年 1 月 6 日	292,742 円（税込）
支出行為負担書兼支出命令書	平成 28 年 1 月 7 日	247,742 円（税込）

No5 【役務費_通信運搬費】

<検討の対象とした調達業務>

三ツ星若狭牛試験牛売払手数料・運搬費（三ツ星）

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150106032）	決裁日：平成 28 年 1 月 7 日	292,742 円（税込）
検査調書	平成 28 年 1 月 6 日	292,742 円（税込）
支出行為負担書兼支出命令書	平成 28 年 1 月 7 日	45,000 円（税込）

No6 【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

（畜試）試験研究に使用する消耗品等の購入

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150078563)	決裁日：平成 27 年 10 月 20 日	464,400 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 10 月 28 日	381,200 円 (税抜)
支出負担行為書	—	411,696 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 11 月 9 日	411,696 円 (税込)
請求書	平成 27 年 11 月 9 日	411,696 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 11 月 9 日	411,696 円 (税込)

No7【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

<畜試>試験研究に使用する試薬・消耗品等

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150117465)	決裁日：平成 28 年 2 月 5 日	175,500 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 2 月 12 日	141,310 円 (税抜)
支出負担行為書	—	152,614 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 2 月 19 日	152,614 円 (税込)
請求書	平成 28 年 2 月 19 日	152,614 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 2 月 22 日	152,614 円 (税込)

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

①予算歳出の管理について

畜産試験場は「畜産試験場本場」の他に「嶺南牧場」と「奥越高原牧場」を管理している。歳出決算上は特に区分されていない。

【意見】

予算執行が実際に行われている施設において、県の会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。

②消耗品の在庫管理について

畜産試験場では消耗品出納簿を作成している消耗品（毒劇薬物を除く）はなかった。

【意見】

飼料など、畜産試験場で使用する消耗品は多種にわたる。全てが直ちに消費するものとは考えにくい。一般の企業会計で考えれば、袋単位で購入した物品であれば、最低でも未開封のものは在庫として管理する必要がある。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	4	26,810
指名競争入札	0	0
随意契約	5	2,972

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	4
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	0
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	1
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	5

随意契約の理由は、80.0%が金額によるものであり、残りの20.0%が障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合によるものである。

③随意契約による調達の種類別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	2	2	3	0
契約金額の合計（千円）	142	457	2,515	0

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約について（契約金額1,000千円以上）

No	名称	委託金額 （千円）	契約方法 （参加数）	請負率 （%）	契約期間	注
1	ふれあい畜産体験学習 等案内業務委託	10,997	一般 (1)	99.1	H27.4.1 から H28.3.31	1、2 3

2	家畜飼養管理・肥料生産管理・草地管理・場内環境整備等業務委託	9,700	一般 (1)	98.4	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
3	畜産試験場および奥越高原牧場汚水処理施設維持管理業務委託	3,758	一般 (1)	91.5	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
4	畜産試験場、奥越高原牧場、嶺南牧場畜舎内管理機械草地管理機械総合メンテナンス委託	2,354	一般 (2)	98.9	H27.11.5 から H28.3.31	1、4

注1：5年以上継続して同一業者に委託している契約。

注2：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注3：1回目の入札では予定価格を下回る業者が無く、2回目で落札となった案件。

注4：業者見積金額が設計価格となっている案件。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

該当する工事請負契約はない。

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	種豚（3頭）	1,235	随意契約 (1)	100.0	1

注1：国の「系統造成豚」を維持している唯一の機関より購入しており、特命随意契約となっている。価格は全国统一価格である。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	ふれあい畜産体験学習等案内業務委託	一般競争入札の結果
2	家畜飼養管理・肥料生産管理・草地管理・場内環境整備等業務委託	一般競争入札の結果
3	畜産試験場および奥越高原牧場汚水処理施設維持管理業務委託	一般競争入札の結果

4	畜産試験場、奥越高原牧場、嶺南牧場畜舎内管理 機械草地管理機械総合メンテナンス委託	一般競争入札の結果
---	--	-----------

全て一般競争入札の結果によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が1者のみとなっている案件がある。

【意見】

可能な限り一般競争入札または指名競争入札とするよう努力している結果、一般競争入札における入札参加者数が少ない案件がある程度発生することは仕方がないと言える。なお、入札参加者数が1者となる場合で考えられる要因は、入札案件の広報不足の場合や案件の仕様書の内容を実現できる業者が1者しかない場合、もしくは案件の設計価格が低すぎて業者にとって案件に入札参加する経済的なメリットがほとんどない場合などが考えられる。詳細は総論にて記載するが、入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

②畜産振興施設としての評価について

畜産試験場が管理する「畜産試験場」、「奥越高原牧場」、「嶺南牧場」は集客施設としての機能もっており、餌やり体験等を通じて畜産業への理解を深めてもらうためのふれあい畜産体験学習等案内事業が実施されている。平成27年度の来場者数は「畜産試験場」が22千人、「奥越高原牧場」が25千人、「嶺南牧場」が8千人であり、合計で57千人となっている。平成22年度の24千人から毎年増加しており、平成28年度の来場者数の目標は60千人となっている。事業の内容は良いと考えられるし、来場者数の増加を見れば効果も表れていると考えられる。

【意見】

3つの施設の来場者数が毎年増加傾向にあることは高く評価すべきことである。公設試である畜産試験場が管理する3つの施設を集客施設として利用している目的は福井県の畜産業の発展に寄与するためであることは明確であるが、もう一步目標を明確化したほうが良い。畜産業への理解の深化や福井県産の畜産物の知名度向上など成果目標を具体的に定め、その上で、アンケートにより成果を把握する必要がある。まだまだ伸び代のある事業であり、お金をかけずもっと良い事業とすることが期待される。

(参考) ふれあい畜産体験学習等案内業務来場者数

単位：人

	H23	H24	H25	H26	H27
畜産試験場※	7,217	17,081	21,673	21,148	22,981
奥越高原牧場	9,305	10,558	17,450	23,530	25,760
嶺南牧場	7,676	8,145	7,927	8,553	8,791
合計	24,198	35,784	47,050	53,231	57,532

※：畜産試験場について、平成24年度からは「なかよしとんがり牧場」への来場者数である。

③アンケートの実施について

ふれあい畜産体験学習等案内業務では来場者に対してアンケートを実施している。

【意見】

アンケートを実施していることは高く評価できる。アンケートの内容については、概ね来場者の満足度を把握するものであり、問題はない。当該事業に成果目標があればそれに関する内容も追加すべきである。アンケートを実施しているのであればアンケートの回収数〇〇枚などの目標があった方がよいし、年間で集計し報告書を作成するなどさらなる活用が望まれる。

6. 財産管理事務

(1) 概要

畜産試験場は坂井市にある畜産試験場と勝山市の奥越高原牧場、若狭町の嶺南牧場から構成される。土地面積は公設試の中で一番大きい。畜産試験場には一般市民のふれあいの場として「なかよしとんがり牧場」がある。

飼養しているものは、平成28年3月末時点で、畜産試験場において豚143頭（ブランド名「ふくいポーク」）、鶏263羽、肉牛・乳牛各3頭、山羊13頭、緬羊9頭であり、奥越高原牧場において乳牛205頭、嶺南牧場において肉牛（黒毛和種、ブランド名「若狭牛」）99頭である。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成27年4月1日）

・土地：敷地面積 2,966,982 m²、評価額 229,240 千円

区分	飼料畑・ 牧草地	建物 敷地	山林 その他	計	百分率 (%)
畜産試験場	78,030	1.3	127,969	205,999	6.9
奥越高原牧場	2,391,391	19.5	—	2,391,391	80.6
嶺南牧場	369,591	4.1	—	369,591	12.5
計	2,839,012	24.9	127,969	2,966,981	100.0
百分率 (%)	95.7	0.0	4.3	100.0	—

・建物

区分	延べ面積 (m ²)	評価額(千円)
畜産試験場	5,297	65,688
奥越高原牧場	9,212	226,655
嶺南牧場	5,361	51,404
計	19,867	343,747

主な建物（300 m²以上）

名称	造り	階数	面積(m ²)	評価額(千円)
（ 畜産試験場 ）				
管理事務所	鉄筋コンクリート造	2	452.4	7,836
乳牛試験舎	鉄骨造・鉄板葺	2	791.9	6,002
種雄検定豚舎	鉄骨造・鉄板葺	1	391.0	2,964
豚分娩舎	鉄骨造・鉄板葺	1	472.5	3,581
開放ケージ舎	鉄骨造・鉄板葺	1	522.0	3,956
育成鶏舎	鉄骨造・鉄板葺	1	329.6	2,498

農機具格納庫	鉄骨造・鉄板葺	1	363.3	2,314
(奥越高原牧場)				
管理事務所	鉄骨	2	876.0	49,690
モデル牛舎	鉄骨 60 頭規模	1	1,933.0	38,094
育成牛舎(A 号)	鉄骨 150 頭規模	1	1,262.4	24,879
育成牛舎(B 号)	鉄骨 130 頭規模	1	1,206.3	27,614
哺育牛舎	鉄骨 60 頭規模	1	370.7	7,305
格納庫	鉄骨造・カー鋼板	1	413.7	6,338
堆肥舎	鉄骨造・カー鋼板	1	1,547.0	19,018
乾草収納庫	鉄骨造・カー鋼板	1	600.0	9,192
乳製品 加工体験施設	木造造・カー鋼板	1	772.3	30,549
(嶺南牧場)				
畜舎 (避難舎 A)	鉄骨造・鉄板葺	2	1,605.2	12,617
畜舎 (避難舎 B)	鉄骨造・鉄板葺	2	1,318.8	9,996
農機具格納庫	鉄骨造・鉄板葺	1	315.5	4,280
堆肥舎 A・B	鉄骨造・鉄板葺	1	971.8	12,263

・工作物

区分	評価額 (千円)
畜産試験場	4,325
奥越高原牧場	49,994
嶺南牧場	5,916
計	60,235

② 重要物品 (基準日：平成 28 年 4 月 1 日)

・自動車：総数 29 台 取得価格 合計 188,774 千円

(単位：千円)

区分	畜産試験場		奥越高原牧場		嶺南牧場		計	
乗用自動車	1 台	2,247	1 台	3,211			2 台	5,458
軽自動車			2 台	1,650			2 台	1,650
貨物自動車	1 台	2,469	4 台	21,965	3 台	8,512	8 台	32,948
建設機械に該 当する特殊自 動車			2 台	27,529			2 台	27,529
特殊自動車	3 台	19,238	7 台	63,583	5 台	38,367	15 台	121,189
計	5 台	23,954	16 台	117,939	8 台	46,879	29 台	188,774

建設機械に該当する特殊自動車：ブルドーザー1台、タイヤショベル1台
 特殊自動車：除雪車1台、トラクタ7台、テラトラック1台など

・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	項目	(取得価格,千円)	(%)
07	写真、光学用具類	11,305	4.9
08	測定、測量、標示用具類	69,964	30.3
14	医療器械、器具類	39,891	17.3
15	ちゅう房用具類	1,597	0.7
20	産業機械類	27,299	11/8
21	鑑定、分析、試験用具類	81,144	35.1
	総額	231,200	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多いが、その割合はそれほど大きくない。畜産物を育成する業務の関係上、「08 測定、測量、標示用具類」が2番目に多く、「14 医療機械、器具類」が3番目に多いことに特徴がある。

・金額が大きい物品（上記の総額の5%以上）

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	品名	(取得価格,千円)	(%)
08	原子吸光光度計	16,779	7.3
21	乳成分測定システム	14,910	6.4
21	近赤外分析計	14,708	6.4

③ 知的財産権（基準日：平成28年3月31日）

所有している知的財産権はない。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規

程等として「物品貸与等基準」のほか、「種豚譲渡規則」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。所有している知的財産権はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「毒物・劇薬物、検査試薬・薬物類などの保管管理規定」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

特に記載すべき事項はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理規則」があり、その規則に違反した不適切な処理は発見されなかったが、当該規則に「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求する措置が反映されているかどうかをチェックした結果は、次のとおりである（○：該当する規定文がある、×：該当する規定文がない）。

「毒物及び劇物取締法」の規定			当機関独自の規程等
取扱い	盗難・紛失の予防措置	第 11 条 第 1 項	○
	(貯蔵・陳列等する場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長通知	○
	飛散等の予防措置	第 11 条 第 2 項	×
	飲食物容器の使用	第 11 条 第 4 項	×
運搬	運搬時の予防措置	第 11 条 第 3 項	×
表示	容器被包の表示	第 12 条 第 1 項	×
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条 第 3 項	×
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	×
事故	飛散等の場合の届出と応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	×
	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	×

【意見】

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第 22 条第 5 項）。非届出業務上取扱者は毒劇物に関する取扱管理規程の作成を必ずしも義務付けられていないが、当機関は自主的に作成し、それを遵守している。

しかし、その規程には「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求している措置が全て規定されているわけではない。「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。

IX. 総合グリーンセンター

1. 総合グリーンセンターの概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例 福井県行政組織規則第 163 条
所管課	農林水産部森づくり課
設置年月	昭和 55 年 4 月
設置目的	緑化木および花きに関する知識の普及、調査、研究等を行うとともに、 県民に対し緑に親しむ機会を提供し、もって環境緑化の推進を図る。

(2) 所在地

施 設	所 在 地
総合グリーンセンター	坂井市丸岡町楽間 15

※主な施設：本館、林業研修館、緑の相談所、ウッドルームフクイ、ウッドハウス九頭竜、
花の展示温室 他

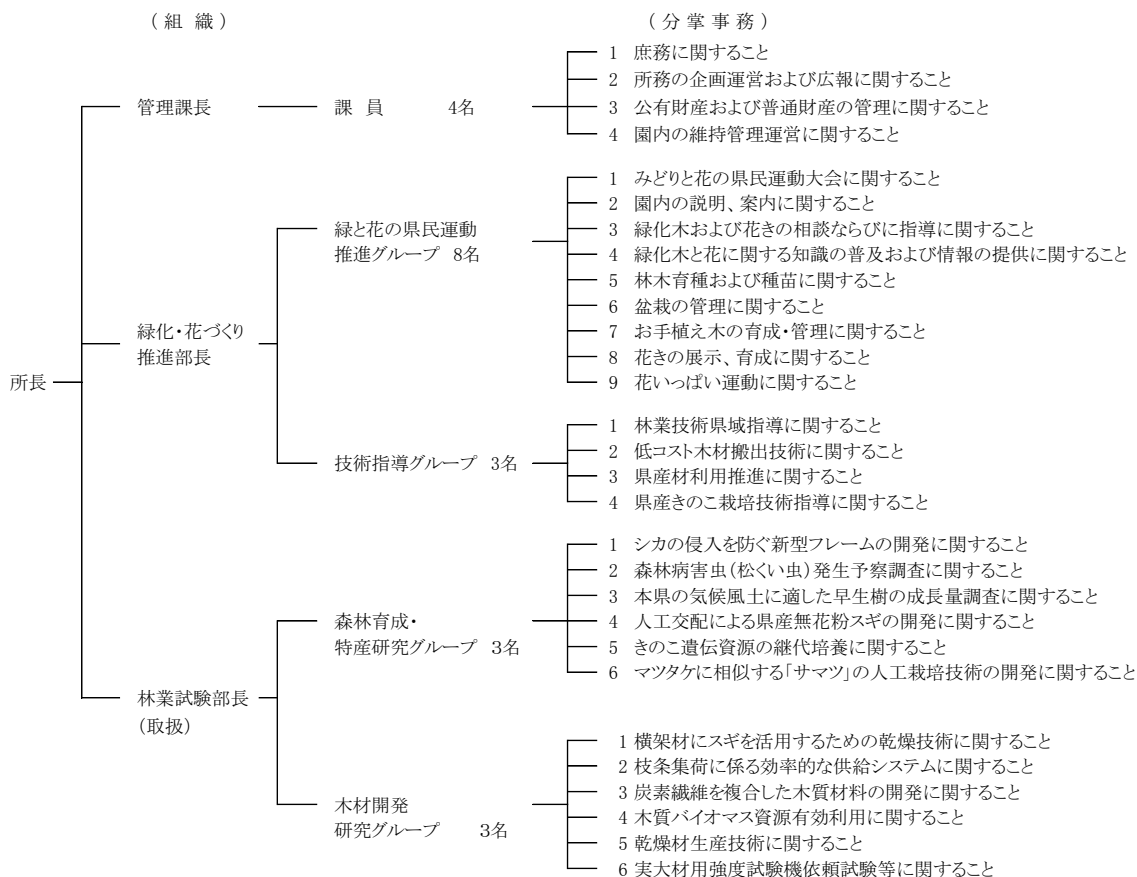
(3) 沿革

年 月	概 要
昭和 55 年 4 月	福井県総合グリーンセンター設置
昭和 55 年 10 月	都市緑化植物園開園、緑の相談所開設
平成 2 年 3 月	ウッドハウス九頭竜開設
平成 4 年 2 月	きのこ新品種「ふくひら 1 号」登録（現 越前カンタケ）
平成 4 年 8 月	グリーンパーク開園、ウッドルームフクイ開設
平成 10 年 7 月	県産スギ材で高性能フロア材特許登録
平成 15 年 2 月	きのこ新品種「ふくひら 2 号」登録（現 ウスヒラタケ）
平成 22 年 4 月	緑と花の県民運動推進グループ設置
平成 26 年 4 月	緑化・花づくり推進部設置、花の相談所開設
平成 27 年 9 月	熱帯展示温室を「花の展示温室」としてリニューアルオープン

(4) 組織

組織 および 分掌事務

(平成28年4月1日現在)



(5) 主な業務

① 総合グリーンセンターの管理および運営に関する事。
② 都市緑化等の相談および指導に関する事。
③ 緑化に関する知識の普及および情報の提供に関する事。
④ 林業技術の普及および指導に関する事。
⑤ 林木の育苗および育種技術に関する事。
⑥ 特用林産物の栽培技術に関する事。
⑦ 木材の加工および乾燥技術に関する事。
⑧ 木質系資源の有効利用技術に関する事。
⑨ 森林作業の機械化技術に関する事。

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	3	4	5	4	3
技術職	19	17	15	15	13
林学	(16)	(16)	(14)	(14)	(11)
農学	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
造園技術員	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
農業技術員	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)
事務補助員	1	1	0	0	0
臨時的任用職員	0	0	0	0	1
嘱託	7	7	7	5	5
合計	30	29	27	24	22

※主な増減について

H23→H24 事務職1名増（退職1名、行政職転任2名（うち造園技術員1名）
技術職2名減（農業技術員、造園技術員）
H24→H25 技術職2名減（研究職1名）
H25→H26 事務職1名減（管理課長）、嘱託2名減（花き管理人）
H26→H27 事務職1名減（元造園技術員）、技術員2名減

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	1	0	2	0	0
技術職	5	2	8	0	0
臨時的任用職員	0	1	0	0	0
嘱託	2	2	0	1	0

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
林業普及指導員	15
農業普及指導員	3
測量士補、技術士	7
危険物取扱者（乙）	5
一般毒物劇物取扱者	1

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	木質バイオマス発電への原料安定供給体性の構築に関する研究(作業システム)	全木集材が可能な列状間伐を対象にスイングヤーダーを用いて実証試験を行うことで、生産性向上および搬出コストの低減について検討を行う。	H26～27	事前評価 H25.8.28
2	木質バイオマス発電への原料安定供給体性の構築に関する研究(品質管理)	丸太を燃料に適した状態まで乾燥させるには、気温や湿度などの環境条件および乾燥方法に大きな影響を受ける。そこで福井県において適した乾燥方法やその期間について検証した。	H26～27	事前評価 H25.8.28
3	軽トラック用ウインチキットの開発	自伐林家が木材を搬出するため、軽トラックに簡易に設置できる安価なウインチキットを開発した。	H27	事前評価 H26.8.28
4	サマツの増産技術の開発	人工栽培が技術的に困難なマツタケと形態的に類似し、風味良好な「サマツ」に着目し、里山林を活用した人工栽培技術を開発する。	H26～29	未
5	人工交配による県産無花粉スギ品種の開発	花粉症対策の一環として、発生源対策が強く求められているため、県内スギ精英樹と富山県産無花粉スギの人工交配により、本県固有の無花粉スギを開発する。	H23～29	事前評価 H22.8.31
6	きのこ遺伝資源の継代培養	県内で収集した野生きのこを、今後の試験研究に活用するため、分離培養、継代培養により、きのこ遺伝資源の活力維持に努める。	H3～	未
7	本県の気候風土に適した早生樹の成長量調査	資源循環利用のための新たな森づくりの方向性の1つとしての活用が着目されている早生樹(セダシ・コウサシ)を植栽し、成長量、健全率等を調査し、その基礎的特性を明らかにする。	H27～29	事前評価 H26.8.28

8	シカの侵入を防ぐ新型フレームの開発	シカ食害により、植生の衰退が深刻度を増し、カヤ地では裸地化一部が進行している。このため、シカ侵入を阻止するための、積雪に強い新型の軽量フレームを開発し、植生回復を図る。	H25～28	事前評価 H24.8.23
9	シカ被害に強い植生回復技術の開発	シカ食害の激害森林では、林床が植物で被覆されず、表土流出の危険性が高い。そこで、自生するシカの不嗜好性植物を活用した植生回復技術を開発する。	H26～27	未

(8) 収支の状況

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	1,391	1,243	1,227	1,098	1,056
財産収入	356	296	93	481	709
諸収入	3,060	3,238	2,353	1,648	1,706
歳入合計	4,808	4,778	3,674	3,228	3,473

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	111	172	126	13,454	4,903
衛生費	137	0	0	0	0
労務費	2,028	0	0	0	0
農林水産費	162,691	162,651	152,321	224,834	183,200
商工費	0	696	664	1,079	4,408
土木費	0	0	361	0	0
歳出合計	164,969	163,520	153,474	239,369	192,512

職員人件費※					149,280
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	250,412	H27.4.1
					千円		
			建物		m ²	9,770	
					千円		
			貸付財産		千円	×	H28.4.1
			使用許可財産		千円	×	
	借受財産		千円	×			
	2	不動産の 従物	工作物		千円	39,426	H27.4.1
			立木竹	果樹	千円	×	
				庭木	千円	×	
立木				千円	166,332		
3	知的財産権	特許権		件	×	H28.3.31	
		実用新案権		件	×		
		意匠権		件	×		
		商標権		件	×		
		品種登録		件	1		
		著作権		件	×		
物品	4	重要物品	自動車		千円	4,504	H28.4.1
			上記以外		千円	254,638	
	5	その他	動物			×	H28.3.31
			図書目録			○	H28.12.31

(注) ・数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

総合グリーンセンターは、本県の林業基本政策を反映した「ふくいの森林・林業基本計画」（平成27年3月策定）のもと試験研究活動を行っている。

「ふくいの森林・林業基本計画」においては、「森林資源の有効活用と環境保全に配慮した持続可能な森づくり」が基本理念として掲げられている。

また、森林・林業の目指す姿として、「人工林資源は成熟してきている一方、適切に管理されていない森林もあることから、森林の公益的機能と木材生産機能が高度に発揮されるよう、立地条件に応じた森づくりを進める」ことが掲げられている。

基本理念のもと、重点プロジェクトとして以下の4つが掲げられている。

- ・山ぎわすっきり県産材倍増プロジェクト
- ・ふくいの木80万本活用プロジェクト
- ・ふくいの里山100宝山プロジェクト
- ・次代につながるふくいの森と花プロジェクト

当機関の設置目的については、福井県総合グリーンセンター概要において次のように記載されている。

「総合グリーンセンターは、県民がみどり豊かな自然環境のなかで、みどりを愛し、みどりを生活の中にとりこんでゆくために必要な知識や技術の普及・啓発活動と林業に関する試験研究をおこなう、みどりの総合拠点施設「木と花と緑のふれあい広場」として設置され、県土緑化・保全の推進に役立つことを目的としている」

総合グリーンセンターは“産業振興系”の公設試に分類されるが、業務活動のうち「公園の運営や相談業務」や「県民への啓蒙活動」の占める割合が大きく、試験研究活動は全体の活動の中の一部、という位置づけである（全職員24名中、試験研究に携わる者は6名のみ）。

行政活動をまとめると、以下ようになる。

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
産業振興系 (農林水産系)	歳出予算(※) 192 百万円 人件費 149 百万円	研究開発 技術支援 ・技術指導 ・技術相談 公園運営	技術移転 公園利用者 増進	技術革新によるコスト削減、売上増加	県内の林業者 一般県民

(※) 歳出予算 192 百万円の中には、本庁計上分の人件費 149 百万円が含まれていない。
したがって人件費を含めた上での支出予算は 341 百万円となる。

「研究開発」業務について

研究業務は、戦略的研究、課題解決研究および基礎的研究に区分される。

総合グリーンセンターの事業体系（研究関連事業のみ）は以下のとおりである。

事業名	区分	研究課題名	予算額	財源
情報活動システム事業	戦略	木質バイオマス発電への原料安定供給体性の構築に関する研究（作業システム）	1,668 千円	国庫（その他）
地域科学技術振興研究事業	戦略	木質バイオマス発電への原料安定供給体性の構築に関する研究（品質管理）	801 千円	国庫（特電）
	課題解決	軽トラック用ウインチキットの開発	3,606 千円	国庫（特電）
原子力基盤交付金研究開発事業	戦略	サマツの増産技術の開発	4,935 千円	国庫（その他）
地域林業活性化研究事業	課題解決	人工交配による県産無花粉スギ品種の開発	136 千円	一般
	基礎的研究	きのこ遺伝資源の継代培養	527 千円	一般
現地適応促進事業	課題解決	本県の気候風土に適した早生樹の成長量調査	566 千円	国庫（その他）
地域林業実用化研究事業	課題解決	シカの侵入を防ぐ新型フレームの開発	927 千円	一般
	課題解決	シカ被害に強い植生回復技術の開発	124 千円	一般

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の2つのことを意味する。

- ・研究課題を実行することにより、成果 (outcome) に結びつく割合を高める (=有効性)
- ・研究課題の実行過程において、活動 (input) が結果 (output) に結びつく割合を高める (=効率性)

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の2要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

研究課題の選定プロセスは、「戦略的研究」と「課題解決研究」とで異なっており、主な流れは以下のとおりとなる。

		戦略的研究	課題解決研究
11～12月	課題案募集	内部から募集 (関係課等の提案、研究員のアイデア等)	広く内外から募集 (農林水産業者、農林総合事務所、企業、行政、研究等)
1～5月	課題化検討	・農林水産技術連絡会議（林業専門部会）	関係課との協議
		・所管課長ヒアリング ・技幹ヒアリング ・部長ヒアリング ・場内検討チーム ・追加マーケティング調査、予備試験等	
6～7月	ブラッシュアップ	アドバイザリーボード	
8～10月	課題選定	・農林水産技術連絡会議（林業専門部会） ・外部評価会議 ・試験研究改革チームヒアリング ・予算ヒアリング（予算化の最終判断）	

上記の研究課題化設定プロセスについて、任意にサンプルを抽出し関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。

② 研究チームの編成について

技術職のうち研究活動に従事している職員は6名であり、1名あたり1～2課題を担当している。研究活動従事職員の全てが在籍期間5年未満である。

【意見】

森林資源の育成には時間がかかるため研究期間が長期となる傾向にあり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。

③ 進捗管理について

「研究進捗状況報告」を四半期毎に作成し、企画運営会議（場長、部長レベルの会議）にて担当研究員より説明を受けている。日次の活動管理ツールとしては、各研究員が個人的に作成している研究メモはあるものの、オフィシャルの日報は作成されていない。

【意見】

研究活動で発生する最大の経費は人件費であり、各研究課題に研究員の人件費を配賦する上でも「何の活動に」「何時間費やしたのか」の情報は必須であり必ず記載すべきで

あると考える。

たしかに公設試の研究員は研究活動のみに専念しているわけではなく、ウェイトとしては技術相談や技術支援活動の方が大きいかもしれない。県の公設試としての社会的役割期待に応える上で技術相談等の支援業務は重要であるし、研究テーマ設定にあたり地場産業のニーズを把握する上でも当該業務は不可欠であることは外部監査としても認識している。また、研究活動自体においても、民間の研究活動と異なり個社の利益追求を目的とするものではなく、あくまでも地場産業の底上げという使命があるため、短期的には採算を度外視せざるを得ないこともあるかもしれない。

しかしながら、限りある財源の中で行政サービスを展開する以上、試験研究機関であっても費用対効果と無関係に活動することは許されず、特に最大のコストである人件費の投入からはそれに見合う一定のリターンが要求される。そして、リターンを得るための投入コスト（人件費）を集計するためには、日報に記載された作業時間を介して「人件費単価×研究課題の作業時間＝人件費」として活用していくことが最も有効かつ効率的な方法であると考えられる。「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。

④ 研究課題の評価について

i) 評価の実施方法

研究課題の評価に関する主な規程は以下のとおりである

- a. 福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン
- b. 福井県農林水産試験研究評価実施要領
- c. 福井県農林水産業活性化支援研究評価会議設置要領

「評価実施要領」には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

（研究課題評価）

第7条 研究課題評価の種類と実施方法は次のとおりとする。

3 評価方法

第4条に定める評価会議においては、別に定める評価項目および評価基準等に基づき評価する。評価結果は原則として公開する。

「評価項目および評価基準について」には以下のように定められている。

- 1 研究課題評価の評価項目、評価基準基、総合評価の算出方法は以下のとおりとする。
 - (1) 評価委員は評価項目ごとに評価基準に従い評価する。

- (2) 評価基準は、A＝非常に優れている、B＝優れている、C＝普通、D＝劣っている、E＝非常に劣っている、の5段階とする。
- (3) 総合評価は、事務局が各課題の評価委員ごとの比重に係数をかけ、全評価委員の平均を算出する（評価基準の係数：A=1、B=0.8、C=0.5、D=0.2、E=0）
- A ≥ 90、90 > B ≥ 65、65 > C ≥ 50、50 > D ≥ 10、10 > E

2 評価結果の取り扱い

(1) 事前評価

- ① 事前評価結果、記述による評価等を勘案して、農林水産部長が、新規採択課題を最終決定する。なお、採択にあたっては、総合評価でB以上を「採択すべき」、C以上を「採択してもよい」、D以下を「採択すべきでない」と判定し、C以上の課題を中心に選定する。

平成 27 年度林業研究評価会議における添付資料「評価結果の反映方法について」では以下のように定められている。

評価結果の反映方法について

- 1 評価委員は、評価会議において評価を実施し、後日、評価結果を事務局に送付する。
 - 2 事務局において、項目別評価については係数（A=1、B=0.8、C=0.5、D=0.2、E=0）に項目の比重をかけ合計（100 点満点）を算出し、評価委員の評価結果の平均点を積算する。
- 課題ごとに、以下の基準に基づき A、B、C、C'、D、E の総合判定（総合評価）をつける。なお、公表する評価実施報告書に記載するときは「C'」を「C」と記載する。
- A（90 以上）、B（65 以上 90 未満）、C（50 以上 65 未満）、C'（35 以上 50 未満）、D（10 以上 35 未満）、E（10 未満）

（事前評価会議の結果）

1 新規採択課題への反映

事前評価結果、記述による評価等を勘案して、農林水産部長が、新規採択課題を最終決定する。

なお、採択にあたっては、総合判定（総合評価）B 以上を「採択すべき」、C 以上を「採択してもよい」、C'以下を「採択すべきでない」として提示し、C 以上の課題を中心に選定する。

上記「評価項目および評価基準について」では「A、B、C、D、E」の5段階評価をもとにD以下を「採択すべきでない」としている。他方「評価結果の反映方法について」では「A、B、C、C'、D、E」の6段階評価をもとにC'以下を「採択すべきでない」としており、両規程に差異が生じている。この点、現状の外部評価ではC'の評価が活用されており「評価結果の反映方法について」に依拠して評価の運用がなされている。

【意見】

現状の運用に合わせて、「評価項目および評価基準について」を、「A、B、C、C'、D、E」の6段階評価に基づき総合評価を行う旨に改訂する必要がある。

ii) 平成27年度の研究課題評価結果について

開催日時

林業研究評価会議	平成27年8月28日	事前評価3テーマ 追跡評価1テーマ
----------	------------	----------------------

林業研究評価会議委員の所属および役職

所属	役職
国立研究開発法人 森林総合研究所	関西支所長
専修学校法人 岐阜県立森林文化アカデミー	教授
福井県木材組合連合会	会長
福井県森林組合連合会（れいなん森林組合）	理事（組合長）
特用林産物生産者	
福井県農林水産部食料産業振興課	課長
福井県農林水産部森づくり課	課長

【事前評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	炭素繊維を複合した木質材料の開発	総合グリーンセンター	C (59.7)
2	横架材にスギを活用するための乾燥技術の開発	総合グリーンセンター	C (62.4)
3	枝条集荷に係る効率的な供給システムに関する研究	総合グリーンセンター	C (58.6)

【追跡評価】

	研究テーマ名	担当機関	評価点
1	県産スギ材を用いた横架材の高強度仕口の開発	総合グリーンセンター	C (60.0)

iii) 個別発見事項

以下は、外部評価委員会報告書をレビューした上での個別発見事項である。

a. 事前評価結果と課題採択判定

平成 27 年度の事前評価課題は全て C 評価であった。評価点「C」の場合は新規課題として「採択してもよい」ということになっており、評価点「B」以上の「採択すべき」ほどの積極的な採択根拠が与えられているわけではない。なお、「C'」以下は「採用すべきでない」となっており、「C」以上の課題を中心に選定することとなっている。

この点、平成 26 年度の前評価結果と課題採択判定の状況を確認したところ、総合評価「C'」の課題が新規課題として採択されていた。

平成 26 年度農林水産業活性化支援研究評価会議における評価結果とその対応

【事前評価】

研究課題名	実施年度	研究目的および概要	総合評価	評価会議後の対応
搬出作業の効率化を図る車両系ウィンチキットの開発	H27	木材の搬出は主に林業事業者による搬出であるが、今後、木材の生産を拡大していくためには、森林所有者等が自ら伐採、搬出を行う自伐林家を増やす必要がある。 自伐林家等による C 材等の搬出は一部の県でも開始しており、本県でも自伐林家による木材搬出を促進するため、個人でも集材、積込みができる安価な機会を開発する。	C	H27 年度新規課題として対応している (H27) 自伐林家の集材、積込み作業を軽減する簡易な林業機械を開発する
福井県の気候風土に適した早生樹の選定	H27 ~ H29	新たな森づくりとして、早生樹による木質バイオマス資源の利用や用材への活用が着目されている。しかし、早生樹は全国的に数種検討されているが、福井県の気候風土に適した早生樹の種類については、分かっていない。このため、早生樹の活着や成長に関	C'	H27 年度新規課題として対応している (H27) センダン、コウヨウザン等について、活着や初期成長に関

		する基礎的な特性を明らかにし、県内の気候風土に適した早生樹種を選定する。		する基礎的な特性を調査し、県内の気候風土に対する適性を明らかにする。
--	--	--------------------------------------	--	------------------------------------

【意見】

上記2件のうち研究課題「福井県の気候風土に適した早生樹の選定」は総合評価「C」であるが、聴き取りしたところ、課題採択について検討した結果、農林水産部長の判断で実施することになったという。この点、評価報告書に、実施を判断した理由を記録しておくことが望ましい。

b. 評価票のコメントの記載

評価票のコメント欄が白紙の状態で提出されているものが散見された。平成27年度の評価課題「(事前3+追跡1=4) × 評価委員数7=28枚」の評価票のうち、コメント欄が白紙のものは10枚に及ぶ。評価報告書の評価項目の中で「D」評価をつけているもののコメントが空欄の評価票も発見された。

【意見】

研究課題の設定において外部評価委員会の果たす役割は重要である。

事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定にフィードバックできないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。

コメントが不十分な理由として「そもそも外部評価委員の専門性が研究課題と適合していない」「課題評価に費やす絶対的な時間が不足していること」等が考えられるため、より柔軟な評価委員の選定や、十分な評価時間の確保等について検討して頂きたい。たしかに評価委員は1日で相当の件数の課題評価を行わなければならない、その負担は軽くはない。「開催日を2日間に分ける」もしくは「評価票を後日メールで回収する」等の対応により、コメント記載時間を十分に確保することが、評価の充実化につながるものとする。

事前評価は「課題選定に資する」、中間評価は「研究継続の是非」、事後評価は「今後の研究活動の参考にする」ものとなり、とりわけ事前評価は課題設定の有効性そのものに直結するため極めて重要である。

c. 外部評価会議における総合評価の傾向

本年度の各課題評価は全て C 評価となっており、ここ数年は総じて C 評価を受ける課題の割合が多い傾向にある。その原因について質問したところ「森林・林業に関する試験研究は専門性が高くかつ広範囲に亘り、一般県民と同じく評価委員にとっても聞きなれない分野も多い。また、研究成果を出すのが長期にわたる分野や、全体のうちの一部分の特性を解明する研究もある。特に、評価を受ける研究の成果が一部分の特性を示す場合は、全体像が見える工夫が必要と感じている」「成果指標の数値化が難しい課題もあることも一因」との意見があった。

【意見】

県民が公設試の研究内容について理解を深め研究活動の妥当性を判断する際に、外部評価委員会の評価結果に依拠する部分が多分にある。したがって、C 評価で課題採択すること自体規程上は問題はなくとも、「B = 採択すべき」以上の評価を外部評価委員会より受けた上で課題設定することが望ましい。試験研究の課題は多岐にわたっており評価委員の専門以外の分野は理解が得られにくいことも考えられるため、評価委員も一般県民と認識し研究内容の理解が得られるよう、成果指標や全体像を明確に示す工夫が必要である。

d. その他

【意見】

評価票の「評価委員のコメント」欄は「項目」欄と「所見」欄に分かれており、「項目」と「所見」とを対応させるような記載形式になっているが、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。「項目」欄に関しては、事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価それぞれについて所定の評価項目を書くだけなので、最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。

⑤ 成果普及の検証について

研究成果の普及状況は、林業研究評価会議における追跡評価によって検証されている。平成 27 年度に実施された追跡評価（評価点 C）の要旨は以下のとおりである。

研究課題		県産スギ材を用いた横架材の高強度仕口の開発
研究成果の現地効果	成果の普及状況	伝統的な木造建築技術を継承していくために開講された「奥越大工塾」公開講座において、試験成果を普及した。
経済的効果	当初見込	県産スギ材（特に横架材）の利用拡大が期待される。
	現在の効果	県産スギ材の横架材利用は約 1 割となっている。

問題点と今後の対応	木材の接合部はプレカット加工が主流となっているなかで、手刻み加工で採用されているテーパ加工の優位性を明らかにできたが、下面支圧部と側面部分をほぼ直角に近い状態で加工したことから、拘束力が高くなり試験体打ち込み時に労力がかかった。このことから、高所で作業する足元が不安定な現場では作業がしづらいため、隅角部分のテーパ化など実用面を考慮した形状にする必要がある。
-----------	---

追跡評価報告書において「問題点および今後の対応」まで分析しているものの、それをフォローアップすることが制度上要求されていない。

【意見】

追跡評価報告書において「問題点および今後の対応」まで分析しているものの、それをフォローアップする制度がない。追跡評価の結果が「C」以下となったものについて、その原因究明とその後のフォローアップを制度上明文化すべきである。

今後の普及が困難なものについてはその旨を記載し、改善努力次第で普及拡大が見込める研究課題については追加評価を今回限りで終了するのではなく、一定期間後に再度の追加調査を実施し、評価委員会の再評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくべきであると考えます。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	1,391	1,243	1,227	1,098	1,056	
使用料	1,365	1,139	1,162	1,085	1,056	
農林水産使用料	1,365	1,139	1,162	1,085	1,056	
林業使用料	1,365	1,139	1,162	1,085	1,056	
手数料	26	103	64	13	0	
農林水産手数料	26	103	64	13	0	
林業手数料	26	103	64	13	0	
財産収入	356	296	93	481	709	
財産売払収入	356	296	93	481	709	
生産物売払収入	356	296	93	481	709	
林産物売払代金	356	296	93	481	709	
諸収入	3,060	3,238	2,353	1,648	1,706	
雑入	3,060	3,238	2,353	1,648	1,706	
雑入	3,060	3,238	2,353	1,648	1,706	
電気料個人負担金	216	225	236	185	195	
水道料個人負担金	8	32	12	19	13	
庁舎維持管理負担費	48	53	0	0	0	
保険料被保険者負担金	2,786	2,923	1,864	1,442	1,494	
共済組合共済費返還金	0	0	5	0	0	
職員手当返還金	0	0	234	0	0	
労働保険料還付金	0	0	0	0	0	
雑入農林水産業	1	3	0	0	2	
歳入合計	4,808	4,778	3,674	3,228	3,473	

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・使用料（林業使用料）

大部分が県の土地・建物の貸出使用料。「行政財産の使用に関する条例」記載の金額による（一部免除あり）。主な使用料として、福井県造園業協同組合に対する土地建物の貸付料837千円がある。その他、総合グリーンセンターで物品の販売、写真・映画の撮影、興行、集会等、条例（福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例）で定められ

た行為をしようとする者から徴収する使用料が計上されている。

- ・手数料（林業使用料）

木材の強度試験または試験成績書の謄本の再交付を依頼する者から徴収する手数料。「福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例」記載の金額による。平成 27 年度は木材の強度試験機が故障で使用できなかったこともあり、手数料収入は計上されていない。

なお、(5) に木材強度試験機の使用に関する意見を記載している。

- ・財産売払収入（林産物売払代金）

総合グリーンセンターで栽培されたアカマツ苗木、スギ・ヒノキの種の売払収入。総て福井県山林種苗協同組合からの注文に基づき販売している。

- ・雑入（保険料被保険者負担金）

嘱託・臨時職員、アルバイト等の保険料被保険者負担分。収入はアルバイト等の人数に比例している。

（2）監査要点

- ① 収納額の算定が法令等に準拠して行われているか。
- ② 収納額の算定が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ③ 生産物の販売方法は妥当か、販売価格の決定方法は合理的か。

（3）監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。
- ② 業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認する。
- ③ 調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。
- ④ 各種生産物の販売方法の妥当性、販売価格決定方法の合理性を各種資料の閲覧、担当者への質問により検討する。

（4）指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。手続の詳細については以下のとおり。

- ・使用料（林業使用料）

抽出したサンプルにつき調定決議書、納入通知書、施設(設備)使用許可申請書、公園施

設管理許可申請書、公園施設管理許可書、県有財産使用許可申請書、県有財産使用許可書、県有財産使用料免除申請書を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

・財産売払収入（林産物売払代金）

抽出したサンプルにつき調定決議書、納入通知書、売買契約書、生産物売払調書、随意契約理由書、見積書、アカマツ単価の他県との比較表を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

（５）意見

木材強度試験機の使用について

木材強度試験機は、平成 11 年 1 月に 63,525 千円で購入され、平成 23 年まで試験研究で使用されている。以下の a 表は、直近 5 年の機器の使用状況である。

a 表<木材強度試験機の使用状況の年次推移>

	H23	H24	H25	H26	H27
依頼試験 実施時間（時間）	4	16	10	2	0
センターでの機器使用日数（日）	7	0	0	0	0

平成 24 年以降、総合グリーンセンターでは当該機器を試験研究目的で使用していない。外部からの試験依頼も限られたものとなっている状況である。なお、平成 27 年度は機器故障のため機器使用ができなかった。これについては、平成 28 年度に 13,176 千円で修理を行っている。

【意見】

高額機器の購入・修理に当たっては、将来の使用見込を慎重に判断すべきと考える。

高額機器は維持・管理にも多額の費用がかかるものも多く、長期的な観点から費用対効果を考える視点を持つことが必要である。投資額（購入・修理にかかった金額）に見合った、あるいはそれ以上の価値を回収できるのか、3E の観点での慎重な判断を求める。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	111	172	126	13,454	4,903
総務管理費	111	172	126	990	96
一般管理費	0	123	84	990	96
共済費	0	0	1	0	0
賃金	0	0	82	990	90
旅費	0	123	0	0	6
財産管理費	111	49	42	0	0
役務費	67	36	17	0	0
公課費	44	13	25	0	0
企画費	0	0	0	12,464	4,807
計画調査費	0	0	0	12,464	4,807
賃金	0	0	0	896	1,674
旅費	0	0	0	77	27
需用費	0	0	0	1,128	2,195
役務費	0	0	0	5	5
委託料	0	0	0	183	0
使用料および賃借料	0	0	0	60	307
備品購入費	0	0	0	10,113	597
衛生費	137	0	0	0	0
環境衛生費	137	0	0	0	0
環境衛生指導費	137	0	0	0	0
委託料	137	0	0	0	0
労働費	2,028	0	0	0	0
労政費	2,028	0	0	0	0
労政総務費	2,028	0	0	0	0
賃金	1,442	0	0	0	0
旅費	3	0	0	0	0
需用費	582	0	0	0	0
農林水産費	162,691	162,651	152,321	224,834	183,200
農業費	713	1,448	489	738	482
農業総務費	464	828	369	281	362
共済費	297	616	0	0	49
報償費	80	80	60	80	80
旅費	86	131	309	201	132
需用費	0	0	0	0	100
農業振興費	0	120	120	120	120
需用費	0	120	120	120	120
農業試験場費	249	499	0	336	0
旅費	0	0	0	99	0
需用費	144	499	0	216	0
役務費	0	0	0	20	0
委託料	105	0	0	0	0
林業費	161,977	161,203	151,832	224,096	182,717
林業総務費	9,245	10,502	10,259	56,758	13,962
賃金	0	0	44	247	186
報償費	407	942	735	1,393	1,397
旅費	695	673	433	604	555

需用費	3,086	5,475	4,242	4,644	5,476
役務費	283	738	489	412	322
委託料	2,870	675	2,316	9,758	2,552
使用料および賃借料	1,579	1,857	1,998	1,927	2,273
工事請負費	0	0	0	34,516	0
原材料費	321	0	0	114	0
備品購入費	0	66	0	3,129	984
負担金補助および交付金	0	72	0	11	214
補償補填および賠償金	1	0	0	0	0
林業振興指導費	366	567	3,848	0	0
賃金	0	104	159	0	0
報償費	30	0	0	0	0
旅費	2	44	72	0	0
需用費	0	237	207	0	0
委託料	333	0	2,265	0	0
原材料費	0	180	151	0	0
備品購入費	0	0	992	0	0
森林保護費	55	55	55	56	80
賃金	17	38	22	11	12
需用費	38	16	33	45	68
林道費	0	0	0	0	115
需用費	0	0	0	0	115
治山費	0	0	0	0	125
需用費	0	0	0	0	125
造林費	46	56	0	93	0
旅費	0	56	0	0	0
需用費	45	0	0	0	0
役務費	1	0	0	0	0
原材料費	0	0	0	93	0
グリーンセンター費	152,263	150,022	137,668	167,188	168,434
報酬	12,960	12,336	12,029	8,952	8,940
共済費	5,480	5,456	3,869	3,007	3,058
賃金	14,579	14,421	10,581	11,255	6,618
報償費	1,734	1,585	285	475	720
旅費	2,506	1,124	1,342	2,052	1,320
需用費	41,287	44,742	39,829	49,747	36,589
役務費	1,850	1,469	1,809	2,900	3,279
委託料	69,132	66,637	63,362	80,503	94,674
使用料および賃借料	678	508	1,419	2,452	3,440
工事請負費	0	0	0	0	7,826
原材料費	799	755	1,103	1,260	539
備品購入費	316	42	1,136	3,695	528
負担金補助および交付金	897	877	873	838	873
補償補填および賠償金	0	0	25	0	0
公課費	40	64	0	46	25
商工費	0	696	664	1,079	4,408
工鉦業費	0	696	664	1,079	4,408
中小企業振興費	0	696	664	1,079	4,408
賃金	0	110	110	181	228
報償費	0	0	0	0	210
旅費	0	44	0	44	68
需用費	0	368	484	561	521

委託料	0	173	69	291	3,101
備品購入費	0	0	0	0	279
土木費	0	0	361	0	0
土木管理費	0	0	361	0	0
建築指導費	0	0	361	0	0
委託料	0	0	361	0	0
合計	164,969	163,520	153,474	239,369	192,512

②主な支出の内容

平成 27 年度の総合グリーンセンターの支出額は 192,512 千円となっている。主な支出は農林水産費/林業費/グリーンセンター費の需用費 36,589 千円および委託料 94,674 千円である。

③増減コメント

平成 26 年度の総務費/企画費/計画調査費の備品購入費 10,113 千円は研究開発事業「サマツの増産技術の開発」に伴う備品の購入によるものである。

平成 26 年度の農林水産費/林業費/林業総務費の工事請負費 34,516 千円は緑と花の拠点施設機能強化事業の工事請負契約によるものである。

平成 26 年度および 27 年度の農林水産費/林業費/グリーンセンター費の委託料の増加(平成 26 年度+17,140 千円、前年度比+27.1%。平成 27 年度+14,171 千円、前年度比 17.6%)は公益社団法人ふくい農林水産支援センターに対するグリーンセンター公園緑地維持管理業務委託の委託料の増加によるものである。当該増加はアウトソーシング業務の増加によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	平成 27 年度福井県総合グリーンセンター公園緑地維持管理業務委託
2	備品購入費	冷凍機付インキュベーター購入
3	需用費_印刷製本費	総合グリーンセンターパンフレット
4	需用費_消耗品費	キャノン iPF8400 用インクタンク購入
5	需用費_修繕料	緊急工事 ワーキングエリア棟・公衆電話断線調査および配線入替修繕
6	使用料および賃借料	オータムフェアテント他賃借
7	役務費_通信運搬費	園内道路整備用枕木運搬（えちぜん鉄道高架事業に伴う枕木運搬）

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

平成 27 年度福井県総合グリーンセンター公園緑地維持管理業務委託

<理由>

今回財務執行がなされた委託業務の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、平成 27 年度福井県総合グリーンセンター公園緑地維持管理業務委託の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150001089)	決裁日：平成 27 年 3 月 26 日	57,438,720 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 30 日	52,500,000 円 (税抜)
委託契約書	平成 27 年 4 月 1 日	56,700,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	56,700,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	4,220,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 31 日	4,220,000 円 (税込)
支出命令書 (第 12 回分)	平成 28 年 4 月 5 日	4,220,000 円 (税込)

No.2 【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

冷凍機付インキュベーター購入

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、冷凍機付インキュベーター購入の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
購入伺 (No150026048)	決裁日：平成 27 年 5 月 20 日	663,660 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 6 月 1 日	553,000 円 (税抜)
請書	平成 27 年 6 月 2 日	597,420 円 (税込)
支出負担行為書	—	597,420 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 7 月 8 日	597,420 円 (税込)
請求書	平成 27 年 7 月 8 日	597,420 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 7 月 9 日	597,420 円 (税込)

No3【需用費_印刷製本費】

<検討の対象とした調達業務>

総合グリーンセンターパンフレット

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
購入伺 (No150026048)	決裁日：平成 27 年 5 月 20 日	479,520 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 6 月 1 日	280,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	302,400 円 (税込)
支出負担行為変更伺	決裁日：平成 28 年 1 月 4 日	変更前：302,400 円 (税込) 変更後：302,400 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	—	変更前：302,400 円 (税込) 変更後：302,400 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 2 月 19 日	302,400 円 (税込)
請求書	平成 28 年 2 月 19 日	302,400 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 2 月 19 日	302,400 円 (税込)

No4【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

キャノン iPF8400 用インクタンク購入

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
購入伺 (No 150093493)	決裁日：平成 27 年 11 月 27 日	347,328 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 12 月 7 日	281,400 円 (税抜)
支出負担行為書	—	303,912 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 12 月 16 日	303,912 円 (税込)
請求書	平成 27 年 12 月 16 日	303,912 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 12 月 16 日	303,912 円 (税込)

No5 【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

緊急工事 ワーキングエリア棟・公衆電話断線調査および配線入替修繕

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150075637)	決裁日：平成 27 年 9 月 7 日	1,502,604 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 9 月 17 日	1,300,000 円 (税抜)
契約書	平成 27 年 9 月 17 日	1,404,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	1,404,000 円 (税込)
支出負担行為変更伺	平成 27 年 9 月 25 日	変更前：1,404,000 円 (税込) 変更後：1,185,376 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	—	変更前：1,404,000 円 (税込) 変更後：1,185,376 円 (税込)
変更契約書	平成 27 年 9 月 25 日	218,624 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 10 月 15 日	1,185,376 円 (税込)
請求書	平成 27 年 10 月 19 日	1,185,376 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 10 月 19 日	1,185,376 円 (税込)

No6【使用料および賃借料】

＜検討の対象とした調達業務＞

オータムフェアテント他賃借

＜理由＞

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150066209)	決裁日：平成 27 年 9 月 11 日	957,960 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 9 月 17 日	839,000 円 (税抜)
請書	平成 27 年 9 月 18 日	906,120 円 (税込)
支出負担行為書	—	906,120 円 (税込)
支出負担行為変更伺	平成 27 年 9 月 25 日	変更前：906,120 円 (税込) 変更後：1,039,338 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	—	変更前：906,120 円 (税込) 変更後：1,039,338 円 (税込)
賃貸借変更契約書	平成 27 年 9 月 25 日	133,218 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 10 月 6 日	1,039,338 円 (税込)
請求書	平成 27 年 10 月 19 日	1,039,338 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 10 月 20 日	1,039,338 円 (税込)

No7【役務費_通信運搬費】

＜検討の対象とした調達業務＞

園内道路整備用枕木運搬 (えちぜん鉄道高架事業に伴う枕木運搬)

＜理由＞

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

＜検討結果＞

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150088142)	決裁日：平成 27 年 11 月 13 日	873,720 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 11 月 20 日	480,000 円 (税抜)
請書	平成 27 年 11 月 20 日	518,400 円 (税込)
支出負担行為書	—	518,400 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 12 月 2 日	518,400 円 (税込)

請求書	平成 27 年 12 月 3 日	518,400 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 12 月 4 日	518,400 円 (税込)

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

支出事務に記載すべき外部監査としての意見はない。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	1	7,236
指名競争入札	5	6,064
随意契約	42	81,971

10万円以上の委託契約について、随意契約によるものが件数で87.5%、金額で86.0%と大きな割合を占めている。

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	23
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	19
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	42

随意契約の理由は、54.8%が金額によるものであり、残りの45.2%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	74	28	8	6
契約金額の合計（千円）	5,056	8,463	5,561	67,946

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約について（契約金額 1,000 千円以上）

No	名称	委託金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間	注
1	グリーンセンター公園緑地維持管理業務委託	56,700	随意契約 (1)	98.7	H27.4.1 から H28.3.31	1
2	総合グリーンセンター庁舎管理棟清掃業務委託	7,236	一般競争 (6)	84.1	H27.4.1 から H28.3.31	1
3	グリーンセンター公園緑地維持管理 雪吊り工その1 業務委託	3,834	随意契約 (1)	98.3	H27.11.10 から H28.3.17	
4	グリーンセンター公園緑地維持管理 剪定工その1	3,024	随意契約 (1)	97.4	H27.10.19 から H27.11.20	
5	グリーンセンター公園緑地維持管理 雪吊り工その2 業務委託	1,998	指名競争 (15)	93.9	H27.11.10 から H28.3.17	
6	盆栽展示場管理育成業務委託	1,674	随意契約 (1)	98.8	H27.4.から H28.3.31	1、2 3
7	軽トラック用ウインチキット製作	1,472	随意契約 (1)	94.4	H27.9.28 から H27.10.30	
8	グリーンセンター公園緑地維持管理 剪定工その2	1,350	指名競争 (14)	94.4	H27.10.19 から H27.11.20	
9	緑と花の拠点施設機能強化事業 工事管理業務委託	1,242	随意契約 (1)	97.0	H27.4.1 から H27.11.30	
10	グリーンセンター公園緑地維持管理 刈込工その2	1,036	指名競争 (15)	94.1	H27.6.2 から H27.7.14	

注 1：5 年以上継続して同一業者に委託している契約。

注 2：1 回目の入札では予定価格を下回る業者が無く、2 回目で落札となった案件。

注 3：予算要求金額が設計価格となっている案件。なお、予算要求額は前年実績金額である。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

No	名称	契約金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間
1	展示温室内および周辺整備工事	9,499	一般競争 (2)	95.9	H27.3.6 から H27.9.11
2	電気幹線設備	9,223	一般競争 (4)	95.9	H27.3.5 から H27.7.10
3	空調設備工事	8,849	一般競争 (3)	94.9	H27.3.2 から H27.7.10
4	展示温室内植栽工事	8,514	一般競争 (12)	93.0	H27.3.16 から H27.6.24
5	遮光設備および構造物設置工事	8,169	一般競争 (4)	91.9	H27.3.16 から H27.9.15
6	展示温室内風除室改修工事	8,160	一般競争 (2)	91.7	H27.3.30 から H27.7.10
7	展示温室内デッキ工事	7,687	一般競争 (2)	91.9	H27.3.12 から H27.5.26
8	受変電設備改修工事	7,419	一般競争 (4)	96.0	H27.3.5 から H27.7.10
9	スーパートレインおよび砂場リニューアル	4,644	一般競争 (2)	96.6	H27.5.7 から H27.9.17
10	照明設備等工事	3,002	一般競争 (4)	96.9	H27.3.5 から H27.7.10
11	給排水衛生設備工事	1,189	一般競争 (2)	93.0	H27.3.5 H27.8.31

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する備品購入はない。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	グリーンセンター公園緑地維持管理業務委託	園内の植栽工事の設計施工監督を行い、土壌状況・植栽木・施設等を熟知しており特命随意契約となっているため
2	総合グリーンセンター庁舎管理棟清掃業務委託	一般競争入札の結果
3	盆栽展示場管理育成業務委託	盆栽の育成管理および質問相談等の専門的技術を有し、台風等の異常時に迅速に対応可能であり、特命随意契約となっているため

3 件中 2 件が特命随意契約、残りの 1 件は一般競争入札の結果によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①委託業務について

総合グリーンセンターでは、福井県の関連法人である公益社団法人ふくい農林水産支援センターへ随意契約により業務を委託しており、その委託金額は平成 25 年の 36,435 千円から平成 27 年には 56,700 千円と増加している。

県の業務委託は、委託により直接雇用者数が減少し合理化が図られる場合に行われており、「コスト比較表」により委託によるコストの増減比較が実施されている。コスト比較表によれば、公益社団法人ふくい農林水産支援センターへの委託費の増加以上に直接人件費が減少しており、委託費の増加に問題はない。随意契約について、平成 28 年度からは委託業務を分割し、一部の業務については一般競争入札により業者決定している。委託業務内容を精査し、できる限り一般競争入札としており、評価できる。

6. 財産管理事務

(1) 概要

坂井市丸岡町南部にある当機関は、昭和 55 年に林業試験場・緑化センター・フラワーセンターの三機関が統合して設置された。土地に関して、現在は「都市緑化植物園」とみどりや木に関する文化・教育・体験ゾーンとしての「グリーンパーク」が面積のほとんどを占め、前者には約 800 種類・約 37,000 本、後者には約 170 種類・約 23,000 本が植栽され、総合グリーンセンター全体での総植栽数は約 820 種類・約 64,000 本、評価額 166,332 千円である。

建物には、本館の他、林業研修館、木材加工館、緑の相談所、展示温室、ウッドリームフカイ、ウッドハウス九頭竜、昆虫飼育室、盆栽展示施設がある。

このような植栽と建物を備えて来園者の増加のためのイベントを開催しており、約 500 台の駐車場を設けている。平成 27 年度の来園者は約 230 千人であった。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成 27 年 4 月 1 日）

・土地：敷地面積 250,412.87 m²、評価額 1,744,834 千円

名称	面積 (m ²)	評価額 (千円)
(総合グリーンセンター (丸岡))	207,721.48	1,735,648
土地緑化植物園	100,339.48	—
グリーンパーク 他	107,382.00	—
(大野試験地)	42,691.39	9,186
計	250,412.87	1,744,834

・建物：延べ面積 9,770.12 m²、評価額 253,556 千円

主な建物 (500 m²以上)

名称	造り	階数	面積 (m ²)	評価額 (千円)
本館	鉄筋コンクリート	2	1,459.50	42,815
林業研修館	鉄筋コンクリート	2	1,009.68	28,216
木材加工館	鉄骨造	1	1,294.46	16,802
緑の相談所	鉄筋コンクリート	2	1,058.09	33,980
展示温室	鉄骨ガラス張	1	500.93	5,480
ウッドリームフカイ	鉄筋コンクリート	2	1,688.53	94,115
ウッドハウス九頭竜	木造	1	557.10	7,732

・ 工作物：評価額 39,426 千円

主な工作物

名称	種目・構造	評価額 (千円)
屋外ステージ	コンクリート 184 m ²	5,477
大型コンビネーション遊具	1 組	4,454
ペレットボイラ	1 基	3,152

・ 立木竹

樹種	数量 (本)	評価額 (千円)
常緑針葉樹	2,625	17,903
常緑広葉樹	48,422	86,985
落葉広葉樹	12,012	59,260
竹類	510	2,184
計	63,569	166,332

② 重要物品 (基準日：平成 28 年 4 月 1 日)

・ 福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高 (取得価格,千円)	百分率 (%)
番号	項目		
02	いす類	1,425	0.6
03	箱、棚、台類	1,039	0.4
07	写真、光学用具類	6,300	2.5
08	測定、測量、標示用具類	5,168	2.0
09	装飾、造作用具類	9,721	3.8
11	写真、光学用具類	9,288	3.6
13	衛生用具	1,300	0.5
18	木工機械類	63,711	25.0
20	産業機械類	42,441	16.7
21	鑑定、分析、試験用具類	108,612	42.7
29	標本、見本類	5,631	2.2
	総額	254,638	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多い。樹木を試験研究の対象とするため、「18 木工機械類」が多いことに特徴がある。

- ・金額が大きい物品（上記の総額の5%以上）

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	品名	(取得価格,千円)	(%)
21	実木材用 強度試験機	63,525	24.5
18	ベニヤスライサー	36,000	13.9

③ 知的財産権（基準日：平成28年3月31日）

- ・品種登録：1件

名称	登録年月	共同出願
ふくひら2号（ウスヒラタケ）	平成15年2月	—

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、知的財産権の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「試薬・農薬の保管管理体制について」がある。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

特に記載すべき事項はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「試薬・農薬の保管管理体制について」があり、その規則に違反した不適切な処理は発見されなかったが、当該規則に「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求する措置が反映されているかどうかをチェックした結果は、次のとおりである。

(○：該当する規定文がある、×：該当する規定文がない)

「毒物及び劇物取締法」の規定			当機関独自の規程等
取扱い	盗難・紛失の予防措置	第 11 条 第 1 項	○
	(貯蔵・陳列等する場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長通知	○
	飛散等の予防措置	第 11 条 第 2 項	×
	飲食物容器の使用	第 11 条 第 4 項	×
運搬	運搬時の予防措置	第 11 条 第 3 項	×
表示	容器被包の表示	第 12 条 第 1 項	×
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条 第 3 項	×
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	×
事故	飛散等の場合の届出と応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	○
	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	○

【意見】

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第 22 条第 5 項）。非届出業務上取扱者は毒劇物に関する取扱管理規程の作成を必ずしも義務付けられていないが、当機関は自主的に作成し、それを遵守している。

しかし、その規程には「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求している措置が全て規定されているわけではない。「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。

X. 建設技術研究センター

1. 建設技術研究センターの概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 178 条の 2 の 2
所管課	土木部土木管理課
設置年月	昭和 40 年 4 月
設置目的	建設技術に関する試験、研究および調査を実施し、その成果を普及させる。

(2) 所在地

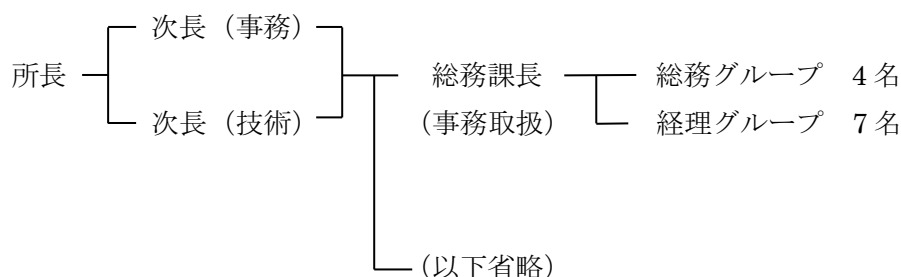
施 設	所 在 地
建設技術研究センター	福井市春日 3 丁目 303

(3) 沿革

年 月	概 要
昭和 40 年 4 月	「土木工事材料試験所」として土木部監理課内（福井市松本 3 丁目）に発足 《県発注工事使用の材料検査が中心》
昭和 48 年 4 月	「福井県工事材料試験所」として現在地に新築移転
昭和 53 年 4 月	「福井県建設技術センター」に改称 《土木技術の専門研修業務の開始》
昭和 63 年 4 月	「福井県雪対策技術センター」を併設 《技術開発等の研究を開始》
平成 7 年 5 月	2センターを統合し、「福井県雪対策・建設技術研究所」に再編 《研究を本格化・土木部の専門技術研修業務を監理課へ移管》
平成 8 年 3 月	《材料試験業務を廃止》
平成 22 年 4 月	福井土木事務所の附置機関となる
平成 25 年 4 月	「福井県建設技術研究センター」に改称

(4) 組織

福井土木事務所



建設技術研究センター

所長 ————— スタッフ 6名 (うち兼務職員 1名)

(5) 主な業務

① 建設技術に関する試験、研究、調査およびその成果の普及に関すること
② 建設技術に関する情報の収集および提供に関すること

(6) 人員の状況

① 過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	0	0	0	0	0
技術職	7	6	6	6	6
〈職種内訳〉					
土木	(4)	(4)	(5)	(4)	(4)
総合土木	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
電気	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
建築	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
合計	7	6	6	6	6

※主な増減

平成25年より建築職は福井土木事務所職員が兼務

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	0	0	0	0	0
技術職	1	2	2	0	1

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
博士(工学)	1
技術士	2

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価の実施
1	きめ細かい降雪予測手法の開発	気象台の降雪予報は県内9つの区分で発表されているが、より細かな予測(1kmメッシュ)を行うことで、除雪体制の強化をはじめ、農業など広い分野において雪に強い社会づくりを目指す。	H25～28	事前評価 H24.10.16 中間評価 H27.10.6
2	舗装ひび割れの接着剤注入による修繕工法の開発	舗装ひび割れに接着剤を注入する修繕工法を開発し、オーバーレイ工事を行わず機能を回復させ、維持管理費のコスト削減を図る。	H26～28	事前評価 H25.10.11
3	LCC削減を目的とした点検と同時に行える橋梁等の応急塗装の研究	橋梁の腐食進行を遅延させるため、5年ごとの点検と同時に行える応急補修方法を開発、予防保全により長寿命化し、維持管理費の削減・平準化を図る。	H27～30	事前評価 H26.10.30
4	橋梁床版の診断技術の開発	橋梁の舗装面の下の目視できない鉄筋コンクリート構造の床版の劣化状況(健全性)を簡易かつ安価に診断することができ、長寿命化とともにコスト削減が図られる。	H25～29	事前評価 H24.10.16

5	舗装構造の劣化診断技術の開発	舗装構造の内、目視できない下層の劣化も簡易かつ安価に診断できる技術を開発し、効率的な舗装補修を行うことで維持管理費のコスト縮減を図る。	H26～28	事前評価 H25.10.11
6	足羽川の水面利用施設の土砂堆積軽減に関する研究	水面利用施設（船着場など）に堆積する土砂の量を軽減させる手法を研究し、河川の利用促進を図り、浚渫経費などの維持管理費の軽減を図る。	H26～28	事前評価 H25.10.11
7	マイコンを使った積雪センサーの開発	マイコンを使った安価な積雪センサーを開発し、融雪設備のイニシャルコストおよびランニングコストの両方を縮減する。	H26～28	事前評価 H25.10.11
8	冬期道路交通の安全確保のための落雪・着雪対策技術に関する研究・開発	安価で施工が容易なトラス橋の落雪・着雪対策技術を開発し、除去作業の労力・時間・コストを縮減するとともに、落雪事故の防止を図る。	H27～29	事前評価 H26.10.30

(8) 収支の状況

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
財産収入	0	126	52	2,678	168
諸収入	500	84	0	0	0
歳入合計	500	210	52	2,678	168

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
商工費	22,113	18,253	16,994	13,219	19,063
土木費	9,930	18,009	18,032	8,314	7,539
歳出合計	32,043	36,263	35,026	21,533	26,603

職員人件費※					52,370
--------	--	--	--	--	--------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	3,310	H27.4.1	
					千円	144,355		
			建物		m ²	1,062		H28.4.1
					千円	113,778		
			貸付財産		千円	×	H28.4.1	
			使用許可財産		千円	0		
	借受財産		千円	×				
	2	不動産の 従物	工作物		千円	640	H27.4.1	
			立木竹	果樹	千円	×		
				庭木	千円	×		
				立木	千円	169		
3	知的財産権	特許権		件	11	H28.3.31		
		実用新案権		件	×			
		意匠権		件	×			
		商標権		件	×			
		品種登録		件	×			
		著作権		件	×			
物品	4	重要物品	自動車		千円	1,512	H28.4.1	
			上記以外		千円	27,542		
	5	その他	動物			×	H28.3.31	
			図書目録			×	H28.12.31	

(注) ・数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

建設技術研究センターは福井土木事務所の附置機関であり、福井県の特性・産業にマッチする「地域に役立つ技術」を念頭に、公共工事の品質向上および技術課題を解決するため、研究活動を行っている。

建設技術研究センターは“産業振興系”や“衛生・環境系”の要素を一部併せ持っており、公共工事の品質向上・コスト削減を通じて県民の利益に資することを目的とする“土木・建築系”の公設試である。

行政活動をまとめると、以下のようになる。

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
土木・建築系	歳出予算 26 百万円 人件費 52 百万円	研究開発	技術基準化	公共工事の 品質向上・コ スト削減	一般県民

(※) 歳出予算 26 百万円の中には、本庁計上分の人件費 52 百万円が含まれていない。したがって人件費を含めた上での支出予算は 78 百万円となる。

建設技術研究センターの事業体系（研究関連事業のみ）は以下のとおりである。

事業名	ニーズ	予算	財源
きめ細かい降雪予測手法の開発	土木事務所、 その他	6,173 千円	国庫
舗装ひび割れの接着剤注入による修繕工法の開発	土木事務所、 市町等の道 路管理者	745 千円	国庫
LCC 縮減を目的とした点検と同時にできる橋梁等の応急塗装の研究		5,173 千円	国庫
橋梁床版の診断技術の開発		29 千円	一般
舗装構造の劣化診断技術の開発		951 千円	一般
マイコンを使った積雪センサーの開発		1,314 千円	一般
冬期道路交通の安全確保のための落雪・着雪対策技術に関する研究・開発		1,109 千円	一般
足羽川の水面利用施設の土砂堆積軽減に関する研究	土木事務所 等 河川管 理者	628 千円	一般

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の2つのことを意味する。

- ・研究課題を実行することにより、成果 (outcome) に結びつく割合を高める (=有効性)
- ・研究課題の実行過程において、活動 (input) が結果 (output) に結びつく割合を高める (=効率性)

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の2要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

研究課題の選定プロセスの主な流れは以下のとおりとなる。

1	研究テーマの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・関係出先機関（主に土木事務所）等から、現状の課題等を把握する。 ・課題の中から、実施規則にある研究課題に分類して、研究テーマの案を作成する。 ・研究テーマとしてふさわしいか、センター内で検討し決定する。 ・研究テーマの案について、土木管理課ならびに関係本課と内容を協議する。 ・研究テーマに必要な予算の算定および実施計画を作成する。
2	県庁内における「土木部技術審議会研究部会」での協議	「土木部技術審議会設置要綱細則」第 7 条に基づき、研究部会において建設技術研究センターの建設技術の研究課題に関する事項について協議する。
3	外部評価委員会による事前評価	「建設技術研究センター試験研究等評価実施要項・要領」に基づき、研究および内容の具体性、研究目的設定の妥当性、県の研究機関が行うことの妥当性など、研究の策定について評価を受ける。
4	予算化	外部評価委員会の結果を踏まえ、修正等を行った後、土木管理課ならびに関係本課と再度協議を行い、予算化作業に入る。

上記の研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。

② 研究チームの編成について

技術職は総勢 6 名で、環境保全技術研究チームと雪対策研究チームとに分かれている。研究課題には平均 0.75 名（技術職 6 名 ÷ 8 課題）の担当者がついており、それぞれの課題に正副の責任者がいる。技術職の職員 6 名中 5 名が在籍期間 5 年未満であり、長期在籍者が少ない。

【意見】

平成 27 年度の研究課題の実施期間は 3～5 年であり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。

③ 進捗管理について

土木管理課が所管する「県単独費」の予算を用いた研究、ならびに地域産業技術振興課が所管する「特別電源所在県科学技術振興事業補助金」を用いた研究についてそれぞれ進捗管理を行っている。

所管課へは、毎月末に進捗管理表を提出している。日次の活動管理ツールとしては、各研究員が個人的に作成している研究メモはあるものの、オフィシャルの日報は作成されていない。

【意見】

研究活動で発生する最大の経費は人件費であり、各研究課題に研究員の人件費を配賦する上でも「何の活動に」「何時間費やしたのか」の情報は必須であり必ず記載すべきであるとする。

たしかに公設試の研究員は研究活動のみに専念しているわけではなく、ウェイトとしては技術相談や技術支援活動の方が大きいかもしれない。県の公設試としての社会的役割期待に応える上で技術相談等の支援業務は重要であるし、研究テーマ設定にあたり地場産業のニーズを把握する上でも当該業務は不可欠であることは外部監査としても認識している。また、研究活動自体においても、民間の研究活動と異なり個社の利益追求を目的とするものではなく、あくまでも地場産業の底上げという使命があるため、短期的には採算を度外視せざるを得ないこともあるかもしれない。

しかしながら、限りある財源の中で行政サービスを展開する以上、試験研究機関であっても費用対効果と無関係に活動することは許されず、特に最大のコストである人件費の投入からはそれに見合う一定のリターンが要求される。そして、リターンを得るための投入コスト（人件費）を集計するためには、日報に記載された作業時間を介して「人件費単価×研究課題の作業時間＝人件費」として活用していくことが最も有効かつ効率的な方法であるとする。「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。

④ 研究課題の評価について

i) 評価の実施方法

研究課題の評価に関する主な規程は以下のとおりである

- a. 福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン
- b. 建設技術研究センター試験研究等評価実施要綱
- c. 建設技術研究センター研究評価委員会設置要綱
- d. 建設技術研究センター試験研究等評価実施要領

「建設技術研究センター試験研究等評価実施要綱」には以下のように定められている。
(※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋)

(課題評価の種類および評価内容)

第6条 課題評価の種類および評価内容は次のとおりとする。

- (1) 事前評価 研究の策定について評価を行う。
- (2) 中間評価 研究期間が3年以上の場合に研究の進捗および研究の継続について評価を行う。
- (3) 事後評価 研究終了後に研究の結果について評価を行う。

「建設技術研究センター研究評価委員会設置要綱」には以下のように定められている。
(※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋)

(委員の選任)

第3条

- 2 委員は8人以内とする。
- 3 県行政組織外の委員の任期は3年とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は課題評価委員会と機関評価委員会とする。

- 2 委員会の会議は、その種類を明らかにし、所長の要請により委員長がこれを招集する。
- 3 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

「建設技術研究センター試験研究等評価実施要領」には以下のように定められている。
(※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋)

2. 課題評価の方法

(3) 評価の内容

評価の内容は次のとおりとする。

- ① 3段階の評価および総合コメント
- ② 意見を述べることおよび指導または助言

4. 評価結果の活用

所長は課題評価および機関評価の結果を尊重し、業務の遂行に反映しなければならない

- ① センターの研究方針、研究課題の設定に役立てる。
- ② 新規の研究課題、設備計画の予算化に反映させる。
- ③ 研究開発環境の改善に反映させる。
- ④ センター業務の一般県民への理解促進に活用する。

ii) 平成 27 年度の研究課題評価結果について

開催日時

評価委員会	平成 27 年 10 月 6 日	中間評価 1 テーマ 事後評価 1 テーマ
-------	------------------	--------------------------

評価委員の所属および役職

所属	役職
福井大学 (建築建設工学)	名誉教授
福井県立大学 (環境科学)	教授
福井大学 (地学)	教授
福井工業高等専門学校 (地盤環境工学)	准教授
福井商工会議所 地域振興部	部長
有限会社アーキズム建築建設事務所 (一級建築士)	取締役次長
福井県土木部	技幹

評価は以下の 3 段階となっている。

a. 事前評価

本研究課題を推進すべきか

(①推進すべき ②一部修正して推進すべき ③中止すべき)

b. 中間評価

本研究を継続すべきか

(①継続すべき ②一部修正して継続すべき ③終了すべき)

c. 事後評価

本研究の目的・目標の達成度は高いか

(①高い ②普通 ③低い)

【中間評価】

	研究テーマ名	評価点
1	きめ細かい降雪予測手法の開発	継続すべき (1名) 一部修正して継続すべき (5名)

【事後評価】

	研究テーマ名	評価点
1	自然エネルギーを利用した融雪における熱交換方式の開発	高い (5名) 普通 (1名)

iii) 個別発見事項

以下は、外部評価委員会報告書をレビューした上での個別発見事項である。

a. 外部評価委員会の定足数

平成27年10月6日開催の研究委員会が、1名欠席のまま開催されている。この点「建設技術研究センター研究評価委員会設置要綱」には開催要件について何らの定めがない。

【意見】

外部評価委員会は民間会社の株主総会のような「個性のない多数の者の出席に基づく、多数決で物事を決める会議体」とは異なり、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とした上で規程上明記すべきである。また、欠席者がいる場合は、別途説明の機会を設ける等の対応が必要と考える。

b. 評価票のコメント欄

平成27年度の評価票を閲覧したところ、コメント欄に記載のない評価票が発見された。

【意見】

研究課題の設定において外部評価委員会の果たす役割は重要である。事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価票の重要性を認識した上で、評価票に記載漏れがないよう留意する必要がある。

コメントが不十分な理由として「そもそも外部評価委員の専門性が研究課題と適合していない」等が考えられるため、より柔軟な評価委員の選定等について検討して頂きたい。事前評価は「課題選定に資する」、中間評価は「研究継続の是非」、事後評価は「今後の研究活動の参考にする」ものとなり、とりわけ事前評価は課題設定の有効性そのものに直結するため極めて重要である。

c. 評価委員会における最終評価

評価委員会においては、最終的な総合評価（結論）に至るまでのプロセスが規程上明記されていない。質問したところ「評価がばらけた場合、より低位の評価になる」とのことであるが、事実上は評価委員長の最終判断に委ねられるとのことであった。

【意見】

最終評価には客観性が担保されるべきであり、他の県内公設試のように、個別委員の評点を加重平均により総合評点化し、総合評点より導かれる結論により総合評価が導出されるよう、規程上明記すべきである。

⑤ 成果普及の検証について

研究成果普及の検証については、内部の資料「研究課題のコスト管理」で行われているが、外部評価委員会にはかけられていない。規則上も「追跡評価」が要求されていない。

【意見】

研究成果の普及状況は「追跡評価」によって検証されるべきであり、外部評価委員会による追跡評価を受ける必要がある。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
財産収入	0	126	52	2,678	168	
財産運用収入	0	126	52	2,678	168	
特許権等運用収入	0	126	52	2,678	168	
特許権等実施料	0	126	52	2,678	168	
諸収入	500	84	0	0	0	※1
受託事業収入	137	84	0	0	0	
土木費受託事業収入	137	84	0	0	0	
土木管理受託事業収入	137	84	0	0	0	
雑入	362	0	0	0	0	
雑入	362	0	0	0	0	
雑入土木費	362	0	0	0	0	※2
歳入合計	500	210	52	2,678	168	

※1 H23, 24 に文部科学省からの補助金と福井大学からの再委託費があるが、H25 以降は対象事業がない。また、H25 に福井県土木事務所の附置機関となって管理は移管しており、以降、諸収入は発生していない。

※2 H23 のみ、特許権等実施料が雑入土木費に含まれている。

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・財産運用収入（特許権等実施料）

県有特許権を実施許諾する場合の実施料で、基本額に実施料率を掛け合わせて算定する。

平成 27 年度現在、特許権保有件数は 11 件であり、そのうち 2 件から実施料収入を得ている。前年度（平成 26 年度）の特許権等実施料が突出しているのは、敦賀市の「敦賀駅前広場整備」関連の公共工事での「群杭効果を利用した地中蓄熱装置」等の特許使用による収入 2,678 千円が発生しているためである。

(2) 監査要点

収納額の算定・徴収が法令等に準拠して行われているか。

(3) 監査手続

①関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認する。

②業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に

基づき適正に行われているかを確認する。

③調定一覧から適宜サンプル抽出し、収納額が適切に算定されていることを確かめる。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。手続の詳細については以下のとおり。

・財産運用収入（特許権等実施料）

特許権等実施料は、抽出したサンプルにつき調定決議書、納入通知書、県有特許の実施報告書、契約書、特許公報を閲覧し、内容の整合性・妥当性を検証したところ、調定および収納事務は適切に処理されていた。

なお、(5)に特許権の利用に関する意見を記載している。

(5) 意見

特許権の利用について

建設技術研究センターの研究目的のひとつとして、公共事業費削減のための技術開発がある。社会資本の整備から既存設備の維持管理へとニーズが変化中、研究の中心は既存技術の応用・転用へとシフトしている。

こうした中、特許取得に結びつく事例が少ないこと、特許権を維持する費用に鑑みると特許権保有にメリットがないことを理由として、建設技術研究センターでは、近年、新たな特許権の取得は行われておらず、利用のない特許の一部については廃棄を行っている。

一方で「群杭効果を利用した地中蓄熱装置」特許のように、多額の特許収入を得られるにもかかわらず、有効に活用されていないと思われる特許も存在する。

【意見】

保有する特許に関して、県外の事業者に対する技術アピール、他の技術への転用等、技術利用拡大の方法を模索すべきと考える。

【意見】

特許権取得・廃棄に際しては費用対効果を勘案すべきであるが、取得・廃棄に至った判断過程は記録に残し、明らかにすべきであると考ええる。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
商工費	22,113	18,253	16,994	13,219	19,063
工鉦業費	22,113	18,253	16,994	13,219	19,063
中小企業振興費	22,113	18,253	16,994	13,219	19,063
報償費	50	50	0	0	0
旅費	447	359	253	99	240
需用費	3,500	340	1	190	1,409
委託料	14,449	16,975	15,061	12,592	15,062
使用料および賃借料	781	528	0	0	0
備品購入費	2,884	0	1,677	335	2,352
土木費	9,930	18,009	18,032	8,314	7,539
土木管理費	9,930	18,009	18,032	8,314	7,539
土木総務費	9,930	18,009	18,032	8,314	7,539
賃金	45	45	45	45	45
報償費	255	173	296	1,141	254
旅費	161	257	397	765	364
需用費	1,827	1,339	1,079	1,349	2,255
役務費	696	474	208	80	778
委託料	4,601	14,900	15,036	2,739	3,655
使用料および賃借料	80	110	134	95	74
工事請負費	1,932	619	0	1,053	0
備品購入費	220	0	748	951	0
負担金補助および交付金	109	89	86	93	113
合計	32,043	36,263	35,026	21,533	26,603

②主な支出の内容

平成 27 年度の建設技術研究センターの支出額は 26,603 千円となっているが、これは、福井土木事務所の支出額から建設技術研究センターに係る支出額を抽出して集計したものである。主な支出は商工費/工鉦業費/中小企業振興費の委託料 15,062 千円および土木費/土木管理費/土木総務費の委託料 3,655 千円である。

③増減コメント

各年度において特に委託料において支出額の増減が見られるが、研究テーマに関する委託料の増減があるためである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されているかを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	降雪予測システム開発業務委託（その3-1）
2	備品購入費	ACM データロガー（防水収納ボックス付）
3	需用費_消耗品費	小型 FWD-Light 用機器
4	需用費_消耗品費	ACM センサー（建研 C）
5	需用費_修繕料	ボイラー修理（福井土木事務所）
6	需用費_消耗品費	水中測定用作業着購入
7	報償費	技術支援講師謝礼「足羽川の水面利用施設の土砂堆積軽減

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

降雪予測システム開発業務委託（その3-1）

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、降雪予測システム開発業務委託（その3-1）の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150083927）	決裁日：平成 27 年 11 月 6 日	6,320,160 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契） 結果報告書	執行日：平成 27 年 11 月 13 日	5,830,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 11 月 16 日	6,296,400 円（税込）
支出負担行為書	—	6,296,400 円（税込）
検査調書	平成 28 年 3 月 22 日	6,296,400 円（税込）
請求書	平成 28 年 3 月 29 日	6,296,400 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 4 月 4 日	6,296,400 円（税込）

No.2 【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

ACM データロガー（防水収納ボックス付）

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、ACM データロガー（防水収納ボックス付）の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150057552)	決裁日：平成 27 年 8 月 24 日	1,347,840 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 9 月 1 日	1,233,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 27 年 9 月 2 日	1,331,640 円 (税込)
支出負担行為書	—	1,331,640 円 (税込)
検査調書	平成 27 年 9 月 28 日	1,331,640 円 (税込)
請求書	平成 27 年 9 月 28 日	1,331,640 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 9 月 29 日	1,331,640 円 (税込)

No3 【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

小型 FWD-Light 用機器

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150036965)	決裁日：平成 27 年 6 月 22 日	232,200 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 6 月 26 日	210,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	226,800 円 (税込)
検査調書	検査日：平成 27 年 7 月 17 日	226,800 円 (税込)
請求書	平成 27 年 7 月 17 日	226,800 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 7 月 22 日	226,800 円 (税込)

No4 【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

ACM センサー (建研 C)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150043766)	決裁日：平成 27 年 7 月 9 日	855,360 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 7 月 22 日	640,800 円 (税抜)
支出負担行為書	—	692,064 円 (税込)
検査調書	検査日：平成 27 年 8 月 10 日	692,064 円 (税込)
請求書	平成 27 年 8 月 10 日	692,064 円 (税込)
支出命令書	平成 27 年 8 月 11 日	692,064 円 (税込)

No5【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

ボイラー修理 (福井土木事務所)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150089326)	決裁日：平成 27 年 11 月 18 日	986,040 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 11 月 25 日	399,870 円 (税抜)
支出負担行為書	—	431,859 円 (税込)
検査調書	検査日：平成 27 年 12 月 22 日	431,859 円 (税込)
請求書	平成 28 年 1 月 6 日	431,859 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 1 月 6 日	431,859 円 (税込)
更正決議書	更正日：平成 28 年 2 月 2 日 (更正理由：科目誤り)	更正額 125,866 円 (税込)

No6【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

水中測定用作業着購入

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
購入伺 (No 150121316)	決裁日：平成 28 年 2 月 18 日	49,356 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 2 月 26 日	38,800 円 (税抜)
支出負担行為書	—	41,904 円 (税込)
検査調書	検査日：平成 28 年 3 月 18 日	41,904 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 18 日	41,904 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 18 日	41,904 円 (税込)

No7【報償費】

<検討の対象とした調達業務>

技術支援講師謝礼「足羽川の水面利用施設の土砂堆積軽減に関する研究」

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
雇用伺 (No 150128416)	決裁日：平成 28 年 3 月 8 日	25,000 円
支払調書	平成 28 年 4 月 5 日	25,000 円
支出行為負担兼支出命令書	平成 28 年 4 月 5 日	25,000 円

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

①予算歳出の管理について

建設技術研究センターは福井土木事務所の附置機関であり、会計単位は独立していない。そのため、歳出については福井土木事務所において一括して執行されている。

【意見】

予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。また、建設技術研究センターは土木部の試験研究機関ではあるが、福井土木事務所のみその効果が及ぶわけではない。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	0	0
指名競争入札	0	0
随意契約	9	17,784

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	2
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	7
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	9

随意契約の理由は、22.2%が金額によるものであり、77.8%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	17	2	3	4
契約金額の合計（千円）	933	495	2,241	15,047

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約について（契約金額1,000千円以上）

No	名称	委託金額 （千円）	契約方法 （参加数）	請負率 （%）	契約期間	注
1	降雪予測システム開発業務委託（その3-1）	6,296	随意契約 （1）	99.6	H27.11.16 から H28.3.22	2

2	降雪予測システム開発業務委託（その3-2）	4,329	随意契約 (1)	99.6	H28.1.26 から H28.3.25	2
3	アスファルト舗装ひび割れ接着剤注入機製作業務委託	3,395	随意契約 (1)	100.0	H27.11.2 から H27.12.11	1、2
4	新型積雪センサー機能改良業務委託	1,026	随意契約 (1)	97.4	H27.11.2 から H27.12.4	1、2

注1：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

注2：特殊な研究業務の一部を委託しているため特命随意契約となっている案件。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

該当する工事請負契約はない。

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	ACM データロガー（防水収納ボックス）	1,331	随意契約 (4)	98.7	1

注1：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

該当する委託契約はない。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

契約事務に記載すべき外部監査としての意見はない。

6. 財産管理事務

(1) 概要

福井市中央部にある建設技術研究センターは、県の公設試の中で職員数や財産が最も少ないが、特許権の登録件数は工業技術センターに次いで多い。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成 27 年 4 月 1 日）

・土地：敷地面積：3,310.94 m²、評価額 144,355 千円

・建物：延べ面積：1,062.09 m²、評価額 113,778 千円

主な建物（300 m²以上）

名称	構造	階数	面積 (m ²)	評価額 (m ²)
試験棟	鉄骨造	1	863.47	112,078

・使用許可財産

区分	用途	数量 (m ²)	年間使用料 (千円)	許可相手先
建物	事務局	51.06	免除	福井県私立学校 退職金基金社団、 福井県私立学校 連合会

・立木竹

区分	樹種	本数	評価額 (千円)
立木	8	29	169

② 重要物品（基準日：平成 28 年 4 月 1 日）

・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高	百分率
番号	項目	(取得価格, 千円)	(%)
08	測定、測量、標示用具類	5,861	21.3
20	産業機械類	7,697	27.9
21	鑑定、分析、試験用具類	13,984	50.8
	総額	27,542	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多い。建設関係の試験研究機関であるため、「20 産業機械類」「08 測定、測量、標示用具類」が多いことに特徴がある。

・金額が大きい物品（3,000 千円以上）

中分類		H28/3 残高 (取得価格, 千円)	百分率 (%)
番号	品名		
20	橋梁洗浄機	7,697	27.9
21	恒温室	4,134	15.0
21	コンクリート二次製品曲げ試験機	3,950	14.3
21	赤外線熱画像装置	3,297	12.0

③ 知的財産権（基準日：平成 28 年 3 月 31 日）

・特許権：11 件

名称	共同出願
斜面の緑化工法、並びに緑化防護柵および斜面の緑化構造	1 企業
ブロックマット	2 企業、1 個人
群杭効果を利用した地中蓄熱装置	—
樹木用の害虫捕獲帯	1 企業
路面積雪検出装置および路面積雪検出方法	—
繊維ロープ末端固定具	1 企業
舗装用アスファルト組成物、舗装用アスファルト混合物およびアスファルト舗装方法	1 企業、1 個人
落石防護用編地およびそれを用いた落石防護柵	1 企業、1 個人
アスファルト混合物の製造方法および施工方法	2 企業、1 個人
車両用防護柵用繊維ロープ	2 企業
薄層舗装用アスファルト混合物およびそれを用いた舗装路面の補修方法	2 企業

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、下記の事項以外には公有財

産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、知的財産権の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等はない。当機関は毒劇物に該当するものを使用していない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

知的財産権は他の機関と比べて格段に登録数が多いが、個々の権利および機関全体の知的財産の成果を把握する資料が作成されていない。

【意見】

取得した知的財産権の権利ごとに権利の取得および維持に係る経費（報償費や手数料など）などの支出、実施料収入等の収入とその収支差額および顛末を記載した資料や全ての権利を一覧表にした資料がないので、当該公設試においてどの知的財産権がどのような成果をもたらしているのかの判断が困難である。

知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。

③ 毒劇物

当機関は毒劇物に該当するものを使用していない。

XI. 衛生環境研究センター

1. 衛生環境研究センターの概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県衛生環境研究センターの設置および管理に関する条例 福井県行政組織規則第 85 条
所管課	健康福祉部健康増進課
設置年月	平成 14 年 4 月
設置目的	衛生および環境に係る調査研究、試験、検査および測定等を行う。

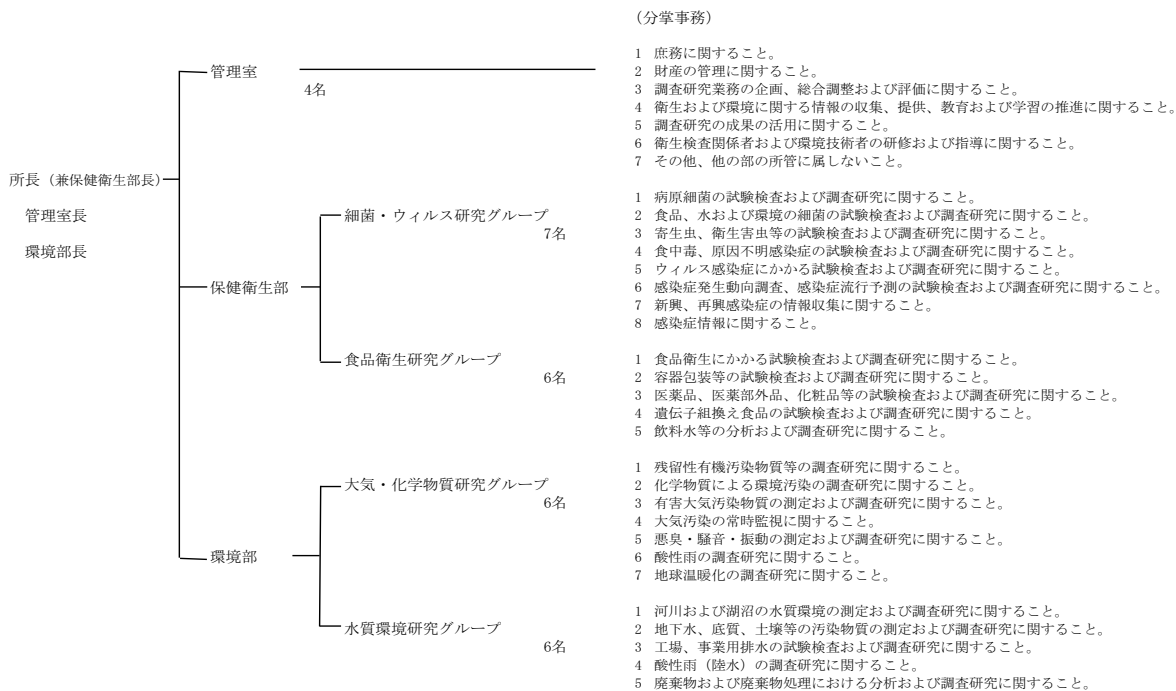
(2) 所在地

施 設	所 在 地
衛生環境研究センター	福井市原目町 39-4

(3) 沿革

年 月	概 要
昭和 24 年 11 月	福井市志比口町に「福井県衛生研究所」を設置
昭和 41 年 8 月	福井市町屋町に新築、移転
昭和 45 年 10 月	衛生研究所から「福井県公害センター」を分離、発足
昭和 47 年 11 月	福井市原目町に新築、移転
平成 3 年 5 月	「公害センター」から「環境センター」に変更
平成 7 年 5 月	「衛生研究所」の放射能課が「原子力環境監視センター」として独立 「環境センター」から「環境科学センター」に変更
平成 14 年 4 月	「衛生研究所」と「環境科学センター」を統合し、「衛生環境研究センター」を設置 管理室、保健科学部、生活科学部、環境科学部、環境保全部の 1 室 4 部
平成 18 年 4 月	管理室、健康長寿推進室、保健衛生部、環境部の 2 室 2 部に組織変更
平成 24 年 4 月	管理室、保健衛生部、環境部の 1 室 2 部に組織変更

(4) 組織



(5) 主な業務

① 衛生および環境に係る調査研究に関すること
② 衛生および環境に係る試験、検査および測定に関すること
③ 衛生および環境に係る研修、指導および学習に関すること
④ 衛生および環境に係る情報の収集、解析および提供に関すること

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	3	4	3	4	3
技術職 (職種内訳)	33 (内訳)	33 (内訳)	31 (内訳)	29 (内訳)	30 (内訳)
	化学 15	化学 15	化学 14	化学 13	化学 14
	薬剤師 6	薬剤師 7	薬剤師 8	薬剤師 9	薬剤師 9
	衛生監視 2	検査技師 4	検査技師 4	検査技師 2	検査技師 2
	電気 3	電気 3	電気 2	電気 2	電気 2
	獣医師 3	獣医師 3	獣医師 2	獣医師 2	獣医師 2
	保健師 2	水産 1	水産 1	水産 1	水産 1
	水産 1				
	運転手 1				
事務補助員	1	1	1	1	1
合計	37	38	35	34	34

化学には、高分子工学を含む。

※主な増減

- ・平成24年度に、健康長寿推進室が廃止になり保健師の配置がなくなるとともに、運転手が事務職に職種転換される。
- ・平成26年度に調理師から事務職への職種転換者1名配置。

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	1	1	1	0	0
技術職	13	6	5	3	1

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
獣医師	1
薬剤師	11
臨床検査技師	1

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価 の実施
1	福井県における腸管系ウイルスの流行状況の解明研究	ノロウイルス以外の腸管系ウイルス 6 種類を迅速かつ高感度に定量検出できる方法を構築した。保存検体を用いて本法の有効性を検証し、高感度に多様な遺伝子型のウイルスを検出したことを確認した。	H25～27	事前評価 H24.8.28 中間評価 H26.8.26
2	福井県の食品添加物検査における迅速検査法の検討	食品添加物検査を迅速に行うため、保存料および甘味料の同時前処理法の検討を行った。	H26～27	事前 H25.8.27
3	福井県における人由来多剤耐性菌の遺伝子解析と耐性遺伝子の伝播および流行状況に関する研究	県内の協力医療機関から収集した薬剤耐性菌株について薬剤耐性遺伝子を PCR 法で検出した。各種酵素阻害剤を用いたディスク法および Carba NP test の結果が薬剤耐性遺伝子検出結果と合致する薬剤耐性菌株が確認された。	H25～28	事前評価 H24.8.28 中間評価 H26.8.26 H27.8.27
4	福井県における PM _{2.5} 高濃度時の挙動解明に関する研究	県内の 6 地点で PM _{2.5} の長期モニタリングを行い、PM _{2.5} 高濃度時の出現条件・要因を解析した。PM _{2.5} 高濃度日の出現状況は、春季および冬季後半に多く、そのほとんどが黄砂や煙霧によるものであった。	H26～28	事前評価 H25.8.27 中間評価 H27.8.27
5	福井県における POPs 動態解明と低減化に関する研究	残留性有機汚染物質 (POPs) として規制されている臭素系難燃剤 (HBCD) について、多成分同時分析法を確立し、県内河川の汚染実態を把握するとともに低減化処理技術の検討を行う。	H26～28	事前評価 H25.8.27 中間評価 H27.8.27
6	跡地利用された最終処分場における安定化に関する研究	太陽光発電施設を建設した産業廃棄物最終処分場について、安定化 (浄化作用) への影響を調べ、跡地の有効利用と早期安定化を両立する管理手法を探索する。	H26～28	事前評価 H25.8.27 中間評価 H27.8.27
7	福井県における越境大気汚染の解明に関する研究	PM _{2.5} の成分および前駆物質等の調査により、PM _{2.5} の地域特性および発生源を解明するとともに、モデル解析により地域由来および越境汚染の寄与を推定する。	H26～29	事前評価 H25.8.27 中間評価 H27.8.27

8	湖沼中の難分解性有機物に関する挙動解析	環境基準が達成できない三方湖を対象とし、水中に存在する微生物が浄化しにくい有機物質の分布状態を調査し、その原因物質の解明を試みる。	H26～31	事前評価 H25.8.27 中間評価 H27.8.27
9	ネオニコチノイド系およびフェニルピラゾール系農薬の一斉分析法の検討	ネオニコチノイド系およびフェニルピラゾール系農薬の一斉分析法について検討するとともに、残留実態を調査した。	H27～28	事前評価 H26.8.26
10	福井県におけるオキシダント高濃度予測手法の構築	過去のオキシダント高濃度事例を解析し、高濃度に影響を及ぼす因子を抽出し、当該因子を用いた簡易な予測モデルを構築する。	H27～28	事前評価 H26.8.26
11	水質事故対応時の多項目迅速分析法に関する研究	魚類への死事故等の水質事故に迅速に対応するため、高性能機器を用いて、複数の農薬や金属類を同時に測定する簡易的な方法を確立する。	H27～28	事前評価 H26.8.26
12	福井県における呼吸器ウイルスの流行状況に関する研究	福井県におけるパラインフルエンザウイルスおよびコロナウイルスの流行状況を把握するため検査法の確立を行い、平成27年に採取した検体について検査を実施した。	H27～29	事前評価 H26.8.26
13	福井県内のマダニにおけるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）ウイルス検索〔共同研究〕	平成27年に福井県等で採取したマダニ350個体からSFTSウイルス遺伝子の検索を実施した結果全て陰性であった。平成26～27年に福井県内の発生地から採取したマダニ1386個体から日本紅班熱リケッチアと推定される株等を分離した。	H25～27	未
14	迅速・網羅的病原体ゲノム解析法を基礎とした感染症対策ネットワーク構築に関する研究〔共同研究〕	RSウイルスの主要な遺伝子型について県内での検出株とGenebank登録株を含め分子進化の解析を行った。それぞれの遺伝子型の進化速度および分岐年を推定した。	H26～27	未
15	福井県における日常食中の汚染物質摂取量調査〔共同研究〕	日常食品を国民栄養調査食品群（14群）に分類して、有害金属類分析法（ICP-MSによる一斉分析法）の性能評価を行った。	H25～27	未

16	国内における化審法関連物質の排出源および動態の解明 [共同研究]	国立環境研究所および地方環境研究所との共同研究として、有機フッ素化合物や臭素系難燃剤（HBCD）の環境中での挙動を解明する。	H25～27	未
17	酸性沈着による広域大気汚染に関する研究 [共同研究]	地方環境研究所が共同して、全国の酸生沈着（酸生雨）による広域大気汚染の実態を明らかにする。	H21～30	未
18	PM2.5 の短期的／長期的環境基準超過をもたらす汚染機構の解明 [共同研究]	国が定める PM2.5 の成分分析ガイドラインでは、発生源寄与割合を推計することが主目的の一つとして掲げられており、本研究では PMF 法と呼ばれる数値計算解析によってその推計を行う。	H25～30	未
19	広域・複雑化する食中毒に対応する調査手法の開発に関する研究 [共同研究]	福井県内で発生した食中毒等の集団発生事例から検出されたノロウイルスのシーケンスデータをデータベースに登録し、全国で流行している遺伝子型との比較を行った。	H26～28	未

衛生環境研究センターが専ら従たる機関として参加する共同研究（研究課題欄に [共同研究] と記載）は、外部評価の対象外としている。

(8) 収支の状況

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
使用料および手数料	9	6	6	7	6
財産収入	46	46	78	78	0
諸収入	1,726	1,402	1,757	1,469	799
歳入合計	1,782	1,456	1,843	1,555	805

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	6,048	6,261	5,998	5,721	5,978
衛生費	234,512	328,361	249,312	279,009	240,919
農林水産費	0	0	0	59	0
商工費	3,150	3,150	3,150	3,240	1,674
土木費	805	830	5,219	0	0
歳出合計	244,516	338,603	263,680	288,030	248,571

職員人件費※					236,176
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地	m ²	11,195	H27.4.1	
				千円	138,812		
			建物	m ²	5,719		
				千円	132,106		
			貸付財産	千円	×	H28.4.1	
			使用許可財産	千円	6		
	借受財産	千円	0				
	2	不動産の 従物	工作物	千円	6,889	H27.4.1	
				立木竹	果樹		千円
			庭木		千円		240
			立木		千円		322
	3	知的財産権	特許権	件	×	H28.3.31	
実用新案権			件	×			
意匠権			件	×			
商標権			件	×			
品種登録			件	×			
著作権			件	×			
物品	4	重要物品	自動車	千円	32,728	H28.4.1	
			上記以外	千円	948,412		
	5	その他	動物		×	H28.3.31	
			図書目録		○	H28.12.31	

(注) ・数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

衛生環境研究センターは、地域における保健衛生の向上と環境保全を推進するための科学的・技術的中核拠点として、感染症、食中毒、食品衛生、有害化学物質、大気汚染、水質汚濁などに関する調査研究や試験検査を行っている。また、環境について幅広く学べる情報コーナーを設置するとともに、研修の受け入れや子供達を対象とした環境教室の開催などを行っている。

活動の中心はあくまで行政調査であり、研究活動は「試験方法の研究（調査コストの削減、測定の迅速化等）」、「環境調査（感染経路の解明等）」など、行政調査に関連のある範囲内で実施されている。

衛生環境研究センターは“衛生・環境系”の公設試に分類され、「すこやかな生活と快適環境の創造をめざして」をキャッチフレーズに、県民の健康と快適な環境を守るため、様々な取組みを行っている。

行政活動をまとめると、以下のようになる。

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
衛生・環境系	歳出予算 248 百万円 人件費 (※) 236 百万円	衛生・環境に係る試験、検査、測定 調査研究	県民への情報提供 新しい調査方法の確立	県民の健康と快適な環境保全、確保	一般県民

(※) 歳出予算 248 百万円の中には、本庁計上分の人件費 236 百万円が含まれていない。したがって人件費を含めた上での支出予算は 484 百万円となる。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の2つのことを意味する。

- ・研究課題を実行することにより、成果 (outcome) に結びつく割合を高める (=有効性)
- ・研究課題の実行過程において、活動 (input) が結果 (output) に結びつく割合を高める (=効率性)

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の2要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

研究課題の選定プロセスの主な流れは以下のとおりとなる。

1	研究グループ内でのディスカッションを経て課題提案
2	内部評価委員会の開催 (6~7月)
3	評価結果を受けて、対応案策定
4	企画運営会議にて外部評価対象とする課題選定 (7月)
5	外部評価委員会の開催 (8月)
6	意見等を踏まえ、計画書や報告書の変更
7	予算要求 (9月)
8	研究実施

上記の研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。

② 研究チームの編成について

本項目については特記すべき事項はない。

③ 進捗管理について

本項目については特記すべき事項はない。

④ 研究課題の評価について

i) 評価の実施方法

研究課題の評価に関する主な規程は以下のとおりである

- a. 福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン
- b. 福井県衛生環境研究センター内部評価実施要領
- c. 福井県衛生環境研究センター評価実施要領
- d. 福井県衛生環境研究センター評価実施要領細則

「福井県衛生環境研究センター評価実施要領」（以下「実施要領」という。）には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

（評価の対象）

第5条

（1）研究課題評価

研究課題の設定、研究内容、研究体制、研究の進捗、研究結果、研究成果等について評価を行い、次の区分ごとに実施する。

「事前評価」「中間評価」「事後評価」「追跡評価」

「福井県衛生環境研究センター評価実施要領細則」（以下「実施要領細則」という。）には以下のように定められている（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）。

（研究課題評価の対象）

第4条 研究課題評価の対象は、研究センターが実施する全ての研究課題（委託・助成を受けた研究課題、他機関との共同研究を含む）のうち研究センター所長が必要と認めたものとする。

（研究課題評価の実施時期と内容）

第5条 研究課題評価の実施時期および評価内容は次のとおりとする。

（1）事前評価

新たに開始する研究について事前に評価する。

ただし、緊急時の行政的要請による場合は省略することができる。

（2）中間評価

研究開始後、その達成度、継続の必要性等について評価する。

（3）事後評価

研究終了時、その達成度等について評価する。

(4) 追跡評価

研究終了後、研究成果の波及効果等について評価する。

(研究課題評価の方法)

第6条 前条の研究課題評価は、別表1に掲げる提出書類および評価表により行う。

2 評価者は、前項の評価表に記載する項目についてそれぞれ以下の4段階の基準で評価するとともに、その理由、意見を付して総合評価を行う。

	事前評価	中間評価	事後評価・追跡評価
評価基準	A:優れている B:良い C:改善の必要がある D:不適切である	A:優れている B:良い C:改善の必要がある D:中止が妥当である	A:優れている B:良い C:当初の目的未達成の部分がある D:不適切である

ii) 平成27年度の研究課題評価結果について

開催日時

評価委員会	平成27年8月27日	事前評価2テーマ 中間評価6テーマ 事後評価4テーマ
-------	------------	----------------------------------

評価委員の所属および役職

所属	役職
福井大学 医学部附属病院 感染制御部	教授
福井県医師会	理事
福井大学 医学部 国際社会医学講座環境保健学領域	教授
福井県商工会 女性部連合会	理事
仁愛大学 人間生活学部 健康栄養学科	准教授
福井県立大学	名誉教授
福井大学 教育地域科学部	准教授
福井県健康福祉センター (医幹会会長)	所長

a. 外部評価委員による評価表の記載

平成27年度の評価表(事前評価表、中間評価表および事後評価表)を閲覧したところ、

外部評価委員会開催日の前後の日付での記載（8/19、9/1、9/16等）、記入日、氏名欄、意見コメントおよび総合評価欄が不記載の評価表が散見され、中には記入日、氏名、意見および総合評価の全てが不記載の評価票も存在した。

【意見】

研究課題の設定において外部評価委員会の果たす役割は重要である。事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価表の重要性を認識した上で、評価表に記載漏れがないよう留意する必要がある。

コメントが不十分な理由として「そもそも外部評価委員の専門性が研究課題と適合していない」「課題評価に費やす絶対的な時間が不足していること」等が考えられるため、より柔軟な評価委員の選定や、十分な評価時間の確保等について検討して頂きたい。たしかに評価委員は1日で相当の件数の課題評価を行わなければならない、その負担は軽くはない。「開催日を2日間に分ける」もしくは「評価票を後日メールで回収する」等の対応により、コメント記載時間を十分に確保することが、評価の充実化につながるものとする。事前評価は「課題選定に資する」、中間評価は「研究継続の是非」、事後評価は「今後の研究活動の参考にする」ものとなり、とりわけ事前評価は課題設定の有効性そのものに直結するため極めて重要である。

⑤ 成果普及の検証について

「実施要領細則」第5条（4）において追跡評価を行う旨が定められているが、過去において追跡評価の対象となった研究課題はない。

【意見】

衛生環境研究センターは“衛生・環境系”の試験研究機関であり、実施する研究課題は「特定の産業を対象としたものではない」ため、そもそも普及効果を定量化して測定することは極めて困難である。本条項を記載しておくのであれば、当試験研究機関において実施する研究の「成果の波及とは何か」の定義を明確化しておく必要がある。該当がないのであれば、本条項を記載しないほうが、当試験研究機関の特徴が明らかとなり誤解が生じないものとする。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
使用料および手数料	9	6	6	7	6	
使用料	9	6	6	7	6	
衛生使用料	9	6	6	7	6	
公衆衛生使用料	9	6	6	7	6	
財産収入	46	46	78	78	0	
財産運用収入	46	46	78	78	0	
財産貸付収入	46	46	78	78	0	
建物貸付料	46	46	78	78	0	※1
諸収入	1,726	1,402	1,757	1,469	799	
雑入	1,726	1,402	1,757	1,469	799	
違約金および延滞利息	0	0	0	0	23	
延納利息	0	0	0	0	23	
雑入	1,726	1,402	1,757	1,469	775	
電気料個人負担金	25	31	27	29	6	
庁舎維持管理負担金	518	504	523	509	483	
保険料被保険者負担金	1,182	818	1,184	930	285	
職員手当返還金	0	49	16	0	0	
雑入衛生費	0	0	6	0	0	
歳入合計	1,782	1,456	1,843	1,555	805	

※1 建物貸付料が H27 にゼロになっているのは、自動販売機の設置を取りやめたことによる。これにより雑入（違約金収入）23 千円が発生している。

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・雑入（保険料被保険者負担金）

嘱託・臨時職員、アルバイト等の保険料被保険者負担分。平成 27 年度の発生が減少しているのは、平成 27 年 7 月から臨時職員の保険料管理事務が会計課に移管したことによる。

(2) 監査要点

収入計上額の算定が所定の手続に準拠して行われているか。

(3) 監査手続

- ①収入計上額を歳入整理簿、調定一覧の合計額と突合する。
- ②業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧することにより、事務事業が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。

(5) 意見

特記すべき事項はない。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	6,048	6,261	5,998	5,721	5,978
総務管理費	165	81	101	23	99
一般管理費	0	61	2	0	0
旅費	0	61	2	0	0
財産管理費	165	20	99	23	99
役務費	85	14	52	17	52
公課費	80	6	47	6	47
企画費	5,883	6,180	5,893	5,698	5,878
計画調査費	5,883	6,180	5,893	5,698	5,878
旅費	0	32	0	0	0
需用費	3,957	4,260	3,979	4,091	4,272
役務費	34	34	34	35	35
委託料	1,891	1,852	1,880	1,571	1,571
防災費	0	0	2	0	0
総務管理費	0	0	2	0	0
旅費	0	0	2	0	0
衛生費	234,512	328,361	249,312	279,009	240,919
公衆衛生費	60,783	64,001	62,079	62,254	61,782
公衆衛生総務費	2,069	1,252	2,046	1,498	181
共済費	2,069	1,252	2,046	1,498	181
予防費	5,040	5,176	6,110	4,953	6,661
共済費	15	13	13	13	15
賃金	825	825	825	825	900
旅費	193	77	63	121	77
需用費	3,105	2,987	3,917	3,031	3,085
役務費	54	54	54	56	56
委託料	656	1,029	672	711	1,684
使用料および賃借料	189	189	189	194	194
備品購入費	0	0	375	0	648
衛生環境研究センター費	53,673	57,571	53,922	55,801	54,938
共済費	399	417	427	429	417
賃金	4,092	4,130	3,937	4,113	3,363
報償費	143	143	157	201	131
旅費	1,402	1,941	1,153	1,141	968
需用費	21,140	23,366	22,108	21,244	20,787
役務費	2,214	2,175	1,842	1,600	1,455
委託料	12,758	14,193	12,365	12,652	12,908
使用料および賃借料	750	1,031	1,212	2,255	3,254
備品購入費	10,560	9,933	10,498	11,950	11,441
負担金補助および交付金	210	236	218	213	210
環境衛生費	173,195	264,119	187,019	216,553	178,895
食品衛生指導費	10,168	12,700	29,194	12,568	14,823
旅費	51	42	14	0	61
需用費	10,116	12,657	12,622	12,533	13,214
委託料	0	0	0	0	517
工事請負費	0	0	0	0	1,004
備品購入費	0	0	16,558	34	26

環境衛生指導費	15,652	8,542	12,705	8,724	10,407
旅費	1,194	1,276	1,658	1,779	1,606
需用費	6,875	5,875	5,768	4,515	5,737
役務費	254	186	208	116	314
委託料	3,504	1,079	0	0	1,268
使用料および賃借料	126	124	125	211	158
備品購入費	3,698	0	4,945	2,100	1,323
公害対策費	147,374	242,876	145,119	195,261	153,663
旅費	868	880	729	796	856
需用費	47,694	49,510	52,427	56,509	59,419
役務費	2,032	4,523	3,454	4,042	3,500
委託料	47,134	62,261	41,600	33,205	35,247
使用料および賃借料	36,896	42,006	37,797	38,620	38,703
工事請負費	0	8,295	483	1,262	3,430
備品購入費	12,285	74,888	8,625	60,823	12,505
負担金補助および交付金	462	512	0	0	0
保健所費	236	0	0	0	0
保健所費	236	0	0	0	0
旅費	236	0	0	0	0
医薬費	296	241	212	200	242
医薬総務費	0	18	15	3	15
役務費	0	18	15	3	15
薬務費	296	222	197	196	226
旅費	54	53	53	27	27
需用費	242	168	143	169	198
農林水産費	0	0	0	59	0
畜産業費	0	0	0	59	0
家畜保健衛生費	0	0	0	59	0
旅費	0	0	0	59	0
商工費	3,150	3,150	3,150	3,240	1,674
工鉦業費	3,150	3,150	3,150	3,240	1,674
中小企業振興費	3,150	3,150	3,150	3,240	1,674
委託料	3,150	3,150	3,150	3,240	1,674
土木費	805	830	5,219	0	0
土木管理費	0	0	5,037	0	0
建築指導費	0	0	5,037	0	0
委託料	0	0	5,037	0	0
都市計画費	805	830	181	0	0
街路事業費	805	830	181	0	0
需用費	805	830	181	0	0
合計	244,516	338,603	263,680	288,030	248,571

②主な支出の内容

平成 27 年度の衛生環境研究センターの支出額は 248,571 千円となっている。主な支出は衛生費/公衆衛生費/衛環研究センター費の需用費 20,787 千円、委託料 12,908 千円、備品購入費 11,441 千円および衛生費/環境衛生費/公害対策費の需用費 59,419 千円、委託料 35,247 千円、使用料および賃借料 38,703 千円、備品購入費 12,505 千円である。

③増減コメント

平成 27 年度の衛生費/公衆衛生費/公衆衛生総務費の共済費の減少（△1,317 千円、△87.9%）は、給与事務の集約化によって、臨時任用職員等の共済費等の取扱いが会計課へ移管したためである。

平成 27 年度の衛生費/環境衛生費/食品衛生指導費の工事請負費の増加（+1,004 千円、前年発生なし）は、マウス専用の部屋の改修工事によるものである。

平成 25 年度の衛生費/環境衛生費/食品衛生指導費の備品購入費の増加（+16,558 千円、前年発生なし）は、ガスクロマトグラフ質量分析計の更新によって備品購入費が発生したためである。

平成 24 年度の衛生費/環境衛生費/環境衛生指導費の委託料の減少（△2,424 千円、△69.2%）は、平成 23 年度に PCB の処分等のための委託料があったが、平成 24 年度はなかったためである。

平成 27 年度の衛生費/環境衛生費/環境衛生指導費の委託料の増加（+1,268 千円、前年度発生なし）は、PCB の廃棄処理費用によるものである。

平成 23 年度から 27 年度の衛生費/環境衛生費/環境衛生指導費の備品購入費の増減は、国庫 100%の事業が含まれ、備品購入の額により増減が発生したためである。

平成 24 年度の衛生費/環境衛生費/公害対策費の役務費の増加（+2,490 千円、+122.6%）は、標準ガスの設置費用の費目を修繕費から手数料へ変更したことによるものである。

平成 24 年度の衛生費/環境衛生費/公害対策費の委託料の増加（+15,126 千円、+32.1%）、および備品購入費の増加（+62,603 千円、509.6%）は、5 年毎の大気汚染監視テレメータシステム等の更新のためである。

平成 26 年度の衛生費/環境衛生費/公害対策費の備品購入費の増加（+52,197 千円、+605.2%）は、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析用のサンプリング・分析機器等を購入したためである。

平成 24 年度の衛生費/環境衛生費/公害対策費の工事請負費の増加（+8,295 千円、前年度発生なし）は、大気汚染監視テレメータシステム等の更新による機器設置および撤去のための工事請負費が発生したためである。

平成 27 年度の商工費/工鉦業費/中小企業振興費の委託料の減少（△1,566 千円、△48.3%）は電子顕微鏡点検整備保守委託の対象機器が 1 台減少したためである。

平成 25 年度の土木費/土木管理費/建築指導費の委託料の増加（+5,037 千円、前年度は発生なし）は 10 年毎の建築基準法の改正に伴う外壁点検費用が発生したためである。

（2）監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

（3）監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合规性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	大気汚染監視テレメータシステム観測局自動測定器保守管理業務
2	備品購入費	高速液体クロマトグラフ装置
3	需用費_消耗品費	テレメータ常時監視事業消耗品
4	役務費_手数料	県内測定局舎内炭化水素計ガス設定作業
5	需用費_消耗品費	1320 有害大気汚染物質監視事業消耗品発注
6	需用費_印刷製本費	福井県衛生環境研究センター年報（26年度）
7	需用費_修繕料	大気汚染常時監視測定機炭化水素計定期点検

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

大気汚染監視テレメータシステム観測局自動測定機保守管理業務委託

<理由>

今回財務執行がなされた委託料（平成 27 年度契約）の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、大気汚染監視テレメータシステム観測局自動測定機保守管理業務委託の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150000431)	決裁日：平成 27 年 2 月 27 日	16,671,322 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札（随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 30 日	15,300,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 27 年 4 月 1 日	16,524,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	16,524,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	4,131,000 円 (税込)
請求書 (3 月分)	平成 28 年 4 月 1 日	4,131,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 4 月 1 日	4,131,000 円 (税込)

No.2【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

高速液体クロマトグラフ装置（フォトダイオードアレイ検出器、蛍光検出器）

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で最も金額の大きい取引であったことから、高速液体クロマトグラフ装置（フォトダイオードアレイ検出器、蛍光検出器）の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No150027551）	決裁日：平成 27 年 5 月 27 日	9,234,000 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契） 結果報告書	執行日：平成 27 年 6 月 11 日	8,500,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 6 月 11 日	9,180,000 円（税込）
支出負担行為書	—	9,180,000 円（税込）
検査調書	平成 27 年 8 月 14 日	9,180,000 円（税込）
請求書	平成 27 年 8 月 27 日	9,180,000 円（税込）
支出命令書	平成 27 年 8 月 28 日	9,180,000 円（税込）

No3【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

1340 テレメータ常時監視事業消耗品発注（部品 3）

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No150076086）	決裁日：平成 27 年 10 月 15 日	1,581,217 円（税込）
契約締結伺兼競争入札（随契） 結果報告書	執行日：平成 27 年 10 月 23 日	1,308,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 10 月 23 日	1,412,640 円（税込）
支出負担行為書	—	1,412,640 円（税込）
検査調書	平成 27 年 11 月 9 日	1,412,640 円（税込）
請求書	平成 27 年 11 月 30 日	1,412,640 円（税込）
支出命令書	平成 27 年 12 月 1 日	1,412,640 円（税込）

No4【役務費_手数料】

<検討の対象とした調達業務>

県内測定局舎内炭化水素計ガス設定作業

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No150000368)	決裁日：平成 27 年 3 月 11 日	1,319,760 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 30 日	1,156,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 27 年 4 月 1 日	1,248,480 円 (税込)
支出負担行為書	—	1,248,480 円 (税込)
支出負担行為変更伺	決裁日：平成 28 年 2 月 4 日	変更前：1,248,480 円 (税込) 変更後：1,042,105 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	—	変更前：1,248,480 円 (税込) 変更後：1,042,105 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 4 日	44,956 円 (税込)
請求書 (3 月分)	平成 28 年 3 月 8 日	44,956 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 9 日	44,956 円 (税込)

No5【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

1320 有害大気汚染物質監視事業消耗品発注

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150104277)	決裁日：平成 27 年 12 月 28 日	327,996 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 28 年 1 月 14 日	286,250 円 (税抜)
支出負担行為書	—	309,150 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 11 日	309,150 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 31 日	309,150 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 31 日	309,150 円 (税込)

No6【需用費_印刷製本費】

<検討の対象とした調達業務>

福井県衛生環境研究センター年報（26年度）

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
購入伺（No 150068437）	決裁日：平成 27 年 9 月 18 日	300,774 円（税込）
契約締結伺兼競争入札 （随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 10 月 2 日	180,000 円（税抜）
支出負担行為書	—	194,400 円（税込）
検査調書	平成 27 年 12 月 16 日	194,400 円（税込）
請求書	平成 27 年 12 月 16 日	194,400 円（税込）
支出命令書	平成 27 年 12 月 17 日	194,400 円（税込）

No7【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

大気汚染常時監視測定機炭化水素計定期点検

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択した結果、大気汚染常時監視測定機炭化水素計定期点検の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150097030）	決裁日：平成 27 年 12 月 7 日	1,934,010 円（税込）
契約締結伺兼競争入札 （随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 12 月 24 日	1,658,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 12 月 24 日	1,790,640 円（税込）
支出負担行為書	—	1,790,640 円（税込）
検査調書	平成 28 年 3 月 15 日	1,790,640 円（税込）
請求書	平成 28 年 3 月 15 日	1,790,640 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 3 月 15 日	1,790,640 円（税込）

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

支出事務に記載すべき外部監査としての意見はない。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	10	41,506
指名競争入札	0	0
随意契約	27	13,129

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	24
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	3
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	27

随意契約の理由は、88.9%が金額によるものであり、残りの11.1%が入札に適しないと判断されたことによるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円以上
件数	3	16	10	1
契約金額の合計（千円）	238	4,864	7,236	1,028

契約金額が一定の金額に集中しているような異常はない。

④主な委託契約について（契約金額 1,000 千円以上）

No	名称	委託金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間	注
1	福井県大気汚染監視テレメータシステム保守管理委託業務	17,885	一般競争 (3)	70.8	H25.4.1 から H30.3.31	3
2	大気汚染監視テレメータシステム観測局自動測定機保守管理業務委託	16,524	一般競争 (1)	99.1	H27.4.1 から H28.3.31	1、2 4、5
3	化学物質対策調査研究施設（空調設備・実験設備）保守管理業務委託	6,966	一般競争 (1)	96.7	H27.4.1 から H28.3.31	1、2 5
4	庁舎清掃業務委託	3,996	一般競争 (7)	93.1	H27.4.1 から H28.3.31	1、6
5	大気汚染監視テレメータシステムデータ修正等業務委託	2,138	一般競争 (1)	84.8	H27.4.1 から H28.3.31	1、2 5
6	LC/MS/MS3200QTRAP分析装置保守管理業務委託	1,987	一般競争 (1)	97.8	H28.1.14 から H28.3.25	2、6
7	本館空調設備等保守管理業務委託	1,728	一般競争 (1)	95.2	H27.4.1 から H28.3.31	1、2 5
8	走査型電子顕微鏡保守管理業務委託	1,674	一般競争 (1)	96.8	H27.4.1 から H28.3.31	2、6
9	3130 ジェネティックアナライザ保守管理業務委託	1,609	一般競争 (1)	97.5	H28.1.14 から H28.3.25	2、6
10	微小粒子状物質計（PM2.5）移設業務委託	1,306	一般競争 (1)	94.7	H27.4.24 H28.3.31	2、6
11	PCB 処理委託	1,028	随意契約 (1)	—	H27.6.5 から H28.3.31	7

注 1：5 年以上継続して同一業者に委託している契約。

注 2：一般競争入札により契約しているが、結果として 1 者のみ参加となっている。

注 3：現年分のみの金額。5 年の長期継続契約となっている。

注 4：1 回目の入札では予定価格を下回る業者が無く、2 回目で落札となった案件。

注 5：予算要求金額が設計価格および予定価格となっている案件。

注 6：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

注 7：PCB の廃棄処分は国の指定した特定の機関でしか処分できないため特命随意契約となっている。また、金額についても価格表が決められている。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

該当する工事請負契約はない。

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	高速液体クロマトグラフ	9,180	一般競争 (1)	99.4	1、2
2	降水試料自動採取装置	7,020	一般競争 (1)	99.1	1、2
3	パッシブキャニスターサンプラー	3,078	一般競争 (1)	98.2	1、2
4	超純水製造装置	1,391	一般競争 (4)	47.3	2
5	自動連続採水器	1,323	随意契約 (5)	97.6	3
6	蛍光検出器	1,047	随意契約 (3)	97.0	3

注 1：一般競争入札により契約しているが、結果として 1 者のみ参加となっている。

注 2：予算要求金額が設計価格および予定価格となっている案件。

注 3：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5 年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	大気汚染監視テレメータシステム観測局自動測定機保守管理業務委託	一般競争入札の結果
2	化学物質対策調査研究施設（空調設備・実験設備）保守管理業務委託	一般競争入札の結果
3	庁舎清掃業務委託	一般競争入札の結果

4	大気汚染監視テレメータシステムデータ修正等業務委託	一般競争入札の結果
5	本館空調設備等保守管理業務委託	一般競争入札の結果

全て一般競争入札の結果によるものである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が1者のみとなっている案件がある。

【意見】

可能な限り一般競争入札または指名競争入札とするよう努力している結果、一般競争入札における入札参加者数が少ない案件がある程度発生することは仕方がないと言える。なお、入札参加者数が1者となる場合で考えられる要因は、入札案件の広報不足の場合や案件の仕様書の内容を実現できる業者が1者しかない場合、もしくは案件の設計価格が低すぎて業者にとって案件に入札参加する経済的なメリットがほとんどない場合などが考えられる。詳細は総論にて記載するが、入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

6. 財産管理事務

(1) 概要

福井市東部にある当機関は、衛生および環境に係る業務を行う機関であり、工業系や農林水産系の機関の業務の目的である産業振興を目的としていない。そのため、所有している知的財産権はない。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成27年4月1日）

・土地：敷地面積 11,195.03 m²、評価額 138,812 千円

・建物：延べ面積 5,719.11 m²、評価額 132,106 千円

主な建物（300 m²以上）

名称	造り	階数	面積(m ²)	評価額(千円)
本館	鉄筋コンクリート	4	3,718.46	81,792
附属棟	鉄筋コンクリート	1	436.20	6,233
環境中央監視局	鉄筋コンクリート	2	609.34	14,775
化学物質対策 調査研究施設	鉄骨	2	407.71	19,951

・使用許可財産

区分	用途	数量(m ²)	年間使用料(千円)	許可相手先
建物	食鳥検査 センター	159.39	免除	(公)福井県 獣医師会
	環境放射線等 モニタリングシステムデータ 収集端末の設置	1.00	1	環境省 水・大気 環境局
	大気汚染物質 広域監視システムデータ 収集端末の設置	1.00	1	環境省 中部地方 環境事務所
工作物	粉観測・予測システム 機器の設置2か所	2.42	3	
計		163.81	6	—

・借受財産

区分	用途	数量(m ²)	年間借受料(千円)	借受先
土地	大気汚染	50.00	無償	鯖江市
	監視テレメータ	12.50	無償	大野市
	観測局の設置	35.69	無償	若狭町

・ 工作物

種別	造り	個数	面積(m ²)	評価額(千円)
大気汚染監視局	鉄骨造	15	225.64	4,094
	鉄筋コンクリート	1	9.89	1,043
受水槽	プラスチック	2	—	944
その他	—	—	—	808
計	—	—	—	6,889

・ 立木竹

区分	樹種	本数	評価額(千円)
庭木	6	119	240
立木	5	78	322
計	11	197	562

② 重要物品（基準日：平成 28 年 4 月 1 日）

・ 自動車：2 台で 32,729 千円

（うち 1 台は特種用途自動車(大気汚染測定車) 30,201 千円）

・ 福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高 (取得価格, 千円)	百分率 (%)
番号	項目		
	油画	5,700	0.6
03	箱、棚、台類	1,225	0.1
04	事務用機器類	3,412	0.4
07	写真、光学用具類	93,810	9.9
08	測定、測量、標示用具類	34,365	3.6
20	産業機械類	6,219	0.7
21	鑑定、分析、試験用具類	803,679	84.7
	総額	948,412	100.0

他のほとんどの機関と同様に「21 鑑定、分析、試験用具類」が最も多いが、微生物を試験対象とする業務の関係上、その割合が特に高く、また、「07 写真、光学用具類」も多いことに特徴がある。

・金額が大きい物品（30,000 千円以上）

中分類		H28/3 残高 (取得価格, 千円)	百分率 (%)
番号	品名		
21	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計	66,465	7.0
07	生物用透過型電子顕微鏡	42,525	4.5
21	観測用テレメータ装置一式	33,810	3.6
21	遺伝子導入細胞検出器	33,390	3.5
07	走査型電子顕微鏡エネルギー分散 型 X 線分析装置付	32,918	3.5
21	高速液体クロマトグラフシステム	31,710	3.3

③ 知的財産権（基準日：平成 28 年 3 月 31 日）

所有している知的財産権はない。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等として「備品機種(機能)選定委員会設置要領」のほか、「実験動物管理運営規程」がある。「実験動物管理運営規程」では、実験動物として施設に導入できる動物は、原則として、マウスのみであり、また、動物実験に使用できる病原微生物をバイオセーフティレベルにより限定している。

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。所有している知的財産権はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理運用に関する規程」「特殊化学物質保管管理指針」「病原体等安全管理規程」「疫学倫理審査委員会設置・運営要領」がある。上記監査要点に

従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

所有している知的財産権はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理運用に関する規程」があり、その規則に違反した不適切な処理は発見されなかったが、当該規則に「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求する措置が反映されているかどうかをチェックした結果は、次のとおりである。

(○：該当する規定文がある、×：該当する規定文がない)

「毒物及び劇物取締法」の規定			当機関独自の規程等
取扱い	盗難・紛失の予防措置	第 11 条 第 1 項	×
	(貯蔵・陳列等する場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長通知	×
	飛散等の予防措置	第 11 条 第 2 項	×
	飲食物容器の使用	第 11 条 第 4 項	×
運搬	運搬時の予防措置	第 11 条 第 3 項	×
表示	容器被包の表示	第 12 条 第 1 項	×
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条 第 3 項	×
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	○
事故	飛散等の場合の届出と応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	○
	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	×

【意見】

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第 22 条第 5 項）。非届出業務上取扱者は毒劇物に関する取扱管理規程の作成を必ずしも義務付けられていないが、当機関は自主的に作成し、それを遵守している。

しかし、その規程には「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求している措置が全て規定されているわけではない。「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。

XII. 原子力環境監視センター

1. 原子力環境監視センターの概要

(1) 根拠条例等、設置目的等

根拠条例等	福井県行政組織規則第 39 条の 21
所管課	安全環境部原子力安全対策課
設置年月	平成 7 年 5 月
設置目的	環境放射線および環境放射能の監視、調査研究および知識の普及等を行う。

(2) 所在地

施 設	所 在 地
原子力環境監視センター	敦賀市吉河 3 7 - 1
原子力環境監視センター 福井分析管理室	福井市原目町 3 9 - 4

(3) 沿革

年 月	概 要
昭和 29 年 5 月	衛生研究所において核実験降下物の放射能調査開始
昭和 45 年 3 月	原子力発電所稼働に伴う放射能調査開始
昭和 48 年 4 月	衛生研究所に「放射能課」設置
昭和 51 年 10 月	衛生研究所に「環境放射線監視センター」を付置 観測局整備 (10 局)
昭和 56 年 4 月	観測局増設 (10 局→11 局)
平成 3 年 4 月	観測局増設 (11 局→13 局)
平成 7 年 5 月	原子力環境監視センター発足
平成 13 年 3 月	観測局増設 (13 局→18 局)
平成 24 年 3 月	観測局増設 (18 局→23 局)
平成 25 年 3 月	観測局増設 (23 局→44 局)
平成 28 年 3 月	電子線量計設置 (55 か所)

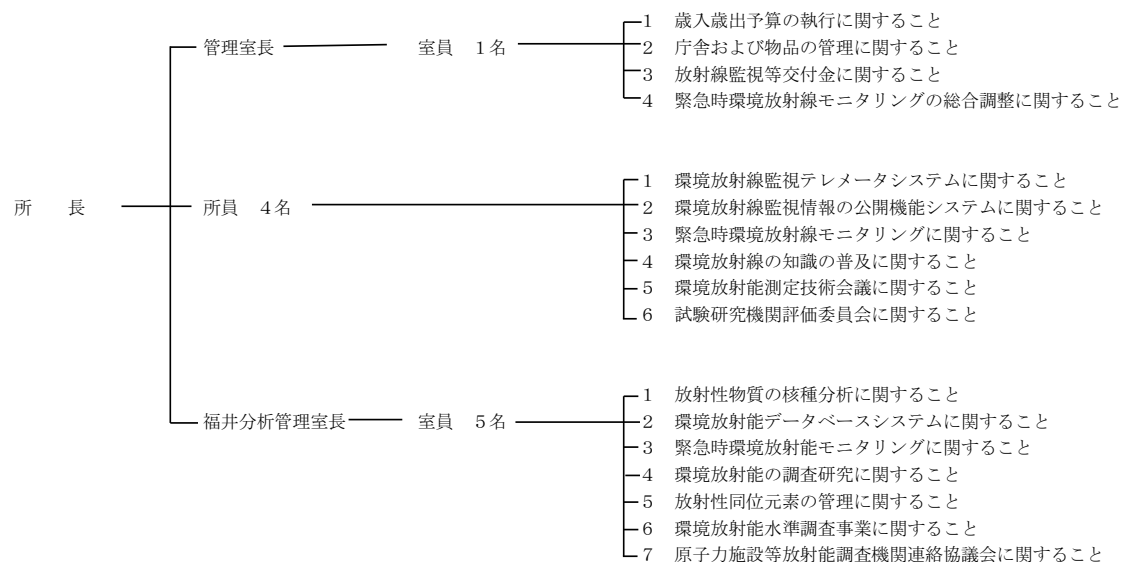
(4) 組織

組織および分掌事務

(平成28年4月1日現在)

(組織)

(分掌事務)



(5) 主な業務

①環境放射線モニタリングの企画および実施に関する事
②環境放射線および環境放射線の調査研究および試験に関する事
③環境放射線監視テレメータシステムの管理運営に関する事
④緊急時環境放射線モニタリングに関する事
⑤環境放射線モニタリングの知識の普及に関する事

(6) 人員の状況

①過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事務職	2	2	2	—	2
技術職 (職種内訳)	11 (原子力 2) (電気 3) (化学 5) (薬剤師 1)	12 (原子力 2) (電気 3) (化学 6) (薬剤師 1)	12 (原子力 2) (電気 3) (化学 6) (薬剤師 1)	12 (原子力 2) (電気 3) (化学 5) (薬剤師 2)	10 (原子力 1) (電気 3) (化学 5) (薬剤師 1)
嘱託	1	1	0	0	0
臨時的任用職員	0	0	0	2	1
合計	14	15	14	14	13

②在籍期間の状況

(単位：人)

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
事務職	0	1	1	0	0
技術職	2	6	2	1	0

(平成28年4月1日現在)

③資格者の状況

(単位：人)

資格の種類	人数
第一種放射線取扱主任者	4

(7) 研究課題とその内容

	研究課題	内容	研究期間	外部評価の実施
1	原子力災害対策重点区域拡大に伴うバックグラウンド調査	原子力災害対策重点区域の拡大に伴い、原子力災害発生時の県民と環境への放射線影響のより正確な評価のための基礎データとなる環境試料中の放射性物質の濃度に関するバックグラウンドデータを収集する。 また、他に実施されている調査結果についても合わせて整理し、緊急時にこれらのデータが速やかに活用できるよう緊急時の事前の備えとする。	H26～28	事前評価 H26.1.24 中間評価 H27.3.19
2	新たな緊急時測定体制の確立に向けたヨウ化ストロンチウムシンチレーション検出器の適用条件の検討	緊急時の放射性物質の測定を迅速かつ効率良く実施できる体制を確立するため、ヨウ化ストロンチウムシンチレーション検出器を用いた測定手法を確立する。 具体的には現地測定に使用することを前提とし、 ①土壌沈着量を評価するための現地測定 ②環境試料の簡易測定 の適用条件などを検討する。	H27～28	事前評価 H27.3.19

(8) 収支の状況

(単位：千円)

歳入	H23	H24	H25	H26	H27
諸収入	396	352	19	602	169
歳入合計	396	352	19	602	169

歳出	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	504,684	1,376,769	408,961	583,180	643,116
歳出合計	504,684	1,376,769	408,961	583,180	643,116

職員人件費※					103,537
--------	--	--	--	--	---------

※職員人件費は、H27のみ集計している。

(9) 財産の状況

公有財産	1	不動産	土地		m ²	(54,251)	H27.4.1	
					千円			×
			建物		m ²	2,476		H28.4.1
					千円			
			貸付財産		千円	×	H28.4.1	
			使用許可財産		千円	×		
	借受財産		千円	50				
	2	不動産の 従物	工作物		千円	36,564	H27.4.1	
					立木竹	果樹		千円
			庭木	千円		×		
			立木	千円		×		
	3	知的財産権	特許権		件	×	H28.3.31	
実用新案権			件	×				
意匠権			件	×				
商標権			件	×				
品種登録			件	×				
著作権			件	×				
物品	4	重要物品	自動車		千円	158,479	H28.4.1	
			上記以外		千円	4,437,940		
	5	その他	動物			×	H28.3.31	
			図書目録			×	H28.12.31	

(注) ・数値は、基準日(右欄の日付)におけるものである。

- ・「○」は財産を所有していること、「×」は財産を所有していないこと、土地における数値の()は借受であることを表している。
- ・貸付財産および使用許可財産の数値は貸付・使用料収入、借受財産の数値は借受料支出の金額である。
- ・知的財産権の件数は登録済みの件数である。

2. 研究活動管理事務

(1) 概要

原子力環境監視センターは、原子力発電所周辺における空間放射線の監視や環境試料中の放射能分析を行い、周辺環境の安全を確認している。原子力発電所から放出される放射性物質は法律により厳しく規制されており、周辺住民等の健康と安全を守るため、原子力発電所等に起因して受ける線量が、法律に定められた一般公衆の年間の線量限度（1ミリシーベルト/年）を十分に下回っていることをモニタリングしている。

活動の中心はあくまで行政調査であり、研究活動は「行政調査に活かしていける調査方法の確立」の範囲内で実施されている。

原子力環境監視センターは“衛生・環境系”の公設試に分類され、「原子力発電所周辺環境の安全を確保する」ことを目的に、環境放射線モニタリングを実施している。

行政活動をまとめると、以下のようになる

分類 (category)	投入 (input)	活動 (activity)	結果 (output)	成果 (outcome)	受益者 (beneficiary)
衛生・環境系	歳出予算 643 百万円 人件費 (※) 103 百万円	環境放射線モニタリング 調査研究	県民へのモニタリング情報提供 新しい調査方法の確立	県民の健康と快適な環境保全、確保	一般県民

(※) 歳出予算 643 百万円の中には、本庁計上分の人件費 103 百万円が含まれていない。したがって人件費を含めた上での支出予算は 746 百万円となる。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

研究課題の選定プロセスから外部評価プロセスまで関連資料を閲覧したところ、法令規則違反等、監査結果として指摘すべき事項は発見されなかった。

(5) 意見

県における他の諸活動と同様に、公設試が行う研究活動にもマネジメントの視点が必要

不可欠であり、研究活動においても「生産性の向上」を常に意識すべきである。「研究」という活動の性質上、ともすればスケジュール管理が粗くなったり納期や成果物に関する意識も薄弱になる恐れがあり、他の諸活動よりも一層のマネジメントが必要ともいえる。

ここで研究活動における「生産性の向上」とは、以下の2つのことを意味する。

- ・研究課題を実行することにより、成果 (outcome) に結びつく割合を高める (=有効性)
- ・研究課題の実行過程において、活動 (input) が結果 (output) に結びつく割合を高める (=効率性)

すなわち、研究活動の生産性は「有効性」「効率性」の2要素に分解でき、それぞれの要素に影響を与えるプロセスとの関係は次のとおりとなる。

要素	内容	影響を与えるプロセス
有効性	成果の量 (売上、利益、特許出願数、論文数など)	①研究課題の選定 ④研究課題の評価 ⑤成果普及の検証
効率性	所定の成果を達成するのに必要な資源投資 (人、物、金、情報など)	②研究チームの編成 ③進捗管理

以下、①から⑤のプロセスごとに検討を加えることとする。

① 研究課題の選定について

所内外での情報収集や日常業務（放射線のモニタリング等）の中での問題意識から、職員が課題を選定して提案している。基本的には「毎月の定例会議で職員が提案」「内部の全体会議」「外部評価委員会（事前評価）」「採択」という流れになる。提案書および内部会議の議事録は、定型の書式では文書化されておらず、外部評価委員会にかけられる際の資料のみ公文書化されている。上記の研究課題化設定プロセスについて関連資料を閲覧したところ、特に問題点は発見されなかった。

② 研究チームの編成について

本項目については特記すべき事項はない。

③ 進捗管理について

本項目については特記すべき事項はない。

④ 研究課題の評価について

i) 評価の実施方法

研究課題の評価に関する主な規程は以下のとおりである。

- a. 福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン
- b. 福井県原子力環境監視センター評価委員会設置要領
- c. 福井県原子力環境監視センター評価の実施要領

「福井県原子力環境監視センター評価の実施要領（以下、実施要領）」には以下のように定められている。（※後述する意見に関連のある箇所のみ抜粋）

<p>第7条（調査研究事業の評価）</p> <p>社会的ニーズや技術的な可能性、波及効果などの観点から、実施時期により以下のように評価を実施する。</p> <p>(1) 事前評価 調査研究事業の内容の評価を行う。</p> <p>(2) 中間評価 3年以上継続事業の場合一定期間経過後、当該事業の見直しの必要性など継続の是非について評価する。</p> <p>(3) 事後評価 事業の終了時点において、その成果の達成度について検討し、今後の調査研究活動に資する。</p> <p>(4) 追跡評価 調査研究終了から一定期間後、成果の波及効果の評価を行う。</p>
--

ii) 平成26年度の研究課題評価結果について

(※平成27年度は評価対象となる研究課題が該当なかったため開催されていない)

開催日時

評価委員会	平成27年3月19日	事前評価1テーマ 中間評価1テーマ 事後評価1テーマ
-------	------------	----------------------------------

評価委員の所属および役職

所属	役職
福井大学医学部医学科 国際社会医学講座環境保健学	教授
福井大学附属国際原子力工学研究所 原子力防災・危機管理部門	部門長／教授
公益財団法人 若狭湾エネルギー研究センター 研究開発部	部長
株式会社 原子力安全システム研究所	代表取締役

a. 外部評価委員会の前倒し開催

「実施要領」第7条(2)において研究課題の中間評価の時期を明確に定めていないこ

とから、平成 27 年度中に予定していた中間評価を平成 26 年度に前倒しで実施した。その結果、平成 27 年度は外部評価委員会が開催されなかった。このことについては、外部評価はよりタイムリーに実施した方が有効であると思われるため、迅速に実施された当該中間評価については特に問題はない。

b. 外部評価委員会の欠席者への対応

外部評価委員会の本会は平成 27 年 3 月 19 日に 1 名欠席で開催されているが、欠席した委員に対しては平成 29 年 3 月 16 日に個別会が開催されていた。たしかに開催日を分けることには相応のコストや人的負担がかかるため、開催要件としての定足数を定めて 1 日だけで開催すべきとの考えもある。

しかし、外部評価委員会は民間会社の株主総会のような「個性のない多数の者の出席に基づく、多数決で物事を決める会議体」とは異なり、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、欠席者がいる場合は個別会で別途説明の機会を設けてフォローするという対応は、外部評価委員会の設置趣旨に合致していると考ええる。

c. 外部評価の対象となる研究課題の選定

「福井県原子力環境監視センター所報（平成 26 年度）」を閲覧したところ、当該年度の調査研究報告は計 8 件であったが、このうち外部評価の対象となったものは 2 件で、残りの 6 件は外部評価の対象とならず内部研究という位置づけであった。内部研究に留まるのか、外部評価の対象となるのかの区分は「労力の多寡、期間の長短、他への活用が見込まれるかどうか」等の観点で行うとのことであるが、選定基準が明文化されておらず決定プロセスが不明確である。

【意見】

外部評価の対象か否かでは県民への開示レベルが異なる一方、外部評価の対象とした場合には相応の人的・物的コストがかかることに鑑みて、対象の選定は明確な根拠のもとに実施すべきである。規程にて選定基準を明確化しておくことが望ましいが、それが困難であればせめて「外部評価の対象とした理由」を議事録に残しておくべきである。

⑤ 成果普及の検証について

「実施要領」第 7 条（4）において追跡評価を行う旨が定められているが、過去において追跡評価の対象となった研究課題はない。

【意見】

原子力環境監視センターは“衛生・環境系”の試験研究機関であり、実施する研究課題は「特定の産業を対象としたものではない」ため、そもそも普及効果を定量化して測

定することは極めて困難である。本条項を記載しておくのであれば、当試験研究機関において実施する研究の「成果の波及とは何か」の定義を明確化しておく必要がある。該当がないのであれば、本条項を記載しないほうが、当試験研究機関の特徴が明らかとなり誤解が生じないものとする。

3. 収入事務

(1) 概要

①5 期推移表

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
諸収入	396	352	19	602	169	
雑入	396	352	19	602	169	
雑入	396	352	19	602	169	
保険料被保険者負担金	321	352	19	602	62	
雑入総務費	75	0	0	0	107	
歳入合計	396	352	19	602	169	

②主な収入の内容説明、および増減コメント

・雑入（保険料被保険者負担金）

嘱託・臨時職員、アルバイト等の保険料被保険者負担分。平成 27 年度の発生が減少しているのは、平成 27 年 7 月から臨時職員の保険料管理事務が会計課に移管したことによる。

(2) 監査要点

収入計上額の算定が所定の手続に準拠して行われているか。

(3) 監査手続

①収入計上額を歳入整理簿、調定一覧の合計額と突合する。

②業務フローにつき関係者へ質問、資料を閲覧し、手続の妥当性を検討する。

(4) 指摘事項

上記手続の結果、実施した手続の範囲において収入事務は適切に処理されており、監査結果として指摘すべき事項はない。

(5) 意見

特記すべき事項はない。

4. 支出事務

(1) 概要

①5 期推移表

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
総務費	504,684	1,376,769	408,961	583,180	643,116
総務管理費	501	206	190	1,414	213
一般管理費	54	6	3	1,204	86
旅費	54	6	3	0	0
共済費	0	0	0	1,204	86
人事管理費	253	0	0	0	0
旅費	253	0	0	0	0
財産管理費	193	200	187	210	126
役務費	83	85	97	95	69
公課費	110	114	90	114	57
企画費	503,994	1,376,224	408,261	581,263	642,547
計画調査費	503,994	1,376,224	408,261	581,263	642,547
報酬	2,663	2,232	0	0	0
共済費	689	751	65	55	70
賃金	4,620	4,620	3,938	3,899	4,320
報償費	40	70	40	70	30
旅費	3,685	2,878	2,782	2,339	2,624
需用費	32,139	30,141	33,365	28,703	31,144
役務費	26,366	30,808	54,327	52,546	58,055
委託料	160,792	180,844	161,352	311,472	284,884
使用料および賃借料	5,076	4,913	5,287	2,487	2,413
備品購入費	264,873	1,118,081	145,886	177,775	257,585
負担金補助および交付金	3,045	882	1,215	1,911	1,367
公課費	0	0	0	0	49
防災費	189	338	508	502	355
防災総務費	189	338	508	502	355
旅費	189	338	508	417	257
需用費	0	0	0	84	84
役務費	0	0	0	1	0
使用料および賃借料	0	0	0	0	12
合計	504,684	1,376,769	408,961	583,180	643,116

②主な支出の内容

平成 27 年度の原子力環境監視センターの支出額は 643,116 千円となっている。主な支出は総務費/企画費/計画調査費の需用費 31,144 千円、役務費 58,055 千円、委託料 284,884 千円、備品購入費 257,585 千円である。

③増減コメント

平成 26 年度の総務費/総務管理費/一般管理費の共済費の増加 (+1,204 千円、前年度発生なし) は、職員の産休育休等に伴い、代替職員が採用となったためである。

平成 25 年度の総務費/企画費/計画調査費の役務費の増加 (+23,519 千円、+76.3%) は、観測局増設に伴いテレメータシステムとの通信料が新たに発生したためである。

平成 26 年度の総務費/企画費/計画調査費の委託料の増加 (+150,120 千円、+93.0%) は、観測局増設に伴い保守委託料が増えたためである。

平成 24 年度の総務費/企画費/計画調査費の備品購入費の増加(+853,208 千円、+322.1%) は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、放射線モニタリング体制をさらに強化するため観測局の増設等を実施したためである。

平成 27 年度の総務費/企画費/計画調査費の備品購入費の増加 (+79,809 千円、+44.9%) は、備品の更新が多数あったためである。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 合規性の検討結果

歳出簿より抽出した以下の支出に対して、伺書から支払事務手続が法令、条例、規則等に準拠して行われていることを確かめるとともに、必要な証憑が適切に保管されていることを確認した。

(抽出した支出)

No	費目	事業（業務）等の名称
1	委託料	福井県環境放射線監視テレメータシステム（測定器その 1）保守点検業務委託
2	備品購入費	環境放射線監視テレメータシステム浮遊じん採取測定装置更新事業
3	備品購入費	原子力環境監視センター中央監視局非常用発電機更新事業
4	役務費_通信運搬費	環境放射線テレメータシステム通信費（FISH 系専用線・衛星回線 ExBird）
5	需用費_印刷製本費	平成 26 年度 福井県原子力環境監視センター所報 印刷
6	需用費_修繕料	坂尻観測局低・高線量率測定装置修繕
7	需用費_消耗品費	モニター装置消耗品費

No1 【委託料】

<検討の対象とした調達業務>

福井県環境放射線監視テレメータシステム（測定器その 1）保守点検業務委託

<理由>

今回財務執行がなされた委託料の支出の中で金額の大きい取引のひとつであったことから、福井県環境放射線監視テレメータシステム（測定器その1）保守点検業務委託の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150000761）	決裁日：平成 27 年 2 月 26 日	33,241,320 円（税込）
契約締結伺兼競争入札 （随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 3 月 25 日	30,200,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 4 月 1 日	32,616,000 円（税込）
支出負担行為書	—	32,616,000 円（税込）
検査調書	平成 28 年 3 月 31 日	32,616,000 円（税込）
請求書	平成 28 年 3 月 31 日	32,616,000 円（税込）
支出命令書	平成 28 年 4 月 4 日	32,616,000 円（税込）

No.2【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

環境放射線監視テレメータシステム浮游じん採取測定装置更新事業

<理由>

今回財務執行がなされた備品購入費の支出の中で金額の大きい取引であったことから、環境放射線監視テレメータシステム浮游じん採取測定装置更新事業の支出について検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺（No 150029034）	決裁日：平成 27 年 6 月 18 日	237,554,640 円（税込）
契約締結伺兼競争入札 （随契）結果報告書	執行日：平成 27 年 7 月 31 日	72,600,000 円（税抜）
契約書	契約日：平成 27 年 8 月 5 日	78,408,000 円（税込）
支出負担行為書	—	78,408,000 円（税込）
支出負担行為変更伺	決裁日：平成 27 年 8 月 6 日	変更前：78,408,000 円（税込） 変更後：78,408,000 円（税込）
支出負担行為書（変更）	—	変更前：78,408,000 円（税込） 変更後：78,408,000 円（税込）
検査調書	平成 28 年 3 月 28 日	78,408,000 円（税込）

請求書	平成 28 年 3 月 28 日	78,408,000 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 28 日	78,408,000 (税込)

No3【備品購入費】

<検討の対象とした調達業務>

原子力環境監視センター中央監視局非常用発電機更新事業

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺(No 150050437)	決裁日：平成 27 年 8 月 20 日	24,327,000 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 9 月 30 日	20,800,000 円 (税抜)
契約書	契約日：平成 27 年 10 月 6 日	22,464,000 円 (税込)
支出負担行為書	—	22,464,000 円 (税込)
支出負担行為変更伺	決裁日：平成 27 年 10 月 14 日	変更前：22,464,000 円 (税込) 変更後：22,464,000 円 (税込)
支出負担行為書 (変更)	—	変更前：22,464,000 円 (税込) 変更後：22,464,000 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 25 日	22,464,000 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 25 日	22,464,000 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 25 日	22,464,000 円 (税込)

No4【役務費_通信運搬費】

<検討の対象とした調達業務>

環境放射線テレメータシステム通信費 (FISH 系専用線・衛星回線 ExBird)

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150006949)	決裁日：平成 27 年 3 月 30 日	39,187,800 円 (税込)
請求書 (3 月分)	平成 28 年 3 月 31 日	1,062,180 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 28 年 4 月 4 日	1,062,180 円 (税込)

No5【需用費_印刷製本費】

<検討の対象とした調達業務>

平成 26 年度 福井県原子力環境監視センター所報 印刷

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
購入伺 (No 150114433)	決裁日:平成 28 年 1 月 29 日	184,893 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日:平成 28 年 2 月 10 日	123,200 円 (税抜)
支出負担行為書	—	133,056 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 3 月 17 日	133,056 円 (税込)
請求書	平成 28 年 3 月 17 日	133,056 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 3 月 23 日	133,056 円 (税込)

No6【需用費_修繕料】

<検討の対象とした調達業務>

坂尻観測局低・高線量率測定装置修繕

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
執行伺 (No 150093759)	決裁日:平成 27 年 12 月 1 日	885,600 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日:平成 27 年 12 月 3 日	779,000 円 (税抜)
支出負担行為書	—	841,320 円 (税込)
請書	平成 27 年 12 月 3 日	841,320 円 (税込)
検査調書	平成 28 年 1 月 12 日	841,320 円 (税込)
請求書	平成 28 年 1 月 26 日	841,320 円 (税込)
支出命令書	平成 28 年 1 月 26 日	841,320 円 (税込)

No7【需用費_消耗品費】

<検討の対象とした調達業務>

モニター装置消耗品費

<理由>

今回財務執行がなされた支出の中から任意に選択し、検証の対象とした。

<検討結果>

福井県財務規則に従い、予算が適切に執行されていることを確認した。

証拠資料	日付	金額
単価契約伺(No150010933)	決裁日：平成 27 年 4 月 6 日	1,094,040 円 (税込)
契約締結伺兼競争入札 (随契) 結果報告書	執行日：平成 27 年 4 月 9 日	単価 計 38,300 円
単価契約書	平成 27 年 4 月 10 日	単価 計 38,300 円
執行伺	決裁日：平成 27 年 4 月 10 日	1,094,040 円 (税込)
発注検収整理書	平成 27 年 7 月 21 日	517,104 円 (税込)
請求書	平成 27 年 7 月 31 日	517,104 円 (税込)
支出負担行為兼支出命令書	平成 27 年 8 月 4 日	517,104 円 (税込)

(5) 指摘事項

支出事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(6) 意見

支出事務に記載すべき外部監査としての意見はない。

5. 契約事務

(1) 概要

①契約の状況（1件あたり100千円以上の委託契約）

	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	18	166,881
指名競争入札	0	0
随意契約	31	117,583

②随意契約理由について（1件あたり100千円以上の委託契約）

随契理由	件数（件）
1. 金額によるもの	7
2. 不動産の借入等入札に適さないもの	24
3. 障がい者、生活困窮者の自立支援に資する場合	0
4. 新商品の買い入れ	0
5. 緊急の必要による場合	0
6. 競争入札に振ることが不利と認められる場合	0
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる場合	0
8. 競争入札の入札者がいないとき	0
9. 落札者が契約を締結しないとき	0
随意契約合計	31

随意契約の理由は、77.4%が入札に適しないと判断されたことによるものであり、22.6%が金額によるものである。

③随意契約による調達金額別件数等（全ての随意契約（委託契約に限る））

	100千円 未満	100千円以上 500千円未満	500千円以上 1,000千円未満	1,000千円 以上
件数	5	10	7	14
契約金額の合計（千円）	420	3,327	5,675	108,581

契約金額が1,000千円以上の契約が件数も多く、最も多額となっている。これは、高額の特命随意契約が存在しているためである。

④主な委託契約について（契約金額 1,000 千円以上）

No	名称	委託金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	契約期間	注
1	放射線監視テレメータシステム（計算機）保守点検業務委託	32,940	随意契約 (1)	95.9	H27.4.1 から H28.3.31	1、4
2	福井県環境放射線監視テレメータシステム（測定器その1）保守点検業務委託	32,616	一般競争 (1)	98.1	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
3	公開機能および情報基盤システム運営管理・保守点検委託事業	30,780	—	—	H24.8.13 から H30.3.31	3
4	福井分析管理室分析装置免震化対応委託業務	21,816	一般競争 (1)	98.5	H27.8.3 から H28.2.29	2
5	福井県環境放射線監視テレメータシステム（測定器その2）保守点検業務委託	21,060	一般競争 (1)	97.2	H27.4.1 から H28.3.31	2
6	環境放射線監視テレメータシステム非常用発電機信号取り込み改修事業	13,716	随意契約 (1)	98.1	H27.10.30 か ら H28.3.25	4
7	福井県環境放射線監視テレメータシステム線量率測定装置移設業務委託	13,024	随意契約 (1)	99.8	H27.9.7 から H28.3.24	4
8	福井県環境放射線監視テレメータシステム気象観測装置他移設業務委託	9,828	一般競争 (1)	98.8	H27.9.1 から H28.3.24	2
9	線量率表示装置保守点検業務委託事業	9,698	随意契約 (1)	99.4	H27.7.31 から H28.2.5	1、4
10	モニタリング情報共有システム管理運営委託事業	9,147	随意契約 (1)	99.4	H27.4.1 から H28.3.31	4
11	放射線監視に係るシステム管理委託事業	8,964	一般競争 (1)	94.1	H27.4.1 H28.3.31	2

12	福井県環境放射線監視テレメータシステム子局装置移設業務委託	8,748	随意契約 (1)	99.4	H27.8.21 から H28.3.24	4
13	化学分析前処理等委託事業	7,776	一般競争 (1)	94.9	H27.4.1 から H28.3.31	2
14	試料採取業務委託事業	6,804	一般競争 (1)	92.7	H27.4.1 から H28.3.31	2
15	環境放射線データベースシステム保守点検業務委託	6,588	一般競争 (1)	98.9	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
16	モニタリングデータ表示装置および放射線監視情報中央表示装置保守委託	5,832	随意契約 (1)	98.1	H27.4.1 から H28.3.31	4
17	環境放射線モニタリングにおける精度管理委託事業	5,594	一般競争 (1)	94.6	H27.6.4 から H28.3.25	1、2
18	試料前処理業務委託事業	3,996	一般競争 (2)	95.2	H27.4.1 から H28.3.31	
19	水準調査用モニタリングポスト（その2）	3,753	随意契約 (1)	99.6	H27.4.1 から H28.3.31	4
20	データ修正業務委託	3,391	一般競争 (1)	86.5	H27.4.1 から H28.3.31	1、2
21	可搬型モニタリングポスト保守点検委託事業	3,304	随意契約 (1)	97.7	H27.5.12 から H28.2.29	4
22	福井県環境放射線監視テレメータシステム浮遊じん採取測定装置移設業務委託	2,962	随意契約 (1)	99.3	H27.8.21 から H28.3.24	4
23	小型モニタリングカー計測機器保守点検業務委託	2,052	一般競争 (1)	94.9	H27.11.10 から H28.3.4	1、2
24	環境放射線データベースシステムネットワーク改修業務委託事業	1,620	随意契約 (1)	98.4	H27.4.17 から H27.7.15	4
25	ゲルマニウム半導体検出器保守点検業務委託事業	1,620	随意契約 (1)	99.6	H27.4.28 から H28.3.18	1、4

26	原子力環境監視センター 福井分析管理室無停電電 源装置保守点検業務委託 事業	1,566	一般競争 (1)	99.2	H27.5.15 から H28.3.18	1、2
27	原子力環境監視センター 無停電電源設備保守点検 業務委託事業（敦賀）	1,188	一般競争 (1)	98.3	H27.4.1 から H28.3.31	2
28	無線伝送式気象データ収 集システム保守点検業務 委託	1,188	一般競争 (1)	93.9	H27.4.1 から H28.3.31	2
29	液体窒素自動製造・供給 装置保守点検業務委託事 業	1,134	随意契約 (1)	95.4	H27.5.18 から H28.3.18	1、4
30	情報統合表示装置保守点 検業務委託事業	1,080	随意契約 (1)	89.5	H27.9.15 から H27.12.25	1、4

注1：5年以上継続して同一業者に委託している契約。

注2：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注3：現年分のみ金額。5年間の長期継続契約となっている。

注4：設備やシステム等の当初納入業者でないと保守管理業務ができないなどの理由のため特命随意契約となっている。

⑤主な工事請負契約（契約金額 1,000 千円以上）

該当する工事請負契約はない。

⑥主な備品購入（購入金額 1,000 千円以上）

No	名称	購入金額 (千円)	契約方法 (参加数)	請負率 (%)	注
1	環境放射線監視テレメータシステム 浮遊じん採取装置測定更新事業	78,408	一般競争 (3)	33.0	
2	伝送機能付電子線量計観測局整備事 業	77,760	一般競争 (3)	91.4	2
3	原子力環境監視センター中央監視局 非常用発電機更新事業	19,710	一般競争 (1)	92.3	1
4	放射線監視テレメータシステム観測 局気象測定器更新事業	16,200	一般競争 (2)	45.8	

5	可搬型モニタリングポスト更新整備事業	13,824	一般競争 (1)	58.2	1、2
6	可搬型よう素サンプラ更新事業	9,450	一般競争 (1)	98.4	1、2
7	熱ルミネッセンス線量計リーダ更新事業	9,288	一般競争 (1)	98.8	1、2
8	サーベイメータキット更新事業	9,104	一般競争 (1)	94.3	1、2
9	アルファ線測定装置更新事業	7,560	一般競争 (2)	55.3	2
10	マイクロ波試料前処理装置更新事業	6,696	一般競争 (3)	88.2	3
11	観測局巡回車更新事業	3,984	一般競争 (1)	89.4	1
12	トリチウム採取用除湿器更新事業	2,386	一般競争 (1)	81.7	1、2
13	環境試料サンプリング車更新事業	2,117	一般競争 (2)	72.0	

注1：一般競争入札により契約しているが、結果として1者のみ参加となっている。

注2：業者見積金額が設計価格となっており、予定価格は設計価格の任意の割合となっている案件。

注3：業者見積金額が設計価格および予定価格となっている案件。

⑦主な原材料購入（購入金額 1,000 千円以上）

該当する原材料購入はない。

⑧5年以上継続して同一相手先に委託している案件（契約金額 1,000 千円以上）

No	委託業務の名称	要因
1	放射線監視テレメータシステム（計算機）保守点検業務委託	開発ソフトウェアに関連した保守であり、システム整備した業者しか対応できないため
2	福井県環境放射線監視テレメータシステム（測定機その1）保守点検業務委託	一般競争入札の結果
3	線量率表示装置保守点検業務委託事業	本装置の開発を行った業者しか対応できないため

4	環境放射線データベースシステム保守点検業務委託	一般競争入札の結果
5	環境放射線モニタリングにおける精度管理委託事業	一般競争入札の結果
6	データ修正業務委託	一般競争入札の結果
7	小型モニタリングカー計測機器保守点検業務委託	一般競争入札の結果
8	ゲルマニウム半導体検出器保守点検業務委託事業	本装置の県内唯一の代理店しか対応できないため
9	原子力環境監視センター福井分析管理室無停電電源装置保守点検業務委託事業	一般競争入札の結果
10	液体窒素自動製造・供給装置保守点検業務委託事業	特殊な装置であり、装置の製造者でしか対応できないため
11	情報統合表示装置保守点検業務委託事業	開発ソフトウェアに関連した保守であり、システム整備した業者しか対応できないため

11 件中 6 件は一般競争入札の結果であるが、全て入札参加者数は 1 者である。また、残りの 5 件は特命随意契約の結果であり、今後も契約継続が見込まれる。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、契約事務に不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

①請負率について

備品購入のうち、請負率が 50%を下回る案件がある。

【意見】

請負率は購入価額（＝落札価格）を設計価格で除して求められ、低いほど県としては割安に購入できたことを意味する。そのため、低ければ低いほど競争原理が働いた結果であり、評価すべき指標となる。しかし、設計価格はこの程度の金額が購入価額として妥当であるとして算定された金額であり、通常であれば請負率は 90%程度となる。

平成 27 年度において、原子力環境センターでの 100 万円以上の備品購入は 13 件あるが、90%以上は 5 件、70%以上 90%未満が 4 件、50%以上 70%未満 2 件、50%未満 2 件と今回監査対象となった他の公設試に比べ全体的に相当程度低い。設計価格の算定方法は主として業者からの見積りを基本としており、他の施設と変わっているわけではないが、請負率があまりに低いと次回の機器更新の際の予算設定や設計価格の合理的な算定に影響を与える。結果として請負率が低い場合にその要因を分析して次の機器更新に生かしていく必要がある。

②入札参加者数について

一般競争入札としているにもかかわらず入札参加者数が 1 者のみとなっている案件がある。

【意見】

可能な限り一般競争入札または指名競争入札とするよう努力している結果、一般競争入札における入札参加者数が少ない案件がある程度発生することは仕方がないと言える。なお、入札参加者数が 1 者となる場合で考えられる要因は、入札案件の広報不足の場合や案件の仕様書の内容を実現できる業者が 1 者しかない場合、もしくは案件の設計価格が低すぎて業者にとって案件に入札参加する経済的なメリットがほとんどない場合などが考えられる。詳細は総論にて記載するが、入札参加者が 1 者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続におけるマネジメント管理手続が実施されることが望ましい。

6. 財産管理事務

(1) 概要

当機関は敦賀監視センターと衛生環境研究センターの敷地内にある福井分析室から構成される。工作物として、局舎が 39 か所で計 19,212 千円がある。

また、当機関は環境放射線および環境放射能の監視、調査研究および知識の普及等に係る業務を行う機関であり、工業系や農林水産系の機関の業務の目的である産業振興を目的としていない。そのため、所有している知的財産権はない。

① 公有財産（知的財産権を除く）（基準日：平成 27 年 4 月 1 日）

- ・ 土地：所有なし
- ・ 建物

名称	延べ面積 (㎡)	評価額 (千円)
敦賀監視センター	944.82	64,311
福井分室管理室	1,531.37	79,766
計	2,476.19	144,077

主な建物 (100 ㎡以上)

名称	造り	階数	延べ面積 (㎡)	評価額 (千円)
(敦賀監視センター)				
管理棟	鉄筋コンクリート	2	944.82	64,311
(福井分析管理室)				
管理棟	鉄筋コンクリート	2	1,329.98	70,718
標準照射室	鉄筋コンクリート	1	111.45	6,402

- ・ 借受土地：下記 66 件のうち、有償借受 7 件 (年間借受料 50 千円)

用途	件数	数量(㎡)	借受先
敦賀環境監視センター庁舎敷地	1	483.49	(公)福井原子力センター
放射線観測局用地	52	1,651.93	市町、教育委員会、消防組合、宗教法人、個人等
空間線量測定用モニタリングポイント設置用地	11	7.80	市町、教育委員会
高線量モニタリング用半導体検出器実証器設置用地	1	6.25	(公)福井原子力センター
環境放射線モニタリング試料採取機器設置用地	1	4.00	日本原子力開発研究機構
計	66	2,153.47	—

・借受建物：全て無償借受

用途	件数	数量(m ²)	借受先
モニタリングデータ表示装置 設置	11	15.19	市町、教育委員会
データ通信用アンテナ設置	1	1.00	南越前町
車庫	1	75.36	(公)福井原子力センター
環境放射線モニタリング試料採取 機器設置用地	1	0.20	日本原子力発電(株) 敦賀発電所
計	14	91.75	—

・工作物

種別	構造	個数	評価額(千円)
(敦賀監視センター)			
観測局舎	各種	39	19,215
実証器	アルミニウム製	1	3,034
モニタリングポスト	キュービクル型	5	60
ハンザマスト	鉄柱	38	13,657
電柱	コンクリート柱	7	
ポール	鉄柱	29	
鉄塔	鉄塔	1	
小計		120	35,966
(福井分析室)			
発電機室	コンクリートブロック	1	271
渡り廊下	鉄骨造	1	327
小計		2	598
合計		122	36,564

② 重要物品 (基準日：平成 28 年 4 月 1 日)

・自動車

(敦賀監視センター)

3 台 計 63,170 千円(うち 1 台は特種用途自動車 55,136 千円。用途は放射線測定)

(福井分析室)

3 台 計 95,309 千円(うち 1 台は特種用途自動車 89,137 千円。用途は放射線分析)

・福井県財務規則の「物品分類表」の中分類による内訳

中分類		H28/3 残高 (取得価格, 千円)	百分率 (%)
番号	項目		
03	箱、棚、台類	6,637	0.1
04	事務用機器類	1,354,806	30.5
07	写真、光学用具類	10,279	0.2
08	測定、測量、標示用具類	1,145,516	25.8
11	暖、冷房用具類	2,079	0.0
16	電気、通信機械類	1,581,723	35.6
20	産業機械類	43,260	1.0
21	鑑定、分析、試験用具類	293,637	6.6
	総計	4,437,940	100.0

他のほとんどの機関と違い「21 鑑定、分析、試験用具類」は少なく、「16 電気、通信機械類」「04 事務用機器類」が多い。これは次に記載している「環境放射線監視テレメータシステム」の金額が大きいためである。また、「08 測定、測量、標示用具類」も多いことに特徴がある。

・金額が大きい物品（100,000 千円以上）

中分類		H28/3 残高 (取得価格, 千円)	百分率 (%)
番号	品名		
16	環境放射線監視 テレメータシステム	1,315,050	29.6
04	環境放射線監視 テレメータシステム	989,511	22.3
08	モニタリングポスト	337,166	7.6
04	公開機能および情報基盤 システム	202,492	4.6
08	低・高線量測定装置	143,850	3.2
16	観測局非常用発電機	124,200	2.8

③ 知的財産権（基準日：平成 28 年 3 月 31 日）

所有している知的財産権はない。

(2) 監査要点

監査要点については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(3) 監査手続

監査手続については、「I. 工業技術センター」と同様であるため記載を省略する。

(4) 指摘事項

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

公有財産および物品の管理に関しては、国の法律等や県の規程等以外に当機関独自の規程等はない。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、公有財産および物品の財産管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されなかった。

② 知的財産権

当機関独自の規程等はない。所有している知的財産権はない。

③ 毒劇物

当機関の福井分析管理室と衛生環境研究センターの両者同一の規程等として「薬品管理運用に関する規程」がある（毒劇物には該当しないが、当機関の独自の規程等として「計量管理規程」「放射線障害予防規程」「放射線障害予防規程細則」「核燃料物質取扱に関する規程」「密封放射性同位元素線源管理要領」といった原子力関係特有の規程がある。）。上記監査要点に従って監査手続を実施した結果、毒劇物の取扱管理事務に規程等に違反した不適切な処理は発見されず、指摘すべき事項はない。

(5) 意見

① 公有財産（知的財産権を除く）・物品

特に記載すべき事項はない。

② 知的財産権

所有している知的財産権はない。

③ 毒劇物

当機関独自の規程等として、「薬品管理運用に関する規程」があり、その規則に違反した不適切な処理は発見されなかったが、当該規則に「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求する措置が反映されているかどうかをチェックした結果は、次のとおりである。

(○：該当する規定文がある、×：該当する規定文がない)

「毒物及び劇物取締法」の規定			当機関独自の規程等
取扱い	盗難・紛失の予防措置	第 11 条 第 1 項	×
	(貯蔵・陳列等する場所)	昭和 52 年 厚生省 薬務局長通知	×
	飛散等の予防措置	第 11 条 第 2 項	×
	飲食物容器の使用	第 11 条 第 4 項	×
運搬	運搬時の予防措置	第 11 条 第 3 項	×
表示	容器被包の表示	第 12 条 第 1 項	×
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条 第 3 項	×
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2	○
事故	飛散等の場合の届出と応急措置	第 16 条の 2 第 1 項	○
	盗難・紛失時の届出	第 16 条の 2 第 2 項	×

【意見】

公設試において毒劇物を取扱う者は、都道府県知事への届出を要しない非届出業務上取扱者に該当し、毒物及び劇物取締法の規制を受ける（第 22 条第 5 項）。非届出業務上取扱者は毒劇物に関する取扱管理規程の作成を必ずしも義務付けられていないが、当機関は自主的に作成し、それを遵守している。

しかし、その規程には「毒物及び劇物取締法」の各規定が要求している措置が全て規定されているわけではない。「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。